
令和6年11月27日開会

令和6年12月13日閉会

令和6年 第4回
大分県議会定例会会議録

大 分 県 議 会

日程と目次

会期17日間〔本会議5日間、休会12日（議案調査4日、委員会3日、議事整理1日、県の休日4日）〕

月 日	曜	議 事	ページ
11. 27	水	本 会 議（第1号）	
		1 渡邊公安委員会委員の就任挨拶……………	1
		1 開会……………	2
		1 三笠宮崇仁親王妃百合子殿下の薨去について……………	2
		1 諸般の報告（9月及び10月の例月出納検査結果、職員の給与等に関する報告及び勧告、報告3件、議員派遣報告）……………	2
		1 会議録署名議員の指名……………	2
		1 会期決定の件……………	2
		1 第108号議案から第120号議案まで及び第2号報告を一括議題……………	2
		1 佐藤知事の提案理由説明……………	3
		1 議員派遣の件……………	6
11. 28	木	休会（議案調査のため）	
11. 29	金	休会（議案調査のため）	
11. 30	土	休会（県の休日のため）	
12. 1	日	休会（県の休日のため）	
12. 2	月	休会（議案調査のため）	
12. 3	火	休会（議案調査のため）	
12. 4	水	本 会 議（第2号）	
		1 第92号議案から第106号議案までを一括議題……………	7
		1 大友決算特別委員長の報告……………	8
		1 堤議員の反対討論……………	9
		1 第92号議案及び第93号議案を委員長の報告のとおり可決及び認定……………	13
		1 第96号議案から第99号議案まで、第101号議案から第103号議案まで及び第106号議案を委員長の報告のとおり認定……………	13
		1 第94号議案を委員長の報告のとおり可決及び認定……………	13
		1 第95号議案、第100号議案、第104号議案及び第105号議案を委員長の報告のとおり認定……………	13
		1 一般質問及び質疑……………	13
		1 大友議員（自由民主党）の質問……………	13
		・持続可能な地域づくりについて	
		・県経済の活性化について	
		・スポーツの振興について	
		・県庁舎について	
		1 玉田議員（県民クラブ）の質問……………	25
		・県政重点方針について	

		<ul style="list-style-type: none"> ・環境政策について ・ふくふく認証制度について ・公共施設の管理について 	
		<ul style="list-style-type: none"> 1 三浦（正）議員（自由民主党）の質問…………… 35 <ul style="list-style-type: none"> ・選ばれるおおいたに向けた取組について ・スポーツによる地域の元気づくりについて ・安心・安全の確保に向けた諸施策について ・運輸部門における2024年問題への対応について 1 清田議員（自由民主党）の質問…………… 46 <ul style="list-style-type: none"> ・社会資本整備の諸課題について ・全国豊かな海づくり大会のレガシーについて ・学校現場における諸課題について ・地域の中小小売事業者の振興について ・病院薬剤師の確保について 	
12.	5	木	<p>本 会 議（第3号）</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 一般質問及び質疑…………… 57 1 佐藤議員（無所属の会）の質問…………… 57 <ul style="list-style-type: none"> ・防災対策について ・芸術文化を活用した地域の活性化について 1 阿部（長）議員（自由民主党）の質問…………… 66 <ul style="list-style-type: none"> ・一次産業の振興について ・県民の安全・安心について ・ホーバーの運航について 1 梶田議員（自由民主党）の質問…………… 76 <ul style="list-style-type: none"> ・産業の振興について ・環境の保全について ・病児保育の充実について ・学校卒業後における障がい者の学びについて ・サイバーセキュリティ対策について 1 木田議員（県民クラブ）の質問…………… 86 <ul style="list-style-type: none"> ・産業・地域振興について ・DXの推進について ・宿泊税について ・青少年のSNSの利用について ・住宅耐震化の促進について ・米の生産拡大について ・消防・救急医療体制の充実強化について
12.	6	金	<p>本 会 議（第4号）</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 諸般の報告（141か所の定期監査結果、25か所の臨時監査結果、請願の処理結果）…………… 99 1 第121号議案、第122号議案を議題…………… 100 1 佐藤知事の提案理由説明…………… 100

		1 一般質問及び質疑、委員会付託……………	101
		1 戸高議員（公明党）の質問……………	101
		・地域防災計画について	
		・地域の活力づくりについて	
		・高齢化社会への対応について	
		・産業の活性化について	
		・学校現場における情報管理について	
		・自転車の交通安全対策について	
		1 岡野議員（自由民主党）の質問……………	111
		・産業における人材確保対策について	
		・地域の振興について	
		・県民生活の安心・安全の確保について	
		・職員監査の充実について	
		1 原田議員（県民クラブ）の質問……………	121
		・財政運営について	
		・公益通報者の保護について	
		・最低賃金について	
		・介護を巡る諸課題について	
		・ヤングケアラーについて	
		・県立高校における全国募集について	
		1 首藤議員（自由民主党）の質問……………	131
		・学校教育について	
		・中小企業への支援について	
		・県立図書館について	
		・動物を巡る諸課題について	
		・人権が尊重される社会づくりについて	
		1 堤議員（日本共産党）の質疑……………	140
		・令和6年度大分県一般会計補正予算（第5号）について	
		・新たなまち・ひと・しごと創生大分県総合戦略案の骨子について	
		1 第108号議案から第122号議案まで及び第2号報告を所管の常任委員会に付託……………	144
		1 付託表……………	144
12.	7	土	休会（県の休日のため）
12.	8	日	休会（県の休日のため）
12.	9	月	休会（常任委員会のため）
12.	10	火	休会（常任委員会のため）
12.	11	水	休会（常任委員会のため）
12.	12	木	休会（議事整理のため）
12.	13	金	本 会 議（第5号）
		1	諸般の報告（11月の例月出納検査結果、人事委員会の意見聴取結果、出前県議会報告）…………… 148

第4回 大分県議会定例会会議録 日程と目次

	1	第108号議案から第122号議案まで及び第2号報告に対する各常任委員長の報告……………	148
	1	三浦（正）福祉保健生活環境委員長の報告……………	148
	1	木付商工観光労働企業委員長の報告……………	148
	1	井上農林水産委員長の報告……………	149
	1	古手川土木建築委員長の報告……………	149
	1	大友文教警察委員長の報告……………	149
	1	麻生総務企画委員長の報告……………	149
	1	三浦（由）議員の反対討論……………	150
	1	猿渡議員の討論……………	150
	1	第108号議案から第121号議案まで及び第2号報告を委員長の報告のとおり決定……………	151
	1	第122号議案を委員長の報告のとおり可決……………	151
	1	第123号議案、第124号議案を一括議題……………	151
	1	佐藤知事の提案理由説明……………	151
	1	第123号議案、第124号議案に同意……………	151
	1	議員提出第18号議案（「バカンス法（仮称）」の制定を求める意見書）を議題……………	151
	1	大友議員の提案理由説明……………	152
	1	議員提出第18号議案を原案のとおり可決……………	152
	1	特別委員会の報告……………	152
	1	井上経済活性化対策特別委員長の報告……………	152
	1	選挙管理委員及び同補充員の選挙……………	153
	1	議員派遣の件……………	154
	1	閉会中の継続調査の件……………	155
	1	閉会……………	156
付	1	請願処理結果……………	157

令和6年第4回大分県議会定例会会議録（第1号）

令和6年11月27日（水曜日）

議事日程第1号

令和6年11月27日
午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 第108号議案から第120号議案まで及び第2号報告
(議題、提出者の説明)
- 第4 議員派遣の件

本日の会議に付した案件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 第108号議案から第120号議案まで及び第2号報告
(議題、提出者の説明)
- 日程第4 議員派遣の件

出席議員 43名

議長 嶋 幸一	副議長 井上 明夫
志村 学	御手洗吉生
榊田 貢	穴見 憲昭
岡野 涼子	中野 哲朗
宮成公一郎	首藤健二郎
清田 哲也	今吉 次郎
阿部 長夫	小川 克己
太田 正美	後藤慎太郎
森 誠一	大友 栄二
木付 親次	三浦 正臣
古手川正治	元吉 俊博
麻生 栄作	阿部 英仁
御手洗朋宏	福崎 智幸
吉村 尚久	若山 雅敏
成迫 健児	高橋 肇
木田 昇	二ノ宮健治
守永 信幸	原田 孝司

玉田 輝義	澤田 友広
吉村 哲彦	戸高 賢史
猿渡 久子	堤 栄三
末宗 秀雄	佐藤 之則
三浦 由紀	

欠席議員 なし

出席した県側関係者

知事	佐藤樹一郎
副知事	尾野 賢治
副知事	桑田龍太郎
教育長	山田 雅文
公安委員長	平川加奈江
人事委員長	石井 久子
代表監査委員	長谷尾雅通
労働委員会会長	深田 茂人
総務部長	渡辺 淳一
企画振興部長	若林 拓
企業局長	高野 信一
病院局長	井上 敏郎
警察本部長	種田 英明
福祉保健部長	工藤 哲史
生活環境部長	島田 忠
商工観光労働部長	利光 秀方
農林水産部長	淵野 勇
土木建築部長	五ノ谷精一
会計管理者兼会計管理局長	馬場真由美
交通政策局長	嶋川 智尉
防災局長	首藤 圭
観光局長	渡辺 修武

午前10時

嶋議長 皆さんおはようございます。

開会に先立ち、先般新たに就任された渡邊直二公安委員会委員から御挨拶があります。

渡邊公安委員会委員 おはようございます。本年度10月12日付けで大分県公安委員会委員に就任した渡邊直二と申します。中津市出身で

す。どうぞよろしくお願ひします。(拍手)

午前10時1分 開会

嶋議長 ただいまから令和6年第4回定例会を開会します。

嶋議長 これより本日の会議を開きます。

三笠宮崇仁親王妃百合子殿下の薨去について

嶋議長 この際、謹んで申し上げます。

去る11月15日、崇仁親王妃百合子殿下は薨去されました。

ここに改めて哀悼の誠をささげ、御霊の御冥福を衷心よりお祈り申し上げます。

諸般の報告

嶋議長 日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

まず、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、9月及び10月の例月出納検査の結果について、それぞれ文書をもって報告がありました。

なお、調書は朗読を省略します。

次に、去る10月1日に人事委員会から、地方公務員法第8条第1項、第14条第2項及び第26条の規定に基づき、職員の給与等に関する報告及び勧告がありました。

なお、文書はその写しを既に各議員に配布しています。

次に、知事から、損害賠償の額の決定についてなど3件の報告がありました。

なお、報告書はいずれも議案書の末尾に添付しています。

次に、会議規則第125条第1項ただし書の規定により、お手元に配布の表のとおり議員を派遣しました。

以上、報告を終わります。

嶋議長 本日の議事は、議事日程第1号により行います。

日程第1 会議録署名議員の指名

嶋議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、清田哲也議員及び澤田友広議員を指名します。

日程第2 会期決定の件

嶋議長 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から12月13日までの17日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、会期は17日間と決定します。

日程第3 第108号議案から第120号議案まで及び第2号報告

(議題、提出者の説明)

嶋議長 日程第3、第108号議案から第120号議案まで及び第2号報告を一括議題とします。

第108号議案 令和6年度大分県一般会計補正予算(第4号)

第109号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

第110号議案 当せん金付証券の発売について

第111号議案 大分県産業廃棄物税条例の一部改正について

第112号議案 大分県の事務処理の特例に関する条例等の一部改正について

第113号議案 物品の取得について

第114号議案 保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

第115号議案 損害賠償の額を定めることについて

第116号議案 工事請負契約の変更について

第117号議案 工事請負契約の変更について

- 第118号議案 宅地造成及び特定盛土等規制法による規制区域の指定に伴う関係条例の整備について
- 第119号議案 工事請負契約の締結について
- 第120号議案 警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部改正について
- 第2号報告 令和6年度大分県一般会計補正予算（第3号）

→…←

嶋議長 提出者の説明を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 おはようございます。初めに、去る11月15日、崇仁親王妃百合子殿下が薨去されたことは誠に痛惜に堪えず、ここに県民と共に謹んで哀悼の意を表し、御冥福をお祈り申し上げます。

令和6年第4回定例県議会の開会にあたり、県政諸般の報告を申し上げ、あわせて今回提出した諸議案について説明します。

今月9日、10日の両日、天皇皇后両陛下に御来県を賜り、第43回全国豊かな海づくり大会が開催されました。県内外から多くの参加者をお迎えして、記念すべき第1回大会以来、2度目となる本県での大会が盛大に開催できたことを大変うれしく思っています。

総合文化センターで行われた式典行事では、天皇陛下からお言葉を賜ったほか、若手漁業者や環境保全活動等の実践者の方々が豊かな海の創出に向けた挑戦と決意を力強く表明してくださいました。続いて、別府港において、大漁旗で装飾した41隻もの漁船団による海上歓迎パレードや、マコガレイ、マダイの稚魚の放流を行ったところです。

この間、両陛下におかれては、折に触れて、子どもたちや関係者に温かいお言葉をおかけくださるなど、大変親しく接していただきました。ここに県民を代表して、謹んで御礼を申し上げます。また、本大会の開催にあたり、御尽力いただいた関係者の皆様、そして、御協力いただいた県議会、県民の皆様に対し、改めて感謝を申し上げる次第です。

これから大事なことは、大会テーマである

「つなぐバトン 豊かな海を 次世代へ」を実現していくことです。そのため、まずは、つくり育てる漁業の取組を一層推進します。期間中、両陛下に御視察いただいた漁業公社国東事業場の新たな種苗生産施設を活用して、放流効果の高い拠点に種苗を集中放流することなどにより、資源の回復を図ります。養殖業においても、処理能力を増した県漁協のブリ加工施設等を生かしながら、多様化するマーケットや環境変化に対応した持続的な産地づくりを進めます。

あわせて、水産資源や自然環境を守ることの大切さを子どもたちに伝えることも重要です。県では、大会に先駆けて先月から、県内全ての小中学校を対象として、海づくり教室を開催するとともに、給食に県産水産物を提供して、漁業を取り巻く環境に対する理解促進や魚食の普及に努めています。今後も、こうした対策を継続することで、先人から受け継いだこの恵み豊かな大分の海をしっかりと次世代へつなげていきます。

今年、地震や風水害が相次ぎました。中でも、この夏、県内を直撃した台風第10号では、幸い人命に関わる被害はありませんでしたが、土木や農林水産施設を中心に、約370億円に上る甚大な被害が生じました。そのうち、道路や河川、砂防・治山施設などの本格復旧については、年内に災害査定を終え、工事の発注を急ぎます。農地等の復旧についても、可能な限り来年の作付けに間に合うよう、市町を支援していきます。また、6月30日からの大雨の影響により被災した国道386号三郎丸橋に関しても、架け替えや河道拡幅による改良復旧を実施し、再度災害の防止を図ります。今議会には、それぞれ早急に対応を進めるための補正予算を提案しており、一刻も早い復旧を目指していきたいと考えています。

これとあわせて、頻発・激甚化する自然災害に備え、県土強靱化をさらに加速させていくことも重要です。先週には、国の来年度予算はもとより、現在検討されている補正予算においても、可能な限り事業費を確保できるよう、関係省庁へ要望を行ってきたところです。県民の命

と暮らしを守るため、引き続き、災害に強い県土づくりに総力を挙げて取り組んでいきます。

国内経済は、先日発表された7月から9月期の実質GDP速報値では、年率換算で前期比0.9%の増となり、2四半期連続でプラス成長が続いています。また、個人消費を支える実質賃金についても、ようやく増加に転じる兆しが見えてきました。このように、徐々に成長と分配の好循環が生まれつつあり、その足取りを確かなものとするためにも、喫緊の課題である人手不足に全力で対処し、県内経済を活性化していかなければなりません。

特に、日常生活に欠かせない地域交通や運送業等の運輸分野は、2024年問題の影響もあり、県の500社訪問調査によると、人手不足と回答した企業が7割を超えるなど、厳しい状況となっています。このため、今年度から、乗務員の免許取得や採用活動費等に対する助成制度を創設したところ、これまでに多くの手を挙げていただいております。引き続きしっかりと支援していきたいと考えています。

団塊の世代が全て75歳以上となる来年度を控え、介護人材の確保も急務です。処遇改善をはじめ、DX化による負担軽減や外国人材の受入促進に力を入れています。そうした中、次の一手として、先月、インドネシアの人材養成機関と連携協定を締結しました。今後は、この協定に基づき、インドネシアにおいて本県での就業に意欲のある人材を育成しつつ、県内介護施設との関係構築を進め、安定的かつ長期的な受入体制を確立していきます。

加えて、これから生産年齢人口の減少が見込まれる中、本県が持続的に発展していくためには、全庁を挙げて、産業人材の確保・育成対策を一層強化する必要があります。そこで、現在、若者や女性、シニア層、障がい者、外国人など多様な人材が活躍できる環境づくりと、産業を支える人づくりを両輪として、施策を総合的に推進するためのプラン策定に取り組んでいます。そして、実行にあたっては、今年度創設した産業人材政策課を司令塔とし、産業界や教育界、市町村との連携もさらに深めながら、着実に人

材の確保と育成を図っていきます。

こうした対策とあわせて、その根本にある人口減少を乗り越え、持続可能な社会の形成を目指す地方創生も加速させていかなければなりません。時あたかも、今年は、地方創生の取組が本格的に始まって10年の節目を迎えています。この間、国・地方を挙げ、施策を総動員して推進してきました。しかしながら、人口減少は想定を上回るスピードで進んでおり、令和4年以降は、東京都を除く全ての道府県で前年比マイナスとなるなど、歯止めがかかっていません。

本県においても、平成27年にまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、大分県版地方創生に取り組んできましたが、出生数の大幅な減少などにより、自然動態はマイナスで推移しています。一方、社会動態については、積極的な移住促進や外国人材の受入れ等が功を奏し、昨年まで2年連続での増となっています。もちろん、全体としては若年層を中心に減少が続いており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2035年には100万人を割り込む見通しとされています。このため、今後、より強力な対策を講じるべく、これまでの施策効果等をしっかりと検証しながら、新たな総合戦略とその前提となる人口ビジョンの改訂作業を行っているところであり、今定例会において、概要を報告することとしています。

人口ビジョンについては、先に策定した長期総合計画、安心・元気・未来創造ビジョン2024の着実な実行を前提に、2035年までの目標を設定しています。合計特殊出生率を県民の希望出生率である1.84まで高めるとともに、社会増についても、計画の目標に掲げた移住者数や外国人労働者数の増加分などを見込み、100万人の人口の維持を目指していきたいと考えています。

この新たな人口ビジョンの実現に向けて、次期総合戦略では、以下の四つを政策の柱に位置付けて、早急に道筋を付ける必要がある施策を中心に、今後5年間で重点的に実施していきたいと考えています。

まず、大事なことは、地方創生の中心である

県民全てが輝き、一人一人の希望がかなう社会を構築し、急激な人口減少に歯止めをかけていくことです。そこで、第1の柱には、「ひと」の分野を据え、これまで以上に県民に寄り添いながら、子ども・子育て支援や生涯を通じた健康づくりなどを充実させていきます。

あわせて、力強い産業を育て、働きがいのある仕事を生み出していくことも不可欠であり、第2の柱は、「しごと」の分野としています。新たな雇用と活力を生む企業立地や産業集積をはじめ、DX等を活用した生産性向上による稼ぐ力の強化、農林水産業の成長産業化などにスピード感を持って取り組みます。早速、先月には、8月に訪問した台湾から二つの経済団体が来県され、県商工会議所連合会との間で業務協力の覚書を締結したところです。今後の経済・投資・貿易関係のさらなる進展を期待しています。

続く第3の柱では、そうした「ひと」と「しごと」を支える生活の場である「まち」の分野を掲げ、暮らしの豊かさを実感できるよう、魅力的な地域づくりを進めます。強靱な県土づくりはもとより、ネットワーク・コミュニティの取組強化や生活道路の整備、地域公共交通の維持・確保に全力を挙げるほか、デジタル技術等を活用して住民の利便性向上を図り、地域の持続的な発展を目指していきます。

このように、県民の暮らしに欠かせない三つの政策分野を充実させつつ、それらの効果を一層高めるためには、新しい人や物の流れを創り出していく必要があります。そのため、今回の戦略では、新たに「ひとやものの流れ」を柱に立て、政策間連携による相乗効果を最大限引き出していきます。とりわけ、あらゆる活動の基盤である広域交通ネットワークの形成は重要です。中九州横断道路など高規格道路の早期完成、東九州新幹線等の整備計画路線への格上げや豊予海峡ルートを取組について、関係自治体や経済界などとの連携を強化しながら、国や関係機関に強く働きかけていきます。また、移住や観光誘客の促進にも力を入れ、若者や女性を中心とした社会増や交流人口の拡大につなげます。

人口減少の流れを変えることは容易ではありませんが、こうして粘り強く取り組み、大分県版地方創生を実現していきたいと考えています。

来年度は、第3回定例会において承認いただいた長期総合計画の執行元年となります。力強いスタートを切るべく、予算特別枠を過去最大に並ぶ25億円に設定し、現在、知恵を絞って、具体的な施策に磨きをかけているところです。計画に基づく新たな対策や、これまでの取組をさらに推進するための事業を一つ一つ丁寧に積み重ね、県民と共に新しい大分を創造していきたいと考えています。

一方、地方財政をめぐる状況は、社会保障関係費の伸びに加え、県土強靱化の推進や金利上昇による公債費の増嵩、官民を通じた賃上げに伴う人件費の増加など、一層厳しさを増しています。また、現在、国において議論されている所得税等の基礎控除額の引上げや揮発油税などのトリガー条項の凍結解除についても、動向を注視していく必要があります。そのような中、計画を着実に実行していくためには、安定的な財政基盤を構築しておくことが肝要です。このため、あわせて策定した行財政改革計画に基づき、さらなる歳入確保や節約など、常在行革の精神で不断の取組に努めていきます。

次に、提出した諸議案について、主な内容を御説明します。

はじめに、第108号議案令和6年度大分県一般会計補正予算（第4号）について、補正額は99億5,776万7千円となっています。その内容は、さきほど言った台風や大雨により被災した土木施設や農林施設の復旧に関して、原形復旧に加え、災害の再発防止に向けた機能強化を図るため、既決予算の不足額を追加するものです。

次に、予算外議案について説明します。

第109号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正については、マイナンバーカードと運転免許証の一体化に関して定めた道路交通法の一部改正等に伴い、手数料を新設するものなどです。

第118号議案宅地造成及び特定盛土等規制

法による規制区域の指定に伴う関係条例の整備については、土砂等の堆積行為に係る許可基準の見直し等を行うため、関係条例を改正するものです。

次に、報告の主なものについて申し上げます。

第2号報告令和6年度大分県一般会計補正予算(第3号)については、先月27日に行われた衆議院議員総選挙等の執行経費として、補正額8億3,968万9千円について専決処分したものです。

以上をもって提出した諸議案の説明を終わります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同いただきますようお願いいたします。

嶋議長 以上で提出者の説明は終わりました。

日程第4 議員派遣の件

嶋議長 日程第4、議員派遣の件を議題とします。

議員派遣

その1

1 目的

地方議会活性化シンポジウム2024出席のため

2 場所

東京都

3 期間

令和6年11月29日から30日まで

4 派遣議員

宮成公一郎、首藤健二郎、若山雅敏

嶋議長 お諮りします。会議規則第125条第1項の規定により、お手元に配布のとおり各議員を派遣したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、お手元に配布のとおり各議員を派遣することに決定しました。

次に、お諮りします。ただいま可決された議員派遣の内容について、今後変更を要するとき

は、その取扱いを議長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

嶋議長 以上で本日の議事日程は終了しました。

お諮りします。明28日、29日、12月2日及び3日は議案調査のため休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、明28日、29日、12月2日及び3日は議案調査のため休会と決定しました。

なお、30日、12月1日は県の休日のため休会とします。

次会は、12月4日定刻より開きます。日程は、決定次第通知します。

嶋議長 本日はこれをもって散会します。

午前10時22分 散会

令和6年第4回大分県議会定例会会議録（第2号）

令和6年12月4日（水曜日）

議事日程第2号

令和6年12月4日

午前10時開議

第1 第92号議案から第106号議案まで
（議題、決算特別委員長の報告、質疑、
討論、採決）

第2 一般質問及び質疑

本日の会議に付した案件

日程第1 第92号議案から第106号議案ま
で

（議題、決算特別委員長の報告、質
疑、討論、採決）

日程第2 一般質問及び質疑

出席議員 43名

議長 嶋 幸一	副議長 井上 明夫
志村 学	御手洗吉生
梶田 貢	穴見 憲昭
岡野 涼子	中野 哲朗
宮成公一郎	首藤健二郎
清田 哲也	今吉 次郎
阿部 長夫	小川 克己
太田 正美	後藤慎太郎
森 誠一	大友 栄二
木付 親次	三浦 正臣
古手川正治	元吉 俊博
麻生 栄作	阿部 英仁
御手洗朋宏	福崎 智幸
吉村 尚久	若山 雅敏
成迫 健児	高橋 肇
木田 昇	二ノ宮健治
守永 信幸	原田 孝司
玉田 輝義	澤田 友広
吉村 哲彦	戸高 賢史
猿渡 久子	堤 栄三

末宗 秀雄

佐藤 之則

三浦 由紀

欠席議員 なし

出席した県側関係者

知事	佐藤樹一郎
副知事	尾野 賢治
副知事	桑田龍太郎
教育長	山田 雅文
代表監査委員	長谷尾雅通
総務部長	渡辺 淳一
企画振興部長	若林 拓
企業局長	高野 信一
病院局長	井上 敏郎
警察本部長	種田 英明
福祉保健部長	工藤 哲史
生活環境部長	島田 忠
商工観光労働部長	利光 秀方
農林水産部長	淵野 勇
土木建築部長	五ノ谷精一
会計管理者兼会計管理局長	馬場真由美
交通政策局長	嶋川 智尉
防災局長	首藤 圭
観光局長	渡辺 修武
人事委員会事務局長	倉原 浩一
労働委員会事務局長	一丸 淳司

午前10時 開議

嶋議長 皆さんおはようございます。

これより本日の会議を開きます。

嶋議長 本日の議事は、議事日程第2号により
行います。

日程第1 第92号議案から第106号議案
まで

（議題、決算特別委員長の報告、
質疑、討論、採決）

嶋議長 日程第1、第92号議案から第106号議案までの各決算議案を一括議題とし、これより委員長の報告を求めます。決算特別委員長大友栄二議員。

〔大友議員登壇〕

大友決算特別委員長 決算特別委員会の審査の経過と結果について御報告します。

本委員会では審査した案件は、第3回定例会で付託を受けた第92号議案令和5年度大分県病院事業会計利益の処分及び決算の認定について、第93号議案令和5年度大分県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について、第94号議案令和5年度大分県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、第95号議案令和5年度大分県一般会計歳入歳出決算の認定について及び第96号議案から第106号議案までの令和5年度各特別会計歳入歳出決算の認定についての議案15件です。

委員会は、9月13日から11月1日までの間に8回開催し、会計管理者及び監査委員ほか関係者の出席説明を求め、予算の執行が適正かつ効果的に行われたか、また、その結果、どのような事業効果がもたらされたかなどについて慎重に審査しました。

その結果、各般の事務事業等は、議決の趣旨に沿っておおむね適正な執行が行われており、総じて順調な成果を収められているものとの結論に至り、第92号議案及び第93号議案については全会一致をもって、第94号議案については賛成多数をもって可決及び認定すべきものと決定しました。

また、第96号議案から第99号議案まで、第101号議案から第103号議案まで及び第106号議案については全会一致をもって、第95号議案、第100号議案、第104号議案及び第105号議案については賛成多数をもって認定すべきものと決定しました。

なお、決算審査の結果、お手元に配布の決算特別委員会審査報告書のとおり、改善、あるいは検討を求める事項について取りまとめたところではあります。

その全ての朗読は省略しますが、いくつかの

項目について申し述べたいと思います。

まず、財政運営の健全化についてです。

令和5年度の普通会計決算において、財政調整基金残高及び県債残高は、行財政改革推進計画の目標額を達成していますが、今後は、社会保障関係費の増加などによる義務的経費の増大や、県有建築物、インフラ施設の老朽化による大規模改修及び更新のため、多額の費用が必要となります。

そのため、インフラの老朽化に対応した財源の確保や、スクラップ・アンド・ビルドの徹底など、今後も行財政運営の効率化、健全化に努めていただきたいと思います。

次に、収入未済額の縮減等についてです。

令和5年度の一般会計及び特別会計の収入未済額合計は、前年度に比べ減少していますが、収入未済額の減少額は前年度に比べ大幅に縮小しており、また、収入未済額全体としては依然として多額であることから、今後も引き続き、収入未済額の縮減と新たな発生防止に努めていただきたいと思います。

次に、個別事項についてですが、今回11の項目を挙げており、それぞれの項目名については、①メンタルヘルス対策について、②県民ニーズを押さえた補助事業等の効果的な執行について、③公共交通ネットワークについて、④訪問看護強化事業について、⑤障がい者活躍について、⑥水源整備を支援する事業の継続について、⑦大分県観光産業の振興について、⑧U I Jターンのさらなる取組の推進及び就職先の確保について、⑨流域治水による防災・減災対策について、⑩建設産業における人材確保について、⑪教員の人材確保について、以上のとおりです。

本委員会でもとめた事項については、今後の事業執行及び来年度の予算編成に反映させるなど、適時適切な対応を講じられるよう要望して、決算特別委員会の報告とします。

嶋議長 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

別に御質疑もないようですので、質疑を終結

し、これより討論に入ります。

発言の通告がありますので、これを許します。
堤栄三議員。

〔堤議員登壇〕

堤議員 おはようございます。日本共産党の堤です。上程された決算議案について、反対の立場から討論したいと思っています。

まず、第95号議案2023年度大分県一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場からの討論です。

まず、歳入全体についてです。

今回の一般会計歳入決算は7,562億7,258万円であり、新型コロナウイルス感染症対策関連決算など当然必要なものも含まれていますが、施策ごとの賛否を問えない以上、以下の意見を付して反対討論をします。

県税等の収入未済については前年に比べて減少したとはいえ、2023年度末で7億7,885万円の残で、また不納欠損も県税として233件、7,364万円となっています。

県内中小企業はコロナ感染症や、その後の円安、物価高騰によって景気が下落する中、経営は大変厳しくなっているのが実態です。未収額の減少は必要なことではありますが、事業主の経営継続を疎外するような差押えは厳に戒めなければなりません。そして、納税指導はあくまで事業主の納得と了解の下、実施すべきです。

以下、歳出決算について反対の理由を具体的に述べていきます。

県民の暮らしや福祉応援の予算への転換。

社会保障の推進は憲法25条に基づき国の責務とし、国民が高齢、障がい、病気などになっても人間らしい暮らしを送れるようにするためにあります。同時に社会保障は経済の重要な部分も占めています。年金の削減や医療、介護の負担増は家計の所得を減らし、生活不安、将来不安を増大させ、経済と消費にも大きな打撃になるということを認識することが必要です。

福祉分野では介護予防活動、放課後児童対策、障がい者福祉支援など重要な施策もあります。子ども医療費助成については、今年度より高校生代まで通院も含め拡充したことは評価できま

すが、さらに市町村は、厳しい財政状況にあっても、独自に小、中の通院助成を実施しています。県として助成の拡大をすれば、市町村の子ども医療費の一部負担金をなくしたり、さらなる子育て支援制度の拡大が見込まれます。是非現状維持ではなく早期に拡充してほしいと考えます。

介護分野では訪問介護の基本報酬削減により廃業に至り、訪問介護事業所がなくなってしまう地域が全国的に生じてしまい、介護を受けられない高齢者も出ています。国の責任で住民負担とならないよう、基本報酬の引上げと介護職員の賃金引上げを実施することが必要です。

また、行政のデジタル化やマイナンバーにより、地方自治体が持つ個人情報と、国や民間の情報が関連付けられれば、プライバシーが丸ごと国家権力に握られてしまうこととなります。デジタル化と個人情報保護強化は一体化です。個人情報保護条例を復活させ、本人の同意なき個人情報移転などを防止することが必要です。

さらに、マイナ保険証には国民の不信と怒りが広がっています。それは政府が国民の所得、資産、社会保険給付を一体的に把握し、徴税強化と給付削減を狙っているからです。財界も個人情報を利用して利益を拡大することをもくろんでいます。

大分県でのマイナ保険証については64%の取得率ですが、連携ミスによる重大事案やカードリーダーの不具合などが多発し、皆保険制度が根底から取り崩されてしまう状況となっています。本人にとって何ら利便性のないマイナ保険証取得推進などを行うのではなく、12月2日以降も紙の保険証を残してマイナ保険証は中止すべきです。

県立病院としても現行保険証で受診等何ら問題がないので、国に対して、保険証をなくすな、現行保険証を今後も使えるようにと求めているだけだと思います。

県立病院の医師等の働き方について、実態として960時間超えがあります。国の医師数削減方向の中で、その確保に苦勞している姿が明らかになっています。国に対しても医師等の人

員拡大を求めることを要望します。

環境問題では、CO₂削減のため再生可能エネルギー導入推進は、大分県にとっても大切な施策です。その供給量日本一の役割として、さらなる推進を図る必要があります。そして、南海トラフ地震等による原発などの複合災害に対し、県民の命を守る対策として原発の廃炉を国に求めるべきです。

また、日本製鉄のばいじん公害は、低減したとはいえ地域住民にとっての被害はまだまだ大きいものがあります。是非なくすための指導強化と細目協定の規制等の強化を求めます。

補助金漬けの企業立地優先から県内中小企業支援策へ。そして、正規労働が当たり前のルールを作ること。

県内全事業数の99.9%を占め、雇用の7割を占める中小企業は大分県経済の背骨であり、地域経済の主役でもあります。中小企業の振興なしに賃金の引上げも地域経済の再生もありません。大分県中小企業活性化条例による振興策が今こそ必要です。

企業立地促進事業として2023年度は60件誘致で、7.5億円の決算となっています。ただ、補助要件として常用雇用の人数は規定されていますが、期限の定めのない正規雇用については、進出企業には要求しないという問題があります。進出企業は補助金がなくても立地条件や労働力、交通網、自然環境など総合的に考え進出先を決めているものです。もういい加減企業誘致補助金はやめるべきです。

中小企業に対する金融はその企業の血液と言われるように、事業継続の中心的役割を果たしています。ただ、金融機関において企業の負債のみで判断したと思われる新規融資否決というケースも見られました。県としては各金融機関に対し制度融資の趣旨等を徹底し、経営は総合的に見て融資可否は決めるという根本的な指導を強めることを要望します。

貨物自動車運送業環境改善事業として、荷主との標準的運賃の価格交渉で一定のアップがされるようになったのが56%となっており、今後さらに交渉を強め、ドライバー確保と働き方

改革に資するように支援を強めていかなければなりません。

土木関連予算において、生活に密着した道路の利便性、安全性を向上させるため、路肩の拡幅等を行う身近な道改善事業や、南海トラフ地震対策等の地震・津波・高潮対策調査など必要な事業もあります。

来年度予算において、これらの予算化と耐震改修、子育て高齢者世帯リフォーム支援事業は引き続き実施し拡充することが求められます。そして、県中小企業活性化条例でもうたわれているように、さらなる支援策の強化として、一般的な住宅リフォーム助成制度へと拡充すべきです。特に物価高騰、資材費高騰の中で中小建設業者は、塗炭の苦しみの中にあります。県としても経済波及効果があると認めている地域内循環経済として、是非実施すべきものと強く要望します。そして、最悪の不公平税制である消費税の廃止を目指しながら、緊急に5%への減税や、インボイス制度の廃止を国に強く求めるよう要望します。

東九州新幹線については、県民の機運醸成を図っていますが、議論の前提として在来線の在り方、人口流出の問題など、県民が負の影響も理解した上で議論を進めていくべきです。このような議論なしに整備計画への格上げだけで推進しようとするのは本末転倒です。

また、豊予海峡ルート構想は国でさえ何ら調査もしておらず、何兆円かかるか分からない事業はきっぱりと中止すべきです。

県庁職員の長時間勤務による精神疾患等病気休職者が多くなっています。これまで行財政改革という名で定数の削減を進め、過重労働を押し付けてきたことも要因の一端です。さらに非正規に切り替えてきたことも問題があります。正規職員の定数拡大こそ必要なことです。

雇用の正規化の拡充については、大分県庁内の会計年度任用職員は圧倒的に女性の比率が高く、多くの方々が主たる家計維持者であるにもかかわらず、大分県のマニュアルでは、会計年度任用職員は26歳以上になれば17号給で、それ以降は年齢や職歴等考慮がなく一律に17

号給となります。これでは均衡の原則の生計費という考え方に到底合致しないのは明白です。同一労働同一賃金の原則の範とならなければならない公務労働が、官製ワーキングプアを作ってよいと考えているのでしょうか。正規職員並みに報酬を引き上げることや、希望する方にはフルタイムへの転換を行う必要があると考えます。

また、3年公募が総務省の通知の例示から削除されたことで、期限を切らない働き方が可能となったにもかかわらず、いまだに5年で解雇となっています。安心して公務サービスをしていくためにも安定した雇用と賃金が大切です。早急に期限の定めのない働き方に変えるべきです。

次に、県民の安全のために日出生台での海兵隊の演習中止など軍事基地化させないこと。

今年は7月28日から8月7日まで日米共同訓練が実施され、来年は日出生台で米海兵隊の実弾射撃訓練が実施されると報道されています。大分県では、他国の領土にミサイルを撃ち込む敵基地攻撃能力の保有の一環として、陸自大分分屯地に長射程ミサイルの保管庫新設問題や湯布院駐屯地の第2特科団への格上げなど、軍事基地化が進められようとしています。

中国を仮想敵国とする軍事的対抗が、大分県の貿易や観光にとって負の影響となってしまうのは火を見るより明らかです。戦争の準備ではなく平和の準備こそ、大分県として大切なことです。そのために、国に対し、憲法9条をいかに徹底的な平和外交に徹することが大切であり、戦争準備のための来年の日出生台での米海兵隊実弾射撃訓練について中止を求めると訴え、軍事基地化に反対する姿勢を取るべきです。

同和関連の支出の中止について。

部落差別は基本的に解決したにもかかわらず、部落差別解消推進事業として相談、啓発、担い手育成などとして、運動団体に委託料という名目で約820万円の支出をしています。部落差別は基本的に解決しているという認識の下、同和関連予算は廃止すべきです。

また、人権教育振興費として部落解放同盟に

85万5千円、全日本同和会に25万7千円、中高校生の同和問題の研修として交通費等支給しています。法失効している以上、このような委託料は廃止すべきです。

地域改善対策奨学金貸付金は、法失効により2004年度で貸与終了していますが、さまざまな貸付実務によって、2023年度末でも1億138万円もの残高となっています。これも同和対策の負の遺産です。全ての同和関連予算の廃止をすることを求めます。

次に、農林水産業の振興についてです。

日本の食料自給率はカロリーベースで見れば38%で、先進国の中で最下位です。穀物の自給率は29%、世界で127番目の低さです。

大分県の基幹産業である農林水産業の振興が、県経済にとっても大変重要です。これまでも国は、食料は外国から買えばよいという考えにより食料の輸入を推進し、食料自給率は38%まで最低レベルにまで低下してしまいました。農村では、あと数年で農業をやる人がいなくなるという事態に直面しています。稲作農家はこの20年余りで3分の1まで激減し、70歳以上の農家が59%を占めています。農家の労働は時給換算すると僅か10円、若い世代に引き継ぐめどを立てることができないのが実態です。米農家に生産コストに見合う価格保障と所得補償を行い、自給率を50%に早急に回復することが重要です。

また、林業や漁業においても燃料や資材の高騰などによる経営難とともに、気候変動や海の環境変化により漁獲量が激減しています。

国連の家族農業の10年の取組を、県として具体的に家族小規模農家にも適用し、全体としての農林水産業の振興を図る必要があります。

国連食糧農業機関（FAO）は、食料安全保障を「フードセキュリティは、すべての人が、いかなる時にも、活動的で健康的な生活に必要な食生活上のニーズと嗜好を満たすために、十分でかつ栄養ある食料を、物理的にも社会的にも経済的にも入手可能であるときに達成される」と規定しています。第1次産業が大分県の基幹産業であるとの位置付けの下、振興策を講じる

よう求めます。

次に、教育予算の充実で学校教育条件の整備、充実を図ること。

国連子どもの権利委員会は、過度に競争的な教育制度が子どもの発達の障がいをもたらしていると勧告しています。全国学力テストを中止し、異常な競争教育をただすことが必要です。教育予算を増やし、中学校35人、さらに30人以下の少人数学級を目指すなど教育条件の改善が必要です。

GIGAスクールの一環として、個別最適化された学びのための学習用コンピューターとして一人1台端末などICT活用が推進されています。これらは一人一人の子どもの学習傾向やスポーツ、文化活動などのデータを分析し、それぞれの子どもの最適化された学習内容を提供するものですが、公教育への企業参入が一層進み、集団的な学びがおろそかになり、教育の画一化につながる恐れがあります。子どもの個性が生かされ、豊かな成長を保障する教育条件の整備、子どもの貧困をなくし、教育を受ける権利を保障することなどが求められています。ICTはあくまで補助として活用するのを基本とすると同時に、教員不足が深刻化している現在、加配定数ではなく正規教職員の定数増や、公立義務教育教員への残業制度の適用などこそ求めるべきです。

最後に、2016年大分県で問題になった組合事務所に対する隠しカメラ事件は、大分県警察が団体の出入りを人感センサーのビデオカメラで監視していたという内容でした。

今回は、ビデオカメラのリース代が2023年度は67件、決算額として281万円支出しています。どのように活用したかは、捜査に支障が出るとして公表されていませんが、過去の隠しカメラ事件の教訓として、使用方法については個人情報の保護や違法な使用はしないということを大前提に、厳格な規定の下、運用することが大切と考えます。

日本共産党として今回の一般会計決算について、県民の暮らしと福祉の充実で県民の所得を向上させ、安心して大分県で暮らせる予算に転

換させ、また大企業の身勝手な大量解雇に反対し雇用を守り、そして大企業に補助金を出すのではなく、疲弊が進む地元中小企業者への支援、農林水産業の振興等を県政の中心に据えることを求めるものであり、それを来年度予算に反映させることを強く求め反対討論とします。

以下、特別会計決算について反対討論を行います。

まず、第94号議案2023年度大分県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について。

工業用水道事業会計は、責任水量制を導入していますが、基本料金は1立方メートル当たり、第1種15.8円、2種8.8円で、全国平均の22.91円に比べてかなり低額です。また一般家庭の水道料金と比べても、浄水経費がかかるからといっても破格の料金設定となっています。契約している企業は、日本製鉄など世界的にも巨大な大企業であり、内部留保も十分に蓄えている企業です。料金単価を引き上げることで県政貢献への繰り出しに回すことが必要ではないでしょうか。

さらに、安く仕入れた工業用用水を転売し利益を得ていることに県民は納得しません。

次に、第100号議案2023年度大分県流通業務団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

負の遺産を少しでも減少させるためには売却を進めるべきと考えます。しかし、当初計画では2003年度に完売予定でしたが、それができなく、今では2028年度に延長しています。当然売却が進まなければ利子の負担ばかり増えてしまいます。企業が来るであろうと造成した事業が全く計画通りに進んでいないのが現状であり、売却が進まなければ負の遺産が増えるだけです。

次に、第104号議案2023年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

6号地の造成費に係る減債基金の積立て等に10億円支出しています。これまでも指摘してきましたが、来る当てのない企業のために県民

の税金をつぎ込み造成し、結局企業進出がなかった負の特別会計であり、大企業優遇の事業の失敗作の典型でもあります。

最後に、第105号議案2023年度大分県港湾施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

これもガントリークレーン等の管理運営や港湾技能施設整備など、約17億7,700万円の決算であり、大企業優遇の事業として反対します。

以上で各決算議案に対する討論を終わります。以上です。

嶋議長 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結し、これより採決に入ります。

まず、第92号議案及び第93号議案について採決します。

各案は、委員長の報告のとおり可決及び認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、各案は委員長の報告のとおり可決及び認定することに決定しました。

次に、第96号議案から第99号議案まで、第101号議案から第103号議案まで及び第106号議案について採決します。

各案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、各案は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、第94号議案について起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決及び認定です。本案は、委員長の報告のとおり可決及び認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

嶋議長 起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決及び認定することに決定しました。

次に、第95号議案、第100号議案、第1

04号議案及び第105号議案について起立により採決します。

各案に対する委員長の報告は認定です。各案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

嶋議長 起立多数です。

よって、各案は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第2 一般質問及び質疑

嶋議長 日程第2、第108号議案から第120号議案まで及び第2号報告を一括議題とし、これより一般質問及び質疑に入ります。

発言の通告がありますので、順次これを許します。大友栄二議員。

〔大友議員登壇〕（拍手）

大友議員 16番、自由民主党、大友栄二です。

さきほど決算の報告をしたばかりですが、一般質問トップバッターとして登壇させていただきました。続けてですので少し飽きがかかるかもしれませんが、しばらく辛抱してお聞きいただきたいと思います。

今回も質問の機会を与えていただいた先輩、同僚議員に感謝し、早速質問に入りたいと思います。

持続可能な地域づくりについてです。

この9月に可決された本県の新たな長期総合計画、安心・元気・未来創造ビジョン2024は、その策定にあたって、これまでの県政の成果を継承しつつ、時代の要請や潮流の変化をしっかりと読み取った上で必要な政策、施策を見定め、変化を恐れず明日の大分県を新しいステージへと発展させていく道しるべとして取りまとめられました。

ビジョンに掲げられた六つの時代の要請や潮流の変化の中でも、その1番目に記載されているのが「想定を上回るスピードで進む人口減少」です。私も人口減少が我が国や本県の社会や経済に与える影響、そしてその中で、地域が、我々自身がいかなる取組を行っていく必要があるかについて、日々考えを巡らせているところで

す。

特に私が心配しているのは、高齢化集落などの地域における対応です。全国や全県において、顕著に人口が減り始めたのは比較的最近のことですが、地域においては古くから過疎とも言われるように、人口の流出に悩まされてきており、インフラや行政サービス、さらには経済社会活動に不可欠な飲食店、小売店などの生活関連サービス施設などが縮小し、さらなる人口減少につながるという負のスパイラルに陥っている状況です。また、共同作業や相互扶助機能を通じて、暮らしの支え合いの基盤となるなど、地域の生活に欠かせない集落機能についても、人口減少に伴う担い手の不足などにより、その維持が大きな課題になっています。本県では複数の集落で連携して機能を補い合うネットワーク・コミュニティの取組を進めており、一定の成果を上げてきたと承知していますが、昨今の人口減少のスピードを考えると、この取組だけでは限界が来ているのではないかと考えています。

もちろん、住み慣れた地域に住み続けたいという住民の希望をかなえるというこれまでの県の考え方は重要ですが、現実的に対策の深掘りは避けられない状況です。そこで、私は従前から、ネットワーク・コミュニティの取組に加え、旧町村単位でプチコンパクトシティ化を行い、後世に残るまちづくりも並行してやっていくべきと主張してきました。折しもビジョン2024において、「人口減少社会に適応し、限られた資源の集中的・効率的な利用を実現するコンパクトなまちづくりの検討」との記載がなされたことから、今後の議論や施策の展開に大変期待しているところです。

他方、コンパクトなまちづくりという概念がどのようなことを意味するのか、まだまだコンセンサスが得られていないのではないかとも思いますので、今後その定義などについて議論を深めていく必要があると考えます。

こうしたことを踏まえ、知事が考える本県の地域づくりにおけるコンパクトの概念も含め、持続可能な地域づくりについて、県として今後どのように取り組んでいくのか伺います。

以下は対面席より伺います。

〔大友議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

嶋議長 ただいまの大友栄二議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 おはようございます。大友栄二議員の持続可能な地域づくりについての御質問にお答えします。

本県では、少子高齢化・人口減少を見据え、持続可能な共助の仕組みとして、単独集落では立ち行かなくなる機能を複数集落で補い合うネットワーク・コミュニティの構築を進めてきています。

近年の課題である担い手不足については、昨年度からコミュニティの広域化や、若者の参画を促す取組への支援も拡充したところであり、移住・定住の促進も図りながら対応してきました。

しかしながら、今後さらに人口減少が進めば、中山間地域では共助が困難な集落の増加が見込まれるほか、市街地でも生活を支えるサービスの維持が困難となるなど、様々な課題が生じると考えられるところです。

こうしたことから、新たな長期総合計画、安心・元気・未来創造ビジョン2024において、これまでの取組に加え、限られた資源の集中的、効率的な利用を実現するコンパクトなまちづくりの検討を行うこととしました。

コンパクトとは、国土形成計画において、地方都市の持続性を維持・向上するため、地域の生活サービス機能を集約し、居住を誘導する多様な拠点の創出を図るという観点が示されていることを念頭に置いたものです。

一方で、将来を見据えた今後のまちづくりについては、その主体である市町村との議論を深めることも重要です。

今年度、学識経験者の知見も踏まえて、市町村長とも議論してきたところですが、地理的条件や歴史的・文化的背景に応じ、コンパクトなまちづくりへの受け止めや実現に際した課題も実は様々です。

また、最近の若者の定着や先端技術の活用に

よる課題解決に期待する声もあることから、その在り方については、引き続き検討を続ける必要があると考えています。

県としては、デジタルや先端技術も活用して地域の課題解決を支援しつつ、長期的な観点からコンパクトなまちづくりの検討も進めて、持続可能な地域づくりに取り組んでいきたいと考えています。

嶋議長 大友栄二議員。

大友議員 ありがとうございます。私自身が使ってきたプチコンパクトシティという言葉の、コンパクトという言葉が、俗に言うコンパクト・プラス・ネットワークという言葉との区別においてちょっとややこしくなっているのかなと自身で感じている部分もあります。

私が言いたいのは、あくまで地方の住民の皆さんが生活圏の中で一つの我がまちと感じている範囲、私の地元で例えるなら、旧郡部の各町村単位でしっかりと残していけるような集約化を検討してはどうかという思いです。

加えて、災害の多い昨今ですので、行政の住宅政策も含めた中で、限りない範囲への投資を続けるよりも、未来に確実に残せるふるさとへの集中投資に切り替えていくことについてのまずは議論ですね。議論を各自治体、住民も含めた中で行っていくべきだと考えていますし、この時代を預かる我々世代が後世にどのような地域を残していくのか、しっかりと共有した中でやっていかなければいけないと思っています。

国土形成計画という話もありましたが、立地適正化計画、中津市のものを私見していますが、都市計画区域のみで、周辺部であるとか郡部については触れられていないのが現状です。国が進める適正化計画に対応する計画をつくっていくのはもちろんそのとおりなんですけど、しっかりと地域の実態に合った、この地域、ふるさとを本気で残していく計画、これを県独自でしっかりと議論した上で作成を進めていくべきだと私は思っています。

先日議会で行われた政策勉強会においても、講師の日銀大分支店長が、人口減少にあらがうより、人口減少を前提に持続可能なコミュニテ

ィを構築することに全振りするべきではないかという話もありました。

その内容を少し触れてみると、中核都市への集中ではなく、小規模市街地の分散型ネットワークの構築や、集住地域と里山の共存、住み替えの政策的なサポート、地域交通網の整備などでしたが、私が従前から訴えてきたことに限りなく近いことを言われているなということで興味深く聞かせていただいたところです。この課題については、私、ライフワークとしてしっかり取り組み続けるつもりですし、今ここで答えが出る問題でもありませんので、是非ともこのような議論が、今以上に多くの皆さんが関わる中で、しっかりと議論していく環境づくりをまずはお願いしたいなと思っています。

それでは、次の質問に行きます。

台湾プロモーションの成果と今後の展望についてです。

人口の減少が避けられない状況の中で、各地域における持続可能性の探求などと並行して、本県を活性化させる各種施策にも取り組む必要があります。経済の活性化においては、需要と供給のバランスが重要となりますが、本県のみならず、我が国全体として人口が減少している以上、外需、すなわち国外に目を向けて取り組んでいくことは不可欠と言えます。

他方、国外でのマーケット開拓や国外からの企業誘致については、国内とは比較にならないほどのリスクがあります。紛争などはもとより、国際政治における様々な思わくの中で、我が国との緊張関係が生じることなどにより、突如、輸出や対日投資が停止するといった事例も相次いでいます。

そのため、国外への展開においては、最初のマーケット選定の際から、リスクの低減を念頭に置いて行うことが必要であり、民主主義、資本主義という基本的な理念を我が国と共有し、歴史的にも結び付きの深い台湾は、優良なターゲット市場であると言えます。さらに台湾は、近年、TSMCの熊本県への進出などで一層九州と近い関係になってきており、本県としてもこの機を逃すことなく取組を進めていくことが

重要です。

そうした中、本県では、先般8月に知事を筆頭に県内自治体、経済界、観光や農林水産業などの関係団体、そして我々県議会がそろい踏みで、県の総力を挙げた台湾プロモーションが実施されました。日本台湾交流協会をはじめとする政府機関への訪問に加え、企業誘致セミナーの開催、県産品や観光のPRなど、正に本県のあらゆる魅力を発信する非常に有意義な機会であったと伺っています。

今回のプロモーションは、主に長期的な視点で様々な分野における交流を促進していくことを念頭に置いた取組であったと理解していますが、人口減少下における本県経済の活性化は喫緊の課題であることから、早期にその成果を上げていくことも必要であると考えます。

そこで、今回の台湾プロモーションにおいて、当面見込まれる短期的な成果と、その成果も踏まえ、今後の台湾との交流促進にどのように取り組んでいくのか、知事の考えを伺います。

次に、県北西部地域への企業誘致についてです。

本県経済の活性化に向けた最も即効性のある取組は、大きな雇用や経済波及効果を生み出す企業を誘致してくることです。そして、企業誘致は、新産都構想や県北の自動車産業から続く、本県の得意とするところでもあると考えられます。

今般の台湾プロモーションの中で、県とは別行程で自治体ごとに現地企業との面談を行ったと伺っています。隣県である熊本へのTSMC進出を好機と捉え、本県においても関連企業の誘致に向けた適地の準備や、九州の東の玄関口として物流の拠点化に向けた動き、物流企業の誘致等も進めていくべきであると考えます。

こうした中、県内における企業誘致の適地を考えると、私は中九州横断道路や中津日田道路の整備が進む大分市内、豊肥地域、県北西部が最も可能性が高いのではないかと考えています。特に西部日田地域においては、熊本県のみならず、福岡県とも隣接し、1時間半圏内で使用できる空港は、24時間空港である北九州

空港を含め、福岡、熊本、大分と四つもあるほか、中津地域も福岡県と隣接し、新幹線へのアクセスも30分圏内となっています。加えて、中津日田道路を活用し、中津港からの荷出しも可能です。実際に、中津市においても物流企業が進出しフェリーを就航させたいとの意向があるとも伺っています。こうした中、地元では、構想路線である日田阿蘇道路の将来的な格上げについての動きも始まっているなど、ますます交通アクセスの面では優位性は高まっていくと考えられます。

熊本県へのTSMC進出について、本県においては、主に従前から半導体産業が集積する大分市を中心とした県中部への波及効果が議論されているきらいがありますが、私は100年に1度の変革期にある自動車産業と半導体産業との連携などを鑑みたときには、日田市、そして私の地元中津市へと、県北西部にもその波及効果を行き渡らせる戦略的な思考が必要ではないかと考えています。

このような様々な状況や県北西部の今後の発展を考慮すると、この地域への企業誘致をこれまで以上に促進することは本県の活性化に必要不可欠であり、最優先で取り組んでいくべき課題であると言えます。

こうしたことを踏まえ、県北西部地域への企業誘致にどのように取り組んでいくのか、知事の考えを伺います。

次に、中津港の整備についてです。

さきほど言いましたが、県北西部地域における企業誘致のポテンシャルの高さを鑑みると、私が以前から主張しているとおり、重要港湾である中津港のさらなる整備の推進は本県における喫緊の課題であると言えます。

加えて、以前言ったとおり、物流の2024年問題に直面している目下の状況において、モーダルシフトは進展する一方であり、また、我が国の景気が回復している中で、物流の需要も拡大を続けているという現状を踏まえると、本県における物流航路の拡大は県民生活に関わる重要なテーマであると考えます。

そして実際に、さきほど言いましたが、中

津港において物流企業が新たに航路を開設したいという意向もあることから、そのためにもまずは、私が以前から主張している岸壁の整備を急ぐ必要があると考えます。前回の私の質問に対して、土木建築部長から、港湾計画に位置付けている未整備の岸壁などについて、令和4年度から事業化への可能性調査を始めており、現在様々な企業、団体に貨物需要の将来見通しなどヒアリングを実施していること、また、国と協議を行いながら、事業費及び費用対効果の試算を行う予定であるという答弁をいただきました。あれから1年が経ち、中津港の整備の重要性はさらに増えています。私は、これらの結果を早急にまとめ、急ぎ整備を進めていく必要があると考えます。

こうしたことを踏まえ、中津港の整備にどのように取り組んでいくのか、土木建築部長に伺います。

嶋議長 佐藤知事。

佐藤知事 台湾プロモーションの成果と今後の展望についてです。

8月の台湾プロモーションでは、議員の皆さんや県下の自治体に加え、経済団体等と一体的に本県の魅力発信に取り組みました。

現地での活動を通じ、台湾は非常に友好的であり、今後も様々な分野で関係の深化を図ることができるかと実感したところです。

具体的な成果として、観光誘客の面では、旅行会社82社に対する観光商談会を契機に、新たに本県の観光・宿泊施設を組み込んだツアー商品等が造成されており、インバウンドのさらなる増加が見込まれます。

県産品の輸出では、百貨店でのトップセールスや、公式レセプションでの様子が現地メディアに取り上げられ、宣伝効果を得られたほか、新たにハウスマカン等の輸出につながるなど、今後の販売拡大も期待されています。

ものづくり産業における連携では、三三企業交流会を訪問して、半導体をはじめとした様々な分野での経済交流の促進について、前向きな意見交換ができました。

また、初めて開催した企業誘致セミナーでは、

本県の産業集積の魅力等についてPRを行うとともに、台湾企業との相互交流という貴重な機会を得ることができました。

早速10月には、台湾から二つの経済団体が来県され、県商工会議所連合会との間で業務協力覚書が締結されたところであり、今後の経済、投資、貿易関係のさらなる進展を期待しているところです。

こうした短期的な成果を持続させるとともに、拡大できるように、各分野において抜かりなくフォローアップを進めるほか、新たな展開の足がかりとなる現地の関係者等との連携強化を図っていきたいと思います。

台湾は観光誘客のほか、教育旅行などの人的交流、県産品輸出や半導体産業における交流といった分野を中心に、本県経済の活性化にとって、今後ますます重要となってきます。

現在策定中の新たな海外戦略においても、台湾を重要なパートナーと位置付ける方向で検討しており、引き続きニーズや市場を的確に把握して、人的交流や経済交流をさらに発展させていきたいと考えています。

次に、県北西部地域への企業誘致についてです。

企業誘致は、本県経済の基盤を拡大して、地域の新たな雇用と活力を創造するものであり、未来創造の県づくりにとって最も重要な施策の一つです。

これまでの取組により、県北西部では自動車、半導体、精密機器、食品など幅広い分野で国内有数の企業が立地して、地場企業と共に発展する中で厚みのある産業集積が進んできました。昨年度も、県内での誘致件数60件のうち20件が県北西部での立地であり、200名を超える雇用が予定されています。

さらに多くの企業を呼び込むためには、人流や物流を支える広域交通ネットワークの整備を加速していくことが必要です。このため、東九州自動車道の4車線化や、中九州横断道路の延伸に加えて、中津日田道路の整備促進に向けて関係機関と一層連携を強化していきます。

広域交通ネットワークの整備は、この地域の

物流拠点としての魅力をさらに高めることが期待されます。県では昨年度、企業立地補助金の対象業種に物流業を新たに追加しており、物流企業の誘致も積極的に進めています。

また、企業の投資ニーズにスピード感を持って応えていくためには、多様な産業用地の確保が大変重要です。

今年度、市町村が選定した開発候補地のうち、大規模候補地については、県が一括してインフラの状況や開発コスト等の調査を進めています。それ以外の候補地でも、市町村が実施する調査や開発に要する費用を、県が3年間限定で補助率や上限額を引き上げて集中的に支援して、産業用地の整備を加速していきます。

なお、中津市と日田市は、国の産業用地整備に関するアドバイザー事業に採択されており、調査、検討を進めているところです。

本年8月の台湾プロモーションでは、日田市町や中津市の幹部も参加しており、企業誘致を目的に、両市の特色や魅力をPRしました。

こうした地域の積極的な取組を県としてもしっかりサポートしながら、県北西部への企業誘致に取り組んでいきたいと考えています。

その他の御質問については、担当部局長から答弁します。

嶋議長 五ノ谷土木建築部長。

五ノ谷土木建築部長 私からは中津港の整備についてお答えします。

中津港は、完成自動車を筆頭に、砂利やバイオマス発電の燃料となる木材チップなどを取り扱い、県北西部地域の経済活動を支える物流拠点です。また、原木輸出についても、取扱量が令和4年には約4万4千トンと、前年比で約6割増加するなど、岸壁や埠頭用地の利用頻度が高まっているところです。

こうした状況を踏まえて、昨年第4回定例会で答弁したとおり、港湾計画に位置付けている未整備の岸壁などについて、事業化の可能性調査を行ってきました。関係事業者等へのヒアリングでは、現在の貨物需要が当面継続する見込みとの回答が多く、海上輸送へのモーダルシフトの兆しも見られると伺っています。加えて、

中津日田道路のさらなる整備による効果に期待する声もありました。

現在は、ヒアリング結果を基にした貨物需要の見通しや試算した費用対効果の妥当性について、国と協議を行っているところです。

今後は、地元企業や自治体等からなる中津港利用促進振興協議会と連携し、一層の利用促進を図りながら、物流の2024年問題などを背景に重要度が増す中津港の整備について、引き続き検討を進めていきます。

嶋議長 大友栄二議員。

大友議員 ありがとうございます。台湾プロモーション、実は私は同行できなかったんですが、大変価値のある訪問だったと捉えています。実は、来年2月には我々自民党会派でも再度台湾を訪問して、先般の訪問を色濃いものにしていきたいと思っていますし、さきほど知事言われたように、教育旅行等についても調査して、前向きな取組が進むように努めていきたいと思っています。

熊本へのTSMC進出を機に、サプライチェーンの本県進出に期待する声や物流需要の高まり、そのような声が多く私の耳にも届いています。まずは中九州横断道路から大分港への流れをつくっていくと、進めていくということだと思うんですが、そういった意味では、先日行われた中九州横断道路のシンポジウムには我が会派もほとんどの議員が参加して、しっかりと後押ししていきたいと、会派を挙げてサポートしていきたいと思っています。

それと同時に、並行して、県全域への波及を考えた取組も進めていかなければいけないと思っていますので、今現在調査を進めているということですが、今後、県北西部のポテンシャルを考えたときに、この地域への投資が将来の本県の活力につながると考えていますので、各自自治体とも情報を共有して、前向きな取組を進めていただきたいということをお願いします。

それでは、次の質問に行きます。

坐来大分についてです。

県経済の活性化には外需を獲得することが必要と話しましたが、我が国の中で、人口の一極

集中が進む東京も、本県から見れば重要な外需を獲得すべきマーケットの一つです。

そして、その東京において、県産品のPRなど重要な役割を担っているのが、本県のフラッグショップである坐来大分です。他県のアンテナショップとは異なり、「食に情報をのせて」をコンセプトとして、高級レストラン型の店舗において、本県の豊かな食材を使った料理を提供することを中心に、本県の魅力を発信しています。

その坐来大分ですが、令和3年5月に店舗を移転しました。私も新店舗に伺った際に、以前の場所よりさらにアクセスがよくなったことで利用しやすくなったり、また、取り扱っている県産品の数も増えたように感じています。

他県のアンテナショップは家賃が高いこともあり経営が厳しい状況にあるという話も聞く一方で、大分は提携店との連携でアンテナショップの役割を果たし、また、坐来は料理長などの御尽力もあり、高級飲食店として大分の食材をPRするという役割も果たしているように感じます。移転の前後は、コロナ禍もあり厳しい状況にあったようですが、最近は黒字経営に転換したとも伺っています。

それ自体は大変喜ばしいことであり、運営会社の様々な工夫があったものと理解していますが、坐来大分の原点に立ち返ると、もともとは独立採算をその前提にしていたと思います。黒字といっても、それは県からの出資や、あるいは従業員の育成についての東京事務所等からの委託といった様々な支援が前提となっているのが現状であると聞いています。

私は最終的には、運営会社が企業として県からの支援に頼らない経営体質を目指していく必要があると考えており、県としても現状の黒字に満足せず、その取組を後押ししてほしいと思います。

そこで、坐来大分の一層の活性化に向け、県としてどのように取り組んでいくのか、商工観光労働部長に伺います。

嶋議長 利光商工観光労働部長。

利光商工観光労働部長 坐来大分は、「食に情

報をのせて」コンセプトに、レストラン型のフラッグショップとして平成18年に開業し、来年20年目となります。昨年度は開業以来最高の約2万1千人の来客と約2.5億円の売上げを記録しました。全国のアンテナショップのうち飲食部門の売上げが2億円を超えるのは、本県含め2県のみとなっています。

坐来大分の最大の魅力は、本県の旬の食材をいかした料理です。社用の客層に加え、メディアへの露出などによりプライベート利用も増加しています。県は、新たな食材の提案や県内生産者とのマッチングなどを通じ、お客様に本県の多様な食の魅力を楽しんでいただけるよう後押ししています。

また、坐来大分を活用した県産品の販促イベントも戦略的に実施しています。例えば、坐来での食材提案会でもPRしてきたかぼすブリの首都圏を中心とした県外出荷量は、この10年で約2倍の417トンに拡大しました。県内加工業者が、試験販売を行うチャレンジ棚を使った販路開拓への調整も引き続き支援していきます。

こうした食の発信を、本県の観光や地域文化などのPRとあわせて行うことが効果的です。地域フェアなど市町村による積極的な活用を促進していきます。

今後とも、東京にいながらにして本県の多様な魅力を感じていただけるよう、坐来大分のフラッグショップ機能の充実を後押ししていきます。

嶋議長 大友栄二議員。

大友議員 ありがとうございます。今の質問の中でも言いましたが、本来、坐来大分と東京事務所とはそれぞれ異なる役割を果たしていくべきですが、現在は明確化されていないという部分も感じています。その役割分担については、私は具体的な県産品の売り込みは坐来大分が行って、東京事務所は大きな意味での本県のPR、人とのつながりをつくっていくことが主ではないかなと考えています。

そうした中で、中津市においては、渋谷にあるSHIBUYA QWS（渋谷キューズ）と

いう会員制の共創施設にパブリックメンバーとして加入して、多様な個人会員、大学、企業等と地域課題を一緒に考えるほか、新たな挑戦に向けたアイデアを得る場所、また、首都圏での情報発信やネットワークづくりの場所として活用しているところです。

私は本県から多くの若者が東京に流出している現状を憂えるだけではなくて、中津市のような前向きなチャレンジも行っていく必要があると考えています。さらには、本県出身の大学生に向けて様々な切り口でアプローチすること、これも重要であると思っていますし、中津市の取組もその一つのヒントになるのではないかなと考えています。

そこで、坐来大分と東京事務所との役割分担について、商工観光労働部長に質問します。

また、中津市の取組も参考に、特に本県出身の大学生へのアピールを強化していく考えはないのか、東京事務所を所管する企画振興部長にもあわせて伺います。

嶋議長 利光商工観光労働部長。

利光商工観光労働部長 坐来大分と東京事務所の役割分担についてお答えします。

坐来大分の設立時に、レストラン運営、物販、観光宣伝などの項目ごとに、坐来大分と県の役割分担を決めています。

例えば、レストラン運営では、坐来は料理の提供などを実施し、東京事務所は本庁と連携した食材の情報提供や安定供給サポート、語り部研修などを実施しています。

物販では、坐来は県産品の展示販売を行い、首都圏の消費者ニーズを県にフィードバックし、東京事務所は商品の発掘や生産者へのフィードバックなどを実施しています。

観光宣伝などでは、東京事務所や市町村などが企画したイベントを、坐来がテーマに合わせた食の提供などを行いながら開催しています。引き続き、それぞれの役割を果たしつつ、本県の効果的な発信に努めていきます。

嶋議長 若林企画振興部長。

若林企画振興部長 本県出身の大学生へのアプローチを東京事務所の観点からという点ですが、

御指摘のとおり、本県出身の大学生を中心とした若者へのアプローチは大変重要なものと思っており、例えば、Uターンの就職説明会とか、現状も関係部署と東京事務所がしっかり連携して取り組んでいるところです。

議員が御紹介いただいた中津市のSHIBUYA QWSですが、その取組も実は中津市と合同で移住交流会を昨年させていただいたところで、効果的であったという話も聞いていますが、そういった事例というか、効果もしっかり分析していきながら、大学生という点も含めて、より効果的なアプローチが東京事務所できないか我々もしっかり検討して、しっかり事務所の取組について後押しできるようなことを考えていきたいと考えています。

嶋議長 大友栄二議員。

大友議員 役割分担についてはよく理解できました。大学生へのアプローチ、今私の息子も2人関東に行っていますので、大分にどうやったら帰ってくるかなと考えたときに、何かそういうアプローチがあったらいいなという部分も思ったので御提案したところです。

坐来では、県からの委託事業による委託費とか、それによる売上げ等も坐来の収入に上がるのではないかと思いますし、家賃助成も受けているわけです。単体での独立採算に至るまでは、まだまだ課題も多いなと感じています。

そのため、県民の理解を得るためにも、受けた委託事業の成果、そして、坐来本体が本県にもたらす利益、これを可能な限り見える化していく必要があるのではないかなと感じていますが、商工観光労働部長の見解をお聞かせください。

嶋議長 利光商工観光労働部長。

利光商工観光労働部長 議員御指摘のとおり、事業や坐来の効果の見える化は非常に重要であると考えています。

例えば、効果としては、販路拡大ではさきほど言ったかぼすブリに加え、おおいた和牛であったり、関あじ、関さばなどで昨年度までに360件を超える商談が坐来を通じてつながり、このうち85件が成約しています。また、チャ

レンジ棚への出品も過去3年で200点を超え、全国紙に掲載される人気商品も発掘されました。

このほか、坐来は全国ネットのテレビや雑誌などで累計1,500回以上紹介されており、本県の魅力の発信に貢献していると考えています。

今後は坐来の効果の発信をこれまで以上に意識しながら、坐来の一層の活性化に取り組んでいきます。

嶋議長 大友栄二議員。

大友議員 ありがとうございます。今、商談の数とか、いろいろ具体的な数字も出していただきましたが、そういう具体的な数字も含めて、もっともっと表にアピールしていただけたら、県民の皆さんももっともっと納得して、さらによりよいものになるかなと思っています。

東京事務所の取組とあわせて、本県の発展に重要な役割を担う部分であると思いますので、引き続き頑張っていただきたいと思っていますし、今回は応援の意味も含めて質問したところです。

それでは、次の質問に移ります。

アーバンスポーツの振興についてです。

本県ゆかりの選手が大活躍した今年のパリオリンピックでは、東京オリンピックに続き、スケートボードをはじめとしたアーバンスポーツが再び脚光を浴びることとなりました。私は以前からアーバンスポーツの持つ可能性に注目しており、令和4年第2回定例会においても、その振興やそのための施設整備について質問したところです。

その後、中津市にスケートボードパークが新設されるなど、3×3コートやボルダリングといった施設について行政、民間それぞれが主体となり整備されているほか、県のスケートボード協会やブレイクダンス協会の立ち上げの動きなど、県内でもアーバンスポーツへの注目度は高まっています。

アーバンスポーツは一つのカルチャーとして、そして街中で親しめる遊びとしての成り立ちがあり、それが現代では一つのスポーツとして認められてきた側面があります。私は、このカル

チャーとしての側面を奪うことなく、身近に親しめるものであると同時に、将来世界で活躍できるスポーツ選手を育てる環境をつくっていくことも必要と考えます。

施設整備は市町村でという考え方もありますが、本格的な施設を造っても施設整備費用は体育館やスタジアムを造るような膨大なものにはなりません。カルチャーとしての側面を守る部分は市町村に、スポーツとして夢を持ち将来の一流アスリートを目指すための環境整備は県が担当するという役割分担をした上で、本格的な大会が行えるような、また、大会に出るための本格的な練習ができる施設整備を県において検討いただきたいと考えています。さらには、オリンピックの盛り上がり熱いうちに、機運を高めていくような取組を推進していく必要があると思います。

そこで、アーバンスポーツの振興にどのように取り組んでいくのか、企画振興部長に伺います。

次に、ジュニアアスリートの育成についてです。

東京オリンピックやパリオリンピックにおけるアーバンスポーツでは、特にジュニア世代の活躍が目立ちました。中学生や高校生世代の若い選手たちが世界最高峰の舞台で次々に圧巻の演技を繰り出す様子は、我々日本人を大いに勇気付けてくれましたし、我が国の明るい未来さえ予感させるものであったと思います。

ジュニアアスリートの活躍という意味では、本県でも大きな可能性を秘めた選手がたくさんいらっしゃいます。中でも、中津南高耶馬溪校3年生の中村成さんは、世界のトップ選手だけが参加できる米国のマスターズ水上スキー・ウェイクボードトーナメントに日本人の水上スキーヤーとして初めて出場し、4位という好成績を収めました。

中村さんは、以前の私の質問でも申し上げた方であり、知事も先日滑りを見ていただきましたが、耶馬溪のアクアパークという日本屈指の環境を求めて、旧市内の小学校から耶馬溪中学校、そして耶馬溪校へと進学した、水上スキー

を頑張ってきた生徒です。私は以前から、耶馬溪校の活性化という観点からも、地域資源であるアクアパークを活用した水上スキー部の創設を提案してきましたが、今回の中村さんの活躍は、正にその意義を一層浮き彫りにしたものであると考えています。

中村さんも、お父さんの影響で2、3歳の頃から水上スキーを始めたそうですが、アーバンスポーツに限らず、最近ではジュニア世代からの選手強化が世界的に活躍する選手を生み出していくのがトレンドとなっています。

耶馬溪の例のように地域資源をいかして各地域で人材を育てていくことは、本県の課題になっている地域の高校の活性化に資することにもなります。また、県民に元気を与えるスポーツの振興という意味でも、ジュニアアスリートの育成は、本県として各地域で幅広く取り組んでいかなければいけない施策であると考えます。

そこで、ジュニアアスリートの育成にどのように取り組んでいくのか、教育長に伺います。

嶋議長 若林企画振興部長。

若林企画振興部長 まず、アーバンスポーツの振興についてお答えします。

アーバンスポーツは、街中で誰もが気軽に親しめるスポーツとして若者を中心に人気が高まっています。

県はこれまで大分スケートボード協会と連携して、安全な乗り方やマナー等を学ぶ体験スクールを各地で開催し、年々参加者も増加してきました。

また、国内最大級のスケートボードのキッズコンテスト、フレイクカップと呼んでいますが、これを大分駅前などで開催してきており、全国から集まる子どもたちの華麗な技術を見ようと多くの観客でにぎわいを見せたところです。

施設については、地域住民がアーバンスポーツを身近に楽しめる場としては、ダイハツ九州スポーツパークのスケートボードエリアや大分駅東側の線路敷ボードウォーク広場など、市町村などによる取組が進んでいるところです。

御指摘の本格的な大会やアスリート育成のための施設整備については、今後の競技人口の拡

大や選手の育成体制など、様々な状況を踏まえる必要があると考えています。

県としては引き続き、関係者と連携し、アーバンスポーツの認知度のさらなる向上や競技人口の拡大などにつながる取組を行っていきます。
嶋議長 山田教育長。

山田教育長 私からはジュニアアスリートの育成についてお答えします。

本県では平成27年度から、オリンピックや国民スポーツ大会など国内外の大会で活躍できる大分育ちのジュニア選手を発掘することを目的とした取組を始め、これまでに207名を育成しています。

具体的には、毎年応募のあった小学6年生から体力テスト等により特に有望な30名を選抜し、中学1年次に実施するライフルやカーヌーなど6競技の体験プログラム等を経て、自分に適した競技を選択してもらいます。その後、中学2年・3年次では、競技団体が本格的な指導を行い、専門スキルの向上を図っています。育成された選手の中には、ワールドカップで優勝したアーチェリーの園田稚選手など世界で活躍する選手も輩出しています。また、ホッケーでは、町外から玖珠美山高校に進学し、鹿児島特別国体で準優勝するなど、学校の特色づくりや地域の活性化に貢献した事例もあります。

さらに今年度から、本県選手の世界での活躍を後押しするため、国際大会の出場経費の助成を始めました。現在は対象を国民スポーツ大会及びオリンピックの競技に限定していますが、今後は対象競技の拡大も検討していきたいと考えています。

こうした取組の充実により、世界で活躍できるジュニアアスリートの育成に努めていきます。

嶋議長 大友栄二議員。

大友議員 ありがとうございます。アーバンスポーツについては、フレイクカップの話もありました。スケートボード協会が行っていますが、今、スケートボード協会に補助してこういう協議をやっているんですが、今現在、某企業が事務局で協議会を立ち上げているところであるというのは御承知だと思うんですが、今その中で

一企業が利益の追求に走ってしまわないかという懸念が各協会にあるようですので、その辺せつかくの盛り上がり冷めないようにしっかりと行政としても注視しておいていただきたいなというのと、やはり環境整備がイコール競技力の向上につながってくると思いますので、競技人口を増やしていくことは大事ですが、施設整備も是非前向きに御検討いただきたいなと思っています。

そしてまた、ジュニアアスリートの育成についてですが、発掘事業で現在6競技と御紹介がありました。何名か選手の紹介がありました。三浦正臣議員のお子さんもこの事業を経て今全国で活躍されているということで、大変よい事業だなと注目していますが、一つ、この事業が終わった後の出口というか、アフターフォローの部分でしっかりと整備していただきたいなという声もありますので、進路についてとか、そういう部分のアフターフォローをしっかりといただきたいなと思っています。

そしてまた、この事業に加えて、地域性というか、地域資源の活用の要素も取り入れた水上スキーとかのアーバンスポーツ、こういうものも取り入れていただけたらなと思っています。それらはニッチな競技ですので、さきほどから話しているとおり、環境を整えば世界に通用するアスリートが生まれやすいというメリットもありますので、是非ともお願いしたいと思えますし、さらには、最初の質問の際にも触れましたが、地域資源をいかして地域で人材を育てていくことは地域の高校の役割にもつながっていきます。

久住高原農業高校は農業、日田林工は林業というバックボーンの中で、地域の特性をいかして全国公募を行うということですが、耶馬溪校においては以前から提案してきたように、アクアパークという全国屈指の地域資源をいかして全国からの募集を行うということもやっていただきたいなと思っていますが、教育長の見解を伺います。

嶋議長 山田教育長。

山田教育長 耶馬溪校の全国募集については、

中津市からも要望をいただいているところです。アクアパークのすばらしい環境、それから、水上スキーといった全国的にも珍しい部活動というのは、耶馬溪校の大きな魅力となり得ると考えています。

今後、水上スキー部としてこれを活性化していくためには、中津市と連携して、アクアパークを活用した水上スキーの普及、活性化により一層力を入れて、競技人口も増やしていく必要があるかと思っています。

また、水上スキーのみならず、豊かな自然環境の中で少人数教育、あるいは福祉や情報といったコース選択ができるようなカリキュラム、そういったものについても耶馬溪校の学びの魅力としてPRしていくことも重要ではないかと考えています。

またさらに、全国公募にあたっては、県外からの生徒が安心して生活できるための居住環境の整備等も必要になります。

そういった支援策や水上スキーの普及、活性化策等について、地元の中津市と協議していきたいと考えています。

嶋議長 大友栄二議員。

大友議員 ありがとうございます。少し本質問から離れたような質問になったかもしれませんが、私の中では地域の中で人材を育てるという意味において、このあたりが一体的に考えていかなければいけないと思っていて、世界に羽ばたくアスリートが地域から生まれることも地域の発展に大きな貢献になると思っています。

耶馬溪校については前向きに動いていただいているということであろうかと思いますが、市も今環境整備に努めているところですので、是非とも連携を深めながら進めていただきたいとお願いして、最後の質問に移ります。

県庁舎についてです。

県庁舎は、職員の働く場であると同時に、県の象徴でもあり、また公的な施設として来庁者が利用しやすい空間であることも求められるなど、その整備は決して内部的な話というわけはありません。

そうした中、現在、大分土木事務所と中部振

興局の移転先としての新庁舎建設が予定されています。これは単に2所属の機能強化という側面だけではなく、現在狭隘化が進んでいる県庁舎別館の空間的なゆとりを確保することにもつながります。私も打合せなどで現在の別館を訪れることもありますが、職員の執務スペースが大変狭く、業務効率が非常に低いのではないかと感じています。今回の移転でそうした状況が改善されることは嬉しいことですが、私はこの機会にさらに県庁舎の改善を進めてはどうかと考えます。

来庁者や職員の利便性の面では、本館と別館を結ぶ歩道橋は雨の日には傘を差して通行しなければなりません。これはどう考えても非常に不便です。そこで、これはあくまで私案ですが、新館に入っている警察本部について、例えば、県警本部の独立新庁舎を新築し、空いたフロアに別館に入っている教育や福祉の部門が移れば、新館と本館に集約されて動線がスムーズになるのではないかなと考えています。

これは決して荒唐無稽な話ではなく、築52年を経過している別館はいずれ建て替えが必要であり、現実的な検討事項でもあると私は考えています。そして一番の問題は、築62年を経過した本館を含め、その建て替えに向けた構想すらないことであり、県の象徴的な建物として、今後しっかりと議論して行ってほしいと私は考えています。

そこで、県庁舎について、来庁者の利便性や職員の業務効率の向上といった観点から、その維持や建て替えについての計画を作成していく考えはないのか、総務部長に伺います。

嶋議長 渡辺総務部長。

渡辺総務部長 県庁舎についてお答えします。

県庁舎等の県有建築物は、公共施設等総合管理指針に基づき、長寿命化や施設総量の縮小等の観点、費用対効果、社会情勢の変化などを勘案しながら、できる限り適時での改修や建て替えに努めています。

最近の例では、現在建て替えを進めている別府総合庁舎について、施設の利便性向上などを総合的に判断した上で、四つに分かれた庁舎を

一つに集約して建設することとしました。

また、大分市内で計画している新庁舎建設においては、振興局と土木事務所を統合し、防災機能を強化するとともに、県庁舎別館の狭隘化を解消しようとするものです。

議員御指摘の県庁舎については、内外部の改修工事などを適時に行うことで、庁舎に必要な機能の維持をこれまで図ってきたところで、平成27年度には、大規模な地震に対応するため、本館の免震工事を実施したところです。

引き続き、県民の利便性や職員の業務遂行に支障が生じないように、適切な維持管理に努めていきます。一方で、建て替えに向けては、老朽化の度合いや県民ニーズ、財政状況等とあわせて、他県の対応状況なども調査しながら研究していきたいと思っています。

嶋議長 大友栄二議員。

大友議員 部長が言われるように、県有施設は県庁舎だけではなくて非常に多くありますので、維持補修も含めた中で適時適切な時期、順番もあると思っています。私はすぐ建て替えうんぬんという話をしていっているのではなくて、長期的に考えて県庁舎があるべき姿に変容していけるように、そのときそのときの継ぎはぎではなくて、将来的な理想の形に少しずつ近づけるような、まずは計画、そういうものをつくっていくべきかなという意味合いで質問しました。

しかしながら、別館と本館をつなぐ歩道橋、これについては早期の改善が必要ではないかなと考えています。屋根を付けることや地下通路にしたらという声も聞きますが、その部分における改善策について何か考えがあるのか、総務部長に伺います。

嶋議長 渡辺総務部長。

渡辺総務部長 別館と本館をつなぐ歩道橋についてですが、現在の歩道橋に屋根を設置した場合は、やはり強度の面では絶対に安全とは言えないところから、なかなか設置が難しいと考えています。また、屋根付きの歩道橋への架け替えであったり、地下道の設置について、これについても相当な費用が予想されるという部分と、あと、技術的な面でもかなり詳細な検

討が必要であるというところで、優先順位的に中長期の課題として考えざるを得ないという状況になっています。

このため、雨天時に傘を設置するなどソフト面の対応で工夫してきたところであり、今年度についても、車椅子を使用する方用に大きい傘、それと、それを固定する器具を購入するなど、そういった工夫をしてきているところです。

また引き続き知恵を絞りながら、利便性の向上に努めていきたいと考えています。

嶋議長 大友栄二議員。

大友議員 ありがとうございます。なかなか難しいということですが、間違いなく効率が悪いなど感じていますので、是非ともいろんな知恵を絞って、また改善を進めていただきたいと思えます。

利用する県民や職員の皆さんの意見も取り入れて、引き続き計画策定を検討いただきたいということをお願いして、今回の私の質問を終わります。ありがとうございます。（拍手）

嶋議長 以上で大友栄二議員の質問及び答弁は終わりました。玉田輝義議員。

〔玉田議員登壇〕（拍手）

玉田議員 皆さんこんにちは。35番、県民クラブの玉田です。今日は豊後大野市から傍聴、本当にありがとうございます。それから、今日は議長の傍聴も来られているということで、そこで仲よくやってください。よろしく願います。

それでは、今日は明快な執行部の答弁もお願いし、早速質問に入ります。

まず1点は、県政重点方針についてです。

10月16日、2025年度の県政重点方針及び当初予算編成方針が示されました。重点方針の冒頭には、今年9月に長期総合計画、「安心・元気・未来創造ビジョン2024～新しいおおいたの共創～」を策定したことを踏まえて、2025年度を長期総合計画の実行元年と位置付け、計画の力強いスタート及び着実な推進に向けて諸施策を積極的に展開していくと記載されており、来年度予算編成に向けての知事の並々ならぬ意気込みが感じられるものとなってい

ます。

そして、人口減少、自然災害への対応、気候変動、賃上げなどの本県を取り巻く状況を踏まえ、災害に強い強靱な県土づくりや子育てしやすい環境の整備、あらゆる産業における人材の確保・定着支援や本県の魅力をいかした移住促進、カーボンニュートラル実現に向けたGX・生産性を向上させるDXの推進に加え、地域やまちの魅力を高める広域交通ネットワークの形成、遠隔教育大分モデルの確立などに取り組むと重点方針を結んでいます。

改めて、2025年は、新しい長期総合計画の下で県民生活に密接な様々な事業がスタートする年です。すばらしいスタートが切れることを願うとともに、我々も県民目線でそれぞれの事業をしっかりと見極め、執行部に意見を申し上げることも必要だと考えています。また、率直な感想として、新長期総合計画のスタートの年だけに、知事の重点方針に対する熱い思いをその肉声でもっと語っていただきたいとも思っています。

また、重点方針では、長期総合計画に掲げた目標の実現に向けて、効果的な新規・重点事業投入し、県民と共に新しいおおいたをつくり上げていくとして、予算特別枠、新しいおおいた共創枠を設け、当初予算編成方針において25億円と設定されました。

翻って、長期総合計画を見てみると、想定を上回るスピードで進む人口減少や多様性を認め合い共生・共創する社会への要請など六つの本県を取り巻く時代の要請や潮流の変化を踏まえ、10年後の目指す姿、つまり目標の実現に向けて、安心分野と元気分野にそれぞれ七つ、未来創造分野に五つの政策を掲げているなど、かなり幅広い内容となっています。私は、25億円という限られた枠の中でこれら全てを総花的に扱うことは不可能であり、差し当たって特に来年度取り組むべき施策の重点化が不可欠と考えます。

そこで、改めて知事が重点方針に込めた来年度の県政推進への思いを伺います。あわせて、新しいおおいた共創枠を活用して、特にどのよ

うな事業に重点的に取り組んでいこうとされているのか、お聞かせください。

あとは対面席から申し上げます。

〔玉田議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

嶋議長 ただいまの玉田輝義議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 玉田輝義議員の県政重点方針についての御質問にお答えします。

令和7年度県政重点方針においては、新たな大分県長期総合計画、安心・元気・未来創造ビジョン2024の実行元年として、安心・元気・未来創造の各分野において重点的に取り組む諸施策を取りまとめました。

各分野の施策に通底する思いとして私が意識しているのは、まず、共生社会おおいたと選ばれるおおいたの実現です。人口が減少する中で、大分県を新たなステージへと発展させていくには、誰もが生き生きと活躍している共生社会を実現するとともに、魅力、ブランド力を高めて、あらゆる分野で県内外から選ばれる必要があります。

そこで、安心の分野では、強靱な県土づくりや被災者支援など防災対策の強化、子育てしやすい環境整備、障がい者の就労促進などに取り組む、安心して暮らすことのできる大分県を目指します。

元気の分野では、持続的な賃上げや魅力的な地域・職場づくりに取り組み、農林水産業や製造業などあらゆる分野で、若者や外国人など多様な人材の能力が発揮される社会を実現します。

未来創造分野では、広域交通ネットワークの充実やGX、DXの推進、遠隔教育大分モデルの確立による質の高い教育の提供などの取組により、将来にわたる経済成長の基盤をつくっていきます。

これらの諸施策を加速するために設けた新しいおおいた共創枠では、過去最大に並ぶ25億円を設定したところであり、効果的な事業を積極的に盛り込みたいと考えています。

また、ビジョン2024を推進するためには、市町村や各種団体など多様な主体と連携してい

くことが欠かせません。そのためには、10年後の目指す姿とその実現に向けた具体的な政策等について、しっかりと県民の皆さんと共有していく必要があります。早速今月から県内各地でビジョン2024の講演会を開催するとともに、高校生など若者と直接意見交換を行うことも予定しています。

このように県民の皆さんと対話を重ねて、しっかりと連携しながら、ビジョン2024を推進して、新しいおおいたを共に創り上げていく取組をしていきます。

嶋議長 玉田輝義議員。

玉田議員 ありがとうございます。

今、知事の思いを聞きましたが、その思いがこもった来年度の予算を編成して、また次の議会で議論したいと思っています。

その中で、ごく最近ですが、地方創生について、今回、国の方で予算を大きく増やすということがさきほどの知事の答弁の非常に後押しになるのではないかと考えています。ただ、これまでの地方創生の予算関係を横から伺っていると、国の関与がちょっと強くて、地方はなかなか使い勝手が悪いのではないかとこの思いがしましたが、知事は大分市という基礎自治体の市長も経験されていますし、そういう視点から見て、もっと国の関与の度合いを低く、独自性を発揮できるようにしてほしいという思いがあるのではないかなと拝察しますが、いかがですか。

嶋議長 佐藤知事。

佐藤知事 玉田議員御指摘のとおりであり、なかなか使いたいところに使えないようないろんな制約もあります。そういう意味で、そのような制約の解除というか、緩和についても、あわせて国の方にも要請していきたいと考えています。

嶋議長 玉田輝義議員。

玉田議員 基礎自治体の首長を経験された知事だから発言できるという立場で、是非そこはしっかりと国の方に伝えてもらいたいと思いますし、「文藝春秋」12月号で藻谷浩介さんがこんなことを書いています。地方創生の予算を増やすのであれば、石破首相には是非とも国の方

で予算を限定せずに、しかも、人口に応じた形でお金を配り、地方自治体が自らの意思と主導で使えるようにしていただきたいと書いていますが、正にそういう声が高いということで、私も地方分権なくして地方創生なしという立場で知事にも踏ん張っていただきたいと思っていますので、どうかよろしくお願いします。

では次に、環境政策について伺います。

一つは、環境先進県おおいたについてです。

長期総合計画では、時代の要請や潮流の変化の一つとして地球環境問題の深刻化と自然災害の脅威を挙げ、強靱な県土づくりと防災対策の高度化、大分県版カーボンニュートラルの実現の必要性を示しています。また、長期総合計画と同時期に策定された第4次県環境基本計画においても気候変動の深刻化を指摘し、日本を含めた世界各地で気候変動による自然災害の発生と被害がますます増えていくとの予想を記述しています。

この基本計画では、特に環境先進県おおいたの実現を目指して取り組んでいくことを打ち出し、今般の県政重点方針においても、2050年のカーボンニュートラルの実現に向け、各分野において温室効果ガスの排出量を減少させるとともに、経済と環境の好循環の創出に向けた環境先進県おおいたの取組を進めることが必要として、大分県版カーボンニュートラルの推進と経済と環境の好循環を生み出すGXの推進を掲げています。

先般の第50回衆議院選挙では、残念なことに気候変動対策についての議論が低調だったという印象が拭えませんでした。私も気候変動対策はこれまでずっと扱っているように、今や待ったなしの対策と言っても過言ではないと思います。

そこで、環境先進県おおいたの実現に向けてどのように取り組んでいくのか、知事に伺います。

嶋議長 佐藤知事。

佐藤知事 環境先進県おおいたについての取組ですが、新たな環境基本計画では、脱炭素、資源循環、環境保全の三つの柱に取り組むことと

しています。中でも脱炭素は、気候変動に伴う集中豪雨等が県民生活や事業活動に及ぼす影響を考えれば、特に重要な課題です。

県では現在、地球温暖化の緩和策として、家庭や事業者の一層の省エネ推進や再エネの導入拡大により、温室効果ガスの排出削減を進めてきています。また、気候変動への適応策として、熱中症予防のためのクーリングシェルターの拡大や、頻発・激甚化する自然災害に備えて治水対策や土砂災害対策等、県土の強靱化に取り組んでいるところです。

さらに環境と経済の好循環に向け、グリーン・コンビナートおおいた推進構想等、化石燃料に頼らない社会経済システムの実現を目指すGXにも挑戦していきます。

今後、こうした取組を加速させるにあたって忘れてはならないのが、脱炭素は資源循環や自然環境の保全と密接につながっているということです。

この10月から、環境に関する新たな県民運動としてグリーンアップおおいたを開始しました。その中で、県民の皆さんに取り組んでもらいたい具体的な行動を脱炭素だけでなく、資源循環、環境保全の分野とあわせてグリーンアップおおいたアクションとして示しています。

これに加えて、事業者を支援するおおいたグリーン事業者認証制度では、エネルギー消費の削減を図る脱炭素部門に加えて、プラスチックごみの削減やリサイクルを促進する脱プラ部門を設けました。環境保全団体によるグリーンアップおおいた実践隊の取組では、里山の植樹や松林の維持等の活動が展開されています。

資源循環を進めることは、化石燃料等の資源消費を最小化して脱炭素にも貢献します。森林等の自然環境を保全して適切に管理することは、CO₂の吸収を通して、やはり脱炭素につながっていくということです。こうした認識を県民の皆さんと共有して、事業者や団体と協働しながら、より幅広い観点から脱炭素に取り組んでいくことにより、環境を守るのみならず、いかして選ばれる環境先進県おおいたの実現を目指していきます。

嶋議長 玉田輝義議員。

玉田議員 世界的な潮流を受けて脱炭素に向けた動きが加速していることは間違いなくて、そういう中で環境先進県おおいたを打ち出したことは、非常に時宜に合っていると思います。

もう一つ、おんせん県おおいたというのがあって、環境先進県おおいたというと、今、知事の御答弁があったのは広くいろんな形での運動ですが、この分野だけ力を入れたいんだと、まずはここをしたいんだという思いがあったら御答弁願います。

嶋議長 佐藤知事。

佐藤知事 全てについて今言ったとおり非常に大事なんです、やはりおんせん県おおいたですし、地熱の活用であるとか、あとコンビナートがありますから、コンビナートのGX化というのは大分県らしい取組として力をしっかり入れていきたいと考えているところです。

嶋議長 玉田輝義議員。

玉田議員 ありがとうございます。

県内企業の脱炭素化に関するアンケート調査を大分銀行経済経営研究所の方がレポートにまとめていて、その調査によると、約7割の県内企業が自社の事業活動において脱炭素化に取り組む必要性を感じているが、約9割が自社の温室効果ガス排出量を把握しておらず、削減目標も設定していないということです。何でかということ、他に優先すべき課題があるというのが4割、そして、取組を行っていない企業ではどのように取り組んでいいかわからないとの回答があったとなっていて、これからこういう脱炭素も含めて、今、知事が経済界の方にも期待と少し触れましたが、まだまだこの問題について、500社企業訪問を通じてなどいろいろな形でしっかりと伝えていって、その機運を醸成してほしいなと思っています。

私自身も豊後大野市の自然の中にいるので、環境に余り関心がないというか、それが普通です。環境問題は大自然があるので大丈夫とあぐらをかいている部分もありますが、これからは、例えば、温室効果ガス削減を目標に県民のライフスタイルを変えるとか、企業、産業の

在り方を変えていくとか、それも他県に先んじて変えていく仕掛けをどんどん打っていくことで環境先進県おおいたを実現していただきたいと思っています。

次に、その中で農業分野での取組について伺います。

県内各地で行われている農林水産業は、多くの県民が関連事業に従事したり、食の恩恵を受けたりしており、言わば地方創生の核と言えます。他方、気候変動による負の影響を大きく受けている産業でもあり、本県の第4次環境基本計画においても、その緩和策と適応策が記述されているところです。その中で、今回は農業について触れたいと思います。

農業の適応策について、同計画では、栽培管理技術等の開発、普及や温暖化適応品種への転換などを進めるとしており、温暖化適応品種の導入割合については2031年の目標も掲げられています。

一方、緩和策については、有機農業やスマート農業、農業用栽培施設の保温対策の徹底等が挙げられているものの、環境先進県おおいたを目指す上で温室効果ガスの排出抑制を進める観点から、もっと踏み込んだ策が必要ではないかと思います。例えば、農業における再生可能エネルギーの積極的な活用、RE100の取組、省エネ型施設・設備の導入、農業用機械の電動化など、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、農業分野でも野心的な策を講じて温室効果ガス抑制策を加速させるべきだと私は考えます。

そこで、農業分野における脱炭素に向け、どのように取り組んでいくのか、農林水産部長に伺います。

嶋議長 浏野農林水産部長。

浏野農林水産部長 国によれば、農業分野から排出される温室効果ガスは、稲作や畜産、農業機械の燃焼などで全体の約4%を占め、その約1割を農地や牧草地が吸収していると試算しています。県としても、気候変動対策として高温耐性品種の導入等による適応策とあわせ、発生を抑制する緩和策を一体的に進める必要がある

と認識しています。そのため、特に緩和策として、施設園芸におけるヒートポンプの導入や地熱の利用、畜産堆肥の強制発酵等を推進しています。また、化学農薬・肥料の削減に資するIPMの導入や耕畜連携による良質堆肥の活用にも取り組んでいるところです。

今回の第4次計画では、スマート技術の導入やJ-クレジット制度の利用など新たな対策も盛り込みました。例えば、電動化と稼働時間の短縮により脱炭素化に資するドローン防除を白ねぎやかんしょ等の園芸品目へ拡大していきます。また、メタンガスの発生を抑える効果がある水稻の中干し期間を延長する動きも出てきました。加えて、吸収源対策として、工場が排出するCO₂を資源として捉え、いちご等の光合成促進に活用する研究も進めているところです。また、農地保全等による多面的機能の発揮にも努めていきます。

これらを通じて、持続可能な力強い経営体の育成と環境に優しい技術開発と普及を推進していきます。

嶋議長 玉田輝義議員。

玉田議員 ありがとうございます。いろんな策をこれから検討して、また、できることはどんどん進めていってほしいと思っています。

全国的な先進的な取組もいろいろあります。例えば、千葉県の市民エネルギーちば株式会社では、匝瑳市を中心にソーラーシェアリングを進めて、農業と発電事業を組み合わせ、事業で得られた収益は地域の新規営農支援とか農地の改良、荒廃農地に不法投棄された廃棄物の撤去など地域の農業者支援や環境改善、活性化などに使われていると。そういうエネルギーと農業を組み合わせ脱炭素化を進めている地域もありますし、そういうことを参考にしながら、いろんな技術開発をお願いしたいと思います。

その中で、さきほど知事の答弁にもあったおおいグリーン事業者についてですが、今91社事業者認定されていますが、農業関係は2社しかないんですね。まず、この辺の啓発というか、こちらに認証できるようなことで機運の醸成を図ってもらえればと思うので、是非御検

討をお願いします。

次は、有機農業の振興についてです。

環境先進県おおいを進めていく上で、農山漁村の多面的機能を維持、保全していくことも重要です。その意味でも、第4次環境基本計画において、農山漁村は食料や木材等を供給するだけでなく、その生産活動を通じた水源の涵養、生物多様性の保全、良好な景観の形成、二酸化炭素の吸収等、様々な公益的機能を発揮していると記述し、この点に明確に光を当てていることの意義は大きいと考えます。

また、2022年3月に策定された第3次大分県有機農業推進計画の計画策定の趣旨として、「近年、有機農業が生物多様性保全や地球温暖化防止等に高い効果を示すことが明らかになってきており、その取組拡大は農業施策全体及び農村における国連の持続的可能な開発目標の達成にも貢献するものとして注目が集まっています」と明確に記述されているように、農山漁村の多面的機能を維持、保全していく上では、従来の慣行農業に加え、有機農業の振興を図っていくことも今後重要になってくると考えます。

同計画では、有機JAS認証圃場面積を2020年の300ヘクタールから2026年には420ヘクタールに、また、有機野菜の販売額を2020年の2億5千万円から2026年には3億8千万円にそれぞれ拡大する目標を立てていますが、計画どおりに圃場面積や販売額が拡大しているのか、また、従前から指摘されてきた有機農業の販路の確保という課題に対する取組状況について大変注目しています。

そこで、販路の確保も含め、第3次大分県有機農業推進計画の目標達成に向け、どのように有機農業の振興に取り組んでいくのか、農林水産部長に伺います。

嶋議長 淵野農林水産部長。

淵野農林水産部長 県では、第3次有機農業推進計画に基づき、有機農業者の県域出荷組織の機能強化や販路開拓等を支援してきました。その結果、販売額は新規参入もあり、3年間で5千万円増加し、約3億円と年度目標はおおむね達成したところです。一方、圃場面積について

は横ばいで苦戦しています。

近年の健康志向の高まりを受け、首都圏量販店等で有機農産物需要が増えており、目標達成には大ロットに対応し得る産地拡大と県域出荷組織の販売体制の強化が必要だと認識しています。

産地拡大では、中核的な有機農業者への省力化機械の導入支援等により経営拡大を後押ししています。将来的には有機圃場の団地化を目指していきます。そして、大事な販売体制の強化においては、関東や福岡の販売先のめどを既に付けており、共同販売の実現に向け、県域出荷組織の法人化を着実に進めているところです。あわせて、物流面においては、品質保持のためのコールドチェーンの在り方などの検討も進めています。また、オーガニックビレッジ宣言をしている県内3市の積極的な取組を他市町村に波及させ、裾野を広げるための研修会なども開催しているところです。

今後も出荷組織の支援を継続し、市町村や関係団体と連携を図り、有機農業を推進していきます。

嶋議長 玉田輝義議員。

玉田議員 ありがとうございます。いろいろ課題はあると思いますが、前向きにというか、大きく前進させてもらいたいと思っています。

まず、国のみどりの食料システム戦略の中で、やはり有機農業についてKPIが設けられ、戦略目標がこの中でうたわれています。これは移住・定住とも関わるんですが、本県には有機農業を学べる教育機関がないと思います。カリキュラムとして有機農業にふれる概論はあるんですが、全国的に見ると埼玉県や島根県などは有機農業の科目を持つ県立農業大学校が設置されて、これが徐々に増えています。そして、今年4月から隣県の宮崎県立農業大学校も有機農業概論が開設されて、報道ではその中で有機農業を教え、有機農業の技術開発の拠点にしたいという意欲的なコメントも出ています。これはみどりの戦略のKPIとも重なる場所ですので、本県の農業大学校において有機農業が学べる場をつくることを検討できないかと思っています。

今、社会人の皆さんに農業の研修枠がありますが、やはり有機農業を学びたいという人もおられますから、そういう方々を積極的に受け入れて、移住・定住策にもつなげることができるのではないかと思いますので、その辺を部長、御検討できないでしょうか。

嶋議長 瀧野農林水産部長。

瀧野農林水産部長 移住者の関係と農大の講座という問いです。

移住者を含め、有機農業を取り組んでいくには、就農前、そして、就農後もしっかりと知識と技術を学び、それを継続していくことが大切ではないかと思っています。有機農業の実践には、就農前には植物の生理だとか、土壌学とか、病虫害防除等の基礎知識を身に付けることが非常に重要であり、農大におけるカリキュラムとして、移住者を含め、研修生や生徒に環境保全型農業や土壌肥料、病虫害防除、GAPなどの専門科目を用意しているところであり、そこで基礎知識を学べる環境は整っていると思います。また別に、臼杵市や佐伯市でも、ファーマーズスクールにおいても実践的な技術や知識を先進農家から学ぶことができる環境もあります。

就農後においては、例えば、NPO法人が事務局を持つ生産者組織に参加し、様々な有機農法に取り組む農業者とのつながりを持つことにより技術習得も可能だと思っています。

今後については、農大のカリキュラムをしっかりと移住を希望する方とかいろんな方に周知することも大事ですし、今、議員が言われた他県の農大とかのいろんな取組もありますので、そういった状況変化を敏感に捉えながら、柔軟にカリキュラムを見直すなど学べる環境づくり、そして、農大の魅力向上に努めていきますので、よろしくお願いします。

嶋議長 玉田輝義議員。

玉田議員 なかなか現状から踏み出せないのかなという思いで今答弁を伺いました。前回の一般質問で少し触れましたが、農大の入学者数の問題、それから、現在の農業に対する社会人の意欲とかを考えて、まず、他県の状況を見ながらもっと明確に有機農業を教えているというこ

とを打ち出す必要があるのではないかと思いますので、この件については意見として申し上げて、次に移ります。

次は、ふくふく認証制度について伺います。

介護人材の確保についてです。この件については、一般質問等で何度も取り上げられていますが、団塊世代が75歳以上になる2025年を目前にして、本県のどこに住んでいても安心して生活が送れる県づくりに向けての最大の課題だと思います。今年度、第9期おおいの高齢者いきいきプランがスタートし、サービスの需要量と供給量、必要な人員等が明らかになったので、改めてこの問題について伺います。

喫緊の課題は、2年後の2026年時点で不足が予想されている1,368人の人材をどうやって確保するかだと考えます。本県でも介護人材の確保については、修学資金の貸与、福祉・介護のマッチング機能の強化、介護の魅力発信、外国人介護人材の確保など様々な事業を行っていることは十分承知していますが、しかしながら、2023年度実績では、福祉・介護人材確保対策事業において、評価はAですが、就職者数は131人、外国人介護人材受入数も評価はAであるものの、受入数が19人となっています。事業者による独自の確保人数はあるものの、それでも予想される不足人数を埋めていくには到底追い付かない状況ではないかと心配しています。

介護人材の確保について事業所からお話を伺うと、特にホームヘルパーの確保に苦労しているようです。ホームヘルパーは、在宅介護を支える最も重要な担い手でありながら、この人材確保が厳しい状況にあるということは、それは在宅介護の崩壊につながる深刻な状況にあるのではないかとということです。

また、ケアマネジャーの確保も困難になってきているというお話も聞きます。当然のことですが、ケアマネジャーがいないと要介護者がたとえ介護認定を受けたとしてもサービスが始まらない事態に陥ります。第9期おおいの高齢者いきいきプランでサービスの需要量と供給量、必要な人員等を明らかにしているものの、現場

の実態を見ると、人手不足から静かに介護保険制度が崩壊しているのではないかと非常に心配しています。

今年度も福祉・介護人材確保対策事業に4,511万8千円、魅力発信事業に2,142万7千円、外国人介護人材確保対策事業に4,519万2千円が計上され、鋭意事業が推進されており、人材確保に努めていることは重々承知しています。しかし、需要に応えるだけの人材を確保できるかという大きな課題が目の前にあると考えています。

そうした中、本県では2022年から働きやすくやりがいのある介護事業者を本県独自で認定するふくふく認証制度が実施されています。この制度は介護の魅力発信事業の一つのメニューであり、昨年度の同事業は指標設定の課題はあるにしてもD評価と厳しいものになっていますが、特にこのふくふく認証制度については、介護職場の魅力を発信し、人材の確保につなげていく上で非常に大切な事業だと私は考えています。それは、環境が人を育てるという名言があるとおり、良質な人材は良質な職場環境があってこそ確保、育成できると考えるからです。

そのために重要なふくふく認証制度ですが、他方で、厳しい事務事業評価の結果となっていることを鑑みると、介護人材確保につながっているかどうかを検証し、今後の方針を検討することが重要と考えます。具体的には、認証された事業所が認証を受けていない事業所に比べて介護人材の確保が有利に進んでいけば認証事業所の拡大に、逆に有利に進んでいないとすれば認証制度の改善に取り組むなど、事業効果を高める方策を実施していく必要があるのではないのでしょうか。

そこで、ふくふく認証制度の現状と、今後、事業効果を高めるためにどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長に伺います。

嶋議長 工藤福祉保健部長。

工藤福祉保健部長 県内で1,300人程度不足するとされている介護人材の確保に向けては、職員一人一人がやりがいを持って、生き生きと働ける職場づくりが必要です。県では、こうし

た職場環境を評価するふくふく認証を令和4年度に創設し、これまで21法人を認証しており、魅力ある職場の創出を応援しています。

県内全介護施設の昨年度の平均離職率を見ると12.3%である一方、認証施設に限って見ると前年度から2.4%減の改善ということで、5.9%と半分以下にとどまっており、この3年間の認証の効果は一定程度認められますが、4年目以降の状況も引き続き注視する必要があると考えています。

また、この間、介護の仕事を希望する県外からの移住者に対して、このふくふく認証施設を優先的に紹介しており、昨年度は3名の採用につなげるなど、認証取得の効果を高める一策としているところです。

現在、新たに認証取得に取り組んでいる78法人には、施設ごとの課題解決支援を強化しており、令和8年度までに全ての認証を目指しているところです。

今後、認証法人が年々増加していきますので、さらなる職場環境の向上を図る施設を後押しするため、制度の活用状況や課題などを改めて確認しながら、より効果的な取組につなげていきます。

嶋議長 玉田輝義議員。

玉田議員 一定の効果が上がっているということで、ありがとうございます。

まず、今年第1回定例会で佐藤知事が、介護人材の確保策について3本柱ということで答弁されています。一つは外国人材の受入促進、二つ目が離職防止と定着、そして、三つ目が職場のDXの推進ということですね。その二つ目の離職防止と定着という意味で、ふくふく認証制度が機能しているというお話でしたが、今答弁にありましたが、参加宣言事業者が98で、認証指定されているのが21ということで、ちょっと少ないのかなと思って事業者にいくつか話を聞いてみました。

一つは、そもそも宣言もしていないところは、これがいいのか悪いのか分からないと。それともう一つ出てくるのが、認証されるための書類が多いと。これは認証されている事業者も宣言

している事業者も同じことを言っていました。宣言して認証までいっていないところは、やはりそこがどうプラスになるかが見えないと。認証を受けているところは、今、部長から答弁があったように、移住者を優先的に紹介していただいて、とてもよかったという話もありました。引き続き見通しを立てながら進めてほしいと思いますが、根本的にはこの制度も含めた様々な施策によってホームヘルパーやケアマネジャーの確保が重要であって、毎年その確保の見通しを立てながら、引き続きしっかりと取り組んでほしいということです。

もう一つ、事業者の会で、ある事業者ですが、ヘルパーの75歳の定年を撤廃したということですね。今日、県警本部長がいますが、75歳というと運転免許証の更新のときに認知機能検査があると。ぎりぎりのところが今、大分県の介護の現場で行われているということです。老老介護というと、家族内の親子だとか兄弟だとか、65歳の方が見ているのを老老介護と定義されていますが、介護保険の公的保険の実態でこれが行われているということが現実であり、これは県がいろんな形でいろんな方策を講じながらやっていることは重々承知していますが、介護保険制度の根本的な問題にも関わると私は思っています。

そういう意味で、県は市町村に対して介護保険事業計画の運営に必要な助言等を行うようになっていきますので、今度は逆に市町村、あるいは現場の事業者の声をしっかりと聞く機会をつくって、そして、来年度、国が参酌標準を考える上で大分県ではこれだけの窮状にあるんだということをしっかりと国に伝える必要があると私は思うんですが、来年度、そういう現場の方々を集めて、しっかりと現場の意見を県が聞く場を設けていただきたいと。サービス事業者のどこかがやろうとすると、いろんな利害関係とかあって、なかなか進まない。こういうときに行政の出番でリーダーシップを執ってくれないかなという事業者の声もあるので、そういう場をつくっていただきたいと思いますが、部長、いかがでしょうか。

嶋議長 工藤福祉保健部長。

工藤福祉保健部長 今、年間を通じて団体や事業者の方々との意見交換の場が様々あります。知事にも精力的に参加してもらい、我々職員も一緒に行つてということで、介護施設関係者の皆さんがとにかく気兼ねなく意見を我々に伝える、我々も遠慮なく聞ける、そういう関係づくりが非常に大事だということで取り組んでおり、例えば、最近では訪問介護事業所の状況が非常に厳しいという声などもあります。こういった声を集め、緊急支援の要望などを国に速やかに伝え、早速国の方の施策化も今進んでいるという状況にあります。

御指摘のとおり、介護事業は基本的には市町村が事業主体ということで、それぞれ3年に1度の計画を市町村がつくる際に管内の事業所の状況はもろもろお聞きしながらこれをつくっていると承知していますが、県としても来年度以降、福祉避難所などの運営をする際にどうしても市町村単位の事業所とはしっかりと話を進めていきたいなと思つているところです。

現場の声をもっともっと聞いてということです。当然我々の仕事の基本ですので、そうした国への要望だけではなくて、このふくふく認証もそうですし、それから、介護のDXもどんどんやってくれという声であったり、あるいは人材確保は日本人の確保が非常に厳しいという声をいただいたので、早速、インドネシアとの関係づくりを急ぎ、ちょうど先週インドネシアの方にそういう苦労されている経営者の方々をお連れして、現地で直接採用面談をしたところ、20名近くの現地の学生が就職を希望しているということにもつながっています。そうしたことで声を聞きながら、県としてもすべきことをとにかくスピード感を持って進めていきたいと考えています。

嶋議長 玉田輝義議員。

玉田議員 制度の根幹にも関わる問題ですので、そこら辺はしっかりと現場の意見を吸収して、そして、意見をまとめて国にしっかりと伝えてもらいたいと。我々もしっかりとその辺を伝えていきますので、どうかよろしくお願いします。

それでは、4点目の公共施設の管理について伺います。

一つは、公共施設等総合管理指針についてです。

1月1日に決算特別委員会で決定した審査報告書において、本県の財政運営は経常収支比率、将来負担比率、県債残高等それぞれについて健全性を維持しているものの、今後は社会保障関係経費の増加、防災・減災、国土強靱化の推進、金利上昇による公債費の増高など義務的経費の増大、県有建築物や公共インフラ施設の老朽化の進行による大規模改修や更新に多額の費用が必要となることから、インフラの老朽化等に対応した財源の確保や、事業の選択と集中、スクラップ・アンド・ビルドの徹底など、行財政運営の効率化、健全化に努められたい旨の意見が付されたところです。

こうした中、本県の公共施設等の状況を見ると、県有建築物では2023年に築30年経過したものは65.1%、2040年に築30年経過するものは94.3%に上り、公共インフラ施設のうち、橋梁では2023年に架橋後50年経過したものは42.2%で、2040年に架橋後50年経過するものは67.3%となるなど、老朽化によって今後一斉に改修や更新の時期を迎えることから、大規模改修や更新に多額の費用が必要になると言われています。

そのため、県では、2015年に定めた公共施設等総合管理指針について、2度の改定を経て、昨年3月に3回目の改定を行うなど県有施設の長寿命化を進めていますが、今後は急速に進む人口減少や大規模災害への備え、気候変動への対応など県有施設に対する県民ニーズが多様化し、量だけではなく、質的な変化が求められることが想定されています。

公共施設等総合管理指針は今年度が最終年度となっており、現在、見直しが進められていると思います。これまで県有建築物については施設総量の縮小、長寿命化、管理体制の一元化を、公共インフラ施設については必要性の十分な検証、機能の確実な発揮、施設情報管理の一元化をそれぞれ基本方針としてきましたが、前述し

た本県を取り巻く環境の変化から公共施設の質的な充実も求められると思います。

そこで、公共施設等総合管理指針の見直しにあたっての基本方針について総務部長に伺います。

嶋議長 渡辺総務部長。

渡辺総務部長 公共施設等総合管理指針についてお答えします。

保有する公共施設等の状況を的確に把握し、保有の在り方や施設の機能発揮の方針を示すことを目的に、10年間の計画として策定した本指針は今年度で終期を迎えることから、現在見直しを行っているところです。

現指針では、予防保全型維持管理による施設の長寿命化や総量の縮小等に取り組み、長寿命化では、資産老朽化比率を59.5%以下にするという目標に対し、直近の実績は54.5%と目標達成できる見込みとなっています。また、施設棟数においても、指針策定時と比較して10.7%の縮減を図りました。

今回の改定では、9月に策定した行財政改革推進計画2024を踏まえ、長寿命化や施設総量の縮小、インフラストックの適正化に引き続き取り組むとともに、多様な施策、主体との連携も基本方針として位置付けることとしています。

具体的に言うと、施設改修時のZEB化など省エネ性能の向上を図る脱炭素化の推進や、ドローンを活用した施設点検など、安全で効率的な新技術を活用するDXを推進します。また、民間と連携したPFIの導入や市町村と合同で行う施設点検の推進など、社会情勢の変化にも対応した施設管理に努めていきます。

嶋議長 玉田輝義議員。

玉田議員 ありがとうございます。

特に昨年改定された第5期大分県地球温暖化対策実行計画事務事業編の中で、県有施設について太陽光発電施設の設置だとか、今、部長答弁があった県有施設のZEB化とか、それから、公用車の電動化等々入っていますので、さきほどから話題になっている環境先進県おおいたとしての事務事業編の達成について、私はそれぞ

れの目標を示していく必要もあるのではないかと思いますので、そこも含めて、これから基本方針が出る中で是非前向きに検討してもらいたいと思います。よろしくお願いします。

次に、最後ですが、学校施設の維持管理、更新について伺います。

県有建築物のうち学校施設は2019年度末で1,459棟あり、延べ床面積は約76万3千平米と県有建築物全体の約34%を占めます。教育の重要性については申すまでもありませんが、その施設は子どもたちの豊かな学びや学校生活を保障するところとして整備されるべきと考えます。

今年3月の自民党の阿部議員による代表質問の答弁では、2015年から今年度までに大規模改修等の対象となる264施設のうち、昨年度末までに着手する施設が159施設にとどまっていることが明らかになりました。

私は、他の県有建築物と違い、学校施設はそれを使う生徒一人一人にとっては、例えば、高校ならば3年という限られた期間であること、また、県内の地方部の公立高校の多くが1市1校という状況に置かれていることを考えれば、学校施設を安易に廃止するのではなく、できるだけ早期の改修を行っていくことが必要だという立場です。しかしながら、一方で、急速に進む少子化の中で10年後を見通したときに、どのような考え方で学校施設の長寿命化などの維持管理や更新を行っていくかは非常に悩ましいところだと思います。

そこで、学校施設の長寿命化を含めた維持管理や更新にどのように取り組んでいくのか、教育長に伺います。

嶋議長 山田教育長。

山田教育長 学校施設については、県の総合管理指針に沿って教育庁所管県有建築物保全計画を定め、施設の長寿命化や総量の縮小に取り組んできたところです。しかしながら、保全計画における大規模改造工事については、進捗率が約60%にとどまっていることから、児童生徒の安全確保を最優先に計画的かつ効率的に進める必要があります。

また、LED照明等による脱炭素化やエレベーター設置等のユニバーサルデザイン化、体育館の空調整備などのニーズも高まっています。これらの新たな課題にも対応しつつ、今後も日常的な点検や計画的な大規模改造工事により予防保全型の長寿命化を図っていきます。

一方で、議員御指摘のとおり、中学校卒業生数は10年後の令和16年には2割以上の減少が見込まれ、学校施設の規模の適正化が課題になると考えられます。こうしたことも念頭に、施設の利用状況や健全性を考慮の上、長期的な視点に立って学校施設の保全計画を推進していきます。

嶋議長 玉田輝義議員。

玉田議員 ありがとうございます。

それぞれの学校施設の長寿命化改修についての優先順位というか、概要は今触れられましたが、今、教育委員会が高校の魅力化事業等、いろんな形でソフト事業をやっていますが、建物自体も魅力の一つですので、さきほどお話があったような視点でしっかりと周辺部の高校に目配りしながら、長寿命化、そして、更新についての検討をお願いします。

以上で私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

嶋議長 以上で玉田輝義議員の質問及び答弁は終わりました。

暫時休憩します。

午後0時16分 休憩

午後1時20分 再開

井上副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問及び質疑を続けます。三浦正臣議員。

〔三浦（正）議員登壇〕（拍手）

三浦（正）議員 皆様、改めてこんにちは。19番、自由民主党、三浦正臣です。

本日は大変お忙しい中、本議場までお越しくださった皆様、誠にありがとうございます。また、インターネット中継を御覧いただいている皆様方に対しても重ねて感謝します。

それでは、一般質問に入ります。

知事並びに執行部の皆さん、よろしくお願

します。

まず、選ばれるおおいたに向けた取組についての人口ビジョン及び総合戦略について質問します。

現在、我が国には、国際競争力の低下や、あらゆる産業における人手不足、そして、地域の活力の減退など様々な課題がありますが、そのいずれにも共通する根本的な要因を考えてみると、結局は人口減少に行き着くと私は考えています。

全国的に見れば人口は東京に集中し、そして、各地域、例えば、九州で見れば福岡に集中し、さらに本県の中で見ても大分市に人が集まっていくという形で、複層的な一極集中に歯止めがかからない状況です。これは、これまで我が国の基盤を支えてきた各地域から活力を失わせ、最終的には国力の低下を招く結果につながると私は危惧しています。

こうした中、人口減少に歯止めをかけ、人口の一極集中を是正することを目的に、国・地方を挙げて取り組んできた地方創生が10年の節目を迎えています。この10年の取組を振り返ると一定の成果を上げており、移住促進の取組などは随分と定着してきた感があります。実際に私が住む日出町では人口が増加しているほか、住み続けたいまち、また、愛着が持てるまちであるという住民の高い評価も受けるようになっていきます。また、県内では外国人などの受入れも進み、直近の人口推計報告では、人口の社会動態はプラスに転じています。しかしながら、顕著な出生率の低下などにより人口減少は以前より加速しているなど、全体として画期的な成果を上げているとは言えない状況にあります。

こうした状況において、現在、本県では新たな総合戦略の策定を進めており、その概要が今議会で報告されています。中でも総合戦略の策定の前提となる人口ビジョンは、今後の本県のあるべき姿をどのように考えているかが投影されているものであり、新たな総合戦略の策定にあたって県としてどのように考え方を整理するのか、私も大変注目しています。現行の人口ビジョンにおいて、近年、目標とする人口を下回

っている状況を鑑みると、県の総力を挙げて知恵を絞り、目標達成に向けた方策を検討する必要があります。そのためにも人口ビジョンや新たな総合戦略に関する議論を深めていくことが重要であると私は考えます。

そこで、人口ビジョンについての基本的な考え方やその実現に向けた総合戦略における方策について知事の御見解を伺います。

以降、対面席にて質問します。

〔三浦（正）議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

井上副議長 ただいまの三浦正臣議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 三浦正臣議員の人口ビジョン及び総合戦略についての御質問にお答えします。

国全体では、人口減少や東京圏への一極集中の大きな流れは変わっておらず、本県も2035年には人口が100万人を割り込むという試算が示されているところです。

こうした中で、国では新たな地方創生の基本構想の策定に向けた議論が始まったところであり、本県においても人口減少は待ったなしの課題であり、大分県の人口ビジョンと総合戦略の改定作業を進めているところです。

今回の県の人口ビジョンでは、合計特殊出生率を県民の希望出生率である1.84まで高めるとともに、移住者数や外国人労働者数の増加分などを見込んで、2035年までの目標として100万人の維持を目指したいと考えています。この実現に向け、次期総合戦略では、この5年間で早急に対策が必要な若者、女性の呼び込みと定着、多様な人材の活躍等による担い手確保、地域の持続的発展を三つの重点課題に掲げ、次の四つを柱に取組を進めたいと考えています。

第1の柱は「ひと」ということであり、県民全てが輝き、一人一人の希望がかなう社会を構築するため、子ども・子育て支援や生涯を通じた健康づくり、女性活躍等の取組を充実させていきます。

第2の柱「しごと」では、力強い産業を育て、

働きがいのある仕事を生み出すため、新たな雇用と活力を生む企業立地や産業集積を推進するとともに、DX等を活用した生産性向上、農林水産業の成長産業化等に取り組みます。

第3の柱は「まち」です。暮らしの豊かさを実感できるような魅力的な地域づくりを進めます。また、強靱な県土づくりはもとより、デジタル技術等の活用により住民の利便性向上を図るなど、地域の持続的発展を目指します。

これらの三つの政策分野を充実させつつ、その効果を一層高めるために、今回新たに「ひとやものの流れ」を四つ目の柱に加えることとしました。あらゆる活動の基盤となる広域交通ネットワークの充実をはじめ、観光誘客の促進等による交流人口の拡大、若者、女性を中心とした社会増につながる移住促進に力を入れていきます。

人口減少の流れを変えることは容易ではありませんが、引き続き市町村とも緊密に連携しながら、粘り強く取り組んでいきます。

井上副議長 三浦正臣議員。

三浦（正）議員 知事、ありがとうございました。

新たな人口ビジョンの実現に向けて、次期総合戦略では、「ひと」「しごと」「まち」「ひとやものの流れ」という四つを政策の柱に位置付けて施策を実施していくとの答弁だったように思います。

「ひと」の分野、合計特殊出生率を県民の希望出生率である1.84まで高めていくこと、また、社会増についても移住促進や外国人材の受入れなど、「しごと」の分野ではエリアによる戦略的な企業立地の推進と産業集積の促進など、「まち」の分野ではネットワーク・コミュニティ化、今日午前中もあったコンパクトシティ化など、「ひとやものの流れ」の分野では東九州新幹線の整備計画路線への格上げや、先日のシンポジウム、私も参加しましたが、中九州横断道路などのあらゆる活動の基盤となる広域交通ネットワークの形成など、検討すべき内容や取り組む課題も山積しているかと思えます。

知事の答弁でもありました。容易ではないこ

とは分かっています。2035年、人口100万人の維持に向けてしっかり具現化し、戦略的に、かつスピード感を持って取り組んでいかなければなりません。そのためには、この5年間で大変重要になってこようかと思えます。

さらにその先の2050年には、本県でも消滅可能性自治体が半数以上該当するとの発表も示される中、今も未来も県民全てが輝き、一人一人の希望がかなう社会の構築に向けて、難しい問題、課題もありますが、私自身も執行部の皆さんと一緒に取り組んでいきます。どうか引き続きよろしくをお願いします。

それでは次に、結婚、妊娠・出産の希望がかなう環境づくりについて質問します。

今年6月に国が公表した令和5年における本県の合計特殊出生率は1.39と過去最低となりました。全国的に見ても軒並み低下傾向にあり、九州関係も大きく数値を下げています。特に隣県の宮崎県の下落幅は全国で2番目と非常に大きくなっていますが、本県の合計特殊出生率は、その宮崎県を下回る九州第7位という状況が依然として続いています。子どもは、大分県の未来を担うかけがえのない宝であり、少子高齢化が進む本県において、さきほども言った地方創生を実現していくためにも、これまで以上の対策が必要であることが示された形です。

加速させるべき取組の一つは結婚であると考えます。国の調査では、未婚者の約8割がいずれ結婚するつもりと回答しており、また、結婚しない理由として、男女ともに適当な相手にまだ巡り合わないことが最多となっています。本県でも出会いサポートセンターえんむす部の運営や婚活イベントの開催などで出会い、結婚を応援してきたところですが、結婚するつもりである未婚者をさらに後押しするための取組の深化や、新しい家庭の誕生を応援する機運醸成が重要ではないかと思えます。

折しも、今年度はおおいた子ども・子育て応援プランの改定の年であり、先般の第3回定例会ではその骨子案が報告されました。より多くの県民にとって結婚から妊娠・出産と、希望するライフデザインが実現しやすくなる社会づく

りに向けた取組を新たな計画にどう位置付け、実現させていくのか、気になるところです。

こうしたことを踏まえ、合計特殊出生率の現状に関する県の見解と結婚、妊娠・出産を望む県民の希望をかなえるために県としてどのように取り組んでいくのか、部長に伺います。

井上副議長 工藤福祉保健部長。

工藤福祉保健部長 令和5年の本県の出生数は6,259人と、合計特殊出生率とともに過去最少となり、今年上半期の出生数を見ても前年を下回って推移しており、大変強い危機感を持っています。他方、この30年間で本県の既婚女性の出生率は実は1.2倍に伸びており、これまでの子育て世帯への経済的支援も一部後押しとなっているのではないかと考えています。

しかしながら、出生数を大きく左右する婚姻数はというと、この30年間で逆に4割減少しており、昨年は戦後最少の3,689件にとどまっていることから、急速な少子化に歯止めをかけるには婚姻数を伸ばすことがその第一歩と考えています。

県の出会いサポートセンターでは、コロナ禍で県内の婚姻数全体は低迷した中であっても成婚数を年々伸ばしていますが、比率にすれば、本県婚姻数全体の1%程度と効果は限定的なものとなっています。これから結婚の希望を広く後押ししていくためには、こうした公的な支援に加え、やはり企業や団体など民間を含めた県民総ぐるみでの機運醸成が必要となります。

そこで、年明けには全国で今活躍されている婚活コーディネーター、荒木直美さんという方がいます。この方は婚活界の瞬間接着剤という異名を持っているその業界の第一人者ですが、この方をOITAえんむす部の部長としてお迎えし、県内各地で具体的な婚活支援活動を展開していきます。

井上副議長 三浦正臣議員。

三浦(正)議員 部長、ありがとうございます。荒木直美部長がということで、楽しみにしています。本県がこれまで実施してきた子育て世帯に対する経済的支援の一端がかいま見える答弁ではなかったかと思えます。

昨年、知事が子ども医療費助成を高校生の入通院まで拡充するという大変重たい決断をしていただいたと思います。その効果も徐々に現れてくることを私は期待しています。

一方で、結婚と出産の因果関係についてのお話もありました。やはり結婚を進めることが第一歩ということですが、答弁の中に各地で婚活するとありましたが、最近のトレンドですが、やはり大分、別府が中心となりがちとなっています。もっと県の振興局の力も合わせて、是非県内の様々な箇所でも実施していただきたいと思っているんですが、いかがでしょうか。

井上副議長 工藤福祉保健部長。

工藤福祉保健部長 ありがとうございます。ちょうど一昨年、私、北部振興局長のときに商工会、あるいは商工会議所の若手経営者の方々とか、あと農林漁業の後継者の方々のお話をたくさん聞く中で、結構独身の方が多くて、その方たちは自分たちで出会いの場を何とか企画していきたいという声もよく聞いていたのを思い出します。市町村や振興局でそういった業種団体の婚活の支援もできるのではないかなと一つ考えています。

また、取り立てて婚活イベントをやるぞというふうに強調すると逆に参加しづらいという声もお聞きしているので、振興局が総合補助金で地域の行事、お祭りだとか観光イベントなど、例えば、当時、JR九州とコラボしてワイン列車を走らせたり、夏はビアトレインということでいろいろしましたが、そうした対象者を限定しない行事、イベントの中に独身者向けの企画をさりげなく加えたりということで工夫していく必要もあるかもしれないなと思っています。

昨年来、知事公舎で婚活イベントを行っています。大変好評いただいています。議員言われたように、今後は大分、別府以外の県内各地でそうした企画がどんどん開催できるといいなということで、これは市町村、それから振興局もそうですが、各団体や企業、もちろん議員の皆さん方の御協力もいただきながら、とにかく結婚を応援するんだという機運を県内全体で広めていきたいなと思っています。どうぞよろし

くお願いします。

井上副議長 三浦正臣議員。

三浦（正）議員 部長、ありがとうございます。

それでは次に、選ばれるおおいたに向けた広報について質問します。

新たな長期総合計画、安心・元気・未来創造ビジョン2024では、計画の達成により、共生社会おおいたの実現とともに魅力、ブランド力が高まり、移住・定住や観光、企業進出、投資など、あらゆる分野で県内外から選ばれるおおいたを実現していくとされています。

この魅力、ブランド力に関して、本年10月にブランド総合研究所が発表した地域ブランド調査2024の魅力度ランキングによると、本県は2年連続で上昇し、23位となりましたが、上位に食い込むことはできませんでした。一方で、地域ブランド調査と同じ調査機関が実施した幸福度ランキングでは第2位、大手出版社がまとめた移住したい都道府県ランキングでは第8位と健闘しています。大切なことは、今回の新計画での位置付けのように、各取組の成果が総じて本県のブランド力へとつながること、県民が住んでよかった、観光客が訪れてよかった、企業が立地してよかったなど、大分を選んでよかったと実感してもらうことの積み重ねであると考えます。そのためにも、選んでもらうきっかけとなる戦略的な広報がやはり重要であり、本県の魅力や取組の情報発信にはまだまだ課題があるのではないのでしょうか。

そこで、本県における広報活動の課題をまず伺うとともに、その課題を踏まえ、今後、選ばれるおおいたに向けてどのように展開していくのか、部長に伺います。

井上副議長 若林企画振興部長。

若林企画振興部長 広報についてお答えします。

御指摘のランキングを分析すると、本県の住民や宿泊旅行者を対象とした調査では比較的順位が高い傾向があり、実際に本県の住みやすさや過ごしやすさを感じていただければ高い評価につながっていると認識している一方で、全国対象の魅力度調査を見ると、関東、東北など遠

方の方の数值は残念ながら低く、本県を訪れたことがない方への魅力の発信が課題となっていると考えています。

この対策にあたっては、日常的な情報収集はスマートフォンなどデジタル媒体から行う方が現在6割を超えているということから、遠方の方への情報発信手段としてもこうしたデジタル媒体の活用が有効と考えています。そのため、令和4年度から外部人材をアドバイザーとして招き、デジタルマーケティングの視点から全庁の情報発信に助言を受け、デジタルを活用した情報発信の強化を図っているところです。

また、おんせん県おおいたのキャッチフレーズの下、PR会社と連携し、主に雑誌やWeb等の在京メディアに向け、本県の温泉プラスアルファの魅力を発信するなど工夫を凝らしているところです。

今後も県内各地の旬の情報を掘り起こし、分かりやすく効果的な発信に努め、あらゆる分野で選ばれるおおいたの実現に取り組んでいきます。

井上副議長 三浦正臣議員。

三浦（正）議員 部長、ありがとうございます。

豊かな自然、歴史や芸術文化など、大分県のすばらしさをもう一度我々自身が見つめ直し、大分県の特徴を生かす広報は今後さらに重要になってくるかと思えます。また、移住や定住、観光、企業進出、そのターゲットに届く戦略的な広報を期待しています。

さらに、ホーバークラフトも運航開始され、交通の利便性や、国内唯一ということもあり、これから話題性もますます高まっていくと思えます。選ばれるおおいたに向けた好機と捉え、是非観光局をはじめ、他の部局とも連携を図っていただきながら、さらなる取組を期待しています。

また、今、部長の方からもあった様々なPR会社がありますので、是非その効果や検証もしっかり行っていただきながら、引き続き調査研究を含めてよろしくお願ひします。

それでは次に、スポーツによる地域の元気づ

くりについて質問します。

今年を振り返ってみると、我々日本人にとって喜ばしく、また、大変勇気付けられたことといえば、何といてもアメリカMLBでの日本人メジャーリーガーの大活躍ではなかったでしょうか。

野球というスポーツは、我が国に根付いた文化とも言えるものと私は思っています。先日まで県立歴史博物館において「大分野球一栄冠が大分に輝いたとき」の特別展が開催され、私も伺ってきました。また、その特別展の記念講演会として、大分野球を語ると題して元プロ野球選手、私の高校の先輩になるんですが、川崎憲次郎さんのお話も拝聴しました。本県はNPBなどにおいて多くの名選手を輩出してきたという歴史もあります。

私は、本県でNPB1軍公式戦が見られるような環境を整えてほしいと提起してきました。前回定例会で可決された安心・元気・未来創造ビジョンにおいて、まちづくりや地域活性化の核となるスタジアムなどの実現が主な取組として掲げられたことに大いに期待を寄せているところです。NPB1軍公式戦の誘致には、現状の別大興産スタジアムでは収容人数などの問題で難しいと思いますので、是非ともビジョンにおけるこの目標を本気で実現するよう取組を進めていただきたいと思います。もちろん、スタジアムの利用率などクリアすべき課題は多いと思いますが、近年、北海道北広島市や長崎県のように、スタジアムを中心としたまちづくりにより地域の活性化を図っている事例もあります。本県との条件の違いはありますが、様々な観点から先行事例を研究して検討を前に進めていただきたいと思います。

また、野球以外のスポーツに目を向けると、本県には、トリニータをはじめ、地域に密着した様々なプロスポーツがあります。こうしたチームについて、私は本県の貴重な宝であり、県としても様々な面で今以上に連携しながら、本県の元気づくりにつなげていくべきと考えます。

こうしたことを踏まえ、ビジョンに掲げられたスタジアムなどの実現に向けた検討を含め、

スポーツによる地域の元気づくりにどのように取り組んでいくのか、知事のお考えを伺います。

井上副議長 佐藤知事。

佐藤知事 スポーツによる地域の元気づくりですが、例えば、今年の夏のパリオリンピック・パラリンピックでも大分ゆかりの選手、フェンシング、ヨットでもメダルを取りましたし、そういう活躍、それから、大谷選手の活躍はもちろん、多くの日本人に大変大きな感動と元気を与えてくれたと思います。

このように、スポーツというのは見る人を元気付けたり感動させる力もありますし、本県においては、例えば、野球ですと大分Bーリングス、それから、さきほど言及いただいたトリニータをはじめ、地域に密着したプロスポーツチームが四つあります。そういう意味で、県民の皆さんが応援に駆けつけて、そして、そこで元気をもらっていると、あるいは大変悔しい思いをしたり、そういう状況があるわけです。

また、ソフトバンクの選手をはじめとして、選手が大分に来て、県内で合宿してもらっているということもありますし、そのような形でいろんな関係が県民との間でできているということは大変うれしいことではないかなと思います。

今年は、例えば、自転車ですとツール・ド・九州というのが2回目になり、来年は佐伯と延岡を走るということで、3回連続参加していますし、こういう様々な機会を捉え、観戦、あるいはスポーツができる地域、そして、それによって元気づくりを進めていくということをさらに進めていきたいと考えています。県内のプロスポーツチームと連携した学校訪問、観戦招待、スポーツ合宿を通じた地域住民との交流等を引き続き進めていければと思います。

そして、こういう取組により交流人口とか経済波及効果が期待できるわけですが、そのような効果を期待して、また、御質問があったように九州各地域でそういう取組が進められています。新長期総合計画においても、まちづくりや地域活性化の核となるスタジアムの実現ということで盛り込んだところです。

まず、レゾナックドームですが、大規模イベ

ント時のアクセスが課題であり、例えば、ドームへのスムーズな集客移動という意味では、大分松岡パーキングエリアのスマートインターチェンジ化というのも課題になると思います、検討を進めているところですが、さらに様々な地域活性化の観点からの検討ということで、他県の事例の調査ですとか、例えば、別大興産スタジアムを含めた県内施設の利用状況、ニーズの分析、そして、課題等について検討を進めていきたいと考えています。

このような取組により、県民がスポーツを身近に感じて親しめる機会を創出し、さらに選手、ファンとの交流等も拡大することにより、スポーツによる地域の元気づくりをさらに加速させていきたいと考えています。

井上副議長 三浦正臣議員。

三浦（正）議員 知事、ありがとうございます。御丁寧な答弁だったと思います。

まずは、トリニータをはじめ、本県のプロスポーツチームについても、今後も関係機関としっかり連携強化を図っていただきながら、県民一人一人がプロスポーツがあることに誇りや喜びが感じられ、そして、県民と共に盛り上げていく仕組みづくりを引き続きよろしく願います。

そして、スタジアムなどの実現には、今、知事から答弁がありました、様々な意味合いが込められているということは理解できます。地方創生、他地域の競争という側面もあるので、迅速な取組が必要ではないかなと考えています。

大規模スポーツイベントの開催は大きな効果があります。中でも野球は、さきほども言ったように大変裾野が広く、観戦やプレーされる方も含めて本県にも多くの野球ファンがいます。そのため、スタジアムでの実現は是非——野球場でというのが私を含め多くの県民の皆様のご願いではないかなと思っています。是非知事、この野球場ということに向けての意気込みを一言いただきたいんですが、いかがでしょうか。

井上副議長 佐藤知事。

佐藤知事 やはり野球はファンも多いし、また、プレーする選手というか、競技人口も大変多い

ということであり、県民の関心も高く、また、元氣と感動を与えてくれるスポーツであると考えています。

さきほども答弁しましたが、野球場についても、例えば、別大興産スタジアムをどうしていくかという視点もあると思いますし、また、他のいろんなスポーツからもいろんな要請もいただいていますので、他のスポーツも含めて、様々な調査、分析というのをしっかり進めていきたいと考えています。

井上副議長 三浦正臣議員。

三浦（正）議員 知事、ありがとうございます。

野球県大分、県内10団体で構成する大分県新球場建設促進協議会、また要望したいと思いますし、また、多くの県民の皆さんの悲願ではないかなと思っています。是非引き続き前向きな検討をよろしくお願いします。

それでは次に、安心・安全の確保に向けた諸施策についての新興感染症対策について質問します。

2019年12月に世界で初めて感染が確認された新型コロナウイルス感染症は、瞬く間に世界中に拡大しました。昨年5月に5類引下げ後の現在では、多くのイベントや観光客を目にする機会も増え、以前のような生活を取り戻してきているように思います。しかしながら、世界的に見れば、感染症を取り巻く状況は常に著しく変化しており、一例を挙げれば、地球温暖化の進行による病原体媒介動物の生息域拡大に伴い、マラリアやデング熱などの感染症が日本で流行する可能性も示唆されています。近年の国際交流の活発化を鑑みると、国外で発生した新興感染症を完全に封じ込めることは難しく、今後は今まで以上に未知のウイルスによるパンデミックの脅威は高まっていくものと思われる。

このようないつ起こるか分からない感染症のパンデミックに迅速かつ的確に対応していくためには、コロナ禍で顕在化した医療提供体制の逼迫や保健所の人材、検査体制、感染症対応物資の不足など様々な課題を検証し、その経緯を

踏まえた実効性のある対策を平時から構築していくことが重要です。

これらの経験を踏まえ、本県では今年3月に感染症予防計画を策定し、新興感染症への平時からの備えや、流行初期からまん延期における医療提供体制などについて目標を立てて取り組んでいると伺っています。加えて、今年7月に国の新型インフルエンザ等対策政府行動計画が改正されたことを受け、県においても、感染症予防計画と整合性を図りながら、新型インフルエンザ等対策行動計画の改定作業が行われていることもお聞きしています。

新興感染症の流行は、県民生活や社会経済などに多大な影響を与えるものであることから、発生時の被害を最小限に抑えるため、その対策を早急に進めていく必要があると考えます。また、新興感染症対策を円滑に実施していくためには、コロナ禍の記憶が残っているうちに関係機関で想定訓練を繰り返すことや、感染症発生時にどのように対応していくのか、県民にしっかりと御理解いただくことも大切です。

こうしたことを踏まえ、今後、新興感染症対策をどのように進めていくのか、知事に伺います。

井上副議長 佐藤知事。

佐藤知事 新興感染症対策ですが、コロナ5類移行から1年余りが経過し、県民生活や経済活動にコロナ禍前の活気が戻ってきています。一方で、昨年からのインフルエンザの長期流行、マイコプラズマ肺炎の感染拡大などもあり、やはり感染症への対応は平素からの備えが大変大事です。

当時の新型コロナ対応では、感染拡大時に病床や検査体制の不足などが顕在化したことから、今年3月に県感染症予防計画を改定し、感染症危機に備えた体制整備を進めています。

まず、医療提供体制では、入院病床525床、発熱外来400機関の確保を目標として、医療機関等との協定締結を進めて、それぞれ659床、430機関を9月末までに確保したところです。とりわけ人口が多い地域で病床が不足した経験も踏まえて、医療圏ごとの病床確保にも

十分配慮しています。

また、感染拡大時に検査体制が逼迫化したことから、県衛生環境研究センターの機能強化を進めるとともに、大分市、大分大学との連携により、今年度末までに1日最大1,100件の行政検査が可能となる体制を整備します。加えて、医療機関との協定に基づき、個人防護具の備蓄も急ぎ進めるとともに、各保健所では、地域の関係機関と連携した初動対応訓練を重ねています。

一方、コロナ禍を振り返ると、外出やイベントの自粛、飲食店等への時短要請のほか、子どもたちには臨時休校や幼児保育施設の登園自粛など多くの制約により、県民生活や経済活動が停滞しました。現在改定中の県新型インフルエンザ等対策行動計画では、こうした社会への影響を最小限に抑えられるよう全庁を挙げて改正作業を進めています。また、当時のコロナ対策にあたっては、各方面から様々な御意見が寄せられたことから、パブリックコメントなどで県民の声を丁寧に伺いながら、来年6月を目途に実効性ある計画を策定したいと考えています。

こうした取組により新興感染症の発生に備えるとともに、初期の段階から幅広く考え得る対策を講じて、県民の安全・安心の確保と社会経済活動の両立に向けて万全を期して取り組んでいきます。

井上副議長 三浦正臣議員。

三浦（正）議員 知事、ありがとうございます。

感染症発生を想定した訓練や研修、医療や介護従事者などの確保計画、医療機器や個人防護具の備蓄計画など、今、正に御答弁があったとおりであり、体制の構築と必要な備えが重要となってきますので、是非しっかりとした取組をよろしく願います。

それでは次に、孤立集落対策について質問します。

今年元日にマグニチュード7.6の地震に見舞われた能登半島では、9月20日からの大雨に伴う河川の氾濫などにより、再び大きな被害が発生しました。石川県が11月中旬に発表し

た被害報告によると、死者が15人、被害住家が1,965棟と大変大きな被害となっています。加えて、地震で地盤が緩んだ場所に大雨が降ったため、多くの場所で土砂災害が発生したことにより集落につながる道路が寸断されたことで、最大115か所の孤立集落が発生しました。

内閣府によると、孤立とは、道路の寸断などで四輪自動車でのアクセスが困難、又は不可能なことを指します。一旦集落が孤立すると食料や燃料の補給ができなくなるほか、高齢者などが適切な医療を受けられず、体調の悪化も懸念されます。これに加えて、停電や通信の断絶なども重なると、さらに苛酷な状況になることは想像に難くありません。

本県でも、8月末の台風第10号によって、国東市国見町千燈では伊美川に架かる下払橋が崩落し、4世帯7人が孤立するなど県内5か所で孤立集落が発生しており、決して他人事ではありません。

こうした中、先日県が公表した大分県中山間地等の孤立集落発生の可能性とその状況に関する調査の結果によると、県内3,460集落のうち約3分の1の集落で孤立発生のあるとされています。孤立集落対策では、土木建築部でも道路の法面对策などハード面からの強靱化に取り組んでいただいているとは思いますが、対象となる孤立可能性集落が多いことから、ソフト面からもしっかりと対策を進めなければなりません。

そこで、南海トラフ地震が切迫していると言われて中、県としてどのように孤立集落対策を進めていくのか、防災局長に伺います。

井上副議長 首藤防災局長。

首藤防災局長 県では、平成26年度に南海トラフ地震を想定した地震・津波に伴う孤立集落等支援指針を策定しました。この指針に基づき、これまで早期避難の推進や救援ポイントの設定、サイン旗——サイン旗というのは避難状況を示す黄色とか赤色の旗ですが、このサイン旗や船舶を活用した救助・救援訓練等に取り組んできました。

今般、能登半島地震での被災状況を受け、孤立集落対策を一層強化するため、改めて県独自で調査を実施しました。調査の結果、孤立可能性集落が増加していること、また、水や食料、トイレ等を備蓄している集落が10%未満にとどまっていることなど、中山間地域を含めた孤立集落対策の重要性が改めて浮き彫りとなりました。このため、今後は孤立可能性集落を中心に分散備蓄の推進や避難訓練への支援、学習会等による啓発に重点的に取り組みます。

また、集落のデータを県とか市町村が使っている災害対応支援システムの上に可視化するとともに、ドローンやヘリ、衛星通信機器を用いた訓練を重ねていき、災害時の道路啓開や物資輸送等の迅速な救助・救援活動に備えます。

これらの新たな取組を本年度中に指針に盛り込み、孤立集落対策の強化を確実に図っていきます。

井上副議長 三浦正臣議員。

三浦（正）議員 ありがとうございます。

孤立可能性集落を中心とした防災訓練の強化をしっかりとやっていただきたいと思います。

また、能登半島地震は、正に孤立集落というのが肝であったと思います。また、その教訓からも、住民自らも災害情報を収集して気付くこと、情報を基に考えることも大変重要になってこようかと思います。また、今答弁にあった分散備蓄の推進、また、ドローンによる物資輸送などの対策はもちろん、さらにインフラの迅速な復旧等、大変重要な課題が多く残されているかと思います。是非県が主導となって、各市町村と共に様々な対策を講じていただきたいと思っています。

それでは次に、消防団員の確保と強化について質問します。

さきほど触れた能登半島地震でも、消防団員が消火や救助、避難誘導などで活躍したこともあり、改めて消防団員の確保が重要と再認識したところです。

改めて申すまでもありませんが、消防団は火災時にその地域での経験をいかした消火・救助活動を行うだけでなく、大規模災害時の避難誘

導や行方不明者の捜索活動など幅広い活動に従事し、地域防災力の中核を担う重要な存在です。

しかし、消防団員数は減少傾向にあります。総務省消防庁の調査によると、行政をはじめとした関係者の努力の成果により、女性団員や学生団員、機能別団員の数は増加し、令和5年度の入団者数は2年連続の増加となったものの、今年4月1日時点での全国の消防団員の数は約74万7千人と、前年比で約1万6千人の減少となっています。本県においても、消防団員の報酬の見直しなどの処遇改善を進めていると聞いていますが、今年4月時点の団員数は1万3,244人と前年比で163人減っています。

消防団員の減少は地域防災力の低下に直結するものであり、団員の確保は喫緊の課題です。消防団員の確保などは、本来、市町村の役割ではありますが、市町村のみでの取組には限界があると考えられます。

私は、消防団員の確保には、若いうちから消防団を身近に感じてもらうなど、魅力発信の取組が必要だと思います。また、自然災害が頻発・激甚化し、地域防災の担い手としての消防団に期待される役割が今後一層幅広くなっていく中で、その機能強化も必要だと考えます。

こうしたことを踏まえ、消防団員の確保と強化に向けて県としてどのように取り組んでいくのか伺います。

井上副議長 首藤防災局長。

首藤防災局長 地域防災力の要である消防団は、今年8月の台風第10号では、県内各地で避難誘導や河川警戒等に従事しています。先般の臼杵市の商店街火災では、街中の建物火災に即応する機動分団を中心に約100名が懸命の消火活動を行いました。献身的な取組に改めて敬意を表します。

人口減少・高齢化が進む中、新たな担い手を確保するためには、多様な主体の参画促進が不可欠です。そのため、県では特に若い世代への情報発信を強化しており、本年10月には全市町村の消防団と連携し、新たにおおいたの消防団応援サイトを開設しました。SNS広告と連動させて興味関心を喚起するとともに、消防団

への入団申込みをサイト経由で行える環境を構築したところ、早速応募があるなど成果が出ています。今後は、入団可能年齢の18歳に達する高校生など、さらに若い世代に消防団を知ってもらうため、消防団と地域の学校をつなぐ取組も検討していきます。

また、機能強化に向けては、特定の活動に携わる機能別消防団の導入支援に加え、本年度は団員対象のドローン操作講習を実施する予定であり、引き続き災害対応能力の向上に資する訓練の実施や資機材の整備を促していきます。

井上副議長 三浦正臣議員。

三浦（正）議員 ありがとうございます。

1月24日、令和6年度大分県消防大会が開催され、知事も御出席いただき、私も参加しましたが、その中で各地の団員6名の方の日頃の活動についての意見発表を私も伺ってきました。改めて地域住民の生命と財産を守るという崇高な使命の下、献身的な活動をされている消防団員の方々に改めて敬意を表するところです。県としても、可能な限り力強い御支援を引き続きお願いします。

また、今御答弁があったように、消防団員の確保については少しずつ成果も現れているような、よい兆しを今伺ってうれしく思っています。

また、若年層に向けて、私も魅力を発信するのは若年層に向けてということも思っているんですが、具体的に今、消防団と学校をつなぐということがありました。今、実施を予定している高校等がもしあれば伺いたいと思います。

井上副議長 首藤防災局長。

首藤防災局長 現在、来年度の取組として検討している段階ですので、それを前提にお答えしますが、例えば、高校で年1回防災訓練があります。そういう場に地元の消防団が出向き、消火活動とか消防の操法とかを実演し、消火器の使い方とかを指導してもらおう。それに加えて、日頃の消防団活動、やりがいをPRしてもらおう機会をつくっていったらどうかという検討をしており、教育委員会の担当課とも相談しながら、高校生防災リーダー校というのが毎年6校ほどあるので、そういうところを中心に来年度取組

をできたらなど今検討を進めているところです。
井上副議長 三浦正臣議員。

三浦（正）議員 局長、ありがとうございます。是非よろしくお願いします。

それでは次に、里親等委託の推進について質問します。

こどもまんなか社会の実現を旗印にこども家庭庁が令和5年4月に発足して、はや2年が経過しようとしています。全ての子どもが健やかに育ち、将来に希望を持って生活していくことができる社会環境づくりは、この国全体に課せられた大きな使命であることは言うまでもありません。そのような中、本県では、いわゆる社会的養護下にある約450人の子どもたちの最善の利益を図るため、家庭養育優先原則に基づく里親等委託が積極的に進められています。

里親等委託を進めるためにまず重要となるのは、子どもたちを迎え入れてくれる養育里親の育成、確保です。子どもたちへの思いを持ち、里親登録いただいた方々の中には、高齢化などを理由に養育里親を辞退する家庭もあると伺っており、今後も里親等委託を推進していくためには、受皿となる養育里親をしっかりと確保していく必要があります。

さらに、様々な事情や家庭状況により実の親による養育が難しい乳幼児等については、実親との法的な親子関係を解消し、実の子と同じ親子関係を結び、本来の家庭を築く特別養子縁組制度の活用も大切だと思います。しかしながら、当該制度の運用においては、実親の同意を得ることの困難さや養子に対する真実告知で悩む養親が多いこと、さらに家庭裁判所における審判が必要であることなど様々なハードルがあると伺っています。こうした制度の活用を考える方々に対して、児童相談所での対応だけでなく、専門的知見を有する方々とも連携し、希望がかなうような支援を充実していくことが重要であると考えます。

今後の養育里親の確保や特別養子縁組の取組の方向性を含め、里親等委託をどのように推進していくのか、福祉保健部長に伺います。

井上副議長 工藤福祉保健部長。

工藤福祉保健部長 本県では、家庭的養育優先原則の下、児童相談所に専門部署を設置して4年目を迎え、県内全域で里親の確保と適切な養育支援に努めています。

現在、県内では227組の里親の方々に御登録いただいております。要保護児童、保護が必要な児童の約4割がこうした里親等の下で生活しています。さらに、令和3年度からはNPO法人と連携し、県内各地で里親説明会をこれまで計142回開催するとともに、里親への希望者には研修を重ね、結果として42組の里親を開拓したところです。

また、令和4年度の法改正では、里親や養育児童への相談支援を包括的に担う里親支援センターが都道府県ごとに制度化されており、その早期設置に向けて、受皿となる法人と現在協議を進めています。

また、特別養子縁組は、生涯にわたり安定した親子関係を築けることから、早い時期からの愛着形成が必要な乳幼児を主体として、この5年間で24組が成立している状況です。

加えて、日本財団の御支援をいただき、この4月に別府市に開設した乳幼児総合支援センターとも連携を深め、当事者の希望に沿った縁組や、さらなる養育支援を通じて、子どもの健やかな成長を後押ししていきます。

井上副議長 三浦正臣議員。

三浦（正）議員 部長、ありがとうございました。

今答弁にあった乳幼児総合支援センター、私も4月の運用開始後、訪問したところです。入所時支援、里親支援、地域支援、子育て支援、居場所支援、一番大事なことは、一人一人のその子の特性に合った支援です。県内約450人が心身ともに健やかに成長し、夢や希望を持って生活できる社会づくり、是非引き続き力強い御支援をお願いします。

それでは最後に、運輸部門における2024年問題への対応について質問します。

本年4月からの働き方改革関連法施行により、いわゆる2024年問題と言われる運輸部門などにおける時間外労働の上限規制などの適用が

始まりました。他の業態よりも労働時間が長いとされる運輸部門については、運転手の業務時間短縮による路線バスの減便、担い手不足に伴う輸送力の低下が深刻化するのではないかと問われてきました。

既に半年以上経過しましたが、懸念されていた2024年問題による県民生活への影響がやはり表れ始めています。例えば、路線バスでは、10月1日からのダイヤ改正により大分交通が大分駅前と私が住む日出町を通り、国東市内とを結ぶ路線など四つの路線を休止し、平日を8.2%減便したほか、大分バスが最終バス時刻を繰り上げ、平日を11.5%減便するなど、運転手不足の影響が大きく出ています。

また、報道によると、トラック業界では、全産業平均より賃金が低いことに加え、残業規制でドライバーの収入が減るため、各運送会社は離職を防ぐために賃金アップを迫られる一方で、中小の運送事業者は賃金を上げたくても上げられないという実態があります。そのような中で、当面は深刻な人手不足の状態が続く見通しであるとされています。野村総合研究所の試算では、人手不足の影響により2030年に九州で運べる荷物は2015年に比べて約40%減るとされ、住民生活に大きな影響を及ぼすことが危惧されるようです。

そこで、バスやトラック事業者など運輸部門における2024年問題の現状を県としてどのように認識しているのか、また、問題の解決に向けてどのように取り組んでいくのか、交通政策局長に伺います。

井上副議長 嶋川交通政策局長。

嶋川交通政策局長 御質問の2024年問題ですが、時間外労働の上限規制により、運輸部門では運転手不足の問題が顕在化しています。御紹介いただいたように、バス業界では県内各地で路線の休止や減便が行われていますし、また、トラック業界では今後の物流の停滞が不安視されていると認識しています。このため、県では、今年度から二種免許や大型免許の取得、あるいは各社の採用活動に必要な経費などに対して補助を行うとともに、女性ドライバーの確保に向

けた交流イベントを開催するなど様々な対策を進めているところです。

さらに、長距離トラック輸送においては、鉄道や船舶へのモーダルシフトに対して業界団体を通じた支援も行っているところです。

また、運転手確保に欠かせない賃金水準の向上について、例えば、中小トラック事業者が適正な運賃を収受できるように、これは経済団体などとの間で価格転嫁に関する協定を締結し、荷主との円滑な交渉を後押ししているところです。

しかしながら、一方で、運転手の不足は今後も見込まれる恐れがあると考えています。県としては、まずは業界の声を取り入れながら、採用活動や、それから、入った後の就労環境の改善をはじめとした運転手確保への取組支援など、今後も魅力的な業界だと思っていただけるような必要な対策をしっかりと講じていきたいと考えています。

井上副議長 三浦正臣議員。

三浦（正）議員 交通政策局長、ありがとうございました。

大分県トラック協会の方にお話を伺ってきました。2024年問題から半年が経ち、運送業界の現状についてというアンケート調査を実施したところ、6割の事業者が人手不足を感じているとの回答があったそうです。そういった中から、今、正に答弁にあった人手不足対策として県から免許取得の助成、これは大変助かっているということでした。また、燃料価格の高騰がとても大変ということで、是非対策を講じてほしいということも承っています。

さらに、これも御答弁にあった燃料サーチャージ等の料金について、確実な周知並びに価格転嫁、様々な形で支援していただいています。さらなる働きかけを是非お願いしたいということも伺ってきたので、この場をお借りして要望します。

このほかにも、物流業界が抱える課題は本当に山積のようです。関係者の方々は、生産性の向上と省力化を推進するために労働力を確保していくことが問題解決につながると現在必死に

取り組んでいるところです。どうか引き続き県としてもさらなる力強い後押しをよろしくお願いし、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

井上副議長 以上で三浦正臣議員の質問及び答弁は終わりました。清田哲也議員。

〔清田議員登壇〕（拍手）

清田議員 皆さんお疲れ様です。9番、自由民主党、清田哲也です。一般質問の機会をいただいたこと、感謝します。また、佐伯から先輩に来ていただいてありがとうございます。

さて、先般、11月28日、中九州横断道路建設促進に向けたシンポジウムが開かれました。多くの御来場者の皆様、そして、パネリストの皆様方の熱い気持ちがしっかりと会場内にも伝わり、大変すばらしいシンポジウムだったと思います。正に、知事と私の誕生日を祝うかのような大変充実した大会となったこと、関係者の皆様に感謝を申し上げ、また知事に改めてお祝いを申し上げながら、正に道路の質問から入っていきます。

災害に強い道路ネットワークの整備についてです。

今年も残すところあと1か月を切りました。振り返ってみると、パリオリンピック・パラリンピックにおける本県ゆかりの選手の大活躍、そして、デスティネーションキャンペーン、全国豊かな海づくり大会の盛り上がりなど、喜ばしい出来事も多かった反面、やはり今年も災害に悩まされた年となってしまいました。

全国的に見ても、元日に発生した能登半島地震を皮切りに、各地で豪雨被害が多発しましたし、本県においても台風第10号により大きな被害が発生しました。また、夏には日向灘で発生した地震に伴い、制度創設後初めて南海トラフ地震臨時情報が発表されるなど、地震への危機感も高まってきています。何年、何十年に一度の豪雨という言葉が毎年飛び交うようになる中、私は災害対策について、我々のマインドを転換していかなければならないのではないかと感じています。

こうした中、現在、国を挙げて流域治水、土

砂災害対策など、様々な防災・減災、国土強靱化の取組を行っていますが、中でも私は災害に強い道路ネットワークの整備が重要であると考えています。能登半島地震においては、多くの道路が寸断され、半島の特殊性もあいまって、物資の輸送などに大きな支障を来しました。中山間地の多い本県においても、豪雨などによる道路の寸断にはたびたび苦しんできています。今年に限ってみても、日田市の幹線道路に架かる三郎丸橋が大雨により通行止めになり、通勤、通学などで日田市民の皆さんは非常に苦勞を強いられているところです。また、台風第10号では、本県の大動脈である東九州自動車道が被災し、特に臼杵インターチェンジと津久見インターチェンジ間の通行止めは長期にわたり、日常生活のみならず、観光面でも大きな影響があったと考えています。

このような災害による道路の寸断は、単に地域住民が困るということだけではなく、災害発生後の救助、そして物資供給の遅滞など、人命に関わる重大な問題でもあります。そのため、高速道路の4車線化や高規格道路のミッシングリンク解消などは、単に交通量の多寡だけで判断するのではなく、命の道を整備するという観点から、地方部においても積極的に取り組んでいくことが国土強靱化のためには重要と考えます。実際に今年の台風による被害を見ても、4車線化済みの湯布院インターチェンジ―日出ジャンクション間の通行止めは予定よりも早く解除されました。崩壊箇所が本線部分かそうではないかの差もありますが、暫定2車線の臼杵インターチェンジ―津久見インターチェンジ間は、さきほど言ったとおりの状況となっています。

また、先般行われた愛媛県との交流会議において、知事から、豊予海峡ルートについて、中九州横断道路との連結による半導体等の産業振興効果を鑑み、国に道路整備の調査を要望していくとのお話があったと報道されています。私は産業振興の観点はもとより、広域的なリダンダンシーの観点からも、豊予海峡については道路での接続を国に訴えていくべきと考えており、今回の知事の御発言には大変注目しています。

加えて、県内に視点を戻すと、災害発生時に優先的に道路啓開を行うルートについて、特に早期の対応が可能となるよう、事前の対策を施すなどの取組も重要と考えます。

以上のことを踏まえ、災害に強い道路ネットワークの整備にどのように取り組んでいくのか、知事に伺います。

あとは対面席にて行います。

〔清田議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

井上副議長 ただいまの清田哲也議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 清田哲也議員に誕生日のお祝いを申し上げます。災害に強い道路ネットワークの整備についての御質問にお答えします。

近年、本県では豪雨災害にたびたび見舞われています。また、南海トラフ地震への備えも急務となる中、県土の強靱化は極めて重要な取組です。このため、本年9月に策定した大分県長期総合計画においても、災害に強い県土づくりを安心分野の先頭に位置付けました。この中では、災害に強い道路ネットワークの整備として、高規格道路の整備や道路の防災対策等に取り組むこととしています。

まず、高規格道路の整備についてですが、東九州自動車道では、本年8月の台風第10号により、暫定2車線区間である臼杵インターチェンジ―津久見インターチェンジ間において、約2か月間にわたり全面通行止めとなりました。通行止めの回避や早期復旧のためにも、4車線化の必要性を改めて認識したところです。

現在、被災した区間のほか、津久見インターチェンジ―佐伯インターチェンジ間等、合わせて四つの区間で4車線化が進められています。県としても、引き続き事業に全面的に協力するとともに、国等に事業実施中の区間の早期整備と残る優先整備区間の早期事業化を要望していきます。

また、高規格道路のミッシングリンクの解消も重要です。中九州横断道路や中津日田道路は、これまでも災害時に支援物資の輸送路や被災区間の迂回路としても活用され、命の道としての

機能を発揮しており、これらの道路の早期整備に向けて今後も取り組んでいきたいと考えています。

さらに、豊予海峡を結ぶ道路については、関門海峡とのダブルネットワークの形成により、災害発生時におけるリダンダンシーの確保等の効果が期待されることから、引き続きその必要性を国に訴えていきます。

一方、道路の防災対策も欠かすことができません。災害発生時に優先的に道路啓開を行うルートにおいて、法面对策や橋梁の耐震化等を進めているところです。加えて、能登半島地震等を踏まえた道路啓開計画の見直しに着手しており、啓開体制の充実にも取り組んでいきます。

今後も県民の安全を守るため、円滑な救命・救援活動や物資輸送に欠かせない災害に強い道路ネットワークの整備に全力を尽くしていきます。

井上副議長 清田哲也議員。

清田議員 台風第10号による臼杵インターチェンジ付近の法面崩壊による通行止めの影響です。これは日常生活、物流に大変大きな影響を及ぼしました。渋滞時には臼杵市街地を通る迂回ルートもあり、私も実際通って県庁に何度も来ましたが、通学時間帯と重なると、ちょっと交通事故の発生リスクも高まるのかなという思いもしました。今回と同様な事態が生じた場合は、迂回ルートにおける交通安全に対するより一層の啓発というのも必要になってくるのかなという思いもしています。

また、佐伯、津久見から大分市内の救急搬送に関してですが、実は発災数日後から、事前に救急車両の通過を連絡すれば、工事を中断していただいて通行が可能となっていたそうです。ただし、現場の工程によっては、救急車両であってもどうしても通行できない期間もあったと伺っています。

ちなみに、佐伯市消防本部からいただいた、令和2年度から4年度の3年間で東九州道を利用した臼杵、大分、別府への救急搬送は73件、転院搬送は667件にも上ります。改めて数字を見ると、災害時だけではなく、平常時におい

ても東九州道は県南地域にとって、正に命をつなぐ道であるとの認識を強くするところです。県内全車線4車線化の早期実現を、県としてもさらに力強く推進していただくようお願いします。

そして、大地震発生後、東九州道から被災地へ入っていく復旧支援ルートに関してですが、佐伯市では佐伯市の事業で県の支援を受けながら佐伯大橋の架け替え工事を予定しており、市街地側から佐伯大橋で番匠川を渡ると県道佐伯蒲江線に接続、そして、佐伯堅田インターチェンジに隣接する防災拠点に至ります。佐伯大橋の架け替えに合わせて、県道佐伯蒲江線の防災機能を高めるための再整備等の検討も始めていただけたら、大変防災能力が高まっていくのではないかと思いますので、よろしくをお願いします。

また、豊予海峡における道路の話もありました。広域交通ネットワークの形成については、これまでも多々議論してきましたが、是非とも知事が愛媛県でお話しされたとおり、豊予海峡については、将来的な道路での実現を国に働きかけていくこと、そして何より東九州新幹線の実現を目下の課題として、脇目も振らず、全县を挙げて取り組んでいくことを県の方針として定め、執行部、議会、また県民の総力を結集できるようお願いし、次の質問に移ります。

建設発生土の適正処理の推進についてです。

県民の安心・安全を担保する県土強靱化、人口減少社会においても経済成長を果たすために必要な広域交通ネットワークの整備、私たちの生活に必要な不可欠な水環境を維持するための上下水道など、社会資本の役割は多岐にわたります。特に近年では、多発する豪雨災害や大地震への備えとして、河川改良、河床掘削、トンネル、橋梁の耐震化など、人の命を守るための事業を中心に、社会情勢の要請に応じたインフラ整備が進められています。本県が進める県土強靱化も、まだまだ道半ばではありますが、県民の皆様からの期待と評価は非常に高く、今後も着実に進捗を図っていただきたいと思います。

その進捗を図る上で、全県下において課題と

なっているのが建設現場で発生する土の処分です。河床掘削を行うにしても、掘削した土を処分する場所がなかったり、あったとしても運搬距離が長く、工事費がかさんでしまったりする現状があります。現場近くに処理場があれば、運搬距離を短縮した分の工事費で、さらに多くの掘削が可能となり、ダンプトラックの台数も削減でき、ドライバー不足による入札不調の解消にもつながっていきます。

このように全県下において建設発生土の処理場をより多く確保することは、社会資本整備を進めていくための喫緊の課題となっています。同時に、建設発生土の処理の過程において、危険な盛土箇所等が発生する懸念もあります。国土交通省においては、令和3年7月、静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生、尊い人命が失われたことを受け、全国で約3万6千か所の盛土総点検を実施し、新たな法制度を創設しました。あわせて、建設現場から搬出される土についても、搬出先の適正を確保するための方策を講じることが重要とし、元請業者に対し、事前に搬出先が適正であることを確認させることや、実際に搬出されたことを受領書で確認させる仕組みを構築することとなりました。また、これと連携して、新たにストックヤード運営事業者登録制度も創設されました。

実際に令和6年6月から、建設発生土を搬出する工事を請け負う元請業者は、搬出された建設発生土が不法・危険な盛土等に利用されることがないように、最終搬出先まで確認することが義務付けられました。一方、登録ストックヤードに搬出した場合は、登録ストックヤード運営事業者がその後の適正な搬出を引き継ぐことになるので、元請事業者は最終搬出先までの確認が不要となります。つまり、登録ストックヤード運営事業者は、建設発生土の適切な利用・処分に向けた枠組みの一翼を担う主体となります。建設発生土の有効活用の観点からも、現在の処分場運営事業者に早期の登録を促すとともに、受け入れた建設発生土が再利用できるという利点をいかすためにも、新たにストックヤード運営事業者に名乗りを上げる事業所を増やしてい

くことが大切です。

本県としても、本事業を活用した建設発生土の適正処理の推進を検討、実施していくべきと考えますが、建設発生土の適正処理の推進にどのように取り組んでいくのか、土木建築部長に伺います。

井上副議長 五ノ谷土木建築部長。

五ノ谷土木建築部長 公共事業の建設発生土については、工事のスケジュールが合わないなど、やむを得ず処分せざるを得ない場合を除き、原則、工事間流用することとしており、国や市町村と連携しながら有効利用に努めています。

しかしながら、今後、高規格道路等におけるトンネル工事や強靱化に向けた河床掘削などにより、建設発生土の増加が予想されることから、搬出先の確保が重要となります。

そうした中、令和3年7月の熱海市の土石流災害を契機に、建設発生土の利用・処分が厳格化されるとともに、新たに制定された盛土規制法を受け、本県でも来年5月から規制区域を設定し、運用を開始する予定です。

こうしたことを踏まえ、引き続き安全管理を徹底し、不法な盛土を防止しつつ、資源としてさらなる有効利用を図るため、来年度から国のストックヤード運営事業者登録制度の活用を検討しているところです。

今後も建設発生土の処理を適正に行い、着実な社会インフラ整備に取り組んでいきます。

井上副議長 清田哲也議員。

清田議員 部長、ありがとうございます。新たな取組ですので、しっかり、また丁寧な、ちょっと業者で制度そのものの趣旨を履き違えているとか、勘違いされている方も出てくるかと思しますので、また丁寧な周知、説明の方もあわせてお願いします。ありがとうございます。

次の質問に移ります。

水道の耐震化についてです。

国土交通省は、断水が相次いだ能登半島地震を教訓とし、水道事業を担う市町村ごとに水道カルテを作成し、公表することとしています。カルテを作成、公表することで水道管などの耐震化率や料金水準が簡単に把握でき、他の自治

体との比較も容易になるとともに、耐震化率が低く、料金も低い自治体においては、耐震化等の財源確保のための料金値上げを住民や議会に促すための根拠となることも想定しています。

主要な水道管は全国に約12万キロメートルあります。耐震適合率は令和4年度で42.3%にとどまっており、カルテを見れば、自分が暮らす市町村が全国平均と比較してどうなのかがすぐに分かります。また、料金水準は事業コストに対する料金回収率で示されます。100%未満だとコストを賄えるだけの料金を徴収できていないこととなり、値上げの検討が必要となります。100%未満は小規模自治体に多く、令和4年度の全国平均は98.4%となっています。国土交通省では、耐震適合率が全国平均を下回る40%で料金回収率も95%にとどまっているケースや、料金回収率は110%なのに耐震適合率が10%などと低いケースである自治体において、まずは住民に現状を把握してもらい、料金の見直しや耐震化への機運が高まることを期待するとともに、事業者たる自治体にも改善を要求していくとしています。

能登半島地震では最大約14万戸で断水し、水道施設耐震化の重要性が再認識された一方で、人口減少の影響で水道使用量は減少傾向にあり、耐震化の財源となる料金収入も先細りです。水道事業は市町村が主体ではありますが、県民生活の基盤であることから、耐震化の促進や安定供給に関していかに市町村と連携し、支援していくのかなど、県の役割も大切であると考えています。

こうしたことを踏まえ、県として水道の耐震化をどのように促進していくのか、生活環境部長に伺います。

井上副議長 島田生活環境部長。

島田生活環境部長 能登半島地震を教訓に、水道施設の耐震化が一段と求められており、県では新たな地震・津波防災アクションプランに耐震化の促進を盛り込み、対策を推進することとしています。

耐震化にあたっては、優先順位を付け、計画的に整備することが重要となります。このため、

市町村に対し、まずは指定避難所など重要施設に接続する管路等への優先的な取組を行うよう助言するとともに、1月までに耐震化計画を策定するよう要請しています。

あわせて、国に対しても、耐震化に係る補助率のかさ上げなど、支援制度の拡充を引き続き要望していきます。

また、耐震化を進めるには、水道事業の安定的な財政基盤も必要です。そのため、市町村には今後の水需要や水道施設の更新費用等を踏まえた適切な資産の管理、いわゆるアセットマネジメントの導入を促しています。

加えて、さらなる収支改善を図るため、経営戦略の改定に向けた国の経営アドバイザーの利用や水道カルテの活用なども働きかけ、水道事業の持続的な運営につなげていきます。

今後も市町村と連携を図り、水道の耐震化と経営基盤の強化に取り組んでいきます。

井上副議長 清田哲也議員。

清田議員 ありがとうございました。

では、次の質問です。

全国豊かな海づくり大会のレガシーについてです。

11月10日、天皇皇后両陛下をお迎えし、第43回全国豊かな海づくり大会が本県において開催されました。本大会は、水産資源の保護・管理と海や河川、湖沼の環境保全の大切さを広く国民に訴えるとともに、つくり育てる漁業の推進を通じて水産業の振興、発展を図ることを目的とされています。昭和56年に第1回が本県で開催されました。本県においては2回目の開催となりました。

今大会は、水産資源の保護と管理の一層の推進、森から川、海へとつながる豊かな自然環境の保全、四季折々の多様な水産物の消費拡大、そして、おんせん県の新たな魅力を全国に発信という四つを基本方針として開催されました。山から海へと自然環境の尊さを改めて広く認識してもらおうことをはじめとして、生産者の挑戦が報われる漁業の確立ということで、水産資源の保護・管理の充実、そして、本県が誇る水産物の消費拡大につなげるとともに、食の魅力

活用しながら、さらなる観光産業の振興にも資する大会になったと思っています。改めて、運営に携わっていただいた皆様方に感謝します。

全国に向けた情報発信の効果はもとより、前年から県内各地で催されたプレイベント、関連行事も大きな意味があったかと思えます。タイミング的にもコロナ禍明けで、多くの人々でにぎわいを見せました。また、今後は、今大会で得られた様々なメリットを活用しながら、掲げた四つの基本方針をさらに充実させていくための取組が重要です。特に期待したいのは、水産物の消費拡大と本県の新たな魅力の発信です。足下の水産物の県内消費をさらに増やしていくための施策や、食の魅力を観光産業の振興につなげていく方策など、本大会のレガシーを活用し、発展させていくことが大切です。

こうしたことを踏まえ、水産物を中心とした本県の食の魅力の発信なども含め、全国豊かな海づくり大会のレガシーを今後本県の水産振興にどのようにつなげていくのか、知事の考えを伺います。

井上副議長 佐藤知事。

佐藤知事 全国豊かな海づくり大会のレガシーについてですが、天皇皇后両陛下の御臨席を仰ぎ開催した今大会、大変意義が深く、漁業者や海づくりに関係する皆さんの大きな励みになったと考えています。

第1回大会の開催県として、これまでの水産資源の保護・管理の考えを受け継ぎ、新たな課題にも挑戦し、豊かな海をつないでいくという理念を、大会行事等を通じて全国に発信できたと考えます。

今後はこの成果を本県水産業の振興につなげていくことが重要であり、次の2点に取り組んでいきます。

一つは、つくり育てる漁業の取組を漁業関係者と一層進めていくことです。

漁船漁業では、両陛下に御視察いただいた新たな種苗生産施設を核に、漁場環境の整備と稚魚の生育に適した場所への拠点放流、資源管理の強化を一体的に進めることで、より効果的な資源造成に取り組んでいきます。

養殖業では、漁場の環境改善に向けて、海底を掘削するなど、持続的な生産基盤づくりに取り組みます。また、今年竣工し、本格稼働が始まった県漁協の蒲江加工センターを活用して、切り身加工など多様化するニーズへの対応を進め、国内外での販路を拡大します。

二つ目は、大会で高まった水産業や県産水産物への関心を消費拡大につなげることです。

大会をPRするために作成したロゴマークを今後は魚食普及のシンボルとして活用して、量販店でPRイベントを開催するなど、消費者の購買意欲を喚起していきます。

また、フォロワーが5千人を超える大会インスタグラムも継続して活用して、毎月第4金曜日のおおいた県産魚の日等において魅力発信を強化します。

さらに、県内飲食店向け産地ツアー等を開催して需要拡大を図り、県産県消や食をいかした観光振興につなげていきます。

加えて、次世代を担う子どもたちには、大会を契機に実施している海づくり教室や給食への県産水産物の提供などにより、水産業の魅力をさらに発信していきたいと考えています。

大会テーマである「つなぐバトン 豊かな海を次世代へ」を目指して、これら二つの取組を通じて本県水産業の振興に努めていきたいと考えています。

井上副議長 清田哲也議員。

清田議員 知事、ありがとうございます。県産魚の日もかなり定着してきたように思いますので、今後さらなる展開を期待しています。

続いて、教職員の資質向上についてです。

教職員の人材育成に関しては、授業力の向上はもとより、様々な取組が行われていると承知していますが、今年は残念なニュースが続きました。高校での女子生徒に対する不同意わいせつに続き、大分県教職員組合の執行委員が同じく不同意わいせつなどの疑いで逮捕され、こちらは不起訴となりましたが、大変不名誉な事件が続きました。被害者の方々の心の傷が一日も早く癒えることを願うばかりです。

同時に、同様の事件の再発を防ぐための手だ

てを徹底していかななくてはなりません。学校現場で起きたこのような事件を聞いて、不安を感じる生徒、保護者も多いかと思しますので、まずはその不安を取り除き、教職員への信頼回復を図っていかねばいけません。飲酒運転をはじめとする学校現場への信頼が揺らぐ行為がなくなるための人材育成が求められます。

また、学校現場以外の社会とのつながりをいかに持つかというのも大切なことです。一般企業で働く指導者、あるスポーツの指導者ですが、中学校のその競技の会議に参加した際に、同じ指導者である参加者の中に中学校の先生が10名ほどいたとのこと。その彼は皆さんに名刺を持って御挨拶に回ったところ、名刺を持っていた先生は1名しかおらず、すみません、名刺は持っていませんが、何々中の何々ですと御挨拶してくれた先生が3名ほど、他の先生方はどうもと言って名刺を受け取っただけで、名乗りもしてくれなかったそうです。これは教職員の資質というより、一社会人としてどうなのかとあきれてしまったと、その指導者は言っていました。挨拶できないからといって生徒たちにとって悪い先生とは思いませんが、社会人として当たり前前の振る舞いができない人が教壇に立っているかと思うと少々不安を感じます。

犯罪を起こさないための啓発などと同時に、他業種の方とも交流を持ち、社会人として豊かな人間性を育む人材の育成も必要なのではないかと考えます。

こうしたことを踏まえ、教職員の人材育成についてどのように進めていくのか、教育長に伺います。

井上副議長 山田教育長。

山田教育長 児童生徒に対して模範を示すべき立場にある教職員によるわいせつ行為は絶対に許されないことであり、一部教職員の行為により、教育そのものへの県民の信頼を失墜させたことを大分県教育委員会として厳粛に受け止めています。

一連の事案の発生を受け、各学校で年4回実施する服務規律保持に関する研修に加え、国が作成した性暴力等の防止に関する取組事例集や

研修動画等を活用した緊急研修を実施し、再発防止の徹底を図ったところです。

また、教職員の社会人としての資質向上については、令和3年度から初任者研修において、接遇や電話対応等の実践的な内容に関する講義、演習を盛り込むなど、取組を強化しています。

加えて、今年度からは中堅教職員を対象に、民間企業のマネジメントへの理解を深めるため、企業に出向いての实地演習や社員との交流等の研修を開始しました。参加者からは、民間企業の人材育成や危機管理の手法を学び、大変参考になったといった感想が寄せられています。

今後とも、不祥事の根絶に向け、服務規律の徹底に粘り強く取り組むとともに、子どもや保護者から信頼される豊かな人間性を持った教職員人材の育成に注力していきます。

井上副議長 清田哲也議員。

清田議員 1点だけ再質問します。

本県教職員組合において、教員資格を持った専従職員は何人いるのでしょうか、教えてください。

井上副議長 山田教育長。

山田教育長 令和6年度の教職員組合への専従職員は、大分県教職員組合が4人、大分県高等学校教職員組合が2人の計6人となっています。

付け加えると、平成20年度以降の専従職員の数で最多であった平成21年度から平成23年度の29人から大きく減少しているところです。

井上副議長 清田哲也議員。

清田議員 29人から6人ということで、かなりの減少幅だと思いますが、働き方改革と教職員不足が叫ばれる中で、教員免許を持った方の6人が果たして専従でいいのかどうなのか、そういう議論もあろうかと思えますし、私としては、当然、学校現場に戻って、教壇に立って児童生徒のために働いていただけたらなという思いはありますし、実際、専従職員ゼロで運営している他県の教職員組合もあるわけですから、専従職員が本当に6人必要なのかというところを、組合そのものが自分たちで活動内容とその必要性を県民の皆さんにしっかりPRしていく

ということも一つ問題提起として言わせていただいて、次の質問に行きます。

コミュニティ・スクールについてです。

コミュニティ・スクールは、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる地域とともにある学校への転換を目的に、学校運営に地域の声を積極的にいかし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくこととされています。本県においても、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図り、学校、家庭、地域が目標やビジョンを共有し、子どもたちを社会全体で育む地域とともにある学校づくりを推進していることは承知しています。

その具体的取組事例を拝見すると、小学校では学習支援や清掃活動、家庭科における裁縫の実習など、地域の方々の得意とする分野で子どもたちの活動を支えていただいているようです。また、中学校においては、高校進学を見据え、将来の夢について自らの経験を踏まえ地域の方に語ってもらう機会を設けるなどしており、地域全体で将来を担う人材を育てていると感心しています。従来はPTAが地域との関わりを担う窓口であったのが、学校運営協議会が創設されることで、より多くの団体が学校のアシスタントを行える状況が整い、学校が抱える様々な課題に関して迅速に対応できているのではないかと思います。

しかしながら、学校規模や地域特性等により、好事例となる取組がままならない学校もあるのではないかと思います。小学校においては、単一校での取組と同時に、同じ中学校校区内の複数校での活動を模索したり、中学校においては地元高校との活動を行ったりするなど、コミュニティ・スクールの輪を重ね、広げるようなイメージを持つことも、より充実したコミュニティ・スクールの実現につながっていくのではないかと考えています。

こうしたことを踏まえ、コミュニティ・スクールの現状と課題、そして今後の取組について、教育長に伺います。

井上副議長 山田教育長。

山田教育長 令和6年度の県内小中学校におけるコミュニティ・スクールの設置率は、全国平均の65.3%を大きく上回る97.8%に達しており、地域と連携、協働した学校運営ができる環境が整ってきました。

一方、議員御指摘のとおり、地域によっては学校活動を支える人材や団体が限られ、教育活動の改善・充実に向けた取組の実現が難しい小中学校もあります。こうした課題を克服するためには、地域の実態に応じた学校づくりが重要です。例えば、佐伯市の昭和中学校区では、中学校と三つの小学校が共同で学校運営協議会を設置し、しょうがの植付けやアユの放流など、地域愛を育む活動に取り組んでいます。

また、活動の充実に向けては、学校運営協議会を核とした地域行事への参画や部活動交流などの小、中、高の縦の連携も図っていきたくと考えています。

加えて、地域の実情を熟知し、連携をコーディネートする地域学校協働活動推進員の配置拡充も有効であり、人材の発掘と学校運営協議会の委員への任用を進めていきます。

本年作成した活動の手引となるCS白書も活用しながら、市町村教育委員会と連携してコミュニティ・スクールの充実を図っていきます。

井上副議長 清田哲也議員。

清田議員 ありがとうございます。これは佐伯豊南高校の話ですが、約20社ぐらいのものづくりに携わる建設業者が会員となり、先生方と常にコミュニケーションを取って、懇親会もしながら、そして出前授業、またインターン受入れと、かなり活発に、要は地元の生徒を地元就職させたいというところもあるんですが、正にその会長から教えられたのはPTCCAだと。ペアレンツ・ティーチャー・コミュニティ・カンパニー・アソシエーションでやっていますという話を伺ったので、またちょっとそういう事例も広げて、全県で参考にしていただけるとよいと思います。お願いします。

次の質問です。地域の中小小売事業者の振興についてです。

平成12年6月に大規模小売店舗立地法が施

行され、大規模小売店舗の出店規制は、旧大規模小売店舗法による商業調整から、周辺地域の生活環境の保持という社会的規制に大きくかじを切りました。平成19年2月には大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針が改定され、大規模小売店舗の地域社会への貢献についての自主的な取組を積極的に行う旨の規定が新たに追加されました。

本県においても、平成19年4月から大分県小売事業者等によるまちづくりの推進に関する条例を施行し、小売事業者等の商工団体への加入やまちづくり活動への積極的な参加を求めています。しかし、大規模小売店舗や県外小売事業者等は地域商業者としての意識が薄く、協力を得ることが困難な状況があるようです。さらに、経済産業省が9月に発表した電子商取引に関する市場調査によると、国内電子商取引市場規模は増加傾向にあり、商取引の電子化が引き続き進展しています。資本力のある大規模小売店舗では、実店舗での店頭販売と並行して、ネットスーパーやネットコンビニ、店頭購入商品のお届けサービスなど、新たな販路の開拓及び顧客サービスの拡充に力を注いでいるケースが増えています。

一方で、地域の小売業は経営資源が乏しく脆弱であるため、商品やサービスにおいて、常に開発や魅力、特徴により差別化を図らなければ淘汰の波を受けやすい環境にあります。厳しい環境に適応していかなければ、それまで地域を支えていた地元の食料品店やスーパーマーケット等も廃業、撤退が進み、多くの買物弱者が生じ、新たな社会的課題につながります。

地域商業者と大規模小売店舗等が連携し、地域活力の衰退を防ぎ、将来にわたって住みよい地域を構築していくため、本条例の実効性を高め、県外資本の大規模小売店舗等に対して、まちづくり活動参加や商工団体加入などを一層強力に働きかけていく必要が生じていると考えます。

以上のことを踏まえ、地域の中小小売事業者が大規模小売店舗との共存共栄を図りながら発展していくための振興策に県としてどのように

取り組んでいくのか、商工観光労働部長に伺います。

井上副議長 利光商工観光労働部長。

利光商工観光労働部長 地域において、県外から進出した大規模小売店舗なども、その一員としてまちづくりに参画することは重要であると考えています。例えば、大分市中心部のイルミネーションや中津駅前商業施設の子育て支援センターなど、地域における大規模店と中小小売事業者との連携も進展しています。

また、大規模小売店など23社に災害時の物資供給に関する協定を県と締結いただいております。例えば、令和2年7月豪雨の際には、被災地に迅速な物資供給で貢献いただきました。

地域活力の衰退を防ぎ、将来にわたって住みよい地域を構築していくためには、こうした地域内連携をさらに深め、広げていくことが必要です。

このため、県では大規模小売店舗の立地届出の際、まちづくり条例の趣旨を説明し、地域貢献への協力を依頼しています。また、商工団体などへの加入は地域の中小小売事業者との連携につながるため、毎年、未加入の大規模店及び本社に文書を送付し、加入を働きかけています。

本年10月には届出の手引きを改正し、商工団体への加入や行事への協力意向などの具体的な記載を求め、条例の実効性を高めたところであります。

あわせて、中小小売事業者の競争力強化も重要です。DXを通じた業務効率化や付加価値の向上、インターネット上での効果的な発信などを県も支援しています。

引き続き市町村などとも連携し、地域の中小小売業の振興に努めていきます。

井上副議長 清田哲也議員。

清田議員 部長、ありがとうございます。これからもよろしくお願いします。

それでは、最後の質問です。病院薬剤師の確保についてです。

厚生労働省は令和5年に、都道府県ごとの薬剤師充足状況を示す薬剤師偏在指標を公表しました。これによると、本県は病院薬剤師少数区

域とされており、他県と比較して病院薬剤師が不足している状況にあります。

病院薬剤師は、医師の指示による調剤業務のほかにも、がん患者に対する化学療法への対応、個々の服薬状況確認や服薬方法指導、薬の効果や副作用の確認を行うなど、医療現場に欠かせない役割を担っており、その確保を進めていくことは非常に大切です。

このような中、働き方改革関連法に基づく医師の時間外労働規制が開始され、本県でも先般の第3回定例会において、医師の業務を一部移管するタスクシフト等を推進する予算が追加措置されました。タスクシフトの受け手としては、医師からの包括的指示等により医療行為の一部を行うことができる看護師や、診療記録等の記載を代行する事務職員がイメージしやすいですが、病院薬剤師も患者への薬物療法に関する説明など、これまで医師が担ってきた業務の一部を担うことができる重要な職種の一つとなっています。

こうした病院薬剤師によるタスクシフトを進めるためには、これまで以上に人材を確保することが必要不可欠であり、病院薬剤師を選んでもらえるよう、薬局や一般企業とは違った、病院ならではのやりがいや魅力を発信していくことなどが重要だと思います。加えて、医師のタスクシフトが進められることで、優秀な病院薬剤師やそれを希望する学生の獲得合戦のさらなる激化が予想されることから、県内の病院を選んでもらうための対策に一層力を入れる必要があると考えます。

そこで、どのように病院薬剤師を確保していくのか、福祉保健部長に伺います。

井上副議長 工藤福祉保健部長。

工藤福祉保健部長 かねてより薬剤師の不足は全国的な課題となっていますが、医師のタスクシフトやチーム医療の急速な進展に伴い、とりわけ病院薬剤師の不足に拍車がかかっています。

この7月に実施した調査では、県内の病院の半数近くが必要な人員を確保できず、全体で計100人を超える病院薬剤師の不足が把握でき

たところ です。

県ではこれまで、主に九州・山口の薬学系の大学へのリクルート活動に加え、昨年度からは県内の病院見学ツアーや、病院薬剤師と学生との対談イベントなども鋭意開催はしているものの、なかなか課題解消には至っていません。

そのような中、病院薬剤師の確保を求める現場の声は年々高まっていますので、現在、県薬剤師会を含めた関係者を交え、採用に向けて必要な取組をしっかりと議論しているところです。

今後は各県の取組やその実績、あるいは費用対効果なども参考にしながら、実効性の高い対策を検討していきたいと考えているところです。

井上副議長 清田哲也議員。

清田議員 ただいま部長は実効性の高い方策ということで、大変期待をかけるところです。

答弁にもあったように、本県、もともと薬学部がないという、そもそもハンディキャップを背負ったところからのスタートであり、その中でこの実効性を高め、結果を出していくということは並々ならぬ困難も付きまとうかと思いますが、医療現場を支えるためには喫緊の課題ですので、執行部一丸となって実効性のある対策に向けて、来年度予算の編成状況、もろもろ含めて大きく期待するし、強く要望もして、知事からお祝いのメッセージもいただいたので、少し時間は残しますが、これで一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

井上副議長 以上で清田哲也議員の質問及び答弁は終わりました。

お諮りします。本日の一般質問及び質疑は、この程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

井上副議長 御異議なしと認めます。

よって、本日の一般質問及び質疑を終わります。

井上副議長 以上をもって本日の議事日程は終了しました。

次会は、明日定刻より開きます。日程は、決定次第通知します。

—————→…←—————
井上副議長 本日はこれをもって散会します。

午後3時5分 散会

令和6年第4回大分県議会定例会会議録（第3号）

令和6年12月5日（木曜日）

議事日程第3号

令和6年12月5日

午前10時開議

第1 一般質問及び質疑

本日の会議に付した案件

日程第1 一般質問及び質疑

出席議員 43名

議長 嶋 幸一	副議長 井上 明夫
志村 学	御手洗吉生
榊田 貢	穴見 憲昭
岡野 涼子	中野 哲朗
宮成公一郎	首藤健二郎
清田 哲也	今吉 次郎
阿部 長夫	小川 克己
太田 正美	後藤慎太郎
森 誠一	大友 栄二
木付 親次	三浦 正臣
古手川正治	元吉 俊博
麻生 栄作	阿部 英仁
御手洗朋宏	福崎 智幸
吉村 尚久	若山 雅敏
成迫 健児	高橋 肇
木田 昇	二ノ宮健治
守永 信幸	原田 孝司
玉田 輝義	澤田 友広
吉村 哲彦	戸高 賢史
猿渡 久子	堤 栄三
末宗 秀雄	佐藤 之則
三浦 由紀	

欠席議員 なし

出席した県側関係者

知事	佐藤樹一郎
副知事	尾野 賢治

副知事	桑田龍太郎
教育長	山田 雅文
代表監査委員	長谷尾雅通
総務部長	渡辺 淳一
企画振興部長	若林 拓
企業局長	高野 信一
病院局長	井上 敏郎
警察本部長	種田 英明
福祉保健部長	工藤 哲史
生活環境部長	島田 忠
商工観光労働部長	利光 秀方
農林水産部長	淵野 勇
土木建築部長	五ノ谷精一
会計管理者兼会計管理局長	馬場真由美
交通政策局長	嶋川 智尉
防災局長	首藤 圭
観光局長	渡辺 修武
人事委員会事務局長	倉原 浩一
労働委員会事務局長	一丸 淳司

午前10時 開議

井上副議長 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

—————→…←—————

井上副議長 本日の議事は、議事日程第3号により行います。

—————→…←—————

日程第1 一般質問及び質疑

井上副議長 日程第1、第108号議案から第120号議案まで及び第2号報告を一括議題とし、これより一般質問及び質疑に入ります。

発言の通告がありますので、順次これを許します。佐藤之則議員。

〔佐藤議員登壇〕（拍手）

佐藤議員 おはようございます。議席番号42番、無所属の会、佐藤之則です。

本日の質問の機会をいただいた皆様に厚く感謝するとともに、地元から駆けつけていただい

た皆様、誠にありがとうございます。すごく心強いです。よろしく申し上げます。

今回も、豊後高田市や地域の課題とともに、大分県政に関わる諸課題についてしっかりと議論したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

まず、防災対策のうち、国東半島地域における防災対策について質問します。

昨今、異常気象等により、世界各地で地震・津波、台風、竜巻など大規模な災害が発生しています。日本でも、東日本大震災や能登半島地震など大規模地震、大型台風、前線の停滞や線状降水帯の発生等により被害が頻発しており、本県も例外ではありません。

本年8月の台風第10号は、発生から1週間以上発達を続け、強い勢力で九州に上陸しました。その後、ゆっくりと時間をかけて北上、大分県を横断し、国東半島の上を通過して瀬戸内海に抜けていきました。数時間とはいえ、かつてないほどの豪雨が降り注ぎ、多くの河川や田畑等で氾濫が発生しました。発災直後は由布市や国東市での道路、橋梁などインフラ施設への被害が目立っていましたが、その後の被害調査の進展により、我が豊後高田市をはじめとする国東半島地域を中心に、農地・農業用施設も大きな被害を受けたことが判明しています。

国東半島は世界農業遺産にも認定されたように、たくさんの小規模ため池とともに、延長の短い小規模河川に多くの井堰等のかんがい施設を設ける形での渇水対策が特徴的な地域です。今回の豪雨は、そういったもともと雨の少ない地域を襲った、過去に余り例のない災害ではなかったかと思えます。非常に大量の雨が短時間に降ったことで、国東市では橋梁が、豊後高田市では河川に設けられた井堰等が損壊し、また、その周辺の民家で床上・床下浸水が発生したのだと私は考えます。

豊後高田市を流れる2級河川である香々地の竹田川では堤防を越流し、周辺民家20数戸で浸水被害が発生しました。真玉川では、市の真玉庁舎の数百メートル上流で堤防が決壊、高田の中心部を流れる桂川では、河川氾濫は免れま

したが、水位はほぼ堤防高に達して周辺に越流し、消防団が組んだ土のうで何とか被害を出さずに済んだという状況でした。

今回の豪雨は比較的短時間であったことが幸いであったようですが、私の知る限り、過去60数年間、ここまでの緊迫した状況になったことはありませんでした。

豊後高田市では、過去最高の664人が9か所の避難所に避難しましたが、人的な被害がなかったことが幸いでした。市役所や消防の対応もよく、河川状況を見て早急に警戒レベル5を出し、避難所も拡大したようです。床上浸水などの被災者に対しても、すぐに市営住宅やキャンプ場のロッジで対応し、長期避難の対応もできたとのことでした。

被害対応については、豊後高田土木事務所の皆さんにも大変お世話になりました。県道11か所の被災箇所の早期復旧に尽力されたほか、河川堤防や河川敷の応急復旧についても、市では早急な対応が難しかった農業部門や教育部門関連の対策を講じていただきました。県と市の連携により、市民の安全に寄与することができたものと感謝しています。

災害被害対応では、こういった連携がうまくいかず後手になってしまうと、住民から人災であるとの指摘を受ける恐れもありますので、今後とも、行政の縦割りに固執せずに対応していただきますようお願いいたします。

他方、今回の台風第10号により、過去に大きな被害がなかった地域においても安心できないことが改めて浮き彫りとなりました。私は、これまでの防災計画や各種計画では、こうした想定外の自然災害には対応できないのではないかと大変心配しています。

能登半島地震では、半島の特殊性という点に注目が集まりましたが、今回の台風でも、急峻な地形の国東半島で多くの被害が発生しました。水の勢いが急に増すなど、その地形の特性により災害が大きくなった部分もあったと思います。中でも、孤立集落の発生など、住民の命が危険にさらされる事態が起きたことについては大変心配しています。

実は私は、今年4月に能登半島を訪問し、地元石川県議会議員や市議会議員と共に、内灘町の住宅地の液化化現象、それから、輪島市の建物損壊や火災、土地の隆起、沈降などの被災状況と、被災後3か月の復旧状況を調査しました。災害によるライフライン等への直接被害はもちろんです。数箇月間も続く土地の隆起、沈降は被災を防ぐ手だてもなく、住民に先行きへの不安や危惧を大きくしていました。特に半島地域の特性として、道路などの寸断が復旧に対する大きな障害となっており、半島全体が孤立しているように感じました。

地震に限らず、豪雨についても同様で、今回の台風でも、従来の雨量であれば、こうした半島の地形でも被害を受けずに済んだのかもしれませんが、異常気象と言ってよい状況の中、やはりこれまで以上に早期避難を徹底するなど、住民の意識そのものを変革し、まずは命を守るための対策を重点的に実施する必要があるのではないのでしょうか。そして、災害の対応に特殊性が必要な半島防災に、本県でも本腰を入れて取り組むべきではないかと、私自身、大変強く痛感したところです。

こうした中、令和7年度の県政重点方針のトップに災害対策・危機管理を掲げ、孤立集落対策や被災者支援といった防災対策などに積極的に取り組む姿勢を示していただいたことは、地域にとって実に心強く感じます。

そこで、台風第10号の対応も踏まえ、国東半島地域における防災対策について、ハード・ソフトの両面からどのように取り組んでいくのか、知事の考えを伺います。

以降の質問については、対面席から行います。

〔佐藤議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

井上副議長 ただいまの佐藤之則議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 おはようございます。佐藤之則議員の国東半島地域における防災対策についての御質問にお答えします。

台風第10号では、国東半島を含む県内のほぼ全域に甚大な被害が発生しました。幸い、能

登半島のような道路が寸断され、救助や救援が長期にわたって困難になる事態は発生しませんが、三方を海に囲まれた特有の地形から、半島地域では常にそのリスクを抱えています。

先週、南海トラフ地震に関係する10県の連名で、道路ネットワークの強靱化など、半島防災という新たな観点に立った対策を国に要望したところですが、県としてもしっかりと対策に取り組んでいきます。

まず、ハード対策では、大規模地震などの災害時に道路啓開を行うルートについては、法面対策や橋梁耐震化に加えて、能登半島地震を踏まえた道路啓開計画の見直しを進めます。

また、流域全体で水害を軽減させるため、国東半島を含む地域では二つの流域治水協議会を立ち上げ、従来の河川整備や土砂災害対策に加えて、利水ダムの事前放流や安岐ダムの治水機能の強化なども進めています。

次に、ソフト対策も重要で、先日公表した孤立可能性集落の調査結果では、国東半島の全集落のうち、約3割に当たる171の集落で孤立の可能性があります。万が一、孤立によって救援物資の輸送が困難になる場合を想定して、家庭や地域での分散備蓄や自主防災組織が行う訓練を、市町村と共にしっかりと後押ししていきます。

さらに、迅速な救助・救援につなげるために、ヘリやドローンを活用した空路による輸送、将来的には空飛ぶクルマの活用なども考えられますが、このような輸送や衛星通信機器を用いた通信環境の確保など体制の強化を図ります。

私は、県民の皆さんが住み慣れた地域で、安全に安心して笑顔で暮らせるように、防災対策の充実を図ることが地域振興の基盤、基本だと考えます。国東半島地域における防災対策についても着実に進めていきます。

井上副議長 佐藤之則議員。

佐藤議員 答弁ありがとうございます。昨今の防災、災害対応については、事前に想定することが非常に困難で、ここまですればよいということは言えないことが多く、毎年、想定外の災害が続出しています。行政の役割として、こ

れまでの基準を大きく超える対応が求められているように思います。引き続き臨機応変な対応が可能な取組をお願いします。

ここからは各分野の防災対策について、より深掘りしてお尋ねします。

まず、2級河川の桂川水系についてです。

桂川水系は、自然環境や農業用水などの面で、豊後高田市の住民に密着した身近な川です。県内各地の河川ごとにつくられている河川整備基本方針において、桂川水系の方針では、洪水から生命や財産を守る治水、安定した水利用と健全な水環境をつくる利水、自然と共生し生き物に優しい水辺環境を整備する河川環境、この三つを満足させる河川整備を行うと記載されています。

防災に資する治水については、過去の洪水を参考に、洪水の流量を示す基本高水と主要地点における計画高水位が設定されています。

事業を進める上で方針や計画をつくり、それらに沿って事業を展開していくことは当然のことですし、理解できます。しかしながら、桂川水系の現計画が参考にしているのは、平成9年、10年の台風被害ですので、26、7年前の想定ということになります。さきほども言ったように、自然災害が毎年これまでの想定を超えてくる以上、計画が更新されていないことは対応ができていないことと同じではないでしょうか。

また、2級河川は延長が短く、川幅も広くないため、豪雨の際の水位上昇が早く、短時間で洪水に対応する必要があるため、新たなハード整備も必要であると考えます。

河川の根本的な治水対策の一つは河床掘削、もう一つは堤防のかさ上げです。特に豊後高田市の地形は海岸部が干潟となっており、遠浅の砂浜が広がっているため、上流から流れてきた土砂や岩石が海まで流れ出ずに、河川下流部に堆積しています。私の記憶する昔の河床部からも随分と浅くなっており、流量が少なくなっていると思います。

また、将来的には桂川と寄藻川との合流部の対策も必要になると考えます。加えて、堤防に

ついては、現計画における整備はおおむね終了しているということですが、堤防が造られていない部分的な問題と雨量の増大から、さらなるかさ上げも検討していただきたいと思います。

そこで、桂川水系における防災対策にどのように取り組んでいくのか、土木建築部長に伺います。

井上副議長 五ノ谷土木建築部長。

五ノ谷土木建築部長 県管理の河川については、当面おおむね5年から10年に1回程度の降雨に対応できるよう整備しています。現在、この水準を満たす河川延長の割合は42.1%と低いことから、国の5か年加速化対策なども活用しながら、県下全域の整備水準の向上に向け、計画的に河川改修を進めています。

議員御質問の2級河川桂川においては、昭和57年の水害を契機に、平成2年度から今年度にかけて、河川の拡幅や築堤などの改修を実施しました。この改修の結果、河口から中流部の小田原橋付近まで約12キロメートルの区間が50年に1回程度の降雨に対応できる河川となり、洪水に対する安全度は県内の2級河川の中でも高い水準です。

台風第10号では田染地区などで小規模な浸水が発生しましたが、現在、その浸水した被災の原因について調査を行っているところです。

今後、必要に応じて河床掘削や局所的な改修等の対策を講じ、流下能力の確保に努めます。

井上副議長 佐藤之則議員。

佐藤議員 ありがとうございます。御答弁の中では、桂川水系が高い水準にあるとお答えいただきました。しかし、50年の水害が今年来たということだけではないと思います。やはりここまで来て、堤防まで水が上がったということは、実はもう堤防を越えて、横にパシジャンパシジャン水が出ていた状況だったんですが、時間が短かったために止まったという経過もあります。

ですから、今後もそこは検討いただきたいと思いますが、対応というのはある程度の期間と、また、多額の費用が必要になるかと思っています。

桂川については、さきほど言ったように、地形の特殊性を考慮いただき、河床掘削だけでも早

めに取り組んでいただくことを要望します。

次の質問に移ります。

続いて、県管理道路における防災対策についてお尋ねします。

今回の台風10号においては、過去の大雨で浸水した箇所でもこれまで以上の被害がありました。特に道路被害については、崖崩れや浸水が多く発生し、県道でも復旧までに数日を要しました。

崖崩れについては、急傾斜地対策などを推進していただきたいと思います。それ以外の被災地点の予想は難しいのが現実だと思います。そうした中でも、大雨になると毎回浸水する路線や箇所があると思いますので、こうした地点において部分的な路面のかさ上げなどの対策はできないものかと考えます。もちろん、数ある県管理道路において、しらみ潰しに対策することは大変難しいと思いますので、より被害を受ける可能性が高い箇所から重点的に取組を進める必要があります。

そのためには、県管理道路において、大雨で浸水する可能性がある箇所が何箇所あるのか、その中で対策ができているところ、まだ不十分であるところがどこであるのかなどを把握しておくことが重要であることは言うまでもありません。

そこで、県管理道路における防災対策にどのように取り組んでいくのか、土木建築部長に伺います。

井上副議長 五ノ谷土木建築部長。

五ノ谷土木建築部長 県では、アンダーパスなど、浸水により人命に危険を及ぼすことが予想される区間を14か所指定して、必要に応じて事前に通行止めを行うなど、道路利用者の安全確保に努めています。

近年の頻発・激甚化する豪雨災害に伴い、通行規制件数は増加しており、本年8月の台風第10号では、浸水や法面崩壊も含めて、県下で最大124か所の通行規制が発生しました。

これまでも、浸水実績のある箇所については、側溝や流末排水の整備、道路のかさ上げ、排水ポンプの設置などにより、浸水被害の軽減に順

次取り組んできました。

また、未整備の河川と並行する道路では、河川改修とあわせて道路改良を行うなど、抜本的な浸水対策にも取り組んでいます。

また、法面对策については、災害時の緊急車両等の通行を確保するため、優先啓開ルートと孤立の恐れのある箇所を優先して、ロックネットの設置やコンクリート吹きつけなどを実施しています。例えば、豊後高田市では国道213号臼野地区、また、地蔵峠小田原線長岩屋地区などで事業をしているところです。

今後も引き続き、県管理道路の安全性を確保する防災対策を計画的に推進していきます。

井上副議長 佐藤之則議員。

佐藤議員 答弁ありがとうございます。道路についても河川と同様であり、対応するためには、県管理道路の対策は時間も費用も大変であろうと思います。大雨に際して、毎回冠水する地点について優先的に対策を講じていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

続いて、国東半島地域の農業水利施設の復旧について質問します。

県内の2級河川には、農業用ダムや頭首工——これは井堰のことですが——など多くの農業水利施設があります。特にさきほど言ったように、渇水対策の必要性が高かった国東半島においては、河川の上流から下流まで大小の井堰が造られています。豊後高田市では、今回の台風の豪雨により、上流部については周辺の護岸を含め、井堰自体についても損壊しました。下流部においては井堰施設の周辺が流水を押し上げ、護岸そのものを損壊させたほか、周辺に洪水を発生させた原因にもなったようです。

いずれにしても、この地域の農業者のためには、農業水利施設の早期の復旧が不可欠であり、そのために県としてしっかりと取り組んでいただくことを強く求めます。

それとともに、災害防止の観点から、今後、固定的な井堰などとは別の方策による農業用水対策を検討することも有用ではないかと考えます。

そこで、台風第10号による国東半島地域の

被害の状況を含め、県内全域における農業水利施設の今後の復旧に向けた取組について、また、現状の水利用の観点を踏まえた農業用水対策の考え方について、農林水産部長に伺います。

井上副議長 渇野農林水産部長。

渇野農林水産部長 台風第10号による県内の水路や頭首工など農業水利施設の被害は1,027か所、被害額は約44億円に上り、そのうち国東半島地域では416か所、約20億円と全体の約4割を占める重大な被害となりました。

このため県では、発災直後から各市へ人的・技術的支援を行い、被害状況を把握するとともに、被災箇所への仮設ポンプの設置や土砂撤去などの応急工事に取り組み、農業用水を確保してきたところです。

現在、国による災害査定の真っただ中であり、計画的な査定設計書の作成支援をはじめ、航空写真や代表断面を活用した申請事務の簡素化により、12月中の査定完了を目指しているところです。

査定後は、市町からの要請に応じた工事設計書の作成等、早期の工事着手も支援していきます。

なお、工事にあたっては、地域の方々の声をよくお聞きしながら、原形復旧を基本とする災害復旧事業に加え、土地改良事業を活用し、固定堰から可動堰への変更など、再度災害の防止に向けた改良復旧にも取り組むこととしています。

今後とも、事業主体の市町と連携し、来年の作付に支障が生じないように、農業用水を確保しながら水利施設の早期復旧に努めていきます。

井上副議長 佐藤之則議員。

佐藤議員 答弁ありがとうございます。河川においては、その治水と利水のせめぎ合いということにもなりますが、稲作の減少もあり、これまでと比べ、河川からの水利用は減ってきています。そうした水利用の現状を踏まえて、農業用水施策の転換も必要ではないかと考えます。もちろん、被害地点ごとに検討が必要ですが、治水対策として、井堰の見直しも含め、地域の皆さんと協議することが大事だと思います。事

業そのものは、市町村や水利組合等が実施していくものだと思いますが、引き続き御指導方お願いします。

さきほど可動堰に変えていくというのもありましたが、それ以外にもいろいろ方策があると思います。そういうお知恵を是非とも市町村、それから、地元にかかしていただきたいと思います。

それから、あわせて農業水利施設に関連した話題としては、本県では流域治水の観点から、農業用ダムの事前放流や田んぼダムなど、先進的な取組がなされています。豊後高田市においても、ため池の事前放流システムを提案し、ため池の管理者の皆さんと協力して、台風や前線など予想される豪雨に対し、ため池の貯水を放流することで治水対策とすることに取り組んできました。

今回の台風第10号では、ダムも、ため池も、田んぼも渇水状態であったことが、被害を低減させた一つの要因であったのではないかと聞いており、期せずして、その有用性が証明できたということが言えると思います。

農業水利施設の復旧とあわせ、こうした流域治水に資する取組にも引き続きしっかりと取り組んでいただくようお願いし、次の質問に移ります。

ここからは、ソフト面の防災対策について議論したいと思います。

避難所の生活環境についてお尋ねします。

さきほども言いましたが、今回の台風第10号では、豊後高田市においては過去最高の避難者数となりました。幸いにして大規模な洪水等は発生しなかったものの、市の中心部を流れる桂川がぎりぎりの水量であったことから、市民の危機感は大変大きくなっています。

そうした中で豊後高田市においては、元来避難所に充てられている施設が比較的少ないことなどもあり、今回は暑さ対策として、従来避難所としては想定していなかった冷房設備のある中学校の教室を追加で避難スペースとし、何とか対応したような状況でした。

昨今の避難所については、報道等で見かけま

すように、広い体育館にテントが余裕を持って設置されるなど、プライバシー保護やプライベート空間の確保などの必要性も求められています。今後のことを考えると、避難所の生活環境の充実について気になるところです。

県でも、能登半島地震等を踏まえ、9月補正に携帯トイレの備蓄拡充などの予算を計上するなど取組を進めており、前回定例会でも議論されたところです。

他方、災害はいつ起こるか分からないことから、迅速な対策強化が不可欠であり、こうした対策の実施状況やさらなる対策の進化についてどのように考えているのか、大変注目しています。

そこで、改めて避難所の生活環境の充実に向け、どのように取り組んでいくのか、生活環境部長に伺います。

井上副議長 島田生活環境部長。

島田生活環境部長 避難所は、緊急時に誰もがためらうことなく避難できる環境であることが重要です。県ではこれまでも、過去の教訓等を踏まえ、適宜、避難所運営マニュアルを充実させ、市町村と共に環境改善に努めてきました。

本年1月の能登半島地震では、多数の建物被害の発生や長期にわたる断水などにより避難生活が長期化し、避難所の生活環境について様々な課題が投げかけられました。

これを受けて、国は災害対応検討ワーキンググループを設置し、議論を進め、先週、トイレや食事、ベッドなど生活環境の抜本的な改善や、それに伴う避難所運営ガイドラインの見直しを盛り込んだ報告書を公表したところです。

一方、県においても、避難所環境に関するプロジェクトチームを立ち上げ、国に先駆けて携帯トイレの備蓄を拡充するほか、車中泊など避難所外避難者への対策、ペット同伴避難の推進などに市町村と連携して取り組んでいます。

引き続き、国の動向を注視するとともに、報告書の内容も踏まえながら、避難所における生活環境のさらなる充実に取り組んでいきます。

井上副議長 佐藤之則議員。

佐藤議員 答弁ありがとうございます。避難所

の生活環境については、短期間の場合と長期間にわたる場合とで大きく異なってくると思います。現状においては、一定の資材、備品などの備蓄が整えられているようで一安心したところですが、今後については、市町村立小中学校の体育館など、主要な避難所の空調設備なども検討していかなければならないと思いますので、引き続き御支援をお願いします。

続いて、市町村の防災資機材についてお尋ねします。

防災対策の最前線を担う市町村において、防災用の資機材を充実させていくことは重要な課題です。改めて言うまでもないかもしれませんが、特に非常時における通信機器は重要性が高く、これまで全国瞬時警報システムJアラートや豊の国ハイパーネットワークによる県と市との情報共有、市町村ごとの防災システム、衛星携帯など、国や都道府県、市町村が連携し、重点的に整備が進められてきました。それに加えて市町村では、避難所や災害現場との連絡用に携帯電話の回線を利用した補完的な通信機器を整備しているところもありますが、今回、NTTドコモなどキャリアの3G回線サービスの終了により、こういった機材の更新も必要になってきています。

防災資機材の整備については、県においておおむね手厚く支援があります。市町村が整備するのには大変役立っているところです。しかしながら、こういった機器の更新については、基本的に支援がないというのが実情です。避難所用の飲食料など、消耗品については当然のことですが、更新が必要な資機材もありますので、これらについての支援も必要と考えます。

そこで、市町村の防災資機材の整備について、特にその更新に関してどのように支援していくのか、防災局長に伺います。

井上副議長 首藤防災局長。

首藤防災局長 県では、市町村や自主防災組織が避難所等の対策として、緊急かつ新たに整備する防災資機材に対して支援を行っています。

資機材の維持管理や単純な更新については、整備を行う事業主体の責任の下、計画的に行わ

れるべきものとして、支援の対象とはしていません。一方、更新の機会を捉えて、防災機能の強化につながる資機材を導入する際には、支援の対象としています。また、自主防災組織の活性化につなげるため、避難訓練等に必要な消耗品に対しても支援を行っています。

引き続き市町村とも連携し、防災機能を強化する資機材の導入や避難訓練等の活性化を後押しして、地域防災力の向上を図っていきます。

井上副議長 佐藤之則議員。

佐藤議員 ありがとうございます。備蓄されている防災資機材については、中には、さきほど言った無線機、それから、ガソリン等を使うエンジン式の発電機、電池等を使う照明器具、定期的にメンテナンスや電池の入替えが必要な器具、使用しなくても使えなくなってしまうものも多数あります。管理が大変重要になります。

さきほども御答弁がありました。支援の対象でない単純な管理とか交換していくものは、支援にはなかなか難しいと思うんですが、そこは場合場合によって、また御検討いただければと思いますので、引き続き防災資機材の整備に御支援いただきますようお願いして、次の項目に移ります。

次は、芸術文化を活用した地域の活性化について、まず、大分県立美術館における企画展についてお尋ねします。

大分県立美術館OPAMについては、2015年の開館から精力的に展覧会を開催し、多くの県民を集め、楽しませていただいていることに厚くお礼申し上げます。

本年度開催の養老孟司と小檜山賢二の「虫展」においても、小さな昆虫の世界を標本や解説とともに、細部まで精彩に見せる特殊撮影された圧倒的な大型写真によって、昆虫の美しさと造形の不思議さを興味深く見ました。また、「北斎と広重富嶽三十六景への挑戦」では、世界的にも評価されている浮世絵風景版画の巨匠二人の富士山を描いた作品を、両者の挑戦という視点から企画され、その展示数の多さに感嘆し、興味深く鑑賞しました。さらに、TASKOファクトリーの「つくる展」は、アーティストや

デザイナーのアイデアを形にした動くアートを集め、子どもたちだけでなく、大人も一緒に楽しめ、不思議を感じられる魅力的な展覧会でした。

このように、OPAMは県民を魅了することができる美術館であり、本県を代表する美術スポットであると、いつも感心しています。

私は、OPAMの魅力向上の参考にしようと、時間を見付けては東京や大阪など都会の美術館や博物館の展覧会に立ち寄るようにしています。さすがに都会の施設は規模や設備がすばらしくて、集客数も桁違いであり、企画についても、民間施設も含めて多くの美術館がしのぎを削っているためか、とても高度なレベルのように見えます。例えば、夏休み企画の昆虫展では多くの親子連れが訪れ、子どもたちが館内を走り回りながら見て触れて学ぶ仕掛けがされており、アニメ風な切り口でゾーニングされた展示もありました。また、展示そのものは、その館の所蔵作品のみであるにもかかわらず、制作当時の背景にスポットを当てるコーナーや、絵画、彫刻を家庭に飾ることをイメージして、ダイニングルームや和室、リビングルームを模した空間で、実際に椅子や畳に座って鑑賞できるコーナーを設けるなど、学芸員の気持ちや遊び心が伝わってくるユニークな企画が印象に残っています。

もちろん、さきほど言ったように、現状のOPAMの企画展もすばらしいのですが、こうした都市部の優れた美術館等における照明やケースなどの備品の使い方などには、学ぶところが大きいと感じられます。加えて、その展示にかけられる予算の違いも大きいと感じられ、OPAMでもその充実が図られないかと思っているところです。

そこで、大分県立美術館における企画展の充実にどのように取り組んでいくのか、企画振興部長に伺います。

井上副議長 若林企画振興部長。

若林企画振興部長 OPAMは、「出会いと五感のミュージアム」をコンセプトに、国内外の優れた作品の鑑賞はもとより、親子で楽しめる

アニメーション作品や学びを深める自然科学などもテーマに、県民ニーズを捉えた企画展をバランスよく開催しています。

また、高さのある天井やアトリウムと展示室を一体化できる可動壁などを生かして、企画展のテーマに沿った多彩な空間づくりを行うなど、作品の魅力を十分に引き出す展示に努めているところです。

さらに県立総合文化センターや近隣の商店街等と連携した芸術文化ゾーンとしての優位性もいかして、関連コンサートの開催や大分駅でのアート作品の展示など、企画展の集客力を高める様々な取組も行っています。

今後も、友の会会員や企画展ごとの来館者に向けたアンケートの結果なども踏まえながら、県民に新たな発見や刺激を与える魅力的な企画展が開催されるよう工夫を重ねていきます。

特に来年度は開館10周年の節目を迎えますことから、西洋画の名品や最先端のデジタルアートなど、さらなる企画展の充実を現在検討しており、改めて県内外の方々にOPAMの魅力を発信できるよう努めます。

井上副議長 佐藤之則議員。

佐藤議員 答弁ありがとうございます。芸術分野においては、佐藤知事が大分市長の時代に、大分市美術館でそれこそアニメとか、不思議な写真をテーマにした興味深い展覧会を開催されていて、私も何度か足を運んだ記憶があります。

この分野では、都会と地方に差が出るのは仕方のないことだと思っはいますが、さきほど部長が言われたように、大変期待していますので、今後とも大分県の芸術文化をリードする拠点として御努力いただきたいと思ひます。

最後になりますが、宇佐・国東半島地域の世界遺産登録について質問します。

宇佐・国東半島地域では、全国でも有数の歴史的な遺産の宝庫です。文化財も多く、大分県に四つある国宝のうち、宇佐神宮に二つ、富貴寺の一つがこの地域にあります。国指定文化財だけを見ても、重要文化財、重要無形民俗文化財、史跡、重要文化的景観、選択無形民俗文化財、登録有形文化財と多くの指定物件がありま

す。それに加えて、世界農業遺産、日本遺産などにも認定されているなど、文化財や景観の魅力にあふれた地域です。

先般、私は田染荘の今後の取組の参考とするために、岩手県一関市の骨寺村荘園遺跡の調査に赴きました。岩手県の県や市の職員と現場の皆さんから、隣接する平泉とともに世界文化遺産の登録を目指した活動に精力的に取り組んできた経過などの説明を受けました。結果として、平泉の登録時には構成資産から除外され、現状は拡張候補としての追加登録を目指しているとのことでした。

岩手県では、世界文化遺産の専門部署を知事部局と教育委員会に別に設けるなど、戦略的な取組を進めてきたことで、縄文、中世、近代の三つの時代それぞれにちなんだ世界文化遺産登録を有するまでになっています。三つの世界遺産は、奈良県や鹿児島県とともに国内最多の登録数です。関係市町村でも専門部署を設置し、文化財の保存と活用に力を入れているとのことでした。

翻って、宇佐・国東半島地域は、これまで行政と民間の取組で世界遺産登録を目指してきた経過があります。一定の要請行動や広報活動に取り組みましたが、当時は世界史的、国際的な観点から、神仏習合の資産の代表例として、本資産が顕著な普遍的価値を持つことの証明が不十分であること、個別文化財の指定や認定、登録が多くなく、構成資産が不足していることなどにより、文化庁の暫定一覧表にリストアップされずにカテゴリーⅡに該当されたことで、地元での活動は下火になっているように思われます。

現在、大分県には世界遺産がありません。日本には26の資産が登録され、九州・沖縄においても、6県で6資産が登録されており、登録を受けていないのは宮崎県と大分県だけという状況です。

折しも、2018年には国東半島六郷満山開山1300年があり、そして、来年には宇佐神宮の創建1300年を迎えるなど、改めて宇佐・国東半島地域が重ねてきた歴史の長さ思い

をはせることができる好機が到来していると思います。この機に乗じて一気に世界遺産登録を目指す機運を醸成していくことを、私は切に期待しているところです。

そこで、宇佐・国東半島地域の世界遺産登録に向け、県としてどのように取り組んでいくのか、企画振興部長に伺います。

井上副議長 若林企画振興部長。

若林企画振興部長 世界遺産登録に向けては、平成20年に文化庁より、構成資産が顕著な普遍的価値を持つことの証明や文化財の指定数が不十分である等の指摘を受けたところです。

県では価値の証明に向け、歴史博物館を中心に学術的研究を進め、平成30年に書籍「聖なる霊場・六郷満山」を刊行したところです。

また、文化財については、遺跡等の調査を積極的に行い、今年10月に国の史跡となった六郷山を含め、国7件、県15件の指定に結び付けています。

一方で、神仏習合といった信仰等による世界遺産は既に複数存在しているところであり、登録に向けたハードルは依然として高いと認識していますが、今後も教育庁と連携して、地域の文化遺産の保存と活用を粘り強く続けます。

来年は、大阪・関西万博の開催による訪日客の増加が予想されるとともに、宇佐神宮御鎮座1300年を迎える年であり、この好機を捉え、歴史博物館で「八幡信仰の至宝展」を開催するなど、貴重な文化の魅力を発信するとともに、地域振興にもつなげていきます。

井上副議長 佐藤之則議員。

佐藤議員 答弁ありがとうございました。世界遺産登録に向けては、地域の住民、該当市町村が中心となって盛り上げていくことが重要であり、それが当然のことだと理解しています。

豊後高田市においては、ここ数年、文化財の担当職員が世界遺産登録を目標として、地域の資産が普遍的な価値を持つストーリーづくり、それと、さきほど部長から答弁がありました個別文化財の国指定史跡への拡充など、リストアップに必要な取組を本気で取り組んでいます。

民間の取組がトーンダウンしているという現

状ではありますが、大分県としても登録を推進していくべきものではないかと思っています。

また、世界遺産登録は、宇佐・国東半島地域を全世界にアピールすることであり、観光的な要因にも連動するものであると思います。特に国東半島地域は、今年制定したアドベンチャーツーリズム条例に基づき、ロングトレイルやサイクルツーリズムなど、旅行者が長期間にわたり、文化や自然に触れ合うことが可能な旅になじむ場所になると思われます。国内でいえば、既に世界遺産登録されている紀伊半島の熊野古道に匹敵する可能性を十分に持っています。

最後になりますが、今後の取組について、佐藤知事から地元への応援の言葉をいただければ強い後押しになると思いますので、是非よろしくお願いします。

井上副議長 佐藤知事。

佐藤知事 国東半島は歴史と文化の地域であり、また、神仏習合という意味でも、大変歴史的に意味のある地域だと思います。

世界遺産登録に向けて、今、市を挙げて取り組んでおられるということですが、県としてもしっかりと一緒になって取組を進めます。

井上副議長 以上で佐藤之則議員の質問及び答弁は終わりました。阿部長夫議員。

〔阿部（長）議員登壇〕（拍手）

阿部（長）議員 皆さんおはようございます。

11番、自由民主党、阿部長夫です。本日の質問の機会をいただいた先輩、同僚議員に感謝します。また、いつものように杵築から応援に来ていただきました。ありがとうございます。しっかりと頑張っていきたいと思います。

それでは、早速質問します。

初めに、自然環境の変化に対応した農業についてです。

近年の世界情勢の変化や混乱の状況を鑑みると、食料安全保障の観点から、県内の各産地で食料供給力の維持向上を図ることは大変重要であり、県として総力を挙げて取り組む必要があります。令和3年には、農業の維持への危機感から大分県農業非常事態宣言が発出され、農協や県など、関係機関が一体となり、大分県農業

の再生に向け、懸命に取り組んでいます。その結果、産出額は3年連続で増加するなど、着実に成果が出ているところです。

その一方で、温暖化や頻発する自然災害など、農業に深刻な影響をもたらしています。実際、今年度においても、記録的な猛暑等により障害の発生や生育停滞などを引き起こしていることに加え、台風第10号によってハウスの倒壊など、農産物に多大な影響が出ている状況です。このような状態が毎年のように続くと、農家の生産意欲の低下につながっていくのではないかと危惧しています。高い意欲を持って営農活動を行っていただくことが、大分県の食を守り、農村を維持することにつながるため、自然環境の変化に対応した施策の実行は急務であると言えます。

自然環境への対応としては、まず農作物そのものへの対応が大切です。農作物は自然の恵みではあるものの、人類はこれまでも気候変動等に対し、その知恵をもって品種の改良などに取り組み、食料危機を乗り越えてきました。現下の気候変動においても、その知恵を發揮し、乗り越えていくために、県もこれまで培ったノウハウを存分に發揮していただきたいと思います。

また、品種の改良などには、その研究から普及段階に達するまでに相当の時間を要します。しかし、毎年の暑さは待ってはくれませんので、緊急的な遮熱対策等にも早急に取り組んでいく必要があると考えます。

加えて、労働環境への対応も必要です。今夏と同様の状況が今後も続くとすれば、長時間の農作業は身体的な負担が大きく、熱中症等のリスクが非常に高いものとなります。もちろん労務管理は生産者の責任で行うべきものですが、就農者確保の観点からも、県として支援していく必要があると考えます。

こうしたことを踏まえ、今後どのように自然環境の変化に対応した農業振興に取り組んでいくのか、知事の考えを伺います。

続いて、農林水産研究指導センターにおける試験研究について伺います。

さきほども言いましたが、近年は自然環境の

変化が非常に大きくなっており、農林水産物への影響も大変心配です。温暖化の影響などによる生育不良や病害虫の増加、不漁などによって、食料を安定的に確保できなくなるのではないかと危惧しています。

現在、こうした自然環境や市場ニーズの変化に適切に対応していくため、農林水産研究指導センターにおいて試験研究を実施しており、新品種の生産や栽培技術の確立、スマート技術による作業の省力化実証等に取り組むなど、成果を出していると思います。

一方で、生産者が求めているスピードと質での研究ができているのか、研究結果をきちんと普及できているのかと少し気になるところです。猛暑対策など、すぐさま生産者に普及させなければならないものはスピード感を持って研究する必要がありますし、品種改良やバイオ技術、CO₂の利活用など、将来に向けての研究であれば、幅広い可能性を検討した上で時間をかけて研究するなど、これまで以上に戦略的に研究を進めていくことが求められていると思います。

そこで、今後の環境変化等に対応していくため、農林水産研究指導センターにおいてどのような方針で試験研究を行っていくのか、農林水産部長に伺います。

次に、中山間地域における農業生産基盤の整備について伺います。

中山間地域は、我が国の人口の1割、総土地面積の6割、農地面積と農業産出額では4割を占めており、我が国の食料生産において重要な役割を担っています。また、それだけではなく、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など、多面的な機能も有しており、私は中山間地域こそ、我が国の風土を形づくっていると言っても過言ではないと考えています。

一方で、傾斜地が多く存在し、圃場の大区画化や大型農業機械の導入、農地の集積・集約化等が容易でないため、生産性の向上が平地に比べて難しく、人口減少・高齢化による担い手不足等とあいまって、営農条件面で不利な状況にあります。実際に、1経営体当たりの経営規模

で見ると、経営耕地面積規模が1ヘクタール未満の経営体の割合は、平地農業地域で4割であるのに対し、中山間地域では6割にまで上っているとされています。

このように、農業生産の面では不利と言わざるを得ない中山間地域ではあるが、さきほど言ったように単に食料生産だけではなく、県土の保全など大切な機能を果たしている中山間地域において持続的に生産活動が営まれていくことは、県民にとって非常に重要であると考えます。

そうした中で、本県では、国の補助も活用しながら、それぞれの中山間地域の立地条件に合った生産基盤と生活環境の整備を総合的に実施する中山間地域総合整備事業に取り組んでおり、中山間地域の特色をいかした営農の確立が図られています。

こうした本県の取組については感謝するところですが、一つ気になるところが、当事業の実施主体としては、国の要綱等において、事業規模によって都道府県、市町村等に分けられており、本県でもこれまでは県営、団体営の取組を進めてきました。

しかしながら、近年は事業規模が小さい案件が多いのか、県営による新規地区の採択が行われていないようです。市町村等の人的資源にも限りがある中で、団体営だけで本県の中山間地域の整備が十分なのかと心配しています。これまで蓄積した県の経験や知見をいかすという観点からも、私は是非とも県営による整備も進めたいと思います。

こうしたことを踏まえ、中山間地域における農業生産基盤の整備にどのように取り組んでいくのか、農林水産部長に伺います。

次に、農林水産業への企業参入について伺います。

地域の基幹産業として重要な役割を果たす農林水産業の振興においては、近年、地域の高齢化に伴う担い手不足が深刻な課題となっています。本県は近隣県と比較しても農林水産業に就業している方の平均年齢が高いこともあり、農林水産業の継続が危ぶまれているところです。担い手の確保は全産業共通の課題であることは

重々承知していますが、県民の食を支える産業であるからこそ、県としてしっかりと対策を行う必要があると考えます。

若者をはじめとする新規就業者数の推移を見ると、7年連続で400人を超えており、意欲ある担い手が多く入ってきている状況です。これは就業相談会や技術習得の研修を充実させるなど、地道な取組によって出てきた一つの成果だと考えています。一方で、このような取組だけではなかなか今後の担い手の減少に歯止めがかかっていきません。

そのため、新規就業者の呼び込みに加えて、県内外の資本金のある企業の参入を促進することが重要になってくると考えます。個人の新規就業と比べて農林水産業への従事者が多く生まれることや、事業規模が大きいといったメリットがあるため、そうした好事例をより多くつくっていくことが今後の本県農林水産業の維持、発展につながると思います。

しかし、企業参入の実績を見ると、ほとんどが農業への参入となっています。貴重な担い手として農業へ参入してもらうことで本県農業の発展に大きく貢献していただいていることに違いはありませんが、林業や水産業も担い手の確保が喫緊の課題であることを考えると、農業だけではなく農林水産業全体での積極的な企業参入の取組が必要ではないでしょうか。

こうしたことを踏まえ、本県の農林水産業を維持、発展させていくため、今後、農林水産業への企業参入をどのように促進していくのか、農林水産部長に伺います。

あとは対面席でお聞きします。

〔阿部（長）議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

井上副議長 ただいまの阿部長夫議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 阿部長夫議員の自然環境の変化に対応した農業についての御質問にお答えします。

近年の豪雨や猛暑等の気候変動は、農業生産に大きな影響を及ぼしており、持続可能な農業の実現に向けた対応を進めていくことが重要で

す。

今年の台風第10号では、農地の法面崩壊や土砂の流入、ハウスの損壊など、県内各地で甚大な被害が発生しました。現在、営農再開に向けて早期復旧に取り組んでいるところです。今後は、強風等の影響を受けにくいハウスの導入や圃場の排水対策を徹底するなど、生産基盤の強化を図っていきます。

また、今年のような過去に例のない酷暑では、出荷量の減少のみならず、生産意欲の低下が心配されるため、来年の生産に向けた緊急的な対策が必要な状況となっています。

とりわけピーマン等の園芸品目においては、高温の影響を強く受けており、生育の停滞や果実の障害が発生しました。そこで、ハウス内の温度上昇を抑えるための遮光資材等の導入と、気温変化に対応したかん水技術の指導等を組み合わせ合わせた対策を強化します。

こうした緊急対策に加え、品種の転換や労働環境の改善にも取り組んでいきます。

高温に強い品種の転換については、収量や一等米比率が高い米の品種、なつほのかの生産をさらに拡大します。

園芸品目では、高温条件でも品質が安定しているぶどうの品種、シャインマスカットへの転換を図ります。その他、ピーマンやねぎ等では、種苗会社と連携して品種選定を行っており、栽培技術とあわせ、現地への迅速な普及を進めていきます。

また、猛暑下における労働環境の改善では、自動操舵トラクター等による作業負担の軽減やドローンでの農薬散布による労働時間の短縮など、スマート農業技術等の導入を推進します。

今後もこうした取組を加速していくとともに、温暖化や頻発する自然災害などの環境変化に柔軟に対応して、農産物の安定生産につなげていきたいと考えています。

その他の御質問については、担当部局長から答弁します。

井上副議長 渚野農林水産部長。

渚野農林水産部長 私からは3点お答えします。

まず、農林水産研究指導センターにおける試

験研究についてお答えします。

センターでは、生産者の所得向上に向け、現場ニーズに対応した早期の技術確立と普及に取り組んでいます。

近年では、かぼすぶりに代表されるかぼす魚4種の育成やゲノム育種価を用いた種雄牛、「加代白清」などの造成等の成果があり、産地基盤の確立に貢献しているところです。

また、高温対策として、水稻品種なつほのかの適応性の評価や、しいたけ新品種の開発などに取り組むとともに、緊急を要する課題であるピーマンの暑熱対策についても技術確立と普及を急ぎ進めていきます。

今後は、技術革新をはじめとする環境変化をよく見据え、試験研究に臨むことが大事と認識しています。

中でも、AIを活用したスマート技術や短期間での育種の開発を可能とするバイオ技術など、進歩が著しい先進的な技術の導入や、気候変動への対応も研究の重点テーマとし、産地を牽引する役割を担っていきます。

こうした観点も踏まえ、今年度内に県長期総合計画に沿った研究の方針を定めることとしています。

今後も環境変化に柔軟に対応しながら、ニーズを的確に把握し、早期の現地普及につなげていきます。

続いて、中山間地域における農業生産基盤の整備についてお答えします。

本県農業の成長産業化には、耕地面積の7割を占める中山間地域において、生産性を高める農業生産基盤の整備が重要です。

これまで国の様々な補助事業を活用しながら、圃場の区画拡大や管理省力化に向けた用水のパイプライン化、効率的な集出荷を可能とする農道の整備などを県営事業で実施してきました。

今後も、導入品目や営農体系に応じた排水対策、土壌改良など、必要な整備を進め、優良農地を創出していきます。

中でも、果樹を中心とした国産需要の高まりを受け、国東半島をはじめ、県内各地で大規模園芸団地づくりを急ぎ進め、中山間地域におけ

る農業生産を支えていくこととしています。

なお、議員御心配の生産基盤とあわせて、集落道や防火水槽等の生活に密着した整備を行う中山間地域総合整備事業は、国が地元自治体の負担軽減制度を創設したこともあり、市町村との協議を経て、原則、団体営実施としたところ です。

中山間地域における様々な要望については、地元や市町村と十分議論を深めた上で、様々な事業やメニューが用意されているので、その中で活用可能な事業の検討を進め、計画的な生産基盤の整備につなげていきます。

最後に、農林水産業への企業参入についてお答えします。

人口減少に伴い、地域の生産性低下が今後懸念される中、農林水産業をしっかりと稼ぐ産業として次世代につないでいくには、企業参入を各分野で進め、地域と共に成長する環境をつくる ことが重要です。

農業分野では、これまで野菜や果樹を中心に、数多くの企業が参入しています。今後、大規模園芸団地等へのマッチングを推進していきます。

林業分野は、近年、大規模合板工場の新規稼働等により、県産材の活用が進んでいます。 今後は、再造林を支える苗木生産等への参入も期待しています。

水産分野では、ブリやヒラメなど魚類養殖業を中心に参入があり、海面・陸上養殖でさらなる拡大を見込んでいます。

これらを加速させるため、現在、大手金融機関と連携し、1次産業に関心が高く、販路や幅広いネットワークを持ち、資本力、経営力のある企業などへのアプローチを積極的に行っているところ です。この中には、大規模な生産活動のみならず、加工・流通施設の整備など、付加価値を多く生み出す構想を描く、本県にとって魅力的な企業も少なくありません。

こうしたことを通じ、今後も働く場を創出し、地方創生につながる企業参入の取組を、地域や市町村、関係機関等と協働して推進していきます。

井上副議長 阿部長夫議員。

阿部（長）議員 ありがとうございます。気候変動対策について、ピーマンでだいぶ被害を受けたということで、園芸品目のピーマンのハウスに遮光カーテン、遮光資材などを導入して いただくようですし、またスマート農業にも力を入れていただくようです。しかしながら、今年の夏の暑さ、夜の暑さですね。夜が暑いんです。私のところはみかん産地です。みかん農家に聞きました。早生が全くできていないと。これは9月、10月の夜の気温が下がらないために色が付かないんですね。着色しない、糖度が上がらないということのようです。

この暑さは毎年続くのではないかなと思って いますので、このことに対してと、なつほのかも聞くところによると高温に対して万全ではないよう ですし、出来が今年は余りよくなかったとも聞いています。したがって、もう少し研究を重ねていただいて、この気候変動対策をしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それとあと、中山間地域の総合整備事業ですが、さきほど部長の答弁の中でありましたが、市町村と協議して進めたということのようです。しかし、中山間地域の総合整備事業が一番我々の地域にとっては助かるんですね。非常に助かる。メニューも多いんです。いろんな中山間地域の対策事業は、今、部長が言われましたが、中山間地域の総合整備事業が全てとは言いませんが、ほとんど包括して中山間地域の整備ができるような事業なんです。これを国はまだ残しています。県は手を引きましたよと。では、市町村やってください、団体もやってください、土地改良区やってくださいと言われても、補助率の問題で市町村が取り組めない事業もある。市町村の担当者にも聞きました。要望はあるが、これはできないということもあるわけですね。したがって、中山間地域総合整備事業、このままにしておくかどうか、再度質問します。

井上副議長 渕野農林水産部長。

渕野農林水産部長 中山間地域における農業生産の基盤は、今、議員も言われたとおり、地元の市町村と力を合わせてやっていくものだと認識しています。繰り返しになる部分もあります

が、これまで国の制度を活用し、その整備内容や受益面積の規模などを踏まえて、市町村と協議した上でいろんな事業を実施してきているところです。そして、受益面積の規模に関しても、できる限り県営事業で実施できるよう、要件もかなり緩和してきているところです。

例えば、中山間、今言われた事業の別の事業ではありますが、水田畑地化推進基盤整備事業や畑地帯総合整備事業などを活用した生産基盤整備では、あわせて生活関連の事業も実施できるだけではなくて、担い手への農地集積割合等に応じて農家の負担が軽減される事業もあります。こうした事業もいろいろフル活用しながら、地元の要望も踏まえ、市町村と十分協議を行った上で、将来の農業振興を見据え、次の世代にしっかりと引き継げる農業の生産基盤を整備していきたいと思っています。

井上副議長 阿部長夫議員。

阿部（長）議員 ありがとうございます。ただ、中山間地域総合整備事業の事業主体が県であるか市であるかによって、だいたいこの補助率が、県がのいてしまうと県の部分の補助が、市町村にも補助を出していますよと言うかもしれませんが、補助率の問題がだいたい生じてくると。市町村の負担が大きくというところは十分理解していただいて、これを何とかまたお考えいただきたいという要望をして、次の質問に移ります。

災害に強い県土づくりについて伺います。

本県は中山間地が多く、起伏が激しい地形であるため、残念ながら土砂災害の危険性が高いと言わざるを得ません。こうしたことから、我が国や本県では、従前から土砂災害の防止対策に力を入れてきました。それは不幸にして発生してきた様々な災害の教訓をいかしてきた歴史でもあります。

特に大きかった土砂災害被害といえば、東日本大震災などの大地震はもとより、平成26年に発生した広島市での大きな土砂災害、また、令和3年に静岡県熱海市で発生した大規模な土石流が記憶に新しいところです。広島市の災害後には土砂災害防止法が改正され、土砂災害警戒区域の指定を促進するため、都道府県による

基礎調査を5年以内に実施し、その結果を公表するなどの対策が取られました。また、熱海市での災害では、特に盛土の危険性が明らかになったことから、令和5年に危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する宅地造成及び特定盛土等規制法が施行され、対策が進められています。今回の議会でもこれに関連した条例の改正案が上程されているところです。

こうした土砂災害対策のうち、ハザードマップなどのソフト対策については、ある程度浸透してきているのではないかと感じます。他方、砂防施設の整備などの対策についても逐次進められていると承知していますが、整備率で見れば、まだまだ十分とは言い難い状況です。特に急傾斜地の崩壊対策については、その事業規模に応じ、国庫補助で行うもの、県が単独で直接行うもの、県が市町村に補助して行うものがありますが、昨今の物価や賃金の上昇も鑑みながら、そのいずれについても推進を図っていかねばならないと考えています。

また、中山間地などで急峻な地形が多い本県では、土砂災害だけでなく河川災害においても、過去、大きな被害を受けてきました。今年の台風第10号でも、インフラ被害の多くは河川災害によるものであったと伺っています。昨今の気候変動などを踏まえると、中小河川などにおける避難促進などのソフト対策や、河床掘削や護岸整備などのハード対策の両面から、さらなる充実は不可欠であると考えます。今般の台風第10号の被害状況等からも、どのような対策が必要なのか検討し、早急に着手していく必要があると考えています。

こうしたことを踏まえ、土砂災害や河川災害に強い県土づくりにどのように取り組んでいくのか、知事に伺います。

次に、水道事業の広域化について伺います。

行政の目的は、住民の暮らしを支え、よりよくしていくことであり、様々なインフラはその基盤です。中でも水道は、私たちの生活において欠かすことができない非常に重要なものです。

水道法により、水道は原則として市町村が経営を行うこととされました。昭和の高度経済成

長期には水道の整備が急速に進み、今や全国の津々浦々まできめ細かく水道が張り巡らされています。

その一方で、我が国の水道事業を取り巻く経営環境は、急速な人口減少や施設、管路の老朽化などに伴い、急速に厳しさを増しています。こうした中、平成30年度に水道法が改正され、都道府県が水道事業者等の広域的な連携の推進を担うこととなりました。そのため、本県では、県内水道事業者との議論を経て、県内水道事業者の基盤強化を図るため、広域化推進の方向性とこれに基づく当面の具体的な取組内容やスケジュールについて定める大分県水道広域化推進プランを策定しています。

現在、プランに基づいた各種取組が推進されており、人材育成や共同購入など、ソフト面では広域化が随分進んでいると伺っています。私もこうした点は評価していますが、その一方で、想定を上回る人口減少などにより、単独の市町村による水道事業の経営はますます厳しくなっています。こうした中で、持続的な水道経営に向けては、やはりハード面も含めた広域化は避けられないのではないのでしょうか。例えば、水道管の更新等には大きな費用がかかりますので、隣接市町村で一体的にハード整備を行う等の取組を検討してはどうかと考えています。

こうしたことを踏まえ、水道事業の広域化にどのように取り組んでいくのか、総務部長に伺います。

続いて、ラウンドアバウトについてです。

交通事故は、人々の命や日常生活を一瞬で奪ってしまう悲惨な出来事です。その原因は様々ですが、安全な道路環境の整備により少しでも事故を減らしていくことは県として重要な取組であり、そのためには交通事故の発生が多い交差点での工夫が必要となると考えています。

そうした中、近年注目されているのが、円形の平面交差点の一種であるラウンドアバウトです。ラウンドアバウトには信号や一時停止がなく、時計回りの一方通行となっています。交通安全の面では、道路がカーブしていることなどから、ドライバーはより周囲に気を配るよう

なり、進入時や交差点内の走行時には自然にスピードを落とすこととなります。

本県でも2017年から順次ラウンドアバウトの導入に向けた検討が進められ、2021年3月から宇佐市安心院町において、本県初のラウンドアバウトの運用が開始されています。ラウンドアバウトの中央には、安心院の地域振興等を目的としたモニュメントも設置され、地域のシンボルにもなっています。

こうした中、私が気になっているのは、安心院のラウンドアバウト導入の成果や課題、そして、それを踏まえた今後の県の方針等が余り聞こえてこないことです。私は、交通事故防止や円滑な交通流動の確保に効果があるのであれば、ラウンドアバウトの導入を進めるべきと考えますし、そうでないなら、別な手段により交通事故を減らせる道路環境を整えていくべきと考えています。

こうしたことを踏まえ、安心院の事例における成果や課題、またそれを踏まえたラウンドアバウトの推進方針について、県の見解を土木建築部長に伺います。

井上副議長 佐藤知事。

佐藤知事 災害に強い県土づくりについてです。

近年、気候変動の影響により全国的に災害が頻発・激甚化しており、今年8月には台風第10号が本県を直撃し、県下各地に甚大な被害をもたらしました。

県ではこうした災害に対し、新たな長期総合計画で強靱な県土づくりの推進を安心分野の先頭に掲げ、河川災害や土砂災害への対策などに重点的に取り組むこととしています。

まず、河川災害に対しては、従来の治水対策に加え、流域のあらゆる関係者が協働して、既存施設を活用するなど、総合的、多層的に対策を進める流域治水の取組を推進しています。

このうち、ハード対策では河川改修や河床掘削を進めるとともに、台風第10号の豪雨で緊急放流を行った安岐ダムでは堤体のかさ上げを行うなど、治水機能の強化を図ります。

また、ソフト対策では迅速、的確な避難体制構築に向けて、市町村が行う中小河川のハザー

ドマップ作成への支援や水位表示マークの設置など、防災情報のさらなる充実強化に取り組んでいきます。

加えて、流域全体の安全度をより一層向上させるためには、県民が災害を自分事として捉えて、流域治水に参加してもらうことが大変重要です。このため、地域への出前講座等を通じて、田んぼダムや雨水タンクの貯水効果を知ってもらい、個々の行動につなげる取組にも力を入れていきます。

次に、土砂災害に対しては、要配慮者利用施設や避難所などがある区域を優先しながら、砂防ダムや急傾斜地崩壊対策事業の実施箇所数を226に倍増して、国の5か年加速化対策予算を最大限に活用して整備を加速しています。

加えて、要望が多い小規模な県営及び市町村営の急傾斜地崩壊対策事業についても、これまで段階的に予算を増額して整備を促進しているところです。

これらの対策を5か年加速化対策後も切れ目なく実施するため、国土強靱化実施中期計画の早期策定と必要十分な予算の確保を先日も国に伺い強く要望してきたところです。

今後、激しさを増す自然災害から県民の生命、財産を守るために、災害に強い県土づくりに取り組んでいきます。

その他の質問については、担当部局長から答弁します。

井上副議長 渡辺総務部長。

渡辺総務部長 それでは、私から水道事業の広域化についてお答えします。

本県では、平成の大合併に伴い、水道事業の統合が進んだ結果、これまでに浄水施設などの大幅な削減が図られました。そうした背景や地形的な制約などもあり、水道管の一体整備等、ハード面での連携は難しい状況にあります。

このため、令和5年3月に策定した水道広域化推進プランに基づき、ソフト面での連携を中心に取組を強化しています。

例えば、水道台帳システムの共同利用による経営の合理化を目指し、各市町村が管理する台帳について、大分市のシステムへの移行を進め

ています。既に臼杵市と津久見市が利用開始しており、参入可能な市町村から順次移行していく予定となっています。

また、水道水の消毒に用いる薬品等の共同調達や水道施設の運転監視業務等の共同委託についても研究を進めています。

さらに、多額の費用を要する水道管更新の負担軽減に向け、新たに県と市町村で人工衛星の画像を活用した漏水判定を実施し、漏水調査の効率化を図ったところです。

引き続き、このような取組を市町村と一体となって進めながら、水道事業の持続的な経営を確保していきます。

井上副議長 五ノ谷土木建築部長。

五ノ谷土木建築部長 私からはラウンドアバウトについてお答えします。

ラウンドアバウトは、安全かつ円滑な道路交通を確保する交差点形状の一つであり、令和3年3月から宇佐市安心院町において本格的な運用を開始しました。

運用前と比較した調査結果では、交差点内での車両速度が低下し、大幅に事故が減少しているということでした。また、渋滞が緩和され、信号待ちのストレスがなくなったなどの評価もいただき、一定の導入効果が得られています。

一方、全国的にも設置の事例が少なく、ラウンドアバウトの独特な形状と通行ルールに戸惑いを感じるとのドライバーや歩行者の意見も伺っています。そのため、横断歩行時の事故の危険性など、まだまだ導入に慎重な声が多く、交差点周辺地域との合意形成に時間を要することも課題の一つと考えています。

現在、津久見市が県内2例目の整備を行っており、県ではこれまでの実績を踏まえ、円滑な運用に向けて支援していきます。

今後はこうした事例を参考に、交通量や沿道利用状況などを勘案し、市町村、利用者等の意見を伺いながら、ラウンドアバウトを導入すべき交差点の選定など、検討を進めていきます。

井上副議長 阿部長夫議員。

阿部（長）議員 ありがとうございます。強靱な県土づくりにしっかりと取り組んでいただ

けるということです。

本当に想定を上回る雨が近年は降って、線状降水帯があちこちで発生するというので、一番怖いのが急傾斜地における土砂崩れで家が巻き込まれて一緒に流されて人命が奪われる。これが一番怖いわけですから、是非、さきほど知事、答弁いただきましたが、県単でやるとか、市町村でやるとか、我々の地域も国の補助にのらない、事業にのらない、ぼつんぼつんとした家しかない。しかも、裏山が危ないというところは結構あるわけですね。これをしっかりと、5戸以上ないと県の事業にのらないとかいうところで、では、市町村やってくださいと言ったときに、市町村が技術の問題、資金の問題等でなかなか取組ができない。で、被害に遭って人命が失われてしまう。こういうことがないように、これを何とか5戸以上とかいうのを緩和できないとか、あるいは市町村でやる場合にもう少し補助を出すとかいうことに取り組んでいただいて、人命が失われる前にしっかりと整備していただきたいというお願いをします。

それとあと、水道事業ですが、これは市町村、私の杵築市ではどんどん人口が減って、比例して契約戸数がどんどん減っています。そうすると、水道事業の特別会計がどんどん厳しくなっていく。したがって、昨年4月から水道料金を13%上げることを1月に決めました。13%上げるのは大変大きな率なんです、こうやらざるを得ない部分があります。

ですから、部長の答弁ではハードの連携はなかなか難しいと言われましたが、これは将来の課題として、単独で市町村が管の布設替えとか、それから水源の維持管理、今、杵築市が水源を改修していますが、前は全部建て替える予定であったんですが、40数億円かかるということで、それを改修に変えました。なかなかこれが単独の市町村ではできない部分がありますので、何とかこれを今後の課題として検討していただきたい。

ラウンドアバウトはいいことであればしっかりと進めて、事故が減ったというのであれば進めていただきたいし、津久見で2例目を造って

いると言われていましたが、僕は1回、大分駅前か、昭和通りの大分銀行の角の信号、あそこら辺、この2か所、どっちかにラウンドアバウトをしてはどうかなと思います。検討していただくことをどうかよろしく願いして、次の最後の質問に入ります。

ホーバークラフトの運航についてです。

県民待望のホーバークラフトの就航について、先月、懸案であった国による航路事業許可がなされ、別府湾周遊が開始されました。そして、定期航路についても今後開始される見込みとなっており、いよいよホーバークラフトの本格復活となります。

以前から指摘されてきたことですが、大分空港は県都大分市の中心部からバスで1時間以上かかる距離にあり、これは同じ九州の中だけで見ても、福岡や宮崎と比べると大変不利な状況に置かれています。空港へのアクセスは都市の競争力にも直結すると言われており、今後の本県の発展に向けて、今回のホーバークラフトの就航は非常に重要な鍵を握ると考えています。

そのため、ホーバークラフトについては、いかに持続可能で安定的な運航を確保していくかが大事になってくると思います。もちろん、上下分離方式の性質上、一義的にはその責務は運航事業者が担うこととなりますが、県政の重要施策である以上、県としてもしっかりと支えていく必要があると思います。

特に、過去の経緯を踏まえると、事業の収益確保は最も重視すべき事項であり、運航事業者のみならず、県においても収支の状況をつぶさに確認し、運航事業者と共に収支の安定化に努めるべきと考えます。

こうしたことを踏まえ、ホーバークラフトの今後の安定運航を県としてどのように確保していくのか、交通政策局長に伺います。

井上副議長 嶋川交通政策局長。

嶋川交通政策局長 ホーバークラフトですが、まず、別府湾を周遊する不定期航路という形で、先月、11月30日に無事就航と相なり、秋、秋と言っていました、大変好評の中、就航を迎えることができました。あくまでも本来の目

的は空港アクセス航路の運航ですが、運航事業者がようやく運賃収入を得られるような状況にたどり着いたという点では、大変大事な一步を踏み出したなと感じています。

今後、別府湾周遊での安全運航実績を積み重ねた後、空港アクセスの就航に臨むこととなりますが、安定運航のためには御指摘いただいたように採算性の確保が重要になっていきます。このため、運航事業者においては、運賃収入以外にも、船体の広告やグッズ販売などの付帯収入のほか、国内唯一の希少性をいかした観光活用なども検討がなされています。

また、県においても、広く県内外への情報発信であったり、ホーバークラフトのにぎわい創出のほか、乗船客向けの無料駐車場の整備、あるいはカーシェアやシェアサイクル向けのスペースの提供といったホーバークラフトの利用促進に努めているところです。

そうした運航事業者との協力関係の下、県としては、今後とも事業計画の検証委員会を通じ、収支状況など適切に把握しながら、より多くの方が安心して快適に利用できるように、安定運航への側面支援に努めていきたいと考えています。

井上副議長 阿部長夫議員。

阿部（長）議員 ありがとうございます。是非とも運航事業者の支援をしっかりと行っていただいて、安定運航に努めていただきたいと思います。

他方で、今後はバスなど、その他のアクセス手段との役割分担等も重要になってきます。特にホーバークラフトは主に大分市の利用者が多いと思いますが、その他の地域においては、引き続きバスも重要なアクセス手段となります。私は以前から、JR杵築駅と相原パーキングエリアをつなぎ、シャトルバスで空港に向かう、あるいはパークアンドライド方式で、空港バスを停車させて空港に向かうルートをつくってはどうかと提案しています。これはホーバークラフト欠航時の対策にも資する取組であると考えています。ホーバークラフトは、県都大分市と空港を短時間で結ぶ重要なアクセス手段である

とは思いますが。

一方で、過去には悪天候等により欠航が多かったと聞いています。定時性を安定的に提供できるのは、やはりバス運行ではないかと思っています。これまでのバス運行事業者にとっては、ホーバークラフトの就航により、収入が大幅に減るのではないかなと大変心配しているところです。

そのような観点からも、JR杵築駅から空港までのシャトルバス、これはバス運行事業者にとっても有効ではないかと考えますし、これまでバス運行事業者が担ってきていただいたことを県としてもしっかりと考えていただいて、バス運行事業者にもこれからやはり配慮していく必要があるのではないかと。急激に減収になって、バス運行事業者の経営が厳しくなるとは県としてもどうかなと思いますので、これはバス運行事業者にも配慮していただくということが必要だと思います。これについて局長の見解を伺います。

井上副議長 嶋川交通政策局長。

嶋川交通政策局長 ただいま議員から御指摘いただいたバス運行事業者への配慮といった点もそうですが、JR杵築駅であるとか、相原パーキングを利用した空港アクセスについては、御指摘いただいたように、ホーバークラフトが欠航した際の代替手段としても、一つ有効な選択肢になるのではないかと考えています。

ただ、実際に商業ベースの運航となるためには、やはり当然ながら一定程度の利用者のニーズがある、これが見込まれるということが大切になってきますので、県としては、もちろん大本の大分空港の利用者数を増やしていくための取組は引き続き進めていきます。その傍らで、御提案のあったような空港アクセス手段に一体どの程度の利用ニーズがあるのかといったことについて、県としても実験的に研究していきたいと考えています。

井上副議長 阿部長夫議員。

阿部（長）議員 ありがとうございます。JR杵築駅から定時ではなくても、ホーバークラフトが欠航になったときにバス運行事業者に臨時

にシャトルバスを出してもらおうとか、いろいろ方法はあると思いますので、これから調査していただいて、そういった部分も考えていただくと。前の質問よりだいぶ進んだなという気はしていますので、どうかひとつよろしく願いして、私の質問にします。ありがとうございました。（拍手）

井上副議長 以上で阿部長夫議員の質問及び答弁は終わりました。

暫時休憩します。

午前11時39分 休憩

—————→…←—————

午後1時 再開

嶋議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問及び質疑を続けます。榊田貢議員。

〔榊田議員登壇〕（拍手）

榊田議員 皆様こんにちは。3番、自由民主党の榊田貢です。本日、この一般質問の機会をいただいた先輩、同僚議員の皆様にもまずもって感謝します。本当に1年経つのもあつという間だなと思っています。来年、干支が、くしくも私が巳年で、議長も巳年ですが、来年、年男です。その年男の前哨戦の最後の一般質問、頑張っていきたいなと思っています。そして本日、午後一番の一般質問ということで、この後続く一般質問をされる方により流れをつくっていききたいなと思っていますので、知事、執行部の皆様、是非ともよろしく願います。

それでは、質問に入ります。

産業振興について、持続可能な観光地域づくりについて。

観光ツーリズムは大分県の地域づくりにとって大変重要なテーマであり、先に策定された安心・元気・未来創造未ビジョン2024においても、地域の特色を活かしたツーリズムの推進と観光産業の振興として、地域に元気をもたらす国内誘客、海外誘客の推進と、住んでよし、訪れてよしの持続可能な観光地域づくりの二つを柱に施策を展開されています。

現在、観光・ツーリズム施策を具現化する行動戦略である日本一のおんせん県おおいたツーリズム戦略についても、大分県ツーリズム戦略

推進会議において改定に関わる議論が行われていると伺っていますが、特に私が関心を持っているのが持続可能な観光、いわゆるサステナブルツーリズムです。コロナ禍を経た旅行需要の変化により、持続可能性への関心が高まる中、サステナブルツーリズムを推進とする動きが世界中で活発化しており、日本政府観光局においても、海外向け情報発信や先進事例の情報提供等の取組が進められています。

私は、ここ大分県でも、湯布院地域の景観まちづくりの取組や安心院地域のグリーンツーリズムなど、かねてよりサステナブルツーリズムに通じる活動が行われていたと考えており、こうした取組も視点や角度を変えることで新たな付加価値が生まれるのではないかと期待しているところです。県議会においても、本年3月、おんせん県おおいたアドベンチャーツーリズム条例を策定したほか、前回の定例会の一般質問において我が会派の小川議員から、自然環境に配慮した観光振興についての議論がなされるなど、サステナブルツーリズムに対する関心の高まりが感じられます。

こうした中、先般、米国カリフォルニア州のソノマカウンティツーリズムと本県観光局が、持続可能な観光地域づくりを主とした友好と相互協力に関する覚書を締結したとの話を伺いました。私は、この覚書の締結は本県におけるサステナブルツーリズム推進に大いなる起爆剤として、佐藤県政における観光振興の一つの目玉になり得ると考えており、今後の展開に大変期待しているところです。

そこで、今回の覚書の締結の意義をお尋ねするとともに、その今後の展開を含め、新たなツーリズム戦略の策定も見据えながら、持続可能な地域観光づくりについてどのように取り組んでいくか、知事に伺います。

以降、対面席にて質問します。

〔榊田議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

嶋議長 ただいまの榊田貢議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 榊田貢議員の持続可能な観光地域づ

くりについての質問にお答えします。

人口減少・少子高齢化が進む中で、交流人口や関係人口の拡大につながる観光の振興は地域活性化に大いに寄与するものです。一方、人手不足や一部地域でのオーバーツーリズム等の問題も生じており、持続可能な観光地域づくりが急務となっています。

これを進めるにあたり、県は先月、サステナブルツーリズムの先進地域であり、豊かな自然や酒、温泉など本県との共通点も多いアメリカ・カリフォルニア州のソノマ郡のソノマカウンティツーリズムと友好と相互協力に関する覚書を締結しました。

ソノマでは、人・地球・利益を持続可能性の三つの柱として、住民と観光客の両者が恩恵を受け、環境に配慮し、事業者が利益を生み出すことを目指しています。この姿勢は本県における持続可能な観光地域づくりにも大変参考になるものであり、今回の相互協力を通じて、よいものは取り入れていければと考えています。

例えば、ソノマの強みであるワイナリーと食とを組み合わせたガストロノミーツーリズムは、多様なお酒、食の魅力を有する本県においても力を入れるべき分野です。また、豊かな自然を活用したアドベンチャーツーリズムの取組も大変参考になります。一方、別府のウェルネスツーリズムや、この度農泊のガイドラインを新たに整備した安心院のグリーンツーリズム、さらには各地の温泉旅館におけるおもてなしなどは、ソノマにも参考にしてもらえる本県の強みと考えています。

来年開催される大阪・関西万博の機会も活用して、ソノマの皆さんにも大分に来ていただき、相互交流をさらに深めていきたいと考えているところです。

現在策定中の新たなツーリズム戦略では、経済・環境・社会における持続可能な観光地域づくりを推進指針の柱としています。観光消費額拡大につながる高付加価値コンテンツの磨き上げや環境保全に配慮したアドベンチャーツーリズムの推進、地域社会との共生に向けた意識の醸成など、引き続き取り組んでいき、地域住民

と観光客双方の満足度を高めながら、地域資源や自然環境を将来にわたって維持するとともに、地域経済にも好循環をもたらす持続可能な観光地域づくりに努めていきたいと考えています。

嶋議長 榊田議員。

榊田議員 答弁ありがとうございます。さきほど私も安心院のグリーンツーリズムのお話もしましたが、持続可能な観光地域づくりというのは、正に地域が主体となるべきだと思っています。地域ぐるみで取り組んでいくということが、取組自体の持続可能性の観点からも非常に重要な要素だと思っています。

知事もふれあい対話で、前回は別府に来ていただいて、別府の観光ガイドさんとお話しされたのに私も一緒に参加しました。そういった意味で、様々な県民の皆様と今触れ合っておられると思います。

最近、地域で活躍しようとしている気概のある若手の皆さんが多くいて、私も先日、県外の大学の方とお話ししたんですが、別府を盛り上げたいという話もしました。持続可能な観光地域づくりにおいて、是非そうした人たちが県を盛り上げ、共に取り組んでいくことを念頭に置いていただけるようお願いして、次の質問に移ります。

サービス産業の生産性向上について。

先般行われた衆議院議員総選挙において、政治とお金の問題など様々な論点がありましたが、私は有権者の皆様が最も関心を持っていたのは、やはり経済政策でないかと思います。それは、これまで長い間動いてこなかった物価や賃金の水準が大きく上昇するという激動の環境下において、今後の生活などに不安を感じている国民、県民が多いことの裏返しであると考えています。

国政と同様に、県政においても県経済の活性化、言い換えると産業の振興は大きな施策のテーマの一つです。私の地元別府市は、皆様御存じのとおり、全国的にも魅力的な観光地であり、産業の面でもサービス産業が雇用や経済の中心となっています。そして、私自身も地元のサービス産業に関わる事業者の皆様と日頃から様々

な意見交換をすることもあり、今回はサービス産業の振興を中心に議論したいと思います。

サービス産業における最大の課題は、製造業等と比較して低いと言われる生産性の向上です。折しも人口減少が我が国における大きな課題となっている中で、労働集約型の産業であるサービス産業の人手不足感は、他産業と比較してもより大きくなっています。実際に、別府市の旅館や飲食店の皆様に人手不足で経営が厳しいという御意見を頂戴することが多くなっています。そういった観点からも、サービス産業の生産性向上は非常に重要と言えます。

サービス産業の生産性を高めることが難しいのは、サービス産業の特性として、主に人を相手にすることが多いからであると考えられます。物を相手にする製造業であれば、工場の自動化等を図ることは比較的容易であることも多いですが、接客などにおいては臨機応変な対応も必要となるため、単純に自動化を図り難いという側面があることも否めません。

一方で、近年の急速な技術革新は、様々な不可能を可能にできています。特にAIなどの発展は目覚ましく、そういった技術を活用して生産向上を図っているケースも、主に大手資本サービス産業などで見受けられます。こうした企業努力はもちろん民間が主体となるべきですが、日々の経営に追われる県内の中小サービス事業者のみではなかなか取組を進めることは困難であり、県としても支援を行っていく必要があるのではないかと考えます。

そこで、サービス産業の生産性にどのように取り組んでいくか、知事の考えを伺います。

嶋議長 佐藤知事。

佐藤知事 サービス産業の生産性の向上についてですが、サービス産業は県内事業所及び従業者のともに約8割を占めており、地域の雇用と豊かな住民生活を支える重要な産業となっています。

他方、一人当たりの労働生産性、産出額で見ると、直近の経済センサスによると、製造業が917万円に対しサービス産業は376万円、中でも宿泊業・飲食サービス業は155万円と

なっています。

こうした中で、サービス産業の生産性を向上させるためには、業務の効率化、省力化と付加価値の向上が不可欠であり、県はこれらに取り組む県内企業の挑戦を様々な施策を通じて支援しています。

まず、業務の効率化、省力化では、ITツールやロボットの導入等によるDXを後押ししています。

例えば、宿泊業では、自動精算システムや清掃ロボットの導入等が広がってきています。また、モニターシステムの導入により宿泊客の動きに応じたスタッフの適正配置が可能となり、より上質なサービスを提供することで顧客満足度を高め、リピーターを獲得した旅館やホテルも出てきています。

飲食業では、タブレットを使用したテーブルオーダーシステムの導入により接客の効率化を図るとともに、収集した顧客データの分析によるメニュー見直しなどの取組も進んでいます。

次に、新商品やサービスの開発等に向けた経営革新計画の策定を伴走支援しているところです。計画策定後も、補助金や県の制度資金等により、その実行を継続的に後押ししています。昨年度は中小サービス事業者60社の計画が承認されて、農家と連携して6次産業化に取り組む飲食店が移動式自動販売機を開発して商品販売を始めるなど、早速計画に基づく新たなビジネスが動き出しているところです。

こうした取組を売上げにつなげていくには、効果的な情報発信も欠かせないところです。昨年度、県内6か所で開催した実践的なインターネットでの情報発信講座には71社が参加して、関心の高さがうかがえました。

引き続き関係機関と連携して、地域の事業者に寄り添いながら、サービス産業の生産性向上に取り組んでいきたいと考えています。

嶋議長 梶田議員。

梶田議員 飲食店における自動配送なんか、特に大手のレストランとかチェーン店とか行くと、本当に普通に配膳ロボが来たりとか、場所によってはセルフサービスで、自分ですするという形

も結構いいなと私も感じる人が多いですね。今後ますます人手が減っていく中で、非常に効果的な取組だと思います。

そうした中で、特にAIなどは学習の積み重ねによりその性能が高まっていきますので、是非地域として早期に取組を行い、試行錯誤による競争優位を築いていただきたいと思います。そのためには、やはり県のリーダーシップが重要になると私は思いますので、御答弁いただいたことなどを中心に、取組を少しでも前に進めていただきたいと思います。

旅館組合の青年部の方と私も話したんですが、賃金をどうしても上げていくところを今目標にしている、そういった部分でも今の答弁が非常に大事になってくるかなと思いますので、それをお願いして、次の質問に移ります。

芸術文化を活用した産業振興について。

芸術文化は、人々に感動や生きる喜びをもたらして人生を豊かにするものであり、県民生活において欠かせない要素の一つです。本県では、世界に誇れる芸術文化の取組である我がまちの別府アルゲリッチ音楽祭や、出会いと五感のミュージアムの県立美術館OPAMが県民の間でも定着するなど、芸術文化は地域の特色の一つにもなっていると思います。

こうした芸術文化は、これから全ての県民が幸せに暮らせる県をつくっていくためにもさらなる振興を図っていく必要があります。そのためには、芸術文化の持つ創造性などを経済的な価値につなげていく取組を進めることなどにより、芸術文化が持つ価値をさらに多くの県民に御理解いただくことが重要であると考えます。

昨今、社会経済情勢は変化が激しく、あらゆるものを取り巻く環境が複雑性を増し、想定外の事象が発生する中で、将来予測が困難な状態にあると言われていています。こうした状況において、経済的な成長を遂げていく、言い換えれば付加価値の高い商品やサービスを生み出していくためには、既存商品等の価値を高めていく従来の方法は通用せず、新たな価値を生み出していく、正に創造性の力が不可欠となってきます。

このような情勢は、本県がこれまで培ってきた芸術文化の力を発揮するまたとない好機であると言えます。本県ではこれまでもクリエイティブ産業の振興に取り組んできましたが、今こそその取組の成果を示していくときではないかと考えます。

こうしたことを踏まえ、芸術文化を活用した産業振興にどのように取り組んでいくのか、商工観光労働部長に伺います。

嶋議長 利光商工観光労働部長。

利光商工観光労働部長 芸術文化は人々に大きな感動や喜びを与えるのみならず、地域活性化や産業の高付加価値化においても有効な活用が期待されます。

県では、これまでクリエイティブ産業の振興などを通じ、県内中小企業の商品やサービスの魅力を向上させる取組を推進してきました。例えば、クリエイティブ実践カレッジでは、企業の課題に寄り添い、様々な提案ができる人材を150名以上育成しています。育成されたクリエイターと連携し、パッケージデザインのリニューアルや新商品開発を行った企業が売上げを拡大するなどの成果も出てきています。

さらに、本年度は企業との協働を促進するため、クリエイターとのマッチングイベントを開催するとともに、マッチングした14組に対して、ブランディングや新商品の開発、販促グッズの製作などを支援しています。

年明け2月には取組の成果を広く発信するイベントを開催し、企業によるさらなるクリエイターの活用につなげていく計画です。

このほか、大阪・関西万博を見据えたカルチャーツーリズムの一層の推進など、本県の豊かな芸術文化が持つ創造性を最大限に活用した産業振興に取り組んでいきます。

嶋議長 梶田貢議員。

梶田議員 さきほども少し触れましたが、芸術文化については、高い関心を持つ県民とそうでない方の温度差が非常に激しいというのが現実だと思います。

他方、これからは創造性の時代であるとも言われているとおり、その振興は意義深いと私は

思っています。そのため、芸術文化に関する関心の薄い方にもその意義は理解していただきながら、芸術文化の振興を進めていかなければなりません。芸術文化による産業振興の取組は、その価値を御理解していただく貴重な機会とも言えます。そうした観点からも一層の取組をお願いしたいなと思います。

そして、別府も今、アーティストの方が移住・定住とかして、少しでも移住・定住の形につながる、そのためにも美術とか芸術とかをしっかりと整えていくこと、県と市町村が連携を組んでやっていくこと、そして、それが移住・定住にプラスでつながっていくという施策もあるので、是非ともそういったお願いもして、次の質問に移ります。

環境保全について、河川の草刈りについてです。

近年、災害が頻発・激甚化しているとも言われています。実際の感覚としても、毎年のようにこれまでにない規模の大雨が発生しているように感じます。台風も今年の第10号のように、一つ一つの規模や被害が大きくなっていると思います。大雨や台風は自然現象なので、人間の力で避けることは困難です。そのため、本県でも取り組んでいるように、いかに被害が発生しないようにすることが大切です。

今回は、その中でも、日頃のメンテナンスとして重要な河川の草刈りについて議論したいと思います。

河川の草刈りは、洪水による災害の発生につながる堤防の変状などの状況把握を目的とした点検などを実施しやすくします。また、河川利用にあたっての安全を確保するとともに、ごみ等の捨てにくい環境の形成のほか、防犯上の観点からも犯罪の誘発を抑制することにつながるとも言われています。

このように県民の生活に重要な河川の草刈りですが、実際に近所の河川を見ると、近年の異常気象で草が伸びることが早いのもあいまって、草が生い茂っているのをよく見かけます。こうした状況で洪水等が発生すれば、被害が大きくなってしまわないかと心配しているとこ

ろです。また、県が管理している河川については、従前からリバーフレンド事業という地元ボランティアの皆様による取組が中心となっています。県は年間2回を上限に活動支援を行っており、近年では高齢化や過疎化による作業負担の増加に対する対策として、各土木事務所にラジコン式草刈機を導入し、貸出しを行っていると聞いています。このラジコン式草刈機の貸出しは各地域で好評であると伺っています。

他方、地域において活動の中心となっている各自治体の高齢化は非常に深刻であり、リバーフレンド事業のようなボランティア活動を行うにも限界が来ており、また、業者に依頼しないと対応できないような箇所もあり、苦勞しているという話をよく耳にします。

こうした中、私はリバーフレンド事業などのソフト対策を充実させることはもとより、そもそも草が生えないよう、堤防などをコンクリートで固めるなど、ハード面からの取組も検討できないか考えています。

そこで、河川の草刈りについて今後どのように取り組んでいくか、土木建築部長に伺います。
嶋議長 五ノ谷土木建築部長。

五ノ谷土木建築部長 まず、治水上支障となる草木については、河床掘削などとあわせて除去を行うとともに、堤防の草刈り等についても、堤防点検など防災上の観点から必要に応じて実施しています。

また、河川の環境保全を目的とした草刈りについては、リバーフレンド事業により地元の自治会やボランティア団体の活動を支援しているほか、参加者の負担軽減を図るため、ラジコン草刈機を5台導入しているところです。今後も導入していない地域に順次配備し、河川の環境保全活動を後押ししていきます。

一方、議員御指摘のとおり、草が生えないよう恒久的な防草対策も大変有効と考えています。昨年度からリバーフレンド事業参加者の意見や多自然川づくりの観点などを踏まえ、堤防天端の簡易舗装などの防草対策に取り組んでおり、これまで26河川で約20キロメートル実施したところです。

引き続き、地域の声を伺いながら、河川環境の整備に取り組んでいきます。

嶋議長 榊田議員。

榊田議員 河川の環境保全のための草刈りは、リバーフレンド事業によるところが大きいと私は思っています。

ただ、最近地元の、特に若い方は、自治会とかの活動に参加しない方なんかはそのような事業があることを多分知らない方が多いと思います。また参加される方は、やはり近年、これは猛暑から今酷暑と言われていていますよね。そういった中で、暑さが厳しくなっており、熱中症対策の支援ができないかといった意見があります。

そこで、今後のリバーフレンド事業の周知方法や支援の在り方について、土木建築部長に再質問します。

嶋議長 五ノ谷土木建築部長。

五ノ谷土木建築部長 まず、リバーフレンド事業への参加団体ですが、昨年度は625団体です。ただ、最近ではコロナ禍の影響もあり、減少傾向です。こういった中ですが、チラシの配布、あるいはインターネットによる広報などにも力を入れて、自治会、また企業等にも新たな参加団体としての掘り起こしをしていきたいと考えています。

また、近年の猛暑に対する負担軽減、そういった視点での対策も大変重要と考えています。まずは参加団体の皆様にアンケート調査を実施し、参加者の声を直接伺うことにより、有効な支援内容の方策を検討していきたいと考えています。

嶋議長 榊田議員。

榊田議員 ありがとうございます。毎回同じことを言われますので、いちごっこみたいになっているところがありますので、今後とも河川の草の繁茂への対策をしっかり取り組んでいただいて、次の質問に移ります。

プラスチックごみ対策について。

先月開催された豊かな海づくり大会は、本県が誇る美しい海や、そこで育まれる豊かな恵みを広く全国にPRする絶好の機会になりました。我々世代はこの豊かな海を後世に引き継いでい

くという大きな使命を背負っていますが、気になるのは海洋プラスチックをはじめとするプラスチックごみ問題です。

2050年に海洋中のプラスチックごみの重量が魚の重量を超えるという予測もあります。海への流出の主な原因は、ポイ捨てや放置されたごみが河川などを通じて海へ流れることもあると言われており、同じ環境問題でも経済活動とも直結するCO2問題とは異なり、一人一人の心がけや努力が解消に直結する課題でもあります。

近年ではオーバーツーリズムの影響もあり、県内の観光地では、観光客による食べ歩き後の包み紙のポイ捨て、リサイクルボックス周辺での飲み物のカップやペットボトルの散乱など新たな課題も生じています。まずは事業者や県民一人一人が意識し、使い捨てプラスチック製品の使用を減らすとともに、適正に廃棄することが大切です。

また、プラスチックごみ対策には、資源としての廃プラスチックの活用というもう一つの側面があります。こちらは、再資源化できるものは可能な限り回収・資源化し、最終処分に回るごみの量を抑えることで、全体として環境負荷を抑制することが重要です。

このように、プラスチックごみに関する問題に対しては、適切な廃棄による自然環境の負荷の低減と、再資源化の促進による循環社会の構築といった二つの側面からアプローチする必要があります。

そこで、今後県としてプラスチックごみ対策にどのように取り組んでいくのか、生活環境部長に伺います。

嶋議長 島田生活環境部長。

島田生活環境部長 県では、自然環境を次の世代に確実に継承するため、昨年8月にプラごみゼロ宣言を行い、排出抑制と再資源化の両面から県民、事業者、行政が一体となって対策に取り組んでいます。

まず、排出抑制としては、県民一人一人の意識、行動の変容が何より重要です。このため、ごみ拾いをスポーツとして楽しむスポGOMI

ブロック大会等を通じた暮らしの中でのプラスチックごみ削減の啓発や、漁港における漁網等の適切な管理に向けた活動など、個別の発生源に応じた取組を進めています。

次に、再資源化の促進に向けては、産業廃棄物のプラスチックからペレットへの原料化などの再利用に対する支援や、排出事業者とリサイクル事業者とのマッチングを進めてきました。

また、県内では企業と市が連携したプラスチックごみリサイクルの実証実験の動きなども出てきており、こうした新たな技術の実用化に向けた取組も注視していきます。

今後も県民総参加でプラスチックごみ対策を進め、自然環境の負荷低減と循環型社会の構築に取り組んでいきます。

嶋議長 榊田貢議員。

榊田議員 プラスチックのごみにより海の生き物たちが被害を受けている映像を私、一回映画で見たときは、鳥がすごく食べていた映像を見たんですが、本当に心が痛くなりました。

地球環境は私たち人間だけのものではなく、多くの動植物たちが暮らす場でもあります。その環境に影響を与える人類はそのことをよく認識した上で、一人一人、環境を大事にする気持ちを持つことが大事だと私は思います。

今後、県も取組においてもそうしたことを意識していただきながら、今観光客が非常に県全体伸びていますので、やはりインバウンドも増えています。そういった意味で、日本でのルールをしっかり守り、お互い楽しく気持ちよく、いい形で観光ができて、迎える方も気持ちよく、来る方も気持ちよくというところを意識しながら、そこを啓発活動も含めてやっていただきたいと思います。

そして、次の質問に移りたいと思います。

病児保育の充実について。

私たち若い世代にとって一番大事な施策のテーマは、やはり人口減少への対応ではないかと考えます。人口が減っていくことで経済力が低下し、社会保障の負担や地域社会の維持といった問題もより大きくなっていくため、若い世代ほど人口減少により大きな影響を受けます。

そうした中、今回の議会では、地方創生に関する総合戦略とその前提となる人口ビジョン案が提示されています。将来推計は、今後も人口減少が避けられないものの、県の施策の効果により、その減少ペースを緩やかにできるとされており、正に人口減少対策が重要であることが読み取れます。

人口減少対策としては、何といたっても子どもたちを増やしていくことが重要であり、そのためには、本県では子育て満足度日本一を掲げ、これまで取組を進めてきました。その成果も一部には表れていると思いますが、昨今の人口減少の状況を踏まえると一層強化が必要であると考えます。

数ある子育て支援の中でも、私が特に重要だと考えるのが病児保育の充実です。共働きが当たり前になってきた今の世の中で、働く親御さんたちの心配事は、子どもが病気になったときの対応だと思います。本県でも病児保育の充実に向けた支援に力を入れており、利用者が居住地だけでなく他地域の施設まで利用できるよう、県内全域で広域化協定を締結するとともに、利用者がスマホ等で空き状況を確認できるよう県でシステムを導入していると聞いています。

他方、気になることもあります。大分市の稼働率は平均46%とのことですが、これは私は少し低いと思います。もちろん、子どもが病気にかからないことはよいですが、稼働率が低い要因が周知不足であれば、県としても市と連携し、一層取組を進めなければなりません。

いずれにしても、病児保育は各市町村の実態等を鑑みた上で、その支援の充実を図っていただきたいと考えます。

こうしたことを踏まえ、病児保育の充実に県としてどのように取り組んでいくか、福祉保健部長に伺います。

嶋議長 工藤福祉保健部長。

工藤福祉保健部長 県内には17市町で32の病児・病後児保育施設が現在運営されており、コロナ禍で一旦利用が減少した状況もありますが、昨年度は年間で約1万7,500件ということで、おおむねコロナ禍前の水準に戻ってき

ています。

また、コロナ禍の間においても、令和3年10月から、全国で3番目、九州では初となるオンライン予約システムを導入するとともに、居住市町村を超えた広域利用を可能とし、利用者の利便性向上を図っています。さらに、施設の空き状況が24時間確認できることから、施設の稼働率向上にもつながっています。

昨年度の県民意識調査では、病児保育の認知度はおおむね9割に上っており、引き続き、妊娠届出時や出生後の全戸訪問、あるいは伴走型相談支援の機会などを通じ、新たな乳幼児家庭にも随時周知を図っていきます。

また、県内の年平均稼働率は4割強ですが、感染症の流行期など利用者、子どもの急増にも対応できるよう定員数を十分確保しているところです。

こうした取組により、子どもの急な体調不良の際にも安心して病児保育を利用できる体制を確保しており、引き続き市町村と連携しながら、子育て世代の仕事と育児の両立を支援していきます。

嶋議長 榊田貢議員。

榊田議員 さきほど大分市の稼働率が平均46%であるという話をしましたが、事業者によっては平均を大きく上回ることもあります。

私も病児保育というのが、お子さんが病気になった日が一番肝腎だという話を聞いています。次の日から預けたりすることができるんですが、その日がどうしても仕事を抜けないといけないという形で、なかなか難しいというか、使にくいところがあり、私の知り合いも、保育園なんかは37度5分出ればすぐ電話がかかってきて、なかなか仕事に穴を空けられないんだとも言っていました。

そういった意味で、もう一回聞き直して、どの日が一番使うのが大変かということも聞いた上で、稼働率の底上げにも取り組んでいくことが私は必要だと思います。稼働率が高い事業者のノウハウ等も聞いて、県として後押しにも期待しているところです。

子育て満足度日本一ということですので、本

当に期待していますので、是非とも今後の病児保育の充実に努めていただくことをお願いして、再質問します。

嶋議長 工藤福祉保健部長。

工藤福祉保健部長 ありがとうございます。スマホ利用が令和3年10月から開始されましたし、さきほど答弁した、随時リアルタイムで空き施設が見れるということが今回非常に好評です。

今までは紙で前日までに申請しますので、夜にお子さんが急に熱が出ると、次の日、即預けると、正に今、議員が言われた、その日が大事だという、その日に対応できないという問題が既に大半解消できていますし、今利用を見ると、病児保育をスマホで利用していない親御さんが1割を切っていて、みんな当然のようにスマホ、スマホということで対応していますので、私の知り合いなんかもお話を聞くと、利用率が低いかどうかというのは、さきほど言った定員の割合で、これが毎日8割、9割あると、急な感染拡大のときに耐えられませんので、今4割か5割ぐらいが毎日使っているということ、十分機能しているのではないかと思いますので、こういった形で進めていきたいと思っています。

嶋議長 榊田貢議員。

榊田議員 ありがとうございます。本当に進んでいることは理解しましたし、送迎型とかもいろいろありますので、是非ともまた今後とも幅を広くやっていただけたらなと思って、次の質問に移ります。

学校卒業後における障がい者の学びについて。

平成28年、全ての国民が尊重される共生社会の実現に向けて、障がいを理由とする不当な差別の解消や合理的配慮の提供義務等を定めた障害者差別解消法が施行されました。また、翌平成29年、国は新たに障害者学習支援推進室を設置し、「特別支援教育の生涯学習化に向けて」という文部科学大臣のメッセージを発表しました。この中で、障がいがある方が学校卒業後も生涯を通じて教育や文化、スポーツなど様々な機会に親しむことができるよう、支援体制

の充実に取り組むことが各地方公共団体で要請されています。

このような情勢の中で、本県としても障がいがある方や地域の中で学び続けていける場を確保していく必要があります。これまで福祉施策として、パラスポーツやパラアラートの振興のため様々な取組が展開され成果を上げてきましたが、生涯学習という観点から見ると、まだ取組は十分でないと思います。

実際に、地域住民にとって最も身近な学習拠点であり、交流の場でもある公民館や図書館、あるいは豊かな自然の中で体験活動ができる青少年の家で行われている講座やイベントに、障がいのある方が参加している姿を見かけることは少ないように感じます。

その一方で、何かやってみたいという意欲を持っていても、情報がない、どこに問合せをすればいいのか分からないという状況もあるようです。さらに、安心して学ぶためには、地域住民の障がいについての理解促進や協力体制の構築も不可欠だと思います。

私の地元別府市では、太陽の家による活動などの成果もあり、障がいのある方もない方も共に参画する地域社会づくりが比較的進んでいるように感じます。正に、太陽の家の創設者である中村博士の理念を具現化する一環として、全県において障がいのある方が学び続けられる環境をつくっていくことが必要ではないかと私は考えます。

そこで、学校卒業後における障がい者の学びの充実に向けて、県としてどのように取り組んでいくか、教育長に伺います。

嶋議長 山田教育長。

山田教育長 令和4年度に実施した県の実態調査によると、障がい者や保護者は、卒業後の学びの場となる講座やイベント等に関する情報取得に困難を感じているということが分かりました。また、障がい者対象の事業を実施したことがある公民館等は3割に満たず、指導者の不足や、手すりや段差等の施設設備上の課題も明らかになりました。

こうした調査結果を踏まえ、令和4年9月、

専用Webサイトかたろうえ大分を開設し、県内のイベントや活動団体等に関する情報を一元化しました。積極的な広報により、今年度のアクセス数は対前年比62%増となっています。

また、公民館や図書館、青少年の家などのバリアフリー化を進めるとともに、スマホの使い方や絵手紙製作、自然体験等の多様な講座を、地元住民の支援の下に実施しています。加えて、これらの活動を在学中に知ってもらうため、特別支援学校への出前講座も行っています。

さらに、障がい者が毎週集い学べる拠点、おおいたユニバーサルカレッジを本年6月にさくらの杜高等支援校内に設置し、好評を博しているところです。

引き続き、障がいの有無にかかわらず、誰もが生涯学べる仕組みづくりを進めていきます。

嶋議長 梶田議員。

梶田議員 先月、大分国際車いすマラソンが開催されました。43回の歴史を重ねてきたこの大会ですが、その提唱者である中村博士は、当初、障がいのある方もない方も同じ条件で競い合えるマラソン大会が開催できないかと模索されていたと聞いています。

私も、社会に障がいのあるなしという線を引きくのではなく、どんな人同士でも、それぞれの個性を尊重しながら、共に自分の目標に向かって、時に協力し、時に切磋琢磨しながら歩んでいける社会をつくっていきたくて考えています。正に学校卒業後の生涯を通じた学習という面で、そうした環境を整えていくことに私も尽力します。県教委においても、答弁いただいた内容がしっかりと取り組んでいただけるようお願いし、次の質問に移ります。

サイバーセキュリティ対策について。

昨今、情報通信技術の進歩に伴い、デジタル社会は急速に進展し、インターネットサービスやデジタルツールの活用は、全ての国民の社会経済活動において欠かせないものとなっています。

しかし、そうした技術の進歩には、社会生活の利便性の向上、経済活動の効率化といった正の側面だけでなく、負の側面も当然存在し、そ

の最たる例がサイバー攻撃の脅威です。県内においても、令和5年11月に中津市民病院がランサムウェア攻撃を受け、財務会計システムが停止してしまったという事案も発生しています。

特に地方自治体は、行政部門のみならず、水道や病院などの重要インフラの設置管理者であり、それらも含めてサイバーセキュリティ対策を強化し、県民生活と社会経済活動の基盤となるインフラの安全性、信頼性を高めることは、極めて重要なものであると考えています。

こうしたインフラを守る体制を整備していかなければ、県民の個人情報への漏えい、インフラ機能の停止などによって重要な被害が生じ、県民の安心・安全の暮らしが脅かされてしまう事態となりかねません。近年、サイバー事案の発生状況を鑑みると、本県において、もはや対岸の火事とは言えない状況となっています。

今後、デジタル技術はますますの発展を遂げると考えられます。そのような社会にあっても、技術進歩の正の側面はうまく取り入れつつ、本県が便利で安心な暮らしができる県であり続けるため、特に重要インフラとされる分野について、県、市町村ともに充実した対策を推進していくことが必要不可欠でないでしょうか。

そこで、お尋ねします。デジタル技術が進展する中、県民の安心・安全な暮らしを守るためのサイバーセキュリティ対策が非常に重要となってくると考えますが、県内市町村への支援も含め、県として今後どのように取り組んでいくか、総務部長に伺います。

嶋議長 渡辺総務部長。

渡辺総務部長 近年、サイバー攻撃の件数が急増し、脆弱なシステムから標的にされるなど、県民生活や経済活動にとって大きな脅威となっています。

自治体は、ネットから嚴重分離された一般行政部門だけでなく、病院や水道等の重要インフラも運営しており、対策の強化は喫緊の課題です。6月の地方自治法の改正においても、行政部門や各執行機関等がそれぞれセキュリティ方針を策定し、公表することなどが義務化されました。

対策の強化には体制整備が不可欠ですが、特に小規模自治体においては十分な人材を確保することが困難になっています。そのため、県として、公営企業部門を中心に二つの取組を柱に底上げを図っていきます。

一つ目は、サイバー攻撃の最新動向や各事業の特性を踏まえた適切なセキュリティ方針の策定です。県、市町村の病院事業や水道事業を中心に情報提供等の支援を行っていきます。

二つ目は、内部監査の実施体制の構築と強化です。各自治体が自律的で継続的なセキュリティ対策を推進できるように、技術的ノウハウなどの提供を通じた支援を行っていきます。

こうした取組を通じて、県全体で対策レベルを引き上げ、サイバー攻撃から県民生活や経済活動を守っていきます。

嶋議長 梶田議員。

梶田議員 今後、保険証や免許証がマイナンバーカードに統合されます。行政においてもサイバーセキュリティ対策はますます重要性を増してくると私は思っています。県民の信頼の基盤は揺るがせないという強い決意の下、万全な対策を立てていただきたいと思っています。

先日、新聞等でも出ましたが、知り合いの会社がサイバー攻撃を受けて大変な目に遭ったと言っています。そのときは本当にアナログで、従業員が夜中まで残ってそれを直したという話も聞いて、まだ時間が本当にかかるというところで、先日、新聞を見たら、国もサイバー攻撃に対する有識者会議などを行って、やっぱり今、私たちの社会とデジタルは切っても切れないものがありますし、デジタル上で管理するものも多くなってきました。

民間の会社であってもそれだけのダメージを受けるといことは、仮に行政だとかがそうなったときは、これは本当に県民の活動自体が停止してしまう可能性もありますし、信頼等も下がっていくのかなというところもありますので、今後、デジタル化が進んでいく中で、どうそこを対処していくかもしっかり考えながら、私達も慎重に情報を取り扱いながらやっていくことが大事だと思っています。

私の質問はこれで終わります。本当に今年1年ありがとうございました。また来年もよろしくお祈りします。(拍手)

嶋議長 以上で榊田議員の質問及び答弁は終わりました。木田昇議員。

〔木田議員登壇〕(拍手)

木田議員 県民クラブの木田昇です。今日も傍聴にお越しいただき、先輩いつもありがとうございます。また、インターネットで御視聴されている方ありがとうございます。是非よろしくお祈りします。

本日は私ラストバッターですが、前の打席、我が県議会のスポーツ議連のホームラン男である榊田議員の後であり、2年連続私はノーヒットですが、榊田議員は県体ソフト2連続場外ホームランですから、本当にすごい活躍をされています。何とかチャンスが回ってくるように、私もこの打席を頑張っていきたいと思っております。よろしくお祈りします。

では、半導体関連産業の振興について、まず伺います。

世界的な半導体メーカーTSMCの熊本進出が起爆剤となり、昨今、九州・山口の各自治体が半導体関連の投資を呼び込もうと取組を強化しています。

半導体関連企業が400社ほど集中する福岡県は、2027年度までに新たな産業用地100ヘクタールを造成する目標を掲げ、今年度は、うきは市に約27ヘクタールの工業団地を造成する予算が計上されています。また、大きな川が少なく工業用水の確保が課題であった長崎県でも水量の調査を行い、島原市で2025年度にも産業用地を整備すると聞いています。

九州内の主な半導体関連企業の投資額を見ると、本日資料をお配りしていますが、本県は域内で最も低いようで、今後スピード感を持って取り組まなければ、他県に後れを取ってしまうのではと危惧しています。

こうした中、先般、日本の経産大臣に当たる台湾の経済部長が、台湾の半導体関連の進出企業を支援する会社を九州に設立する考えであるとの発表が新聞報道されていました。

私は、本年8月に6年ぶりに実施された台湾プロモーションの成果も踏まえ、今後、本県において半導体関連の投資をどのようにスピード感を持って伸ばしていくのかについての具体的な取組方針を早急に示していく必要があると考えています。

そこで、半導体関連産業の振興にどのように取り組んでいくのか、知事の考えを伺います。

次に、一村一品についてです。

一村一品運動については、昨年の第4回定例会にて三浦由紀議員が、大分県が発祥の地として、今こそ令和版一村一品運動に取り組むべきと質問されたところですが、私も同意見です。

この度の台湾プロモーションには県議会日台友好議員連盟からも参加し、私も同行しました。2日目の日本台湾交流協会を訪問した際、知事も覚えておられると思いますが、片山和之代表は、大分といえば一村一品、特命全権大使としてペルーに駐在していたときも一村一品のことはよく聞いていましたとお話されていました。

一村一品運動は、長きにわたりJICA(国際協力機構)のプロジェクトとしても取り上げられ、アジアのみならず、中南米やアフリカでも人材育成や特産品の輸出による外貨獲得に貢献するなど多くの成果を上げてきました。一村一品は国内だけでなく、世界に知られるブランドであると確信できます。

私は令和版の一村一品運動として、例えば、一村一品のキャプションを大分空港の県産品コーナーに表示するほか、来年の大阪・関西万博の大分県ブースにおいても、おんせん県おおいと同じように、世界ブランド一村一品を活用してはどうかと考えています。

さきほど言ったとおり、私は本県における一村一品は、世界的知名度でいえば温泉と並び立つものであると考えます。これまでもシンフロなどの県のPR策が注目を集めました。これからは再びこの一村一品を県の広報、PR施策として明確に位置付け、取り組んでどうかと考えています。

そこで、本県の広報施策における大分県発祥の一村一品を活用することに対する知事の見解

を伺います。

あとは対面席から行います。

〔木田議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

嶋議長 ただいまの木田昇議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 木田昇議員の半導体関連産業の振興についての質問にお答えします。

サプライチェーンの国内回帰やTSMCの熊本進出を契機として、国内投資が活発化しているところです。本県でも半導体関連の投資を積極的に呼び込むべく取組を進めており、令和4年度以降、400億円を超える投資が県内で実行、また計画されているところです。これまで培ってきた集積の強みをいかして、より多くの関連投資を呼び込むべく、国内外での企業誘致をさらに積極的に行っていきます。

本年8月の台湾プロモーションの際には、台湾企業の誘致を目的に初めて企業誘致セミナーを開催して、産業集積が進む本県の魅力や産業用地、中九州横断道路の整備状況等についてPRを行いました。本セミナーには40名を超える参加者があり、早速、複数の台湾の半導体関連企業から進出に関する問合せを受けるなど、手応えを感じているところです。関係市町村とも連携して、県内への立地につなげていこうと考えています。

こうした新たな投資ニーズに応えていくためには、大規模な産業用地の開発が喫緊の課題となっています。今年度、県内全域で調査を実施して、83か所、1,102ヘクタールの候補地を市町村が選定しています。既に大規模候補地については、県が一括してインフラの状況や開発コスト等の調査を進めています。その他の候補地でも、市町村が実施する調査や開発に要する費用を、県が3年間限定で補助率や上限額を引き上げて集中的に支援して、産業用地整備を加速していきます。

本県の半導体関連産業の振興に向けては、新たな企業進出を地場企業との共生発展につなげていくことも重要です。このため、LSIクラスター形成推進会議を核として、地場企業の技

術力向上や取引拡大、人材確保・育成等を引き続き後押ししていきます。

こうした県独自の取組に加えて、九州の産業界や教育機関、行政機関等で構成する九州半導体人材育成等コンソーシアムとも連携して、オール九州で半導体関連産業の振興に取り組んでいきたいと考えています。

次に、一村一品についてです。

一村一品運動は、地域を代表する特産品づくり、人づくりの運動として、国内だけでなく、アジアをはじめとした各国にも高く評価されている活動と認識しています。

この運動の精神を継承し、より地域に身近な市町村とも連携しながら、地場産品や観光資源などを旧市町村単位で改めて掘り起こして磨き上げることで、地域の活性化を引き続き後押ししていきたいと考えています。折しも、来年4月から大阪・関西万博が開催されますので、これを好機と捉え、各地域の産品や自然景観、歴史、文化等のPR強化に取り組むこととしているところです。

他方、市場が世界へと広がった今、本県農林水産業は市場が求める大ロットの出荷に対応できる高収益な園芸品目の産地拡大などによる成長産業化を目指しています。

また、インターネットやSNSの普及により、情報の流通量は格段に増加して、単にホームページに情報を載せるだけでは伝わらない時代へと変化してきています。そのため、情報発信でも本県の魅力を分かりやすく明快に伝えていくことが重要と考えています。

本県はこの10年以上、「日本一のおんせん県おおいた 味力も満載」というのをキャッチフレーズにして官民一体となって情報発信に努めてきた結果、ようやく温泉といえば大分県というイメージが定着してきています。これは当時、全国的な知名度を高め、本県への観光誘客を図るため、源泉数と湧出量で日本一である温泉と、豊かな食を通じて全市町村が一体となりPRできるよう、「味力も満載」を加えて策定したということです。

温泉と食を売りにしたこの明快なフレーズは、

本県への誘客を促進するとともに、地元産の農林水産物を使用した特産品をはじめ、各地の工芸品の販売促進に使われるなど、大分県そのもののPRフレーズとなっているところです。

今後も、選ばれるおおいたの実現に向け、「おんせん県おおいた」をキャッチフレーズにして、そしてあわせて、一村一品運動の精神をしっかりと大切にしながら、新たに掘り起こす地域の魅力もあわせて、ターゲットに応じた情報発信を効果的に行っていきたいと考えています。

嶋議長 木田昇議員。

木田議員 答弁ありがとうございます。

まず、半導体関連ですが、半導体関連でひとつ一緒に取り組んでもらいたいのは、物流関係についてもしっかりとPRして、九州の東の玄関口としての物流も、工場以外でも、いろいろと倉庫業を含めてありますので、そこも念頭に置いて活動してもらいたいと思います。

一つ伺いたいのは、質問でも触れましたが、福岡や長崎も用地開発にめどがついて進んでいます。大分県もこの間、何年か既に取り組んできたわけですね。ただ、なかなか形が見えてこないと感じています。関連業界の方もそう感じているようです。

今日、資料でお配りしている表にあるとおり、金額的にも大分県の半導体関連産業の投資が余り行われていないということで、さきほど400億円ということになっていますが、今、資料には東芝マテリアルが出ていますね。これは半導体関連といっても、電気自動車のベアリングを造る工場になります。あと、富士フイルムの半導体関連の大分拠点の投資、これも金額で70億円ということですから、宮崎県の3千億円とか見たときに、まだまだ大分県、取組がちょっといまいち進んでいないのではないかという不安の声が経済界からも聞こえていますので、今、知事からも3年期限で限定しながら進めていると、加速化しているということですが、この見通しですね、もう大方できそうな状況、来年見えそうだという状況なのか、そこをちょっと聞きたいと思います。

嶋議長 利光商工観光労働部長。

利光商工観光労働部長 半導体関連産業の誘致については、さきほどの知事答弁のとおり様々な取組を行っているところですが、今、目下最大の課題となっていますのは、他の県の実績にもあるような大規模な投資を呼び込むための工業用地が県内で不足しているという状況です。

さきほどの知事の答弁でも言ったとおり、今、市町村とも連携して、そのような大規模な投資を呼び込めるような用地を早急に開発していかないといけないという問題意識を共有して、そして、各市町村において候補地を選定いただいたところです。

全ての候補地が必ずしも迅速に開発できるかということ、いろんなコストであるとか、インフラの関係などで課題があるものもあろうかと思っていますが、今できるものから調査を行い、そして、市町村でも様々な取組を進めていただいていますので、引き続き市町村とも連携して、大規模なものも含めて、半導体関連産業の誘致、これまで以上に力を入れて取り組んでいきたいと考えています。

嶋議長 木田昇議員。

木田議員 是非来年は具体的な産業投資の姿が見えるよう、取組を強化していただきたいと思っています。

熊本は、このグラフにあるとおり、大変な投資が行われており、ある算定によると、TSMCの進出で熊本県の県民所得は一人当たり38万円引き上がるというところまで出ていますので、やはり大分県民としても大きな投資を呼び込んでもらいたい、そういう思いが経済界からも聞こえていますので、是非よろしく願います。

あわせて、一村一品についても質問しました。今日、資料でお配りしていますが、実は成田空港に一村一品マーケットというのがあり、私もびっくりしたんですが、何もこれは大分の一村一品を置いているわけではなくて、さきほど言ったJICAのプロジェクトで、アジアであるとか中南米で取り組まれた一村一品がそこで取りそろえて置かれているということです。大分の空港にないというのはやはりどうかかなと思い

ますので、大分航空ターミナルにも私お話ししていますから、是非よろしくをお願いします。

もちろんあと、坐来大分のショップのコーナーがあると思いますが、あちらにも一村一品の表示は是非していただきたい。あれがあれば、あっ、大分の一村一品だということで皆さん手に取られると思いますので、お願いします。

これは一村一品というのは、やはりおんせん県おおいたと並ぶコアコンピタンスですね。他社が真似できない強みのワードが、大分では温泉と並んで一村一品だと思いますので、県のイメージとしてはおんせん県、物販においてはこの一村一品を是非前面に出していただきたい。あらゆる場面で活用いただきたいと思いますので、広報戦略として重要です。企画振興部長よろしくをお願いします。

次、質問します。

D Xの推進についてです。

I C T技術をさらに高度化して社会実装することにより、少子高齢化、過疎化の進行など、山積する様々な地域課題の解決に結び付けるD X、デジタルトランスフォーメーションの推進が全国各地で取り組まれています。

例えば三重県では、デジタル田園都市国家構想「三重広域連携モデル」として地域D X事業が進められています。この事業を通じ、三重県と県内の比較的過疎地域にある五つの自治体、そして30社以上の企業とが連携し、公共交通空白地域の増加、地域医療の減少、医療費の増大といった課題の解決に取り組んでいるようです。

具体的には、関係自治体が広域でデータ連携し、共同利用できる三重広域連携D Xプラットフォームを構築しています。これにより、住民は、地域イベントの告知や参加申込みのサービス、子どもや学生向けの教育プログラムの提供を受けられ、地域の加盟店ではデジタル地域通貨も利用できる仕組みとなっています。

本県でも一昨年に大分県D X推進戦略を策定し、取組を進めていますが、三重県のような事例は見られません。私は本県のD Xを進めるには、それを担う人材が必要と考えます。地場企

業では地域課題の解決に向けたD Xを構想しているところもあれば、地元大学においても新たにD X人材育成基盤プログラムを学科に設けたところもあります。あとは行政が側面からそれらを支援する産学官のD Xコンソーシアムを構築することが必要と考えます。

私は本県でも、デジタルの力で県民と地域、行政、企業をつなぎ、暮らしの利便性を高め、域内経済の好循環と地域活性化を目指すための三重県のようなD X推進体制の構築を急ぐべきだと考えます。

そこで、推進体制の構築を含め、本県におけるD Xをどのように推進していくのか、知事の考えを伺います。

嶋議長 佐藤知事。

佐藤知事 D Xの推進ですが、A Iやビッグデータなどのデジタル技術が著しく進展し、暮らしや経済活動を取り巻く環境は大きな変革の時期を迎えているところです。

県では、デジタルの力で県民の暮らしをより豊かで便利なものにしていくために、全庁を挙げてあらゆる分野でのD Xを推進しています。

行政の分野では、副市町村長で構成する市町村行政D X推進会議を昨年度立ち上げ、全国に先駆けて、全市町村で共同目標を掲げて、公共施設のオンライン予約や行政手続のデジタル化等の取組を進めています。

また介護分野では、今後さらなる増加が見込まれる要介護認定事務の迅速化と効率化に向けて、大分市や別府市、医療機関やI T企業等と連携して、全国で初めて一連の認定事務のデジタル化に取り組んでいます。

防災分野では、昨年6月の豪雨災害時に、災害対応支援システムを活用して、大分大学やドローン事業者との連携の下、空撮した被害状況を迅速に共有することで、消防関係者等による効率的な搜索活動につなげました。

このように、既に市町村とのデータ連携や産学官によるD X協力はいくつか進んできていますが、住民の利便性向上や地域活性化をさらに進めていくには広域的なD Xの取組が必要です。

そのため、県と市町村とで構成するデータ利

活用に関する実務者協議会において、先進事例の共有や意見交換等を進めています。

さらに、九州全域での連携も視野に、九州各県や経済団体、有識者等で構成する九州広域データ連携プラットフォーム検討会において、観光分野等を中心としたデータ連携の議論を進めているところです。

具体的には、宿泊や交通等の予約決済のワンストップサービスや生成AIによる観光ルートの提案機能等について、課題を整理して解決方法を研究しています。

引き続き、他県の先進事例等も参考にしながら、九州各県や市町村、企業や大学などあらゆる関係者と連携を図り、県内におけるDXを進めていきたいと考えています。

嶋議長 木田昇議員。

木田議員 ありがとうございます。やはり大分版の産学官のコンソーシアムを早急に立ち上げてもらいたいと思います。隣の宮崎県も昨年ですね。福井県もかなり進んでいますが、福井県は今年、ふくいデジタル推進アライアンスとして連携プラットフォームを発足させています。

コンソーシアムで一つ議論していただきたいのは、やはり人材確保ですね。第3期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略の素案にも出ていますが、外国人材の確保ということで、今やITももちろん人材不足。既に外国人材が大分の地場の企業でもIT人材として活動されていますが、ただ、大分県の場合、県内の大学に留学生が理系で学べる箇所が少ないということです。是非産学官の中で、学に対してやはり外国人材も留学生として学べる環境づくりという議論も必要ではないかと思います。

あわせて、日本語専門学校で留学生コースがありますが、そこでも観光とか接客系が多くて、やはり理系のコースはないわけで、県内の観光関係に就業されるための大学などがあるんですが、県内では理系で行けないではないかということで、大分の日本語学校で学んでも県外に出てしまうという状況があるようですが、そういったことに対する環境づくりも必要なんではないかと思いますが、その辺の取組について伺い

ます。

嶋議長 利光商工観光労働部長。

利光商工観光労働部長 DXをさらに県内で進めていくためには人材の育成が非常に重要であると考えています。

御指摘の大学の関係でいうと、今年度から大分大学でDX人材育成プログラムを開始されています。こういった取組を今、県では正にこのDX人材を必要とする産業界とつなぐということを大学側と相談して進めているところです。

議員御指摘の留学生の取組については、直接的にまだDXの分野で打ち出しているものはありませんが、様々な産業界との連携を進める中で、そういったニーズも高まってくると考えていますので、今後の研究課題として取り組んでいきたいと思います。

嶋議長 木田昇議員。

木田議員 是非IT関係業界の声も聞いて取り組んでもらいたいと思います。

これまでのデジ田交付金が、石破政権になり新しい地方経済・生活環境創生交付金ということで新しく組み変わって、来年度恐らく倍増させていくという発想のようですので、それだけの予算を国が用意するというものですから、いろんな知恵を出して、しっかりとDXを前に進めていただきたいと思います。よろしく願います。

次、宿泊税について質問します。

長きにわたるコロナ禍も収束に向かい、本県を訪れる観光客数も順調に回復し、これに伴い宿泊者数も増加してきています。近年は外国人旅行者も多く、観光地における多言語化、交通機能強化やオーバーツーリズム対策など、新たな施策も必要となってきており、長野県や宮城県など、ホテル等の宿泊者から税を徴収する、いわゆる宿泊税の導入を検討する自治体が増えています。

これまで全国では、大阪府、京都市、金沢市、東京都などで、九州でも福岡県と福岡市、北九州市や長崎市で導入されています。また、沖縄県においても2026年度に宿泊税を導入する方針を決定したようです。

2023年の本県の延べ宿泊者数は762万4千人で、前年比プラス21%とコロナ前の水準に近づいています。仮に宿泊税を一律300円とした場合、年間22億8,720万円の財源を得ることになります。

本県においても、観光施設の整備、景観保全、ユニバーサルツーリズムへの対応や二次交通整備の課題があります。国内各地の観光地との競争が激しくなる中、日本一のおんせん県おおいのツーリズム戦略を力強く進め、観光立県大分を実現するための新たな財源を確保するには、宿泊税の導入を検討すべきと考えます。

そこで、宿泊税の導入に関する県の見解について観光局長に伺います。

嶋議長 渡辺観光局長。

渡辺観光局長 コロナ禍を経て観光産業は勢いを取り戻しつつあります。特にインバウンド市場ですが、2024年の訪日客数、過去最多更新が確実な状況となっています。

そのような中、急増するインバウンドの受入環境整備などを進めるための新たな財源として、宿泊税が注目されていることは議員御指摘のとおりです。

令和6年11月末現在、東京、大阪、福岡の3都府県と10の市町村が既に導入・創設済みであり、加えて7道県などが導入に向けて作業を進めていると承知しています。

このほかに、観光地への駐車行為に課税している岐阜県など、宿泊税以外の地方税を導入している例もあります。

こうした新たな税の導入により独自財源が確保できるというメリットがある一方で、徴収システムの整備をはじめ、宿泊事業者の理解や宿泊客への周知、入湯税との調整など、様々な課題もあることから、慎重な検討が必要だと考えています。

引き続き、他の自治体の先行事例や導入状況等を注視していきます。

嶋議長 木田昇議員。

木田議員 今日、この質問についても資料配布しており、全都道府県の宿泊延べ日数の表がありますが、大分県を見ると、大分県という規模

の割には宿泊者数が非常に多い。やはり観光立県大分ですね。御覧のとおり宮崎県の倍以上ですし、長崎県より多いというのはすごいなと思っています。

沖縄県が今回決めた方針は、今まで定額が多かったんですね。300円とか200円とか100円が多かったんですが、定率2%で導入ということであり、これはモデル事例になるのではないかと注目されています。

あと修学旅行生は、付き添いの引率の方を含めて免除するとか、そういったものも盛り込まれていますし、非常にいい参考になるのではないかと思います。私はそれに加えて、学生の合宿で何泊かされるようなケースも多いし、そういった方も免除を考えていいのではないかなと思います。

知事、20億円以上の財源が毎年確保できるのであれば、非常にこれは魅力的ではないかと思っています。各県、今議論が進んでいます。大分県の宿泊者数が47のうち大体23番目ぐらいですから、上の方がまだ導入していないところはありますが、是非その導入状況、検討状況を見て、大分県もちょっと検討していますよということはお出しつついいのではないかと思いますので、今後よろしくお願いします。

では続いて、青少年のSNSの利用についてです。

近年、SNSの利用をめぐる様々なトラブルや健康上の影響等が指摘され、海外ではアメリカやイギリスで未成年者のSNS利用を規制する法律が制定されています。アメリカの州の法律では、一定年齢以下はSNSのアカウントの取得を禁止する、また、深夜の利用時間も規制する。イギリスでは18歳未満には有害な情報を見られなくするなどの内容が盛り込まれています。

SNSを長時間利用する子どもについては、鬱病などメンタルヘルスの不調が報告されており、さらに、SNSを通じ未成年者が性的被害に遭うケースや、SNS上に本人が望まない画像が拡散されるトラブルなど、今やSNSは社会問題であることに疑いはありません。

また、学力の面でも大きな心配があります。東北大加齢医学研究所の川島教授が仙台市教育委員会から提供された児童生徒の学力と生活習慣のデータを分析したところ、スマホやタブレットを長時間使う子どもは家庭学習を頑張っても学力が伸び悩むとする結果を報告しました。

国内では、いろいろと話題となりましたが、香川県がネット・ゲーム依存症対策条例を制定しています。青少年のネットやSNSの利用上の危険性に関しては、児童生徒に対しては学校や家庭で、保護者に対しては研修会等で周知していると承知していますが、国はもとより、自治体においてもさらなる対策に取り組まなければならないと思います。

そこで、青少年のSNSの適正利用に向けてどのように取り組んでいくのか、生活環境部長に伺います。

嶋議長 島田生活環境部長。

島田生活環境部長 県の調査では小学生の3割、高校生では9割以上がSNSを利用していると回答しています。

コミュニケーションや情報収集など、生活に不可欠となってきたSNSなどのネット利用にあたっては、利便性と危険性の両面を正しく理解し、安全・安心に活用するためのネットリテラシーの向上を図ることが重要です。

学校現場では、スマホやパソコン、SNSなどの適切な利用について学べる教材、GIGAワークブックおおいたや、保護者も参加できる情報モラル出前授業が積極的に活用されているところです。

また県では、ネット利用における家庭のルールづくりに取り組んでいるところです。子どもと保護者が話し合い、利用時間や場所を設定するなど、安全な利用を働きかけるとともに、SNSが持つ危険性などを周知し、トラブルの未然防止方法や発生時の対処法についても普及啓発を図っていきます。

今後も青少年のネット利用の実態を把握しつつ、年齢や環境に応じたルールづくりの定着に加え、青少年と保護者に対するSNSの適正利

用への理解促進に取り組んでいきます。

嶋議長 木田昇議員。

木田議員 ありがとうございます。いろんな事案が発生しています。北海道の高校生が橋から転落して亡くなったこと、そして先般は、兵庫県のいじめ案件で中学2年生の生徒が亡くなられたということもありました。

子どもの盗撮事案も増えています。愛知県の中学校、そしてまた、埼玉県の中学校でも修学旅行中にそういった事案が発生して書類送検されるといったことも発生しており、いろんな研修等がされているということですが、その都度対策では限界があるのではないかと私は思っています。

若者の闇バイトについても、高校生にこれは闇バイトのSNSではないですかというテストをしたら、22%しか正しく認識できないということです。非常にその都度対策も限界に来ている。

今回、オーストラリアが国レベルで初めてSNSのアカウント禁止法案を成立させました。もうそういうところに来ていると思います。知事、知事会でも是非この内容を取り上げて、これ以上子どもたちが被害に遭うということは私忍びないと思います。オーストラリアのアルバニー首相が、SNSで子どもを亡くされた親御さんの話を聞いて、いたたまれないということでこの法案に踏み切ったというコメントです。私も本当に同じ思いです。

私も大分県の中の事案で親御さんから相談を受けたことがあります。大変な内容でした。加害者も被害者もその学校におられなくなったということで、子どもの未来が大きく変わってしまうということです。これは本当に社会と大人の責任だと思います。今解決しなければ、多くの子どもたちの将来が奪われる。是非知事会でこの話をして、国に問題提起を是非していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

続いて、住宅耐震化の促進についてです。

大分県耐震改修促進計画を策定したことにより、耐震化率は順調に伸びており、平成30年度末時点でも目標を上回る84%の実績となっ

ているものの、依然として数万棟の家屋で耐震化ができていないのが現状です。

同計画でも分析されているとおり、耐震診断と耐震改修を促進しなければ今後の耐震化の伸び率が低くなると予測されることから、補助制度の拡充や相談体制の強化が求められます。

先般の能登半島地震で多くの被害があった石川県では、全国で最も手厚い補助制度があり、自己負担なしで耐震改修ができるとなっています。また高知県では、南海トラフ地震対策として、住宅向け耐震化補助金の全申請に対応するとして、補正予算に3億1,300万円を計上し、今後も必要に応じて追加するとしています。

高知県では、能登半島地震を受けて耐震化のニーズが高まっているそうです。本県でも、既に耐震化補助の予算の上限に達したため、耐震診断と耐震改修の補助の受付を終了している自治体もあります。私は本県でも予算の拡大とあわせ、補助制度の拡充が必要であると考えます。

そこで、住宅耐震化の促進にどのように取り組んでいくのか、土木建築部長に伺います。

嶋議長 五ノ谷土木建築部長。

五ノ谷土木建築部長 能登半島地震等の影響により、県内では耐震診断や改修補助への申込みが当初の予定を上回るなど、耐震化に対する意識が高まっています。

こうした状況を受け、県では現在、市町村に対し十分な予算確保を要請しながら、協力して支援を行っているところです。

一方、耐震診断から改修へ進む件数は、以前から約3割にとどまっており、国のアンケート結果によると、住宅所有者の費用負担の大きさなどが課題として挙げられています。

そのような中、従来の改修工法と異なり、7割程度の工事費で施工可能な工法が全国的に広がっており、本県においても県内事業者と連携して普及に取り組んでいきます。

また、耐震化へ踏み出す動機付けも大変重要です。これまでの耐震キャラバンに加え、今年度から小中学生を対象としたセミナーを開催しています。これを契機に、住まいの安全性を家族の話題にするなど、耐震化への意識醸成にも

力を入れていきます。

今後も引き続き、低コストな工法の普及や住宅耐震化の重要性の周知、啓発に努めるほか、補助制度の在り方については市町村の意見を伺いながら検討していきます。

嶋議長 木田昇議員。

木田議員 ありがとうございます。大分県の耐震化の補助制度は、自己負担が生じてしまう制度となっています。さきほど紹介した高知県にしろ、石川県にしろ、ほとんど自己負担が生じないと。上限はもちろんありますが、そういう枠組みになっていますので、是非その辺を考えていただきたいと思います。

今年被害のあった能登半島、珠洲市ですが、石川県はそれだけ制度が充実していましたが、実は前年度、珠洲市でもほんの数件しか申請がなかったということで、そこがやはり大きな課題であると思います。高知県はかなり県と基礎自治体である市町村と、町内会が連携して、これだけ、3億円ほど追加しなくてはいけないぐらいの取組が進んでいますので、大分県でもそういうことが必要だと思えます。

県側の予算は私は大丈夫だと思うんですね。昨年度の決算状況、今年度も今の執行状況を見ると、まだまだ予算的には県のかけられる予算はあります。それを考えれば、石川県、高知県のような制度は十分検討できるのではないかと思います。部長いかがでしょうか。

嶋議長 五ノ谷土木建築部長。

五ノ谷土木建築部長 今、補助制度の在り方について議員から御質問ありましたが、こちらについてはまだ市町村への働きかけ、そういったところもしっかりやっていきたいと思えますし、何よりも今言われたように、昭和56年以前の建築基準法による家屋について、まだまだ耐震化率が進んでいない状況があります。これについては、やはり答弁でも言いましたが、住んでいる方の意識がまだまだ耐震化に向いていないということもありますし、高齢者の方々にとっては費用負担という、さきほど補助制度のこともありますが、いろんな事情もありますので、そういったこともしんしゃくしながら検討もし

ていきたいと考えています。

嶋議長 木田昇議員。

木田議員 是非しっかりと取り組んでいただきたいと思います。高知県はさきほど3億円の追加補正と言いましたが、全体では11億円ありますから、大分県は9千万円何がしですから、かなり対応が違うということです。

是非守れる命を守るという大切な事業ですから、しっかりと市町村と力を合わせてお願いします。

次に、米の生産拡大についてです。

1993年の平成の米騒動から31年目、今年の夏に入って全国各地で米不足が深刻化し、令和の米騒動とも言われる事態となりました。ここに来て新米が出回り落ち着きを見せつつありますが、新米の店頭価格は昨年より大幅に値上がりし、一時は4割から5割ほど高くなっていました。

米価格の上昇の主な原因は肥料や人件費など生産コストが上昇していることもありますが、急激な高騰の原因は需給バランスが崩れていることにあると見られています。

今回の米不足は、昨年の猛暑で品質が低下し、精米したときの歩留まりが悪く、流通量が減少している中、インバウンドの需要に加え、8月の南海トラフ地震臨時情報の発表による買いだめも影響しているようです。

かつての減反政策からの転換により、米の生産数量目標は廃止されましたが、米から麦や大豆に転作すれば補助金を出す仕組みは続いており、米の作付面積は年々減少しています。米の生産が年間に必要なぎりぎりの量しかないため、ちょっとした需要変動が米不足につながってしまうという構造的な問題を抱えており、このままでは来年も米不足になるのではと危惧されます。

全国的には米の産出額が減少していますが、新ブランドを導入したり、農薬の使用を抑え高付加価値化を図ったりするほか、海外輸出にも力を入れて産出額を増やす自治体も多くあります。九州では佐賀県が半分の市町村で産出額を増加させており、佐賀米のブランディングにも

力を入れています。

本県でも昨年度、日本穀物検定協会主催の米の食味ランキングに出品した全銘柄が特Aの評価を得ているようにブランド米を作るポテンシャルは高く、私は今こそ米の生産拡大に取り組むべきと考えます。

そこで、米の生産拡大をどのように推進していくのか、農林水産部長に伺います。

嶋議長 淵野農林水産部長。

淵野農林水産部長 今年の米の流通状況については、国では、地震等に関連した急激な買い込み需要に流通段階からの供給が追いつかない状況が発生したが、新米の出荷に伴い、現在は十分な流通量を確保と分析しています。また、令和7年は需要量が大きく減る一方、生産量は今年と同水準としています。これにより民間在庫は増加が見込まれています。

県では、今後の米価動向は不透明感があるものの、将来的な需要の減少を踏まえ、中核的経営体の経営拡大を進め、水田利用型農業の高収益化を推進していきます。

まずは水田農業の生産性向上を目指し、大胆な農地の集積や大区画化等により力強い担い手と効率的な生産基盤を創出するとともに、経営を支える圃場管理システムや自動操舵トラクター等のスマート技術の導入を促進します。

さらに、収量が多く、高温耐性を有し、一等米比率が高い品種なつほのかへの転換や継続的な特A評価の獲得などにより、高付加価値化を推進していきます。

また、ニーズに応じた高品質な麦、大豆の生産拡大や、水田畑地化による園芸品目の導入も進めていきます。こうした取組により、水田をフル活用し、力強い経営体の育成と所得向上を図っていきます。

嶋議長 木田昇議員。

木田議員 どうもありがとうございます。先般、報道で来年440ヘクタールの減が見込まれるという発表があり、報道でも一部疑問の声もあるということも記載がされていました。やはりもうかる農業というのは大分県の中で位置付けされていますが、米農家も私はもうかる農業だ

と思うんですね。

農林水産部長にちょっと尋ねたいんですが、農家からの米の出荷段階でキログラム何百円ぐらいだったら農家はもうかる農業だなと思っておられるかですね。キログラム700円から800円かな、あるいはもうちょっとかな、分かりませんが、農林水産部長はキログラム何百円ぐらいなら米農家はもうかる農業だとお感じですか。

嶋議長 瀧野農林水産部長。

瀧野農林水産部長 今、米の単価について御質問がありました。一概にいくらだといいいのかということを使うのはなかなか難しいものですが、現在、全国の全銘柄の平均価格が2万3千円ぐらいとなっています。これは再生産可能な価格かといえば、再生産可能だと思います。ですが、この金額であってもかなりの大規模生産、そして、低コスト化をしていかないと他産業並みの所得は得られないという状況ですので、少なくとも再生産が可能な価格が一つの基準になるかどうかとは思っています。

嶋議長 木田昇議員。

木田議員 もちろん経営面積にもよりますから、今現在、国内でもキログラム1千円で出荷されている組合というか、団体もあるわけですね。大分県でも是非そういう米経営もあっていいんじゃないかと思っています。

フランスでルーブル美術館の近くのおむすび屋さんが大人気で飛ぶように売れるということで、1個600円だそうです。フランス人が食べれば世界が食べると言われるぐらい、今おにぎりも寿司に並ぶ世界共通の食事になりつつあります。海外への展開というのは非常に見込みがあるのではないかと思います。

さきほどキログラム1千円といったところは新潟県の佐渡島ですね。もちろん、オーガニックでコシヒカリをやっていますので、当然付加価値は高いですが、若手農家が俺も参加させてくれということでかなり盛んに活動されているようです。

今、日本の米は非常に価値が高いです。先般のAPUの——実家がロンドンの学生なんです

が、ロンドンに帰るときは米を持って帰るそうです。向こうに持って帰ると2、3万円で売れるということで、ちょっとしたお小遣いになるんでということで、そんなに日本の米は重宝されているんだということを感じました。

さきほどパリの例も言いましたが、そういう米作りも立派な成長産業だと思いますので、是非よろしくお願ひしたいと思います。

最後の質問に入ります。

消防本部の体制強化についてです。

本年10月から県下14消防本部の119番通報を大分市消防局が一手に受け付ける消防指令業務の共同運用が本格化しました。都道府県単位での一本化は全国初の取組となります。

この共同運用により、消防指令設備等の整備・運用に係る財政負担の軽減、指令業務に係る人員負担の軽減、また、災害や活動の情報の一元管理による相互応援の迅速化等を図ることで、消防や救急現場の体制を充実させ、住民の安全・安心の確保につなげていくことが期待されています。

一方、消防庁では、財政基盤の脆弱な小規模消防本部において、人員、資機材や装備面で十分でないことの懸念から、市町村消防の広域化を推進することが検討されています。広域化のメリットとして初動・増援体制の強化が図られるなどありますが、クリアしなければならない難しい課題も多いと思います。

そこでまず、今回の通信指令業務の共同運用が各消防本部の消防や救急体制の充実強化にどの程度つながっているのか、県としての評価を防災局長に尋ねます。

あわせて、消防本部の広域化や連携・協力を県としてどのように推進していくのかについても聞かせてください。

次に、救急安心センターです。

高齢化の進展や昨今の猛暑による熱中症の搬送など、救急出動件数は増加の一途をたどり、救急車が足りないといった問題が全国各地の消防本部で懸念されています。

全国の救急搬送の事例のうち、ほぼ半数が軽症であることもあり、救急車の適切な利用を促

すため、医療関係者が緊急性の判断や助言を行う電話窓口#7119を開設する自治体が増えています。全国の人口カバー率は既に7割を超えているとのことで、県内ではこの10月から大分市が#7119の運用を開始しました。

#7119は消防庁の救急安心センター事業であり、同庁や厚生労働省も都道府県全域での#7119の早期実施に着手するよう呼びかけています。

なお、消防庁通知では、都道府県単位で実施することが適当であることが示されており、全県で実施されている地域は都道府県が事業主体となっているようです。

この#7119の導入に関しては、本年第3回定例会において、代表質問では我が県民クラブの二ノ宮議員が、一般質問では穴見議員が要望されており、執行部は大分市の導入効果等を踏まえつつ、全県展開に向け県が主導して他の市町村に働きかけていくと答弁されています。

そこで、救急安心センター事業、通称#7119の全県展開に向けた取組の現状と今後の見通しについて聞かせてください。

嶋議長 首藤防災局長。

首藤防災局長 私からは、まず消防本部の体制強化についてお答えします。

おおい消防指令センターでは、各消防本部から派遣された通信員が1日平均約300件の119番通報を受信し、高機能化されたシステムを活用して迅速に出動指令を送出しています。

通信員の集約化により、各消防本部では現場要員の増強が期待されています。当面は各本部に通信員の補助員を配置しますので、小規模な本部では人員の効果が得られにくい状況はありますが、既に職員を現場等に再配置できた本部もあります。

また、災害時には指令業務の共同運用による人的効果が強く現れたところであり、8月の台風第10号の際には、多発する出動要請をセンターが一気に引き受けたことから、要員を現場に集中させ、効率的に対応できたとの声も聞かれています。

人口減少・高齢化が進展する中、全国各地で

将来を見据えた消防体制の在り方が模索されており、広域化や連携・協力の様々な取組が行われています。本県においては、こうした取組も注視しつつ、まずは全国初となる全県域での共同運用をしっかりと推進することが重要であり、県としても引き続き支援していきます。

嶋議長 工藤福祉保健部長。

工藤福祉保健部長 続いて、私から救急安心センター#7119についてお答えします。

この#7119は、全国的に過密な出動が課題となっている救急車の適時適切な利用や救急医療機関の受診の適正化に有効とされており、大分市では10月から試行的な運用を開始したところです。

その状況を伺うと、10月の1か月間で、救急関係で市が通報を受けた件数全3,200件のうち、その3割を#7119が受信し、さらにその9割近くで救急出動が回避されており、救急の119番通報について、#がない場合と比べ25%程度の抑制につながったと捉えています。

こうした効果が確認できたことから、県としては、かねてからの市町村からの要望も踏まえ、県が実施主体となり、県内全域で展開を目指すこととします。

なお、運用に要する経費については、各市町村にも応分の負担を求めることとし、実施に向けて各市町村への意向確認に先日から着手したところです。

県も含め各市町村では、これから所要の予算措置や県民の皆さんへの十分な周知も必要となりますことから、引き続き丁寧に準備を進め、新年度の極力早期からの全県展開を目指していきます。

嶋議長 木田昇議員。

木田議員 ありがとうございます。今回の通信指令の一元化は県が主導していったわけであり、これに伴って救急消防現場が充実されるという前提で各消防本部がこれに入っていますので、さきほどの答弁で再配置できた消防本部もあるということで、現場実態としてはなかなか充実が難しい本部もあるようですので、是非そ

ういった現場の声を聞いていただきたいと思
います。

消防職員の定数は自治体の条例上の定数であ
り、消防力の整備指針による配置基準の人数で
はないわけですね。消防本部によっては人員よ
り車の方が多いという状況も実際ではあるわけ
ですね。救急車が足りないとききほど言いまし
たが、救急車はあるが出動できる隊員が少ない、
足りないというのが実態だということです。

今、隣の消防本部同士で連携協定を結んでい
ますので、A自治体で救急車が足りないときは
B消防本部に要請して来てもらうという協定を
結んで運用しているのが実態です。では、その
ときB消防本部で救急車が必要になったらどう
なるんだという不安も感じるわけですが、今回
こういった法律ができたにしても、やはり消防
本部というのはその自治体の財政力で装備、資
機材、人員に相当差が出てしまうという実態が
ありますので、そこを何とかクリアしなくては
いけない非常に難しい問題があります。

警察は全県同じ基準で配置されていますが、
消防本部は、戦後の組織改正の中で郡市消防、
郡市警察でスタートしたが、警察は広域捜査に
支障があるということで都道府県警察に再編さ
れましたが、消防本部は郡市の消防が残ってし
まっているので、県としては非常に難しいだろ
うなと思いますが、是非現場の声を聞いていた
だきたいと思えます。

＃7119、来年早々ということで明言いた
だきありがとうございます。各市の意見の取
りまとめ、大変部長は御苦労されると思いま
すが、県民の安全・安心のため是非御登録いた
だいて、早期の実施を期待しています。大変あ
りがたい、やっとならぬと打てたような感じが
しています。御答弁大変ありがとうございます。

以上で質問を終わります。（拍手）

嶋議長 以上で木田昇議員の質問及び答弁は終
わりました。

お諮りします。本日の一般質問及び質疑はこ
の程度にとどめたいと思えますが、これに御異
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、本日の一般質問及び質疑を終わしま
す。

—————→…←—————

嶋議長 以上をもって本日の議事日程は終了し
ました。

次会は、明日定刻より開きます。日程は、決
定次第通知します。

—————→…←—————

嶋議長 本日はこれをもって散会します。

午後2時44分 散会

令和6年第4回大分県議会定例会会議録（第4号）

令和6年12月6日（金曜日）

議事日程第4号

令和6年12月6日
午前10時開議

第1 第121号議案、第122号議案
（議題、提出者の説明）

第2 一般質問及び質疑、委員会付託

本日の会議に付した案件

日程第1 第121号議案、第122号議案
（議題、提出者の説明）

日程第2 一般質問及び質疑、委員会付託

出席議員 43名

議長 嶋 幸一	副議長 井上 明夫
志村 学	御手洗吉生
榊田 貢	穴見 憲昭
岡野 涼子	中野 哲朗
宮成公一郎	首藤健二郎
清田 哲也	今吉 次郎
阿部 長夫	小川 克己
太田 正美	後藤慎太郎
森 誠一	大友 栄二
木付 親次	三浦 正臣
古手川正治	元吉 俊博
麻生 栄作	阿部 英仁
御手洗朋宏	福崎 智幸
吉村 尚久	若山 雅敏
成迫 健児	高橋 肇
木田 昇	二ノ宮健治
守永 信幸	原田 孝司
玉田 輝義	澤田 友広
吉村 哲彦	戸高 賢史
猿渡 久子	堤 栄三
末宗 秀雄	佐藤 之則
三浦 由紀	

欠席議員 なし

出席した県側関係者

知事	佐藤樹一郎
副知事	尾野 賢治
副知事	桑田龍太郎
教育長	山田 雅文
代表監査委員	長谷尾雅通
総務部長	渡辺 淳一
企画振興部長	若林 拓
企業局長	高野 信一
病院局長	井上 敏郎
警察本部長	種田 英明
福祉保健部長	工藤 哲史
生活環境部長	島田 忠
商工観光労働部長	利光 秀方
農林水産部長	淵野 勇
土木建築部長	五ノ谷精一
会計管理者兼会計管理局长	馬場真由美
交通政策局長	嶋川 智尉
防災局長	首藤 圭
観光局長	渡辺 修武
人事委員会事務局長	倉原 浩一
監査事務局長	河野 圭史
労働委員会事務局長	一丸 淳司

午前10時 開議

嶋議長 皆さんおはようございます。

これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

嶋議長 日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

まず、監査委員から地方自治法第199条第9項の規定により、知事室など141か所の定期監査の結果について、西部保健所など25か所の臨時監査の結果について、それぞれ文書をもって報告がありました。

なお、調書は朗読を省略します。

次に、先の令和6年第3回定例会において採択した請願の処理結果については、お手元に配布の請願処理結果報告のとおりです。

以上、報告を終わります。

—————>…<—————
嶋議長 本日の議事は、議事日程第4号により行います。

—————>…<—————
日程第1 第121号議案、第122号議案
(議題、提出者の説明)

嶋議長 日程第1、第121号議案及び第122号議案を議題とします。

—————>…<—————
第121号議案 令和6年度大分県一般会計補正予算(第5号)

第122号議案 職員の給与に関する条例等の一部改正について

—————>…<—————
嶋議長 提出者の説明を求めます。佐藤知事。
〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 おはようございます。ただいま追加提案した議案は、第121号議案及び第122号議案の2件です。

初めに、第121号議案令和6年度大分県一般会計補正予算(第5号)について説明します。

県では、現在、国の総合経済対策に関する情報収集に努めているところであり、これに呼応した補正予算は、今後判明する具体的な内容を精査しながら編成していくこととなります。一方、物価高騰や人手不足など、喫緊の課題に対しては、これまでも国の対策を補完すべく、県独自の支援を行ってきました。引き続き、今回の補正では、予算措置が見込まれる国の交付金を活用した支援策を講じ、物価高等の影響を大きく受けている方々を支えていきます。

まず、エネルギー価格への対応です。このうち、電気・ガス料金に対する国の対策については、夏に実施された緊急支援に続き、使用量が最も多くなる来月から3月までの間、再開される予定となっています。そこで、県では、国の対象とならないLPガス消費者や特別高圧で受電する中小企業の利用料金の一部を助成するこ

とにより、負担を軽減します。また、電気料金の高止まりが続く中、一般家庭や事業者における太陽光発電設備や蓄電池の設置に対して、引き続き補助することで、自家消費型エコエネルギーへの転換をさらに促進します。ガソリンや軽油などの燃料費に関しても、国の価格激変緩和措置の動きと歩調を合わせ、地域交通事業者への上乗せ助成を継続します。

資材費や飼料代の上昇が続く農業分野への支援も急務です。特に、ピーマンやこねぎなどを栽培する園芸農家は、夏場の高温による出荷量の減少も加わり、厳しい経営状況となっています。このため、高温対策として農業用ハウスを覆う遮光資材などの導入を市町村と連携して支援します。畜産農家も、円安に伴う飼料価格の高騰や牛肉の消費低迷による価格下落の影響を大きく受けていることから、おおいた和牛の消費拡大キャンペーンや県内全ての小中学校における給食への提供を通じた下支えを行います。

こうした物価高対策とあわせて、中小企業等における人手不足も深刻化しており、対応を急ぐ必要があります。そのため、ロボットなどの省力化製品等を導入する事業者に対し、補助率を引き上げた賃上枠の利用も促しながら助成することにより、生産性向上と賃上原資の確保を後押しします。

次に、第122号議案職員の給与に関する条例等の一部改正についてです。人事委員会の勧告などの趣旨を尊重し、国及び各県の給与改定等の事情を考慮して、一般職の職員などの令和6年度の給与改定を行うものであり、改定に伴う所要額については、今回の補正予算案に計上しています。

以上、追加する補正予算額は62億5,607万4千円であり、これに伴う財源は、地方交付税43億5,781万円、国庫支出金18億9,826万4千円です。

以上をもって提出した議案の説明を終わります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同いただきますようお願いいたします。

嶋議長 以上で提出者の説明は終わりました。

—————→…←—————

日程第2 一般質問及び質疑、委員会付託

嶋議長 日程第2、第108号議案から第120号議案まで及び第2号報告並びに、さきほど議題となった第121号議案及び第122号議案を一括議題とし、これより一般質問及び質疑に入ります。

発言の通告がありますので、順次これを許します。戸高賢史議員。

〔戸高議員登壇〕（拍手）

戸高議員 おはようございます。38番、公明党の戸高賢史です。質問の機会をいただきありがとうございます。

それでは早速、まず、地域防災計画について質問します。

災害などから県民の命、財産を守ることは、行政としての最も基本的な責務であると考えます。本県でも、これまで多くの豪雨災害等に見舞われてきたことなどから、防災・減災、国土強靱化の取組には力を入れており、それは、佐藤県政における新たな長期総合計画で、あらゆる施策の最初に災害に強い県土づくりと危機管理の強化を位置付けていることにも表れていると感じます。

我が国における防災対策の基本的な方針は、災害対策基本法に規定され、同法の規定に基づき、本県でも大分県地域防災計画を定め、毎年度、所要の見直しが行われています。今年9月にも能登半島地震を踏まえた見直しが図られましたが、近年の見直しにおいて、私が特に注目しているのは、令和5年度に国の動きを踏まえ災害中間支援組織の育成等に努めることが盛り込まれた点です。

近年の災害発生時には、専門性を有するNPOボランティア等の団体が大きな力になっていますが、その円滑な活動のためには、団体間における活動のコーディネートが重要であり、その役割を担うのが災害中間支援組織です。全国組織も設けられており、今年の能登半島地震への対応においてもその活動に注目が集まりました。

本県においても、毎年のように発生する豪雨

や、逼迫する南海トラフ地震への備えとして地域防災計画に記された災害中間支援組織の育成等にもしっかりと取り組んでほしいと考えています。また、計画に記載されているそのほかの事項の進捗状況についても、県民に分かりやすく示していくことが、地域防災計画の着実な推進を図る上で大切と考えます。

そこで、災害中間支援組織の育成・強化の進捗状況を含め、地域防災計画を今後どのように推進していくのか、まず知事に考えを伺います。

嶋議長 ただいまの戸高賢史議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 戸高賢史議員の地域防災計画についての質問にお答えします。

大分県地域防災計画では、近年の災害から得た教訓を、時を置かずに取り入れてきています。能登半島地震でも様々な教訓を得ており、そのうちの一つが豊富な経験を有するNPO等専門ボランティアとの連携です。元日の発生直後から、大分県内のNPOを含む300を超える支援団体が全国から被災地に入り、炊き出しをはじめとする被災者支援を行ってきました。

一方で、これらの支援団体と支援先の市、町との連携体制の構築に時間を要したことから、団体と行政との間で活動調整を行う災害中間支援組織の重要性が強く認識されたところです。

このため県では、先進地域の視察のほか、県内のNPOや全国組織であるJV OAD（ジェイボアード）——Japan Voluntary Organizations Active in Disasterという組織ですが、あるいは学識経験者等と意見交換を行うなど、令和7年度中の早期に災害中間支援組織を立ち上げられるように取り組んでいるところです。

また、市町村などと平時から顔の見える関係を構築するため、連絡会議を設置するほか、NPO等の受入訓練の実施など、災害中間支援組織が災害時に円滑に活動が行える環境整備も進めてきています。

このような最新の教訓は、様々な主体が参画

する防災会議の場で議論し、地域防災計画に反映してきています。

さらに、消防、警察、自衛隊など幅広い関係機関や住民参加の下、官民連携での訓練を実施することで実効性を高めています。

9月に豊肥地区で実施した総合防災訓練では、77機関、約千人が参加し、避難所の環境改善や孤立集落の発生を想定したドローンによる衛星通信機器の輸送など、新たな課題を踏まえた訓練を行ったところです。

加えて、計画の着実な推進を図るため、数値目標が設定できるものについては、地震・津波防災アクションプランに指標をまとめ、県民に分かりやすく伝えられるように、毎年度その進捗状況をホームページで公表しています。

防災・減災対策に終わりはありません。今後とも、市町村、防災関係機関にとどまらず、NPOや企業など幅広い県民の参画を促しながら、県を挙げて防災対策を推進していきたいと考えています。

嶋議長 戸高賢史議員。

戸高議員 知事、答弁ありがとうございます。早速、育成について強力に進めていただいていることを感謝します。

今回、この地域防災計画について大事な部分を質問しましたが、これとあわせて重要なのが地域強靱化計画です。これまで閣議で決まった時限的な3年、そして、5か年の加速化計画が進められていますが、今回、根拠をつくった上で、実施中間計画、こういったものが今、国で議論されているところです。知事も早速、早期の策定について要望に行かれたと言われていますが、しっかりとこの動向も注視しながら、今後の防災計画、そして強靱化計画にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

今回の議会で孤立集落に対する対策、そういったことも議論されてきました。今回の豪雨災害で国東に伺いました。橋が落橋して孤立集落が生まれたといった地域の話も聞いてきました。

国東市は土木の技術職員が1人しかいないという中で、県の職員が、やっぱり日頃から連携

がきちっとしているものですから、すぐに入り込んで、そして情報も本当に早く収集して、国への申請も速やかに行えた、本当に前倒し前倒しで実施していただいている、そのことに感謝して、次の質問に移りたいと思います。

新たな観光の魅力づくりについて伺います。

この防災対策と並んで、県内の稼ぐ力を高める産業振興にも非常に重要な政策の一つです。産業の振興においては、各地域の特性、強みをいかしていくことが最も重要と考えますが、その中で温泉は本県における最大の強みです。その価値ある資源をいかした観光の活性化は、県民所得の向上を図る上で重点的に取り組んでいくべき施策と感じます。

観光振興において、温泉の魅力を最大限にいかすことは重要ですが、インバウンドにおいては、我が国の中だけでなく、世界各地で、その誘客に向けた競争が激化しています。そのため、本県の地域特性をより分析し、戦略的に新たな観光の魅力づくりに努めていく必要があります。

温泉に加え、本県の魅力である山や川、風光明媚な景色、その活用策の一つとして、近年盛り上がっているサイクルツーリズムがあります。本議会では、今年、おんせん県おおいたアドベンチャーツーリズムの条例を制定しましたが、サイクルツーリズムもその一環であり、今後の振興が望まれる分野です。

そうした中、国が指定するナショナルサイクルルートについて、今日資料を添付していますが、本県でも隣県等と連携しながら、その指定を目指してはどうかと考えています。我が国では現在、六つのルートが指定されており、近くでは広島県と愛媛県のしまなみ海道サイクリングロードがありますが、まだ九州内にはありません。その指定のためには、ルートの魅力や自転車の走行環境、サイクリストの受入環境など高い水準で整備する必要がありますが、その取組を行う中で、本県のサイクルツーリズムがさらに魅力的になっていくのではないかと思います。

サイクルツーリズムも一つの例ですが、観光誘客をめぐる地域間競争を勝ち抜いていくため

には、新たな観光の魅力積極的に考えていく必要があると思います。

そこで、ナショナルサイクルートの取組も含め、新たな観光の魅力づくりに今後どのように取り組んでいくのか、知事の考えを伺います。

嶋議長 佐藤知事。

佐藤知事 新たな観光の魅力づくりについてですが、観光ニーズが多様化する中で、さらなる誘客を図り、本県観光産業を発展させていくためには、温泉のみならず、様々な観光素材の磨き上げが重要です。

中でも、サイクルーツは広域周遊を促し、滞在型アクティビティーとして外国人観光客を呼び込むなど、高付加価値を創出する取組として大変期待されています。

そのため県では、サイクルートの環境整備やガイドの育成等を行うとともに、サイクルーツ先進県である愛媛県と連携した誘客にも取り組んでいるところです。

また、佐伯市、延岡市など日豊海岸沿いの5市1町が設立した協議会では、広域連携によるルート整備に向けた検討を行っています。

議員御指摘のナショナルサイクルートの指定には、ルートの延長がおおむね100キロメートル以上であること、路面標示、案内板の設置など、様々な指定要件があり、それをクリアする必要があります。

現在、九州・山口各県合同で設けた協議会において専門家による検証を行うなど、ナショナルサイクルートの指定に向けた課題の整理を行っています。その結果を基に、コストやサイクリストのニーズも踏まえて、具体的なコースの検討が進められることになっており、その進捗を注視しているところです。

こうしたサイクルーツの取組にとどまらず、地域特性をいかした様々な取組が各地で進められています。

例えば、別府市や竹田市では、温泉の持つ多面的な効能をいかし、健康増進を追求するウェルネスツーリズムの取組が進んでいます。また、豊かな自然や文化をいかしたアドベンチャーツーリズムでは、県もアウトドアガイドの認証や

モデルコースづくりの支援等を行い、国内外からの誘客を進めています。このほか、農山漁村交流を楽しむグリーンツーリズムや農泊のガイドラインを新たに整備したほか、食に関する文化体験等を楽しむガストロノミーツーリズムを情報発信するなど、多様なツーリズムを支援してきています。

引き続き、市町村や観光関係者と連携しながら、温泉プラスアルファの魅力がある観光地域づくりを推進していきます。

嶋議長 戸高賢史議員。

戸高議員 ありがとうございます。ナショナルサイクルート、これについては先般、九経連の役員の方々と懇談しましたが、かなり強力に各県に取組を進めていたので、しっかりとそういった経済界とも連携して、着実に環境を、かなりハードルが高い整備が必要になると思いますが、しっかりと進めていただきたいと思っています。

次に、移住・定住の促進についてですが、これまでこの移住・定住施策に積極的に取り組み、移住者数の増加など一定の成果を上げてきました。他方、社会動態だけで見ても、若者の流出等を補うまでには至っておらず、自然動態まで含めれば、人口の減少は加速していると言える状況です。さらなる施策の強化は課題であると思いますが、移住にあたっての課題として、住居の問題があります。特に過疎地域等では、賃貸住宅がなく、移住者の住居の確保が難しいという話を聞きます。他方、視点を変えると、各地域で空き家が増加しているという問題があります。

そうした中、今回取り上げたいのが、一般社団法人全国古民家再生協会の取組です。同協会では、古民家を安全に長く活用するための再築基準を定めることにより、古民家の活用を後押しする取組を進めています。具体的には、そのままでは活用が困難な古民家を一定の基準に基づき診断し、必要な耐震工事等を行います。これにより、火災保険等への加入が可能となり、住居として利用できるようになります。また、同協会は、平成28年の熊本・大分地震におい

て被災した築50年以上の古民家について、無償の耐震診断を行うなど社会貢献活動も取り組んでいます。

私は、このような団体と連携し、本県の移住・定住施策の推進に古民家を活用していただければと考えています。例えば、移住者を受け入れるための古民家の再生にあたり、再築基準に基づく診断等に助成するなど取組を検討してはどうかと考えます。いずれにしても、移住者の住居確保という課題を解決する施策の充実が必要であると考えます。

そこで、古民家の活用による住居確保支援も含め、移住・定住の促進にどのように取り組んでいくのか伺います。

嶋議長 若林企画振興部長。

若林企画振興部長 当分の間、大幅な人口の自然減が避けられない中、社会減対策として、移住・定住促進は大変重要と認識しています。

御指摘のとおり、移住者の住まいの確保は、移住決断の際の大きな課題の一つであることから、市町村と連携し、対策に取り組んでいるところです。

具体的には、築年数などにかかわらず、空き家を購入、又は賃貸した移住者を対象に、購入や改修、家財処分に係る補助制度を設けています。さらに昨年度からは、その対象を移住後1年以内から移住後3年以内にまで広げ、空き家の活用促進を図っているところです。加えて、空き家を探している、又は古民家も含め家屋改修中の移住者に対しては、県営住宅5戸を確保しており、一時的な住まいとして提供しているところです。

また、令和4年度から地域活力づくり総合補助金の制度において、空き家ビジネス活用支援枠を設けており、シェアハウスやカフェなどへの改修に対しても支援しているところです。

今後とも空き家の利活用による住まいの確保など、市町村とも連携して移住者のニーズに応じたきめ細かな支援に取り組んでいきます。

嶋議長 戸高賢史議員。

戸高議員 移住全般の答弁をいただきましたが、移住の住まいの古民家という点では、本当に文

化財としての価値のあるものが多くあります。そのため、それをいかすことは本当に大事だと思います。能登半島地震で壊れた古民家、これの解体の助成や補助はあるのだが、再生していくための補助がないというようなことも課題となりました。これによって多くの本当に貴重な文化的な古民家が崩れていったということもありますので、そういう視点からの取組を是非お願いしたいと思います。

三つ目、高齢化社会への対応について、かかりつけ医機能の確保について伺います。

医療提供体制の確保は、高齢化が進む本県において、県民の命を守るために大変重要な課題の一つです。特に、今後、複数の慢性疾患や医療と介護の複合ニーズを有することが多い高齢者の増加と生産年齢人口の急減が見込まれる中、地域によって大きく異なる人口構造の変化に対応して、治す医療から治し、支える医療を実現することが必要とされています。

その重要な役割を担うのが、身近な地域医療を支えるかかりつけ医です。今般、国において、かかりつけ医機能がより一層発揮されるための制度整備を進めることを目的として、かかりつけ医機能報告制度が創設されました。

来年4月から開始されるこの制度は、医療機関において、かかりつけ医機能の有無、具体的には、日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能、また、時間外診療等実施が可能かどうかについて、都道府県に報告します。都道府県は、この報告内容を確認し、外来医療に関する地域の関係者との協議の場に報告するとともに、公表します。あわせて、地域の関係者との協議の場において地域でかかりつけ医機能を確保するために必要な具体的な方策を検討し、その結果も公表されることとなります。

これにより、国民がかかりつけ医機能を有する医療機関を選択して利用できるようになるとともに、医療機関においては、地域のニーズや他の医療機関との役割分担・連携を踏まえつつ、自らが担う機能の内容を強化していくことで、地域において必要なかかりつけ医機能が確保されることが期待されています。

この制度開始も迫る中で、本県においてもその備えをしていただきたいと思います。特に、地域によっては、かかりつけ医機能や、そもそも医療機関が不足するという懸念もあることから、県がその調整の役割としてしっかりとその役割を果たしていただきたいと思います。

そこで、本県の地域医療を支えるかかりつけ医機能の確保にどのように取り組んでいくのか、部長に伺います。

嶋議長 工藤福祉保健部長。

工藤福祉保健部長 少子高齢化の進行により、今後、確実に医療需要の変化が見込まれる中、在宅医療や介護連携、時間外診療、あるいは入退院支援といったような、地域において必要なかかりつけ機能を適切に確保していくことは大変重要になります。

そのような中で、令和5年の医療法改正に伴い、毎年かかりつけ医機能報告が求められることとなり、具体的には令和8年1月からの開始が予定されているところです。

現在、国においては、こうしたかかりつけ医機能の確保に向けて、地域の実情を把握している市町村など関係者間での協議をしっかりと進めるためのガイドラインを作成しており、今年度末までにそれが示される予定と伺っています。

一方、本県では、在宅医療の提供体制の強化を図るということで、今年度から、医療従事者等を対象として連携会議等を各地域で既に実施していますので、こうした機会も協議の場として活用していくこととしています。

県としては、これまで進めてきた施策との整合性を保ちながら、国の動向も踏まえ、かかりつけ医機能が十分発揮されるよう、今後、関係者との調整を鋭意図っていきたいと考えています。

嶋議長 戸高賢史議員。

戸高議員 国に先行して、いつも大分県の皆さんはしっかりと体制を整えていただいていることに感謝します。

やっぱりこの最大の目的は、患者一人一人にとって最適な医療機関の選択が可能になることだと思っています。また、この地域というく

りが、どういう地域なのかがなかなかまだ見えづらい、ガイドラインの今策定の段階だと思いますが、いずれにしても、地域ニーズを数字とかデータだけではなくてきちんとしたニーズとして、本当のニーズとして捉えるためには、このかかりつけ医機能が発揮されることではないかなと思います。そういう意味でも意義があるなと思いますので、どうかしっかりと進めていただきたいと思います。

次に、呼吸器感染症の予防対策について伺います。

我が国の死亡原因において肺炎は5位、誤嚥性肺炎は6位となっており、さらに3位の老衰でお亡くなりになられる方の中にも肺炎を合併している方もいらっしゃいます。高齢化に伴い、呼吸器の運動機能が減退するほか、肺胞を囲んでいる毛細血管の数も減るため、体内に酸素を取り込む量も減ってしまいます。そのため、高齢者が肺炎や誤嚥性肺炎、慢性閉塞性肺疾患などを起こすと、介助が必要となったり、再発等しやすくなったりするとされています。

また、呼吸器感染症の一つである結核については、近年、我が国の罹患者数は減少傾向にあり、低まん延国入りしたものの、本県では、昨年の人口当たりの患者数が全国で多い方から2番目になるなど、警戒が必要な状況でもあります。加えて、以前にも質問で取り上げましたが、今後の国際交流の進展に伴い、外国出身者の結核患者が増加していくことも懸念されていることから、外国人に対する入国前結核スクリーニングの体制強化等に引き続き努めていくことが必要です。また、薬が効かないいわゆる薬剤耐性を持つ結核菌も、今後、外国から入ってくることも懸念されており、動向も注視する必要があります。

9月の結核・呼吸器感染症予防週間で、呼吸器科の医師との意見交換の場もありましたが、その際に、高齢者等への呼吸器感染症の予防を呼び掛ける上では、疾患になることの苦しさや、その治療の負担が精神面でも金銭面でも大きいということをしつかりと伝えていく必要があるとの話をお聞きしました。県などの行政による

結核の水際対策はもとより、呼吸器感染症の予防に向けては、まずは、ワクチンの接種を検討するとともに、自身が生活習慣等に気を付けることが重要とされており、その呼び掛けにも工夫していく必要があると考えています。

そこで、本県において増加傾向にある結核への対策を含め、呼吸器感染症の予防対策をどう取り組んでいくのか、部長に伺います。

嶋議長 工藤福祉保健部長。

工藤福祉保健部長 本県では、結核患者の8割を65歳以上の高齢者が占めることから、治療に当たる医療機関向けの研修に加え、地域で療養支援を行っている高齢者施設向けの研修も実施しているところです。

また、逆に39歳以下の若年層については、外国生まれの方が多いということから、監理団体や外国人材受入企業向けのリーフレットを作成するなど、定期健診の受診勧奨を行っています。

加えて、以前、議員から御指摘いただきましたが、国が既に実施を決定している入国前スクリーニング検査ですが、これもまだ開始されていませんので、県としては早期の開始を期待しているところです。

なお、原則全ての結核患者に対し、薬の効きづらい薬剤耐性の有無を確認し、有効な治療薬を選択するとともに、耐性菌の発生予防のため、治療完了まで患者が服薬を継続するよう、保健師等が来所を求めて直接確認しているというような動きを取っています。

また、定期接種化されているインフルエンザ、新型コロナ、肺炎球菌ワクチンについては各市町村からの接種勧奨だけでなく、居住市町村以外でも接種できる体制を既に県内構築しています。

加えて、生活習慣の改善で予防できる誤嚥性肺炎には、高齢者の通いの場での口腔ケアの実施とか、慢性閉塞性肺疾患には禁煙サポートなど、疾患に合わせた取組も行っており、引き続き呼吸器感染症の予防対策を講じていきます。

嶋議長 戸高賢史議員。

戸高議員 ありがとうございます。治療のと

きの大変さはみんな理解しているんですが、その後のQOLに相当影響を与えるというところはなかなかまだ理解されていないところもありますので、どういう状況になっていくのかも含めて、しっかりとPRには工夫していただきたいと思っています。

ちょっと1点、さきほどありましたが、非結核性抗酸菌という結核以外の抗酸菌があり、国内では結核の患者数が減少する一方で、この非結核性抗酸菌症は、健診など発見機会の増加、また、世界的な人口交流などを理由に、ここ10年で3倍以上に急増していると言われてい

ます。非結核性抗酸菌症は環境から感染するとされ、深刻な経緯をたどるものもある一方で、人から人には感染しないなど正しい知識の普及も重要であり、5類感染症に位置付けるかどうかの検討が国でもなされています。

これについても薬剤耐性となり得る可能性もあり、状況が懸念されますが、まずは非結核性抗酸菌症の本県での状況について、部長に伺います。

嶋議長 工藤福祉保健部長。

工藤福祉保健部長 御質問いただきましたが、今、非結核性抗酸菌、結核以外ということで、国内でもいろいろあるということで、今20菌以上程度、国内でも報告されているところですが、この非結核性抗酸菌については感染法上は届出義務がありません。全国的に医療機関からの随時報告を今求めていますので、申し訳ないですが、県内での発生動向などを随時把握していないという状況です。

この疾患はそもそも一般的に治療が長期化するという特性がありますので、服薬、薬を飲むなどの治療継続をしっかりとやるということで、ここは医療機関が適切に管理していただいていると我々としては認識しているところです。

嶋議長 戸高賢史議員。

戸高議員 ありがとうございます。

薬剤耐性という点で、感染症とは異なりますが、ピロリ菌についても実は薬剤耐性が今出てきているということで懸念されているところで

す。胃がんになる確率はだんだん減ってきているものの、こういった薬剤耐性ができることによって今後の不安が生じていますので、大分大学は胃がん、ピロリ菌に関する論文の発表が全国で1位ということですので、また大学と連携をして、このピロリ菌についても是非動向を注視していただきたいと思います。

次に、高齢者が安心して暮らせる地域づくりについて伺います。

先月12日に国立社会保障・人口問題研究所が発表した都道府県別世帯数の将来推計によると、2050年には全世帯における一人暮らしの割合が本県を含む27都道府県で4割を超えるほか、65歳以上の高齢者が1人で暮らす割合も地方を中心に高くなり、本県を含む32道府県で全世帯の2割を上回るになるとされています。

推計では、実に本県の高齢者の4分の1が単身世帯になるとされており、今後は、見守りなど地域で安心して暮らせる社会づくりや高齢者の居場所づくり、さらには勤労等による活躍できる場づくりが一層重要になると考えます。

こうした中、東京都では、高齢者の交流の機会を増やそうと、地域の高齢者が気軽に立ち寄り、飲食をしながら様々な交流をすることができるTOKYOシニア食堂の取組を進めています。地域のボランティア団体などが、高齢者を中心に安価な食事を提供し、食事しながら会話をすることで高齢者の孤独感の解消等に役立てようとするものです。都は、区市町村を通じて開催経費の一部を助成しています。

地域によっては、食事の提供だけでなく健康教室なども開催されており、また、参加者に年齢制限はないため、多世代交流などにも寄与しているようです。食事の提供などをされる方も高齢者である場合が多いようで、高齢者の活躍の場をつくることにもつながっています。

地元別府市でも、民間団体が主体となり、同様の活動が展開されていますが、運営面での課題が多く、定着させるのに苦労している現状です。単身の高齢者が増加していくという状況を鑑みると、本県としても、このような取組につ

いて前向きに検討していく必要があるのではないかと私は考えます。

そこで、高齢者が安心して暮らせる地域づくりにどのように取り組んでいくのか、部長に伺います。

嶋議長 工藤福祉保健部長。

工藤福祉保健部長 高齢者の介護予防や孤立解消に向けて、本県では平成24年度から公民館など身近な場所で、気軽に集まれる通いの場の充実に力を入れています。

現在、県内では3,088か所、別府市においても200か所を超えるそうした活動が展開されており、コロナ禍ではそうした活動は一時停滞もありましたが、直近の参加率は県全体で15.2%と、本県は10年連続で日本一を継続しているという状況です。

カラオケや体操をしたり、グラウンドゴルフに加え、今年度からは新たに取り組んでいるeスポーツなど多彩な活動が行われる中で、会食、食事を出してというようなことを主体とする通いの場は、県全体で約300か所に上ります。

一方、逆に子どもの居場所として活動が広がっている子ども食堂、これは既に県内140か所を超えて、このうち91か所では多世代交流ということで活動が行われており、その中で高齢者の居場所や、そうした高齢者の活躍の場にもなっています。

加えて、一人暮らし高齢者への声かけや安否確認を兼ねた配食サービスは、現在、介護保険等の財源を活用して、県内16の市町で実施されているところです。

引き続き市町村とも連携しながら、様々な機会を活用して、高齢者が安心して元気に暮らせる、地域で何でも楽しめる、そうした地域づくりを進めていきます。

嶋議長 戸高賢史議員。

戸高議員 様々な取組を支援していただいているということも承知していますが、今後、声として、やはりこれを運営する方が本当に大変なんですね。やり方をもう少し変えてはどうかとかという声も少し上がっています。その中で、こういったシニア食堂の取組があるということで、

ちょっと御紹介させていただきました。

今支援していただいているところはすごく喜ばれていますが、そういった今後の流れもしっかり捉えていかねばいかんなと思っています。

次に、産業の活性化について、中小企業における知財経営の促進について伺います。

情報関連技術の急速な発展等により、中小企業を取り巻く競争環境は劇的に変化しています。特に、インターネットやビッグデータ、AI等の普及が進むことで、情報やビジネススキーム等のコモディティ化はますます進展しており、中小企業が持続的に競争力を確保していくには、一層の工夫が必要な状況となっていると私は考えます。

そうした中、特許権や著作権、商標権などに代表される知的財産の経営への活用については、従前から指摘されてきたようにその重要性がさらに高まっています。こうした知的財産を活用した経営は知財経営とも呼ばれていますが、それは単に特許等を数多く申請すればいいというような単純なものではありません。

例えば、特許には有効期限があり、20年を経過するとその技術等は誰でも利用できるようになります。そのため、永続的に技術を秘匿するためには、あえて特許を取得せず、情報管理を徹底するといった手法の方が有効なケースもあります。このように、知的財産の経営への活用は一筋縄ではいかないため、弁理士などの専門家の活用も含め、戦略的に取り組んでいく必要があります。

本県における知的財産の活用については、従前から、特許の申請割合が全国的に見ても少ないということが指摘されてきました。前述のとおり、私はそれ自体が大きな問題ではなく、その活用策等を周知していくことが大切であると思います。

いずれにしても、本県の中小企業が競争力を維持・向上していくためには、県として知財経営の促進に向けた支援を充実させていくべきと考えます。

今年、大分県知的財産総合戦略の改定もなされていると伺っていますが、中小企業の知財経

営の促進をどう取り組んでいくのか、伺います。

嶋議長 利光商工観光労働部長。

利光商工観光労働部長 中小企業にとって、知的財産の適切な活用は、商品やサービスのブランディング、新製品の開発など、経営戦略における重要な要素の一つと考えます。

一方で、本県の知的財産の出願件数は、昨年度は特許が114件、商標が461件と、いずれも全国的に見て低い状況にとどまっています。

このため県では、知的財産を有効活用した県内中小企業による付加価値の高い経営などを後押しするため、本年3月、大分県知的財産総合戦略を改定しました。

この戦略に基づき、経営者などを対象とした知財セミナーによる啓発や、製品開発担当者を対象とした知財塾を通じた人材育成などを実施しています。加えて、県発明協会の知財コーディネーターによる個別企業に対する知財戦略の策定アドバイスなどの支援も行っています。

このほか、産業科学技術センターが県内企業と共同で特許を取得し、新製品開発につなげた事例なども出てきています。

引き続き関係機関と連携し、県内中小企業の競争力の維持・向上に資する知財経営を後押ししていきます。

嶋議長 戸高賢史議員。

戸高議員 ありがとうございます。このオープン領域とクローズ領域を使い分けて、競争力向上にまた県としても今後とも支援していただきたいと思います。

農林水産物の輸出促進について伺います。

本県の農林水産物の活性化に向けては、縮小する国内食料需要を補うため、積極的に外国への輸出を進めていく必要があります。本県でもこれまで戦略的な取組を進めており、輸出額も着実に増加してきています。

他方、豊かな本県の農林水産物の可能性を鑑みると、まだまだ輸出を伸ばせる余地はあると考えています。そして、その際には、国がジェトロなどを主な構成員として設置している農林水産物・食品輸出支援プラットフォームをさらに積極的に活用していくことが重要ではないか

と考えます。

プラットフォームでは、現在10の輸出先国・地域において、ジェトロ海外事務所等によるカンントリーレポートの作成や現地主導でのプロモーションの推進、現地に拠点を設置する事業者等に対する支援が実施されており、これらは、今後、本県が輸出を進めていく上で大きな助けになると考えられます。

そこで、農林水産物・食品輸出支援プラットフォームの活用を含めた農林水産物の輸出促進を今後どう進めていくのか、部長に伺います。

嶋議長 瀧野農林水産部長。

瀧野農林水産部長 拡大する海外需要を獲得し、新長期総合計画に掲げる輸出額80億円の目標を達成するには、新たな販路開拓と産地づくりが重要です。

販路開拓では、現地情報に精通し販売促進活動の支援を行うプラットフォームとの連携が不可欠であり、これまでも現地での情報発信や商談会出展などで連携を図ってきました。

今年も香港で、レストランでの白ねぎやかぼすなどのメニューフェアを開催しているほか、来週には初めてプラットフォームと共同開催で現地バイヤー等を対象にした試食会を実施し、ニーズの掘り起こしを進めることとしています。

さらに、これからEUへの輸出に挑戦する牛肉や、米国、台湾等でニーズが高い養殖ブリのフィレ、切り身などもプラットフォームの力を借りながら展示会等に出展することにより、取引先の確保につなげていきます。

また、取引実績のある現地商社との連携も重要です。例えば、台湾で知名度が高い梨のブランド力をいかし、新たにシャインマスカットや柑橘もPRすることで、品目の横展開を図ります。

産地づくりでは、シャインマスカット等で産地ごとの出荷時期の調整や異なる品種のリレー出荷を進めることにより、長期間輸出できる体制を構築していきます。

今後も研修会等、様々な機会を活用して事業者プラットフォームの活用を周知し、関係団体と力を合わせて輸出を促進していきます。

嶋議長 戸高賢史議員。

戸高議員 来週初めてプラットフォームと連携するということを聞きました。成功事例をきちっとつくっていただいて、それをまた横展開というか、開示できるものはしっかりとその情報提供を生産者にしていくということも大事だと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

次に、5番目の学校現場における情報管理について伺います。

インターネットをはじめとした通信インフラの整備やデジタル技術の進化に伴う情報化社会の進展は、学校現場にも変化を及ぼしています。国のGIGAスクール構想に基づき、小、中、高校の各段階で一人1台端末の整備が進められているほか、本県では、遠隔教育の推進が教育分野での大きな目玉になっています。こうした動きは教育の質の向上に向けて大変重要であり、県による遠隔教育の充実などに大変期待しています。

他方、気になるのは、学校現場における情報管理です。今後、一人1台端末の更新が本格化すると聞いていますが、その際に、きちんとデータを消去するといったデジタル上の情報管理を徹底する必要があります。もちろん、今でも県庁や学校では職員のパソコン更新が行われているため、それに倣って取り組むことですが、小、中、高校は数が多く、また、生徒に1台の端末があるという状況はこれまでになかったことだと考えます。市町村立の学校も含め、その管理を徹底していくためには、かなり困難を伴うのではないかと推察します。

そこで、学校現場における適切な情報の管理にどのように取り組んでいくのか、教育長に伺います。

嶋議長 山田教育長。

山田教育長 県内の公立学校では、令和10年度までに約11万台の一人1台端末の更新を予定しています。

情報端末の廃棄時には、情報セキュリティーポリシーに基づき、業者にデータ消去を委託した場合は、消去方法を記載した作業完了報告書等の提出を義務付けるなど、厳正な管理を徹底

しています。

こうした情報管理の適切な取扱いについては、市町村教育委員会が参加する大分県ICT連絡協議会においても情報共有を行い、学校現場への周知徹底を図っています。

しかしながら、一人1台端末の活用が進むほど情報漏えいなどのリスクも高まり、重大な被害をもたらしかねません。

そのため、まず教職員に対しては、去年の生徒会選挙の事案を受け直ちに、注意喚起を行ったほか、情報リテラシーに関する研修を強化しています。また、児童生徒に対しても、情報モラル教育や出前講座の充実を図っているところです。

今後こうした取組を繰り返し行うことにより、学校現場における適切な情報管理に万全を期していきます。

嶋議長 戸高賢史議員。

戸高議員 教育長、1点だけ確認なんですけど、次の世代に引き渡す場合に、学校側で消去が行われるということは今まであっているんですか。

嶋議長 山田教育長。

山田教育長 生徒間で、生徒が卒業するときに、例えば、小学校の6年生が卒業するときに1年生に引き継ぐということになりますけど、そのときは学校の先生が責任を持って一人一人の生徒に消去の仕方を指導してデータを消去すると。それができない場合は先生が消去するというような形で、一人一人の端末のデータ消去を行っています。

例えば、廃棄する場合はまた業者に対して委託しますので、さきほど言ったようにきちんと手順を踏んでデータを消去後、完了報告書を提出させるというような形を取っています。

生徒間の引渡し、引継ぎも、台数が多い大規模校の場合は業者に委託してデータを消去するケースもあると聞いています。

嶋議長 戸高賢史議員。

戸高議員 今の答弁を聞くと、ちょっと不安になりました。というのが、実は高校生の引渡しの際に、前の方が使っていた文字のデータが残っていたというケースがあっているんですね。

それは多分報告は行っていないかもしれませんが、生徒間ではそういった情報もあるんですね。

だから、先生が消すとか学校現場で消すとか、それは確認がきちんとされていないと、本当に大変な状況になるのではないかなとちょっと危惧されますので、もう一回その体制を、そして、消したかどうかの確認体制、そういったことも含めてしっかりと対策を取っていただきたいなと思っています。

今回は更新がメインですが、68%は2025年に集約されているということで、本当に多くの数の更新が来年度になるということですので、またその引継ぎも含めて、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

最後に、自転車の交通安全対策について伺います。

自転車の交通ルール等の問題については従前から指摘されていたところですが、11月からその規制が強化されました。自転車に乗りながらスマートフォンを使用しながらスマホについて罰金がより重くなり、場合によっては実刑もあり得るなど罰則が強化されるとともに、酒気帯び運転も新たに罰則が設けられました。これは、ながらスマホの自転車運転者が事故を起こすケースが全国的に増加するなど、近年の実態を反映したものです。

加えて、自転車の交通違反に対し、罰則金を納付させる青切符について、再来年の春には導入することが見込まれているなど、今後も規制強化が図られる見通しです。交通安全を推進する上で、こうした規制の強化は重要だと思いますが、その実効性を担保するためには、その制度の内容についてしっかりと周知していくことが重要と考えます。

そこでまず、本年の自転車に関する事故の発生状況及び指導取締り状況について、警察本部長に伺います。

あわせて、特にながらスマホや酒気帯び運転への対応を中心に、自転車の交通安全対策、どのように取り組んでいるのか、お聞かせください。

嶋議長 種田警察本部長。

種田警察本部長 自転車の交通安全対策についてお答えします。

自転車に関する事故発生状況は、11月末現在、発生件数267件、負傷者数265人、死者数1人であり、昨年比で発生件数が11件減少、負傷者数は5人減少、死者数は増減なしとなっています。

同様に指導取締状況は、検挙16件、指導警告4,615件であり、昨年比で検挙は1件減となる一方、指導警告は934件増加としています。

なお、11月1日に施行された改正道路交通法に係る違反の指導取締り状況については、11月末現在、携帯電話使用等の検挙はゼロ件、指導警告が64件、酒気帯び運転は検挙が2件、指導警告が2件となっています。

御指摘のとおり、法改正の内容を含む自転車交通ルールや新たな制度の周知は、県警察としても重要であると考えています。

現在、県警ホームページやSNSを活用した広報啓発のほか、県内の飲食店や自転車販売店等へのポスターの掲示、街頭でのチラシの配布等を通じた周知活動を実施しているところです。

今後もこれらの取組を継続しつつ、特に運転免許を持たない中高生に対する交通ルールの周知等について、関係機関・団体と緊密に連携して、自転車の交通安全対策に取り組んでいきたいと考えています。

嶋議長 戸高賢史議員。

戸高議員 議会でも何度も、ながらスマホについての安全対策、また、普及促進についても答弁があったと思いますが、いよいよ始まったので、さらにまた強化を含めて周知をお願いしたいと思っています。

最後の交通に関連して、補足資料を添付しました。これは部局が異なるために、要望にとどめておきますが、交差点の信号灯器のアームにある地名版についてです。

これは別府市内のグーグルマップによるものです。——私も写真を撮ったんですが、うまく撮れなかったんで、これを掲示しましたが、別府の中心地なんですね。これは名物ではありませんので、

左上が海地獄なんですね。右上が坊主地獄。こういう別府の観光名所のおもてなしのところが消えている。しかも、長期間その状態になっているというのは、これはしっかりと対応を急いでやっていただきたいなと思っています。

これは他の地域と違って、やっぱり温泉の熱というか、成分でこういった表示板がどうしても剥げてしまうのは致し方ないと思いますが、新たなそういった表示板があるのかどうかも分かりませんが、これ自体は非常に老朽化していますので、こういった対策も含めて、これは要望して終わりたいと思っています。

今日は大変ありがとうございました。以上で終わります。(拍手)

嶋議長 以上で戸高賢史議員の質問及び答弁は終わりました。岡野涼子議員。

〔岡野議員登壇〕(拍手)

岡野議員 皆様こんにちは。5番、自由民主党、岡野涼子です。今回も質問の機会を与えていただいた先輩、同僚議員の皆様へ感謝します。来年度の取組にしっかりいかしていただけるような一般質問を行いたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

では、本議会の初日、知事の提案理由の中にもあった県経済を支える人材の確保・育成について、産業人材の確保・育成についてまずは聞きます。

先般、厚生労働省が発表した令和6年版労働経済の分析によると、2023年の我が国の雇用情勢については、全ての産業において、新型コロナウイルス感染拡大前よりも人手不足感が高まっているとされています。また、2010年代以降の人手不足は、短期かつ流動的であった過去の局面と比べて長期かつ粘着的となっており、人手不足がさらに進む可能性がある中、生産性や労働参加率の向上が必要であるとされています。

本県の状況に目を向けると、最近の大分県内の有効求人倍率は1.3倍程度と、平成27年2月から連続で1倍以上を維持しており、全国平均より高く、九州7県の中でも高い水準となっています。こうした状況を踏まえ、先に策定

された「安心・元気・未来創造ビジョン2024～新しいおおいたの共創～」でも、人口減少・少子高齢化に伴い、多くの産業で人手不足が深刻化していることに触れ、本県産業が持続的に発展していくためには、その基盤となる人材の確保・育成が極めて重要であるとしています。

県においても、こうした課題感を御理解いただき、先週開催された令和6年度第3回大分県職業能力開発審議会においても、大分県産業人材確保・育成プランの案について活発な議論が行われたと伺っています。私もこうした重要な政策課題について、関係者にも御意見をいただきながら、方向性を計画としてまとめていくのは大変重要だと考えます。加えて、建設業、運輸業、宿泊業、農林水産業、製造業、情報通信業、保育、医療、介護など、幅広い分野において効果的に施策を実行していくためには、県庁内のそれぞれの担当部局がしっかりと連携していく必要もあると考えます。

こうしたことを踏まえ、現在作成されているプランの方向性を含め、今後どのような方針で全庁を挙げて産業人材の確保・育成に取り組んでいくのか、知事のお考えを伺います。

以降は対面席で行います。

〔岡野議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

嶋議長 ただいまの岡野涼子議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 岡野涼子議員の産業人材の確保・育成についての質問にお答えします。

様々な産業で人手不足が深刻化し、人材獲得競争が激化する中、県経済の持続的な発展のためには、産業人材の確保・育成が喫緊の課題となっています。このため、今年度、産業人材政策課を新設し、産業人材確保・育成プランの策定に取り組んでいるところです。このプランでは、新たな長期総合計画で掲げた多様な人材が活躍できる環境づくりと産業を支える人づくりを2本の柱として、今後、本県が取り組むべき方向性を示すこととしています。

まず、多様な人材が活躍できる環境づくりでは、高校生、大学生等、若年者の県内就職促進

に向け、学生と企業との交流機会の拡大やUIJターンのさらなる促進等に取り組みます。また、女性やシニア、障がい者、外国人の一層の活躍促進に向け、アドバイザーによる相談対応やマッチング機会の提供など、就労支援や働き方改革の取組を進めていきます。

産業を支える人づくりでは、工科短期大学校や高等技術専門校を活用した在職者等のリスクリングや能力開発に対する支援、産学官連携による次世代のものづくり人材の育成等を進めていきます。また、建設業、運輸業、宿泊業、農林水産業、介護など、人手不足の著しい9分野については、産業ごとの特色を踏まえた取組も講じていきます。

産業人材の確保・育成を効果的に進めるには、こうした取組をばらばらに行うのではなくて、互いに参考にし、活用しながら、総合的に行っていくことが重要です。このため、本プランの策定にあたっては、庁内関係部局で構成する連絡会議を設置して、産業ごとの課題や取組状況の共有に加え、審議会での意見も踏まえた必要な対策の検討を全庁を挙げて行っています。策定後は、産業界や教育界、市町村との連携もさらに深めながら、本プランを着実に実行していきたいと考えています。

人材は本県の安心・元気・未来創造の基盤となります。全ての人が年齢や性別、国籍、障がいの有無等にかかわらず、生き生きと活躍できるように、働きたい人と企業双方に寄り添ったきめ細かな支援を通じて、産業人材の確保・育成に全力で取り組んでいきたいと考えています。
嶋議長 岡野涼子議員。

岡野議員 御答弁ありがとうございました。産業人材政策課という新しい課ができたこと、部局横断型でその情報を共有し、政策を行っていくというのは本当に大変期待したいところです。

私、自分自身のテーマとして、継続して人材、質問しているんですが、最近、私の周りでタイミーというアルバイトのマッチングアプリを使って仕事をしている人たちが増えてきています。実は5年前にタイミーという会社の方と仕事をしたときには、まだまだ日田市の中でこのアル

バイトマッチングアプリは浸透していませんでした。ただ、やはり5年が経って、非常に変わってきたなど。最近、保育園経営者とお話しする機会があったときに、どうせ応募はないだろうなど思いながらも駄目もとでタイミーを活用してみたら、複数保育士の応募があり、驚いたという声も伺っています。これはタイミーを使ってくださいという話ではなくて、確実に労働市場、人材市場が動いているということなのではないかなと痛感しました。是非、今、社会で起きている民間の動きだったりスピード感に対応していただきながら、産業人材政策課から具体的な政策が生まれることを期待しています。ありがとうございます。

それでは続いて、肉用牛の生産振興について伺います。

本県の食を支える第1次産業、特に畜産業界に対する取組について伺います。

畜産業は大きく肉用牛生産、酪農、養豚、養鶏に分けられますが、その中でも肉用牛生産は、一般的に繁殖用の母牛を飼育し、子牛を産ませる繁殖農家と、家畜市場で子牛を購入する肥育農家に大別されます。その繁殖や肥育農家の経営が、今、大変厳しいものとなっています。

経営悪化の大きな要因は、餌代の高騰に原油高や円安が加わり、子牛の生産コストが高くなっているからです。県内に二つある子牛市場における最近の1頭当たりの平均価格は50万円を割り込んでいます。これは過去の高かった時期に比べると、30万円を超える大幅な下落となります。現場の皆さんからは、コストに見合うだけの収入が確保できず、育てれば育てるほど赤字になるという声を伺います。

そのような中でも、経営努力で現状を乗り切ろうと、繁殖と肥育を一体的に行い、利益率を上げようとしている経営者もいらっしゃいます。昨年、我が会派で視察に行った杵築市の西牟田牧場は、2022年から繁殖も肥育も手がける一貫経営へとシフトし、子牛の繁殖を行いながら肥育も行うということで、子牛の価格が高いときには市場に出し、低いときは肥育に回すなど、リスクを分散して何とか現状をしのいでお

られます。日田市でも、JA部会の若手経営者が1円でも高い値段が付くようにと、振興局の普及指導員と協力しながら生産に取り組んでいます。

ただ、そういった企業努力をしてもなお、世界情勢による飼料高騰や物価高に伴う買い控えには太刀打ちできないのが現状です。この仕事が好きだと思って取り組んでいる若い生産者の皆さんが廃業するようなことになっては、本県の今後の食の安定供給等も担保されなくなってしまいます。

この現状を打破するためには、飼料の自給体制の強化や消費者の需要喚起といった取組が不可欠ですが、足下の経営に追われる生産者の皆さんだけで進めていくことは困難な状況です。本県の食卓を支える、また、本県の各地域の誇りでもある肉用牛生産が、この苦境を乗り越え、しっかりと基盤を再構築できるよう、県としても支援していく必要があるのではないかと考えます。未来を担う人材たちがこの仕事を続けていきたいと思えるようにならないければ、今後の生産振興にもつながっていかないと思います。

こうしたことを踏まえ、担い手不足への対策も含め、肉用牛の生産振興にどのように取り組んでいくのか、農林水産部長に伺います。

嶋議長 淵野農林水産部長。

淵野農林水産部長 飼料価格の高止まりや和牛肉の需要低迷の継続により、国のセーフティネットはあるものの、繁殖、肥育農家ともに経営は厳しい状況と認識しています。

この対応として、生産基盤の強化や担い手の支援に加え、消費拡大の取組が重要です。

生産基盤の強化では、発育や肉質に優れた子牛を生産できる高能力な若い母牛への更新を急ぎ進めています。あわせて、キャトルステーションの育成データなどを活用した子牛の質改善に資する緻密な飼養管理技術の普及も図ります。加えて、自給飼料の拡大に向け、牧草地の再整備や遊休農地での放牧を進めるとともに、飼料用米のさらなる作付拡大に取り組んでいるところです。

担い手支援においては、新規就農者の施設整

備や雌牛導入支援など、初期投資の軽減を図っています。また、分娩間隔の短縮、いわゆる受胎率を向上させる繁殖指導を重点的に行っており、経営改善につなげていきます。

消費拡大では、さきほど追加提案した補正予算において、おおいた和牛のプレゼントキャンペーンや小中学校における給食への提供と食育授業を通じ、需要喚起を図る対策を計上したところです。

行政、農業団体、生産者がそれぞれの役割をしっかりと担い、生産基盤の強化を図り、肉用牛振興に取り組んでいきます。

嶋議長 岡野涼子議員。

岡野議員 ありがとうございます。先般、補正事業として発表されたおおいた和牛流通促進緊急対策事業、これはもちろんそういった取組がされることは大変ありがたいです。

今回、現場の皆さんから現状を伺う中で、他県の状況を調べたところ、例えば、大分県では配合飼料価格の一部を補助するような独自の支援策などを設けていました。ただ、今回のこういった課題感の中で、こういった分野に大変詳しい先輩議員や担当課の皆様と話をする中で、やみくもに何でもかんでも補助を付ければいいという話ではなく、産業を強くするための一手をどう打っていくのかが必要だと感じました。その一手は、正に若い世代が諦めてしまって廃業してしまうような状況をつくらないことだと思います。世界情勢でどうにもならない状況の中だからこそ、新規参入した若手の経営者であったり、跡取りとして後を継いでいる皆さんからもしっかりと意見を聞いていただくような場を設けていただけないかということで、そういった中から具体的な対策を講じていただきたいと思っています。御答弁ありがとうございます。

では続いて、地域の振興に移ります。

女性にとって魅力的な地域づくりについて。

石破総理は、地方創生2.0の実現に向け、地方への人の流れの強化や地方の仕事づくりとデジタル人材の育成支援、女性、若者にとって魅力的な地域づくりなど、加速させていく方針です。私は中でも、女性にとって魅力的な地域

づくりは重要なテーマであり、本県としても積極的に取り組んでいくべきだと考えているため、今回、この点について議論したいと思います。

今、この場で周囲を見渡しても、女性の人数が圧倒的に少ないなと感じるんですが、こういった光景自体も女性参画の壁になっているかもしれません。実は昨年、日田市で小学生を対象にした議会の出前授業を行いました。子どもたちのアンケート結果には、女性の議員の数が少なくてびっくりしたという声が多数あり、こちらがジェンダー意識の高さを逆に学ばせていただいた次第でした。

増田寛也さんの「地方消滅」の本の中でも、消滅可能性を算出する基準が、出産可能年齢の女性がその地域に何人いるのかとされています。全国の地方で課題となっている女性の流出ですが、その要因として、仕事がない、地方に根強く残る性別役割分担意識など、様々な点が考えられます。

皆さんは、さす九という単語を御存じでしょうか。これはさすが九州という言葉を略したもので、主にインターネット上で使用されています。さすが九州、語感だけならよい言葉のように聞こえますが、実際は真逆の意味でして、九州地方における男女差別がひどい様子をやゆする単語とのこと。こうしたイメージがあることを鑑みても、性別役割分担意識の解消に向け、より一層力を入れて取り組むことの重要性は明らかであると思います。

また、女性の流出防止とあわせ、どうすれば大分県を選んでもらえるのかという観点も大切です。例えば、働きたい女性が本当に望む働き方等のニーズを把握し、県内企業へ情報提供するなど、労働環境に限った話ではありませんが、まずは女性の意見をしっかりと受け止め、真っすぐ施策に反映することが着実な魅力向上につながるのではないかと考えます。

先日、日田市にUターンしたいという20代の女性から、仕事の探し方が分からないという相談を受け、大分県が行っている女性活躍応援県おおいた認証企業の一覧を紹介しました。昨年の一般質問の中でも知事から答弁いただきま

したが、この女性活躍応援県おおいた認証企業とは、女性の登用や働きやすい職場環境づくりに取り組み、一定の基準を満たした事業者を県が認証し、広く公表するものです。しかし、残念ながら、現在は企業一覧が載っているだけで、まだまだ認証企業にとってのインセンティブが乏しい状態ではないかと感じました。

令和7年度県政重点方針には、女性に選ばれる職場・地域づくりの推進が掲げられています。女性が県外に行きたい、そして残りたいと思えるような、女性にとって魅力的な地域づくりに来年度どのような方針で取り組むのか、知事のお考えを伺います。

嶋議長 佐藤知事。

佐藤知事 女性にとって魅力的な地域づくりについてですが、女性の県外流出が課題となる中、魅力ある地域づくりには、職場や地域での女性の一層の活躍が大変大事だと考えています。

この秋に、建設産業で働く女性と建設等を学ぶ学生との交流イベントに参加しました。そこでは、ICT機器など技術の進展により、女性が活躍できる仕事が建設業界において増えてきていると。そして片方で、地域とのコミュニケーションをすることも建設業において大変重要です。例えば、道路を造るにしても建物を造るにしてもコミュニケーションが大事なんですが、その場においてはむしろ女性の方が活躍しやすい場面も多々あるんですよというお話を伺い、女性の視点を取り入れた職場づくりの大切さ、その場に建設業の社長も参加しておられましたが、そういう経営者の皆さんともそういう大切さについて共有したところ。社会の変化に伴い、女性の活躍の場がこのように広がっていく中で、職場や地域もまた変わっていかなくてはならないと感じています。

そこで、来年度は女性に選ばれる大分県の実現に向け、次の二つの視点から重点的に取り組んでいきたいと思えます。

一つ目は、女性自らが活躍するイメージを描けるような職場環境の創出です。

経営者層の意識改革に向けて、経済団体のトップと女性社員や学生が率直に意見交換する場

を設けるとともに、女性が働きたいと思える職場づくりに取り組む企業をさらに後押ししていきたいと考えています。

あわせて、意欲ある女性社員に対する支援体制の充実も図りたいと考えており、中小企業単独では実施が難しいキャリアアップ講座の開催、ネットワークづくりを大学等とも連携しながら進めていきます。

また、女性の登用などに積極的に取り組む女性活躍応援県おおいた認証企業は71社まで拡大しており、こうした企業の優良事例をこれから就職しようとする学生等に向け、さらに情報を充実し、SNS等で発信する広報の充実に取り組むと考えています。

二つ目は、職場や地域における性別役割分担意識のさらなる解消です。

これまでこうした意識の解消に向け、企業向けの研修、親子向けのワークショップなどを実施してきました。この結果として、県民意識調査では、男性は仕事、女性は家庭のような役割を分担する考え方に同感するとした回答が10代から20代では男女ともゼロ%ということであり、意識変革が進んできていると感じています。

今後は新たな技術もいかして、男女の区別なく活躍している人を紹介する動画やリーフレットを社会教育や学校教育等で活用し、性別によらない職業イメージの構築に取り組むなど、次世代を担う子どもに向けた啓発を強化していきたいと考えています。

こうした取組を重点的に進めることで、女性や誰もが生き生きと活躍できる魅力的な大分県の実現を目指していきたいと考えています。

嶋議長 岡野涼子議員。

岡野議員 ありがとうございます。変わっていかないといけないという言葉、非常に力強く受け取りましたし、確かに世代によって意識改革が進んでいるというのも私も実感しているところです。

ここでもう一つ観点をちょっと加えたいんですが、先日、我が会派と私学協会との意見交換会の中で、大分県私立幼稚園連合会の会長から

こんな言葉がありました。ママたちにほっとする時間を皆さんつくりませんか。これはどうということかという、本来、育児や子育てというのはとても魅力があって、喜びの多いものなのに、今は皆さん忙し過ぎて、毎日ばたばたして、ほっとする時間がないので、やっぱりもう一人子どもを産もうとか、もう少し違うことをしようという意識にいかないかと思っています。ですので、是非ほっとする時間をみんなで作ってほしいというお話、非常に私共感しました。

と申しますのも、さきほどの産業人材の確保と少し変わってしまうんですが、労働力を担保するために女性の社会進出を促す、少子化対策のために出産を促すというのは、女性がしなければいけない役割が多過ぎて、どうしても地方では責任が重たそうだなというイメージが先行してしまうのはよくないのではないかと。さきほどのさす九ではありませんが、せっかくおんせん県おおいたですので、女性がほっとできるというような心理的安全性の高い大分県を目指していただければ、もっともっと女性に選ばれる大分県になるのではないかなと、今回の一般質問を考える中でも感じたので、一つ提案だけします。

それでは続いて、日田林工高校における林業教育について伺います。

中学校卒業生数が減少する中、地域を担う人材育成や地域産業の振興の観点から、地域の学校における専門学科の存続や学級数の維持などについて、各地域から県の教育委員会に様々な要望がなされていると聞いています。

中でも、県内で唯一、林業科を有する日田林工高校は、日田を支える人材の輩出に大きな役割を果たしています。これまで日田市では、高校入試における全国募集の日田林工高校林業科への導入について県教育委員会に要望していたところ、先般、来年度入試から実施することを決定いただきました。速やかに御検討、御対応いただき、本当にありがとうございます。今後は日田林工高校での地域と連携したスマート林業教育や、日田千年あかりへの参加などの地域

を舞台とした特色ある学び、そして、関係団体等の手厚い支援による充実した学習環境など、学校と地域の持つ魅力が全国に効果的に発信され、林業を志す生徒が全国から集まることを期待しています。

また、本県では日田林工高校に先駆けて、久住高原農業高校、国東高校、安心院高校の3校で全国募集が導入され、学校の特徴などに関する全国からの問合せも増加傾向にあると伺っています。もちろん全国から生徒を募集する上では、地元はどういった住居環境があるのか、どのように全国に情報発信し、PRするのかなどの課題もあると思います。しかし、全国募集は地域の産業の振興に寄与することが期待でき、全国から集まった多様な生徒が互いに学び合う環境をつくり、生徒一人一人の成長に好影響を与える可能性を持っていると感じます。そして、これは、これから全国募集を開始する日田林工高校においても同様であると考えます。

そこで、本県の林業の担い手確保に向け、全国募集の取組方針も含めて、日田林工高校における林業教育にどのように取り組んでいくのか、教育長に伺います。

嶋議長 山田教育長。

山田教育長 本県の林業の担い手確保は重要な課題と認識しており、全国有数の林業地である日田市で林業を学ぶことは、林業人材育成の観点からも大変有効であると考えています。

日田林工高校では、従来の学びに加え、地域の林業事業者等と連携し、ハーベスタなどの高性能林業機械の操作や、ドローンを活用した地形測量といったスマート林業の学びも取り入れ、次世代の林業人材の育成に取り組んでいるところです。

こうした特色ある教育内容と日田市や関係団体、地元企業による支援を背景に、今年度、全国募集を導入することとしました。生徒の募集にあたっては、林業科の高校のない福岡県の中学校を中心に、ホームページや学校訪問等を通じて情報発信を行うとともに、地域と連携した住居の確保など、県外からの入学者が安心して学べる環境づくりにも日田市と共に取り組んで

いるところですよ。

今後も地域と連携し、林業人材の育成に向けて、県内外の中学生や保護者に積極的に情報発信していきたいと考えています。加えて、時代に即応した知識や技術の習得、森林保全に関する学びなど、林業に従事する魅力を感じられる林業教育にしっかりと取り組んでいきます。

嶋議長 岡野涼子議員。

岡野議員 ありがとうございます。地元日田市では、今回の林業科の全国募集を非常に期待しています。

魅力的な教育カリキュラム自体はもちろん重要なんですが、先行しているさきほどの3校の場合は、アパートの準備は学生寮が既にあり、県外から来た生徒が不安なく学業に専念できる環境が整っています。そこで、日田林工でも、基礎自治体である日田市や同窓会組織などがこれから環境整備を行っていきたくて考えているんですが、どうしても異なる組織間では情報共有等が進まないことが多々あります。

そこで、もう一度伺いたいんですが、これからそういった連携をしていきながら、県外から、市外から来た生徒たちが安心して学べる環境づくり、今までの取組の中ではどのように行っていたのか、少し御助言いただければと思います。

嶋議長 山田教育長。

山田教育長 今、議員からお話があったように、既に久住高原農業高校、安心院高校、国東高校で全国募集を行っています。これまでの先行している高校においては、各学校のPR動画やリーフレットの制作やSNS等による情報発信はもとより、県教委主催の県外での個別相談会を開催し、そこに出向いてPRを行うといったことも行っていますし、あと、各学校で体験入学とか学校見学の県外からの受入れで、地元の市町村がそういった費用を、交通費を支弁したりとか、そういったこともしていただいています。

あと、さきほど申し上げました居住環境の整備についても、久住高原農業高校では地元の方で寮の運営をしていただいていますし、安心院

高校でも家賃補助等の支援をしていただいているということで、日田市とも今その辺、どういった取組をするかということをお県教委も一緒に入って協議しているところですよ。

嶋議長 岡野涼子議員。

岡野議員 ありがとうございます。日田市も、そして同窓会組織なども非常に力を入れていきたいと考えている中で、くしくも今、日田林工の同窓会組織の会長が井上伸史前議員ということで、やる気が満々ですよ。森林環境譲与税などを活用したりしたいとも言われていますし、様々な手だてを模索していますので、是非県教委の皆様にはお力添え、そしてアドバイス、連携の御助言等をいただければと思います。ありがとうございました。

それでは、ここから県民生活の安心・安全の確保について伺います。

それぞれテーマは三つ異なるんですが、全てにおいて県民生活の安心・安全につながるということで三つ質問します。

まず一つは、不登校対策の充実についてです。

10月末に開催された総合教育会議においては、不登校対策の充実について協議されたと伺っています。不登校には様々な要因があり、長い人生の中で、子どもたちの一つの選択として不登校という手段を取ること自体は否定されるものではないと私は思いますが、仮に学校に行きたくても行けない、また、一度不登校になった後に復帰したいと思う子どもたちの背中を押してあげることは、非常に重要なことだと思います。

不登校の関係で注目を集めているのが玖珠町の学びの多様化学校です。先日、同校を訪れた際に、通われている生徒の中には県外からの転居者もいると伺いました。多様な教育カリキュラムを魅力に感じ、居住地を選ぶ保護者がいる表れだと思います。

また、先日の報道によると、大分県内の小中学校における不登校の児童生徒数が昨年度初めて3千人を超えたことを受け、県教委は学びの多様化学校の設置を必要に応じて支援していく考えを示したとのことですよ。そのような中、

市町村の教育委員会からは、学びの多様化学校ができるということは新規の学校が増えるということであり、教員の確保ができるのかなど不安を感じているという現場の声も伺っています。現在、来年度に向けての予算などの議論が進んでいることと思いますが、学びの多様化学校だけでなく、フリースクールなど、子どもたちの居場所を増やす取組を県としても支援できないかと考えます。

そうした手段の一つとして、県内の中学校に校内教育支援ルームが設置されています。これは正に、不登校を未然に防止することや、不登校児童生徒の登校復帰を支援する機能を有しており、非常に重要な役割を果たしていると思います。他方、昨今の不登校児童生徒の増加を鑑みると、その設置数が十分であるのか、あるいはルームにおける支援内容の充実など、対策の強化を検討していくことも必要ではないかと考えます。

こうしたことを踏まえ、不登校対策の充実にとどのように取り組んでいくのか、教育長に伺います。

嶋議長 山田教育長。

山田教育長 年々増加する不登校の児童生徒に対しては、一人一人の状況に応じた適切な支援が必要です。

登校はできても教室に入れない児童生徒に対しては、48の中学校に設置している校内教育支援ルームにおいて登校支援員が学習サポートや相談支援を行っています。総合教育会議では、さらに早い時期からの設置が必要との意見もあり、設置拡充に向けた検討を続けているところです。

学校には登校できないが、市町村が設置する教育支援センターや民間のフリースクールであれば通えるという児童生徒もいます。そうした機関との連携強化に向けても、現在、研究を重ねているところです。

どこにも通えず家庭で過ごしている児童生徒に対しては、現在学校内で活動しているスクールカウンセラーが各家庭を訪問できるような仕組みも検討しながら、相談支援体制の充実に努

めていきたいと考えています。

学びの多様化学校については、設置の意向のある市町村があれば、玖珠町や全国の先進事例の情報提供、教育課程の相談など、必要に応じた支援を行います。

こうした取組を通じて、誰一人取り残されない学びの保障に努めていきます。

嶋議長 岡野涼子議員。

岡野議員 やはり不登校児童生徒が年々増えているというのは大変に心配なところではあるんですが、ただ、一番問題としなくてはいけないのは、一度学校に来れなくなっても、またすぐ復帰できたり、通えるのではないかという可能性をちゃんと模索していくところ、そのままひきこもりになってしまって長期間家から出られないような状況が続くことが一番よくない状況なんだと感じています。

さきほどの校内教育支援ルーム、やはり登校支援員の存在が大きいということで、保護者の方から伺うと、先生ではない別の方が出迎えてくれるような温かい環境が非常にありがたかったという声を伺っています。そうした中で、子どもにとって自分の居場所がある、認めてくれる人がいるという状況が大切だと感じるんですが、それは校内教育支援ルームでも、フリースクールでも、なるべく多くの環境をつくっていくことなんではないかと考えています。今、御答弁の中にも、連携強化をするために今様々な関係団体との協議を行っている伺ったので、是非来年度の政策、具体的にまた教えていただける状況になったら御教示いただきたいと思えます。ありがとうございます。

それでは続いて、民生委員の担い手確保についてです。

過疎化や少子高齢化などを背景に地域社会のつながりが希薄化し、誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい状況にある中、多様化する地域住民の生活課題に対応していくためには、支援を必要とする住民の身近な相談相手となり、行政や専門機関へつなぐパイプ役が必要です。

民生委員は、地域住民の立場から様々な困り事の相談に乗り、地域包括支援センターなどの

専門機関につなぐ活動を行っています。ほかにも、見守り活動や地域行事への参加、災害時の共助体制づくりへの参画など、自治体や地域団体と連携しながら、地域福祉における重要な役割を担っています。

その身分は、厚生労働大臣委嘱の特別職地方公務員であり、自治体から活動費が支給されるものの、無報酬のボランティアです。定年退職された方など60歳代以上の方が大半を占めていますが、厚生労働省による令和2年度調査では、高齢者の就業率が高くなり適任者を探しにくい、仕事や介護、育児等の理由で時間的余裕がない、民生委員の制度が知られておらず、住民の理解を得にくいといった声が上がっており、このままでは民生委員制度の維持が厳しくなるのではないかと危惧しています。

担い手を確保する全国の市町村の中には、働きながらでも民生委員活動ができるよう、会議・研修のオンライン化やタブレット端末の貸出しにより効率化を図るなどの工夫を凝らしているところもあるようですが、どこも担い手の確保に苦労しているようです。そのような中、来年度は3年に1度の一斉改選が行われる予定であり、そのような市町村に対して、県からの後押しが必要ではないかと考えます。

そこで、今後、民生委員の担い手確保に向けて市町村とどのように連携していこうとお考えなのか、現状の委員の欠員状況も含め、福祉保健部長に伺います。

嶋議長 工藤福祉保健部長。

工藤福祉保健部長 現在、県内の民生委員は定数2,993人に対し、欠員は10の市町で合計62人。なお、日田市においては6名が欠員です。県全体の充足率は97.9%となっており、これは全国平均が94.5%ですので、多少、やや上回ってはいるものの、担い手確保が喫緊の課題です。

県では、活動費の支援のほか、新任の民生委員が不安なく業務に従事できるよう、手引書であったりQ&Aなどを配布するとともに、委員それぞれのスキルアップを図るために、経験年数に応じた研修等を地域別に開催しています。

また、他県ではSNSの活用であったり、見守りや訪問活動に同行する支援員の配置であったり、また、地場企業等による民生委員活動への積極的な御支援などにより、委員の負担の軽減、あるいは欠員の歯止めにつながっているという事例も確かにあります。

県内各地の民生委員や協議会からは、そうした人材確保へのさらなる行政支援を求める声が多く寄せられており、来年12月の一斉改選に向け、他県のそうした好事例も踏まえた効果的な対策について、市町村と協議を進めているところです。

なお、国においては、今、民生委員の選任要件の緩和であったり、業務負担の軽減策などが現在検討されています。そうした動向も踏まえながら、市町村はもとより、地域の企業や団体など、多様な主体と連携して対策を講じていきたいと考えています。

嶋議長 岡野涼子議員。

岡野議員 ありがとうございます。実は私、この民生委員、同級生がなりませんかと地域から声をかけられたということで、内情を聞いてみると、地域のためにやりたいという気持ちはあるが、どうしても働きながらだと日中の時間が取れないという課題があったという声を聞きました。ですので、やってもいいかなと思う方が40代、50代の方でもいるのであれば、そういった方がしっかりと担えるような環境整備を行っていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、多頭飼育問題への対応についてに移ります。

地域の課題としての多頭飼育崩壊の現状について質問します。ちょうど本日の大分合同新聞にも記事として取り上げられていましたが、先日、日田市では100頭を超える猫の多頭飼育崩壊が発生しました。飼い主が高齢で入院中に、飼っていた猫が繁殖してしまい、1年余りで100頭を超えてしまったとのこと。これはこの地域だけの問題ではなく、今後、過疎地域での高齢化や独居環境の中でより深刻化する地域課題だと感じます。私もこの100頭以上の

多頭飼育崩壊現場に行きましたが、衛生的に大変よくない状況でした。

県では現在、地域猫の去勢や保護を行うさくら猫プロジェクトなどを行っており、支援はかなり進んだと認識しています。他方、このプロジェクトは、ペットとして飼われている猫は対象外となっており、支援の狭間が生じているという問題もあります。もちろん、飼い猫への適切な去勢の実施などは飼い主としての責務ですので、一律に支援するというわけにはいかないかもしれませんが、今回の日田市のような事例を鑑みると、何かしらの手だてが必要なのではないのでしょうか。

多頭飼育崩壊の問題は、単に動物たちがかわいそうということだけではなく、臭いや汚物など地域の環境の問題であり、また、野生化した動物たちが人間に危害を加えてしまえば、地域としての治安の問題にも発展しかねません。また、日田市の事例が正にそうですが、多頭飼育崩壊の背景には、高齢化や孤独化、さらには貧困など、社会や地域における問題を抱えている場合も多いと言われています。そのため、単に動物愛護だけの観点ではなく、福祉施策等とも連携を図りながら、その対策に努めていくことが重要なのではないのでしょうか。

そこでまず、現在の県内における多頭飼育問題の現状において伺うとともに、あわせて、その現状を踏まえた県としての対応について、生活環境部長にお尋ねします。

嶋議長 島田生活環境部長。

島田生活環境部長 多頭飼育に起因する県や市町村への相談は、令和5年度には83件ありましたが、飼い主等からの引取り依頼が7割を占めており、それ以外は周辺環境の悪化に対する住民の苦情等となっています。

県では、相談を受けた場合には、地元市町村等の協力も得ながら、飼い主に繁殖抑制に向けた不妊去勢手術や譲渡を促すとともに、一定の条件を満たす場合は引取りも行ってきました。しかし、飼い主等の同意が得られず、解決に時間を要する事例も生じているところです。

この問題への対応としては、生活困窮や社会

的孤立等により福祉的支援が必要なケースもあることから、まずは飼い主への生活支援と飼育状況の改善支援が重要となります。そこで、県では、国のガイドラインを踏まえ、多頭飼育崩壊となる前の早い段階から福祉部局と動物愛護部局が連携し、飼い主の生活面と動物飼育状況の改善を両面から支援する体制の構築を進めています。また、再発防止に向けた取組も大事になりますので、住民やボランティアなどと協働した地域での見守り活動等に力を入れているところです。

引き続き、市町村や関係団体等と連携を図り、多頭飼育問題の改善と減少に努めていきます。

嶋議長 岡野涼子議員。

岡野議員 ありがとうございます。ボランティアの方から、さきほどの民生委員だったり動物愛護推進員との横の連携があればもっともっと早期発見につながるという言葉をいただいていますので、是非県としても後押しをお願いしたいと思います。

それでは、最後の質問です。職員監査の充実についてです。

民信なくば立たずとは、政治は民衆の信頼なくして成り立つものではないという意味で、古代中国の思想家の孔子が残した格言です。現代では情報化の進展等もあいまって、むしろその重みを増していると私は考えています。

これは当然ながら本県においても例外ではなく、ビジョン2024に掲げた政策・施策など県政を推進するためには、県民からの信頼が不可欠です。その信頼を維持・向上させるためには、不祥事などのリスクの芽を摘み取る継続的な取組が必要です。

もちろん、様々なリスクの芽は、まずは事業等を実施する担当課内で摘んでいくのが基本ですが、とにかく人間はミスをしがちな生き物であり、悪意がないものも含めて、リスクの顕在化を防ぐためには、外部の目によるチェックが不可欠です。そうした観点から県政において重要な役割を担っているのが監査委員、そして、監査委員事務局が行っている各種監査です。

中でも重要なのは、財務に関する事務の執行

等を確認する定期監査であり、本県ではその実施体制として、監査委員による委員監査と、それに先立ち事務局職員が行う職員監査の2段階を設けていると伺っています。様々な事務の細部を確認し、小さな異変も見落とさないという観点が大切であり、そのため委員監査と同様に職員監査も非常に重要であると考えます。

他方、どの分野も同様かもしれませんが、最近では若手職員の採用も増えており、また人事異動のサイクル等の関係もあることから、監査委員事務局においても技術の伝承には工夫が必要になってくるのではないかと考えます。監査においても、やはり重要なのは職員の質を高めることであり、今後どのように取り組んでいくのか注目しているところです。

そこで、事務局職員の人材育成を含め、職員監査の充実にどのように取り組んでいくのか、職員監査の陣頭指揮を執っておられる監査委員事務局長に伺います。

嶋議長 河野監査委員事務局長。

河野監査委員事務局長 職員監査にあたっては、財務事務の細部はもとより、過去の監査結果を踏まえ、リスクが高く是正効果が大きい分野を重点的に確認する等、メリハリを利かせています。例えば、今年度は、旅割クーポンの不正利用事案等を受け、委託事業及び補助事業の執行状況を重点項目として監査を実施しています。また、新たに財務総合システムが導入されたことにより会計書類のペーパーレス化が進んだことから、実地の監査では帳簿類等の現物確認を重点的に行っているところです。

一方で、限られた人員で質の高い監査を実施するには、職員の専門性を高めることが重要です。そのため、経験者と新任者が組んで監査するなどOJTを通じて技術を伝承するとともに、自治大学校等が主催する研修に職員を派遣し、習得したスキルを局員の間で共有しています。さらに、財務諸表の検証、土木工事や情報システムに係る契約などでは、必要に応じ公認会計士等の専門家の同行や助言を求め、監査の精度を高めているところです。

今後とも各所に潜むリスクの芽を早期に摘み

取ることができるよう、監査の充実強化を図っていきます。

嶋議長 岡野涼子議員。

岡野議員 ありがとうございます。確かに監査業務を行う中で、それが個人の能力によって精度が大きく異なってしまっははいけませんので、配属された職員がきちんと業務できるような育成プログラムは大切だと思います。

くしくも河野事務局長は、西部振興局の局長時代から大変お世話になっていますが、当時から若手職員たちに仕事のやりがいや地域との関わり方を教えてこられた方なので、監査業務という大変難しい分野ではありますが、今後も期待しています。

以上をもって私の一般質問を終わります。ありがとうございます。（拍手）

嶋議長 以上で岡野涼子議員の質問及び答弁は終わりました。

暫時休憩します。

午前11時49分 休憩

—————→…←—————

午後1時 再開

井上副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問及び質疑を続けます。原田孝司議員。

〔原田議員登壇〕（拍手）

原田議員 県民クラブの原田孝司です。1年ぶりの登壇になります。皆さんよろしく申し上げます。

また、傍聴に来ていただいた皆さん、本当にありがとうございます。また、インターネット中継で見られている方も多いと思います。佐藤知事、実は今日、傍聴席の中に知事と高校の同級生がいらしています。知事の雄姿を見たいということで今日はお見えになっています。原田の質問に元気のある答弁をお願いしたいと思っています。よろしく申し上げます。

まず最初に、財政運営について質問します。

財政健全化は、常に重要な自治体の責務だと思います。私は財政健全化について、昨年の第4回定例会において佐藤知事に質問しました。知事からは、各種の財政健全化指標はいずれも健全な状況であり、必要な施策には果敢に取り

組む一方で、引き続き将来にわたって持続可能な財政運営が行えるよう確固たる財政基盤の構築に努めていきたいと心強い決意を示していただきました。

2023年度の普通会計決算について見てみると、財政指標の一つである経常収支比率は92.1%と前年度から変動はありませんでした。また、臨時財政対策債等を除いた実質的な県債残高は9億9千万円余り減少しており、行財政改革推進計画の目標額である6,500億円を大幅に下回っています。

しかしながら、急速に進行する高齢化に伴う社会保障関係経費の増加、国土強靱化の推進などにより、今後、義務的経費は増大していくことが見込まれ、加えて県有建築物や公共インフラ施設の老朽化が年々進んでおり、今後、大規模改修や更新のためにも多額の費用が必要となることが想定されます。

私は、2018年の第2回定例会において、当時の広瀬知事に財政調整用基金から災害復旧基金を独立させ、さらにそれを原資にした災害対応のための特別会計を設置するという提案を行いました。災害が起きてから補正予算を組んで対応すると、議会の議決が必要となるため、支出まで時間がかかりますが、あらかじめ災害復旧用の財源を用意し、さらに特別会計における当初予算が議決されていれば、その後は災害が起きた際の個別支出には議決を必要とせず、より迅速に執行することができると思ったからであり、今も災害復旧用の基金と特別会計が必要であるという考えに変わりはありません。

そこで、災害へ迅速に対応するための災害復旧用の基金や特別会計の創設も含め、将来に向けて必要な施策の実施と財政の健全性の確保をどのように両立させていくのか、佐藤知事のお考えをお聞かせください。

以降、対面席から質問します。

〔原田議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

井上副議長 ただいまの原田孝司議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 原田孝司議員の財政運営についての

御質問にお答えします。

これまでの行財政改革の取組により、令和5年度末の財政調整用基金残高は330億円、実質的な県債残高も6,123億円と目標を達成できており、現時点ではおおむね健全財政が確保できているものと考えています。

その一方で、今後はこれまで減少していた公債費や人件費が防災・減災、国土強靱化の推進や金利の上昇、官民を通じた賃上げに伴い、大きく増加することが見込まれています。高齢化の進行に伴う社会保障関係費の伸びとあいまって、県財政をめぐる状況は一層厳しさを増すと考えられます。

こうした中で、本年9月には今後の県政推進の羅針盤となる安心・元気・未来創造ビジョン2024を策定したところであり、各種施策を積極的に展開するためには、引き続き健全で安定的な財政基盤を確保することが必要です。このため、ビジョンにあわせて新たな行財政改革推進計画も策定したところであり、金利上昇局面に留意した資金調達や事務事業のスクラップ・アンド・ビルドの徹底など、歳入歳出両面にわたる取組を進めていきます。

この計画では、財政調整用基金残高の目標を引き続き330億円としています。これは、経済情勢の変化などで歳入不足が生じる場合にも機動的かつ柔軟に対応できるよう、過去の取崩し事例も踏まえ、設定したものであり、災害時の備えとしての性格も有しています。

また、災害時には迅速な復旧・復興対策が欠かせません。平成29年九州北部豪雨の際には、土木施設等の応急復旧や被災者の救助対策、事業者の早期復旧支援のための経費などについて、災害対応に従事しながら数度にわたり補正予算を編成した経緯があります。これらを踏まえ、令和元年頃からは、こうした経費について、議員御提案の特別会計ではありませんが、一般会計において災害パッケージ予算として当初予算に計上しています。今年度の台風災害等においても、この予算によって機動的に対応できているところです。

他方、地方財政をめぐる情勢については、現

在、国において103万円の壁ですとか、トリガー条項の凍結解除についても議論されるなど、絶えず変化してきています。今後とも不断の行財政改革に取り組み、災害を含む不測の事態にも対応できる財政基盤の構築に努めていきます。

井上副議長 原田孝司議員。

原田議員 ありがとうございます。

もう既にそういった視点で考えているということだと思っています。もちろん災害復旧の場合は国の査定を受けて、それから本格的な復旧になると思いますが、その間の部分でと思っています。是非これからも災害対策について、常にそういう姿勢で取り組んでいただきたいと思っています。

ただ、県税収入が今好調だからこそ、今だからこそできるものというのがやっぱりあるのかなと思って今回の質問をしたわけですが、是非その点も含めて財政の健全化というのをこれからも推し進めていただきたいなと思います。

続いて、公益通報者の保護について質問します。

公益通報者保護法は、公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効及び不利益な取扱いの禁止等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関が取るべき措置を定めるものとして、2004年に成立しました。そして、2022年6月の改正では、従業員300人を超す大企業に対して内部公益通報体制の整備などを義務付けています。この法律は、平たく言えば、従業員が勤め先の不正行為を通報したことを理由に解雇や降格、不自然な異動など、勤め先から不利益な取扱いを受けることを禁じています。

今年、兵庫県の齋藤元彦知事がパワハラ疑いなどで告発された問題をめぐって、この法律が注目されました。県の職員が一部の報道機関に対し、知事に関する七つの疑惑を記載した告発文書を送付し、さらに翌月には公益通報者保護制度を利用して告発文書と同内容の通報を行ったわけです。しかし、兵庫県はこの告発を公益通報として扱わず、告発者捜し、役職の解任、さらに5月には、文書は核心的な部分が事実ではないとして男性職員を懲戒処分としました。

その後、告発者が自ら命を絶ったことはとても残念なことでした。

そもそも公益通報者保護制度で守られているその対応の義務を、その法律があるにもかかわらず、兵庫県の上層部が一方向的に誹謗中傷性の高い文書と判断したことについて、私はとても疑問に感じています。具体的なことは申しませんが、残念ながら同質の問題というのは、これまでも国や地方で起きているのではないかと考えています。

そこで、県行政における公益通報に関する体制の整備状況や、実際に公益通報と認定し、審議した実績を含め、職員から通報があった場合の通報者保護についてどのように県では取り組んでいるのかを知事に伺います。あわせて、通報先である内部窓口は任命権者ごとにあると聞いているので、教育長と県警本部長にも同様の内容を伺います。

井上副議長 佐藤知事。

佐藤知事 県行政における公益通報者の保護についてです。

公益通報制度は、職員からの通報を契機として法令違反行為等を是正する仕組みであり、制度が十分に機能するためには、通報者の保護が何より重要であると考えています。

県では、平成18年度の公益通報者保護法の施行に合わせて、任命権者ごとに通報の内部窓口を設置するとともに、手続の公正性、中立性を十分に確保するため、外部窓口も設置して、弁護士にその業務を委託しています。

外部窓口での通報受理実績は、これまでに知事部局に関するものは1件となっています。

通報者の保護の観点からは三つの措置を講じています。

一つ目は、通報者の特定の禁止と秘密保持です。通報者は匿名で通報できるほか、通報の処理にあたっては、通報者を探索してはならないとしています。また、通報に関する秘密の漏えいや通報者の特定につながり得る情報の共有も禁止しています。

二つ目は、不利益な取扱いの禁止です。通報したことを理由として懲戒処分や人事及び給

与面等で不利益に取り扱うことを禁止しています。

三つ目は、保護の実効性の確保です。通報の処理に関与する職員がこうした禁止事項等に違反した場合は、懲戒処分の対象とすることで通報者保護の実効性を確保しています。

今後も通報者の保護を図りながら、制度を適切に運用し、県民から信頼される行政運営を進めていきます。

井上副議長 山田教育長。

山田教育長 私からは、教育委員会における公益通報者の保護についてお答えします。

教育委員会では、知事部局が制定した公益通報等の処理に関する要綱に基づき、教育人事課内に内部公益通報の窓口を設置し、通報等に適切に対応するための体制を整備しています。

これまでに内部公益通報を受理した実績は1件となっています。通報があった場合は知事部局と同様に、通報者の特定の禁止、秘密保持の徹底及び不利益的な取扱いの禁止など、制度の趣旨に沿った対応を行うこととしています。

今後も知事部局と連携を図りつつ、公益通報制度を適切に運用するとともに、内部牽制機能を強化し、県民や教職員から信頼される教育行政の運営に努めます。

井上副議長 種田警察本部長。

種田警察本部長 県警察では、公益通報者保護法の施行に伴い、大分県警察公益通報処理要綱を制定し、内部公益通報・相談窓口を設置し、必要な体制を整備しています。

昨年度までに内部公益通報を受理した実績はありませんが、通報がなされた場合には、秘密の保持や不利益な取扱いの禁止などの公益通報者の保護を講じ、適切に処理することとしています。

今後も通報者の保護を図りながら、制度を適切に運用し、県警察における法令の遵守及び働きやすい職場づくりに努めていきます。

井上副議長 原田孝司議員。

原田議員 ありがとうございます。

本来ならば任命権者が違いますし、企業局や病院局等にも聞かなきゃいけないと思っています

すが、多分同じような答弁になるだろうなと思って、今回は割愛しました。知事部局と県教委の方で1件あったと。これは調べるとかなり以前の話で、きちんと処理されているものと聞いて安心しています。

いずれにしろ、この公益通報という制度、組織のトップの方々がこの法律を遵守するという姿勢がパワハラや不正などを起こさないことにつながるのではないかなと思えるわけです。もちろんこれは人ごとではなくて、私たち議員にも言えることだと思っています。例えば、これは他県ですが、実際に自治体職員が議員について公益通報を行ったケースもあったようです。今後、この制度を守っていくことで風通しのよい職場をそれぞれでつくってほしいなど切に願っています。

続いて、いわゆる民間企業における公益通報の周知について質問します。

県行政においてはもとより、民間の企業や団体などの雇用の場においても、通報があった場合に早急に公益通報であるかどうかを審議する場を設置することなどにより、通報が当然の権利として認識される職場環境を整え、最終的には公益通報がされるような事案、例えば、パワハラや不正などが起きないように体制を整備していくことが大切であると考えます。

そこで、労働者保護の観点から、民間の雇用主に対する公益通報者保護法の周知にどのように取り組んでいくのか、生活環境部長に伺います。

井上副議長 島田生活環境部長。

島田生活環境部長 労働者が不当な処分を恐れずに不正を通報できる環境を整えるためには、信頼できる通報先の確保と制度の適切な運用が必要となります。県では、ホームページ等を通じて公益通報者保護制度の概要や通報のポイントなどの周知を図るとともに、外部の労働者の公益通報を受け付けており、内容に応じて調査し、必要な措置を講じているところです。

民間事業者の内部通報体制の整備に向けては、雇用主が制度の必要性や運用方法などを正しく理解することが重要となります。そのため、県

では、消費者庁が作成している制度に関する解説動画や体制構築に向けた留意点を紹介するなど周知に努めているところです。

一方、令和5年度の消費者庁による調査では、通報先として勤務先以外を選ぶ理由に、適切な対応が期待できない、不利益な取扱いを受ける恐れを挙げた労働者が多いことから、内部通報体制の一層の強化が必要と考えています。

今後は関係部局と連携し、各種会議等の機会を捉えながら、雇用主に対して内部通報における匿名性の確保や不利益取扱いの禁止など、信頼性の高い制度が確保できるようさらなる周知を図っていきます。

井上副議長 原田孝司議員。

原田議員 ありがとうございます。

今、生活環境部長から伺ったとおり、職場の風通しをよくするためにはこの制度大事だなと思うんです。

通報先のことを今、部長は言われましたが、通報先というのは地方公共団体だけではなく、厚生労働省に直接言う人もいれば、大分では大分県労働局、労働基準監督署、また、さらには公共職業安定所など様々な場合があるわけです。民間と行政、また、いわゆる労基と、いろんなところに重なるし、お互い相談しなければいけない部分が出てくると思うんですが、そういった連携というのはどう取り組んでいくのかを教えてくださいいただければと思います。

井上副議長 島田生活環境部長。

島田生活環境部長 この公益通報者制度に関しては、まずは国において、特に消費者庁において取組が行われているところです。こういったアンケート調査等もありますので、関連する県の各機関、また、国の機関等とも連携を図りながら、さきほど申したような雇用主への周知というのを図っていきたいと考えています。

井上副議長 原田孝司議員。

原田議員 そうですね、連携するときは、公益通報した方の保護という観点を共通に持ちながら取り組んでいく姿勢が必要なんだろうなと思います。是非また、そういった周知に取り組んでいただきたいなと思っています。

では、続いて最低賃金について質問します。

本年8月9日に大分地方最低賃金審議会は、大分県内の最低賃金を55円、率にして6.12%引き上げ、954円とするよう大分労働局長に答申しました。これを受けて局長は、答申内容どおりに最低賃金を決定したわけです。これまでの最低賃金は899円で、引上げ幅は国が示した目安の50円より5円高いものでした。時給で示すようになった2002年度以降では、引上げ幅は4年連続で過去最大となり、10月5日から適用されています。

以前の話なんですけど、2009年、今から15年前になりますが、当時は民主党政権が誕生した直後で、マニフェストの内容を実現できるかどうかに関心事という状況でした。中でも政策の目玉である所得の再分配について、全労働者の最低賃金を当面は800円として、さらに全国平均で1千円を目指すとの目標を掲げていました。この当時、大分県の最低賃金は631円で、全国平均は713円でした。この問題について議員の懇親の場などでは、時給1千円なんてしたら、企業、とりわけ中小の企業は絶対に立ち行かなくなると言われていました。このように、当時、夢物語のように言われた時給1千円ですが、昨年度、全国平均は1千円を超え、今年度は1,055円となっています。人手不足や物価高騰が続く中、地域の人材確保、勤労者の生活、ひいては地域経済を守っていくためにも、最低賃金は重要な課題であることには間違いありません。

他方、私が気になっているのは、都道府県ごとの格差の問題です。実際に今年度、大分地方最低賃金審議会では、物価高騰などが続く中、福岡県など賃金が高い地域に人材が流れる懸念などが議論されたと伝え聞きました。実は日田市に住んでいる私の知人がハローワークに行ったところ、希望する専門職種では日田市より隣接する福岡県のうきは市の方が賃金が高かったため、不思議に思い、窓口で尋ねたそうです。すると、係の方から、最低賃金の差が影響していますと説明があったそうです。大分県の最低賃金は、福岡県——現在992円です。佐賀県は

956円です——に次ぐ九州第3位ですが、福岡県と38円の差があります。同じように、福岡県に隣接する中津市なども同様の理由で人材が流出しているという話が聞かれます。

私は、時間をかけて全国の最低賃金の差を縮めていき、将来的には全国一律とすべきだと考えています。もちろん物価の違いもあり、すぐにはできないことも承知していますが、この賃金格差がある限り、地方の人口減少は解消が困難で、都市部と地方の格差は広がったままではないでしょうか。ちなみに、イギリスやフランスでは全国一律の最低賃金となっています。賃金と同じなら住居費や物価の安い地方に住もうと考える方が多くなると思います。

一方で、急激な賃金の上昇により経営体力を消耗している中小企業も多いと聞きます。雇用の場を守ることや今後の最低賃金の引上げに向けても、企業の負担感を緩和していく支援も必要と考えます。

そこでまず、最低賃金の都道府県ごとの格差を是正するために国に要望していく考えはないのか、商工観光労働部長に伺います。あわせて、昨今の最低賃金の引上げに対する企業の負担感を緩和するために県としてどのように支援していくのかについてもお聞かせください。

井上副議長 利光商工観光労働部長。

利光商工観光労働部長 最低賃金の都道府県ごとの格差は、地域経済に必要な人材確保の観点などからも是正していくことが重要と考えています。そのため、県では令和3年以降毎年、国が設置する大分地方最低賃金審議会に対し、人材確保などの観点を踏まえた審議を行うよう意見書を提出しています。なお、福岡県との格差は、この3年で10円縮小したところです。

国も、令和5年から引上げ額の目安を示す都道府県のランク分けを4から3に見直すなど地域間格差の是正を進めています。先月22日に閣議決定された国の総合経済対策では、最低賃金の地域間格差の是正を図ると明記されており、その動向を注視していきます。

あわせて、中小企業の賃上げを後押しするため、例えば、生産性向上と賃上げをあわせて行

う事業者に対し、国の業務改善助成金に県独自の奨励金を上乗せし、企業負担の軽減を図っています。件数で約1.7倍、金額で約2.5倍と、昨年度より早いペースで利用が進んでいます。

このほか、賃上げを行う企業に補助率などをかさ上げする賃上枠に加えて、9月補正予算では、賃上げの原資となる収益を確保できるよう保証料を免除した新たな融資制度を創設しました。今後とも関係機関と連携し、中小企業が持続的な賃上げに踏み出せる環境整備を推進していきます。

井上副議長 原田孝司議員。

原田議員 東京は今年1,163円です。大分と209円の差があるわけです。これは月にしたら6万円か7万円違ってくるのかなと思います。その分、東京は住居費が高いですから、どっちが暮らしやすいのかよく分からないところがあるんですが、いずれにしても、この差というのはやっぱり大きいなど。例えば、209円の差があれば、20年かけて10円ずつ縮めていくとかいうこともやっぱり考えていく必要があるのではないかなと私自身は思っているんですが、これからの動向を注目していきたいと思っています。

最低賃金なんですが、政府目標を含めて、現在多くの政党から時給1,500円を目指すなんていう言葉が出てきているんですよ。この1,500円、15年前に1千円と言ったらみんながびっくりした頃と全く同じことが今あるわけですが、この1,500円ということになったときに、大分県は今、部長はその助成等と言われましたが、企業への支援がそれで追いつくのかなと思ったりもするんですが、時給1,500円という考え方について、部長、どうお考えになっているか、是非伺いたいと思います。

井上副議長 利光商工観光労働部長。

利光商工観光労働部長 物価高騰が続く中で、賃金がしっかりそれに見合う形で上がっていくことは非常に重要だと考えています。一方で、大切なのは企業が持続的に賃上げできるという環境を整備していくことだと思っています。

すので、その環境整備をしないまま金額だけを上げていくということは、社会にとって、そして、経済にとっても持続的ではないと思っています。

そういった観点で、さきほど申した持続的な賃上げが行われるような環境整備をまずしっかり整えた上で、物価高騰に見合う賃上げを進めていくということが大切ではないかと思っています。

井上副議長 原田孝司議員。

原田議員 よく分かります。まずは今、最低賃金をきちんと定着させる。その上で、これからまた上がっていくでしょうが、そのところを達成していくしかないんだろうなと思っていますので、是非行政としての取組もしっかりやっていただきたいと思っています。

続いて、介護をめぐる諸課題について質問します。

さきほど午前中に岡野議員からもありましたが、介護人材の確保については大きな問題となっています。これからますます高齢化が進む日本の現状の中で、介護は大きな問題であることは誰の目にも明らかです。私は、まずもって介護人材の処遇改善が重要だと考えますが、それだけで十分な介護従事者を確保することは難しいのではないかと考えています。

そこで、介護人材確保として長野県栄村のげたばきヘルパーが参考になるのではないかと考えたので、この場で紹介します。

長野県栄村は長野県北東部にある村で、新潟県及び群馬県との県境に位置する人口1,570人程の小さな村です。特別豪雪地帯の指定を受けている一方で、にほんの里100選に選ばれるほどの美しい景観を有しています。そして、他地域の例に漏れず、30年前に比べ人口は半減し、いわゆる限界集落と言えます。

そうした中で、この村では地元住民による介護の仕組みとして、げたばきヘルパーを企画し、村独自のヘルパー養成講座を1999年から5年間開講し、116名の有資格者を確保したと聞いています。毎年2メートルから3メートルの積雪に見舞われる状況にあって、山里に点在

する集落で24時間ヘルパーがすぐに駆けつけ、安否の確認と介護が担える体制づくりを目指しているそうです。その名前は、隣近所なら下駄を履いて真夜中でも雪の中でも駆けつけられるということから名付けられたそうです。この制度は、集落の住民ヘルパー、これは有資格者のことですが、村の社会福祉協議会に登録し、ワーキングチームを構成し、安心介護を実現させるもので、言わば介護の地産地消とも言えます。最近ではヘルパーの高齢化も進み、いつまでできるのかという不安の声も上がっていると聞きます。

このげたばきヘルパーは、人口が少ない地域、お互いの関係性が近い地域だからできる制度だと思います。しかしながら、市町村全体で考えるのではなく、例えば、自治会単位など地域で介護人材を供給していく仕組みはまねできる部分があるのではないかと思います。今回取り上げました。もちろん重度の介護を必要とする方々には不向きと思いますが、要介護者など軽度の介護などには対応できると考えます。

こうしたことを踏まえ、げたばきヘルパーのような地域ぐるみでの介護人材の確保を含め、介護人材の確保にどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長に伺います。

井上副議長 工藤福祉保健部長。

工藤福祉保健部長 全国を上回る速さで高齢化が進む本県においては、支え手となる介護人材の確保に向け、処遇改善、それから外国人材の受入促進、さらには介護DXによる現場革新などの諸施策を急ぎ推進しているところです。

御紹介の長野県栄村では当時、配食や見守りなどを行うヘルパー3級資格の取得を促し、地域を支える取組を進めていましたが、介護保険導入後にヘルパー3級の資格自体が廃止されたことに伴い、その活動が次第に縮小傾向にあると伺っています。

一方、本県では、こうした介護の周辺業務を担う、げたばきヘルパーならぬ介護助手という形で、その必要性に着目し、研修やセミナーなどの積極的な実施により、これまでに県内約1,900人の雇用を創出しており、既に介護人材

として現場で活躍いただいているところです。

県内の多くの施設においては、例えば、地域の元気な高齢者、あるいは障がいのある方で十分仕事ができるという方などが配膳、あるいは施設の介護者のベッドメイクなど、あるいは入所者の話し相手ということで、介護職員の業務効率化や負担軽減に重要な役割を果たしていただいています。

こうした地域人材の活用はもとより、例えば、移住者であったり、外国人を含めた介護人材の確保全般に向けては、正に栄村の事例のように、介護事業の主体となる市町村の役割は大変重要ですので、引き続き市町村とも連携しながら、効果的な人材確保施策を講じていきます。

井上副議長 原田孝司議員。

原田議員 ありがとうございます。

一昨日、玉田議員からホームヘルパーの不足について、ふくふく認証制度について質問がありました。地域で担うという視点では同じ質問になると思っています。有償ボランティアとか、極端に言うとは直営でするしかないのではないかなという思いを持っているんですが、介護人材の充足について根本から考えていかなければ、このままでは大変なことになるなと思って質問しました。

次に、介護サービス提供環境の整備について伺います。

最近、家族を介護施設に入れたいと思うのだが、空いていなくてなかなか入れない、また、介護施設の費用が高くてどうしていいかわからないという相談をよく受けます。今、議員の皆さん方も同様な問合せというものはあるのではないかなと思います。

その多くは、知り合いの施設や市町村の窓口を紹介するという形になるんですが、その際に直面するのは介護施設の費用が高いという問題です。介護認定にもよりますが、介護施設への入所には少なくとも12万円から14万円かかることを覚悟しておかなければならず、基礎年金は月額6万円から7万円ですから、それだけでは足りないわけです。家族の支援や企業年金、貯金がある方ならどうにか入所できるでしょう

が、それがいない方の場合は厳しいのが実態です。

また、介護施設への入所にあたって様々な支援策もあるのですが、どのように利用すればいいのかわからないといった声もよく聞きます。こうした状況を鑑みると、県や市町村においては、個人に合った適切な介護サービスを安心して受けるための環境の整備が求められていると強く感じています。

そこで、県内の介護施設料の実態について福祉保健部長にお尋ねします。また、そうした実態も踏まえ、安心して介護サービスを受けられるよう、介護サービス提供環境の整備について、市町村と連携し、どのように取り組んでいくのか、あわせて伺います。

井上副議長 工藤福祉保健部長。

工藤福祉保健部長 介護施設入所時の自己負担額は、御本人の状態、あるいは施設によりある程度幅がありますが、施設サービス費、食費、居住費などの総額で、月額11万円から12万円程度と試算されています。このため、入所者の生活に大きな影響を及ぼさないように、自己負担額については、その方、あるいは御家族の所得や預貯金額に応じて限度額が設定されています。例えば、基礎年金の収入のみの方、今御紹介いただいた月額6万8千円程度ですが、この方が最も重い介護度、例えば、要介護度5で最大の介護保険サービスを利用する場合の自己負担額は月額6万7千円程度ということで、おおむね収入の範囲内でサービスを受けられる制度設計になっているということです。いろいろなケースに応じますので、若干状況は違います。

いずれにしても、介護施設への入所御希望の場合には、ケアマネジャー等が個々の希望や状態に応じて作成するケアプランが必要となるので、まずは市町村がおおむね中学校区ごとに設置している県内61か所の地域包括支援センターのケアマネジャー等にそうした費用の不安も含めて相談されて、適切な介護サービスの提案を受けていただくということが入所希望者及びその御家族の安心につながるのではないかなと思っています。

県としては、地域包括支援センターの対応力

を高めるために、引き続き階層別や専門研修を重ねて実施し、地域の期待に応えられるケアマネジャーの育成を図っていきます。

井上副議長 原田孝司議員。

原田議員 ケアマネジャーの不足についても、先日、玉田議員が質問しました。やっぱり利用者にとって利用しやすさの周知というのは必要なんだなと思っています。

基礎自治体の担当者に話を聞くと、初めて相談に来た人は、空きがなかなかないこと、また、料金が高いこと、さらにいろんな種類の施設があって、どこが利用できるのかよく分からないといった声も聞かれるようです。是非窓口であるケアマネジャーを通して、利用しやすい体制を是非進めていってほしいなと思います。

続いて、ヤングケアラーについて質問します。

大人に代わって家事や家族の世話を日常的に行うヤングケアラーは、大きな社会問題となっています。そのヤングケアラーの支援について、第2回定例会における県民クラブの御手洗朋宏議員の質問に対する答弁の中で、県が3年ぶりに行う悉皆調査の意義について、コロナ禍を経て、子どもを取り巻く環境は様々変化しており、今後の対策強化の判断材料にするためだと説明されていました。10月にまとまった調査結果によると、県内のヤングケアラーは2,100人、3年前の調査から倍増しており、改めて問題の深刻さが浮き彫りになっています。

他県の動きに目を向けると、2020年3月に埼玉県が全国初となるケアラー支援条例を施行して以来、全国的にケアラー条例やヤングケアラーに特化した条例の制定が進んでいます。

埼玉県の条例においては、ケアラーを社会全体で支えていくことや県が推進計画をつくることなどを定めており、北海道ではケアラー個人の尊重や孤立防止を掲げるとともに、ケアラーの早期発見や相談の場の確保、支援のための地域づくりを市町村などと連携して進めることなどをうたっています。

ヤングケアラーに特化した条例を制定したのは、埼玉県入間市と栃木県鹿沼市です。全ての年代のケアラーを対象としなかったことについ

て、入間市はヤングケアラーの早期発見と支援は市の責務である、大人は県の推進計画にのっかって進めていくとしています。埼玉県上尾市の子ども・若者ケアラー支援の推進に関する条例も同様の考えに基づいていると言えます。

いずれもヤングケアラーを社会全体で支えることを目的とし、基本理念、自治体の責務や住民、事業者、関係機関等の役割を定め、推進計画や基本方針の策定を想定しているようです。

今回の調査結果で明らかになったように、本県でも苦しい状況に置かれているヤングケアラーが多くいることを考えると、ヤングケアラーへの支援の充実に向け、本県でも、県内の市町村でも条例の制定を進めていくべきではないかと私は考えています。そして、その条例は単に理念等を定める定めたものではなく、本県の現状に合った具体的な対策を伴ったものであることが大切であると考えます。

そこで、ヤングケアラー条例の制定も含め、ヤングケアラーへの支援にどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長にお尋ねします。

井上副議長 工藤福祉保健部長。

工藤福祉保健部長 これまで県では専任職員を配置し、ヤングケアラー相談窓口を開設するとともに、SNS等の相談にも随時対応しているところです。また、県内市町村においても全て相談窓口を開設しており、それぞれ学校現場との連携体制も次第に整いつつあります。

今回の県の調査は、小学校5年生から高校3年生までの全児童生徒を対象と、前回は上回る84%から回答が得られ、ヤングケアラーの認知度も3年前の29%から今回66%と大きく向上した一方で、ケアラー状態の子どもの約半数に具体的な相談経験がないことを把握できたところです。

この調査結果は、他の自治体の先進事例とともに、既に県内各市町村には情報提供しており、今後のそれぞれ市町村での独自の調査も始まろうとしています。こういったものの実施も含め、各市町村の相談支援体制のさらなる充実につなげていきます。

一方、今年6月の子ども・若者育成支援推進

法の改正により、地方公共団体の支援対象としてヤングケアラーが法律で明記されるなど法体系が整備されてきたことから、自治体ごとの条例の必要性というのは次第に低下しつつあると考えています。

本県としては、引き続きヤングケアラーの認知度を高め、学校現場と行政がしっかり連携して実効的な支援体制を迅速に整備することを第一義的に優先しながら、取り組んでいきたいと考えています。

井上副議長 原田孝司議員。

原田議員 3年前に比べて倍増したというのは、ヤングケアラーについて認知ができてきたんだなと思っていますし、これからも引き続き実態調査というのはやっぱり必要だなと思っています。

私は今、条例をつくるべきではないかという質問をしましたが、もっと言えば条例をつくるかつくらないかが問題ではなくて、ヤングケアラーやケアラーの方々の負担を軽減して、もちろん世話を受ける方々も含めてですが、全ての人が安心して生活できる社会になっていくことが大事だなと思いますので、是非ともこれからも取組を進めてほしいなと思っています。

続いて、県立高校における全国募集について質問します。

午前中も岡野議員から、また、おとといには中津南高校の耶馬溪校の全国募集の話も出されていましたが、私も全国募集について質問します。

まずもって大分県の公立高校では、普通科の入学試験制度は、それまでの12区から2006年に6区へ、そして、2008年には通学区域制度を撤廃し、全県一区となっています。そして、現在、大分市内の県立高校に入学希望者が集中し、周辺部の県立高校への進学希望者が減少しています。その結果、定員割れが続く県立高校も増えています。

そのような状況の中、今年の第1回定例会で自民党会派の阿部英仁議員が代表質問で、地域の高校が衰退すれば最終的には生徒が県外へ流してしまうという懸念もある、県立高校の全県

一区入試制度を検証し、対策を講ずる時期に来ているのではないかと質問しました。続く第2回定例会や第3回定例会でもこの問題が取り上げられています。

このような動きを受け、県教委は、大分県立高校の全県一区制度を検証する初めての委員会を9月12日に開催し、これから検証するとしています。この問題に対して、私たち県民クラブでは高校のあり方を考える研究会を立ち上げ、会派として提言を行うべく活動を始めました。早速8月に部会のメンバーで広島県教委と高知県教委を訪ね、話を聞いてきたところです。

広島県や高知県でも都市部の高校への集中化が進み、周辺部の高校では定員確保が難しくなってきたり、その対策として、各県教委では様々な取組を講じているということでした。広島県では4年前から中山間地域の高校3校と都市部の高校1校を単位としたグループを三つ作り、遠隔教育システムを導入していました。また、高知県では4年前から周辺部の高校の存続を目的に19の学校において、これまで希望者が少なかったために開講が難しかった教科について遠隔授業を活用することで、希望者が一人でもいれば受講できる取組を行っていました。さらに、同県の12校の高校で生徒の全国募集が行われており、身元引受人の整備に加え、地元自治体が寮や下宿をつくるなど支援の拡充が図られています。

大分県においては、大分市の公立高校への集中を和らげ、どの地域においても質の高い高校教育を提供できる環境を整備するとして、来年度から県内4校へ難関大学進学希望者を対象としたハイレベルな遠隔授業の配信の準備を進めているわけですが、他方、地域の公立高校の存続にどのような取組が有効なのか、私自身も思い悩んでいるところです。

こうした中、国東高校、安心院高校、久住高原農業高校の3校で全国募集が行われており、正に本日の午前中にも議論がありましたが、来年度から日田林工高校も全国募集が始まることでした。

高知県でも取り組まれているとおり、生徒数

の減少対策としてこのような全国募集制度は有効だと私は考えています。県内には海洋科学高校や芸術緑丘高校など他県にはない特徴を持つ高校があり、こうした高校については、全国募集に挑戦していく意義があるのではないかと考えます。また、全国募集を実施する際には、市町村も含め行政等の支援、具体的には身元引受人制度、寮や下宿の整備など、県外からの入学者に対する支援制度の拡充が不可欠であると思えます。

そこで、今後、県立高校の生徒募集のさらなる拡充に取り組んでいくつもりがあるのか、教育長に伺います。あわせて、全国募集の実施にあたり、県外からの入学者に対する支援にどのように取り組んでいくのか、お聞かせください。

井上副議長 山田教育長。

山田教育長 全国募集は、地域の高校の定員確保だけでなく、県内外の生徒が切磋琢磨して学ぶ環境をつくり、学校や地域を活性化させる方策の一つであると認識しています。

少子化が進み、他県でも多くの高校が全国募集に取り組んでいる中で本県の高校を選んでもらうためには、独自の教育内容を展開し、地域資源をいかした特色ある学びが提供されなければなりません。加えて、議員御指摘のとおり、県外からの入学者が安心して生活できる環境づくりも必要となります。特に住居環境の整備については、地元自治体からの支援が不可欠です。既に全国募集を実施している学校については、県内外の生徒に特色ある学びや充実した生活環境を提供できるよう、引き続き市町村と連携して取り組んでいきます。

一方、今後の全国募集の拡大については、県内の中学生の学びの機会を保障する観点も重要であることから、県内の生徒の進学状況や地元自治体の意向にも十分留意しながら個別に検討していきます。

井上副議長 原田孝司議員。

原田議員 よく分かりました。

私は、実は今回この教育問題については、全県一区制度について質問したいと思っていました。ただ、今は実際に検証する委員会が始まっ

ているので、あえてそこを控えたわけなんです。言いたいのは、やはり周辺部の学校を残そうという思いでこの全国募集というのは有効ではないかと思って質問したわけですが、突き詰めるところで、県教委に周辺部の県立高校を残そうという覚悟があるかどうかは問われているのではないかなと思っています。山田教育長、それについてはどうお考えでしょうか。

井上副議長 山田教育長。

山田教育長 地域の活力を維持していくためには、地域の高校が重要な存在であるという認識を持っています。しかしながら、一方で、生徒の学びの充実、充実した学びの環境を提供するということが大変重要です。例えば、さきほども申したように切磋琢磨するような環境、あるいは部活動も一定の人数がそろわないとやりたいスポーツができないとか、そういったことも考え合わせて検討していく必要があるのではないかと思っています。

ただ、この先、さらなる生徒の減少が見込まれますが、その影響を最小限に食い止めるために、現在1学級の人数を原則40人のところを35人とか30人とか柔軟に運用して学校の維持を図っているところです。加えて、遠隔教育による学びの充実、あるいは市町村と連携した学校の特色化、魅力化といったことも一生懸命取り組み、生徒に選ばれる地域の学校づくりに力を入れていきたいと思っています。

井上副議長 原田孝司議員。

原田議員 実は高知で担当者に聞いたところ、学級に20人以上いけば県立高校を残していきたいと考えていると言っていました。具体的な数字を言う必要があるかどうかは別として、県教委に学校を残そうという思いが今、覚悟が求められていると私は思っています。是非ともこれからも地域の学校、周辺部の学校を残すために頑張っていただきたいなと思います。

以上で質問を終わります。

井上副議長 以上で原田孝司議員の質問及び答弁は終わりました。首藤健二郎議員。

〔首藤議員登壇〕（拍手）

首藤議員 議席番号8番、首藤健二郎、ただい

まから一般質問を行います。この機会を与えていただいた先輩、同僚議員の皆様方、感謝しています。ありがとうございます。

本日の一般質問の最後です。定例会最後の一般質問ということでトリを飾らせていただきます。今年最後の一般質問ですから、大トリです。大トリにふさわしい一般質問になるべく努めていきたいと思えます。どうぞよろしくお願ひします。

それと、傍聴に来ていただいた皆さん、ありがとうございます。思いがけない傍聴ですが、恐らく私の一般質問のタイトルを御覧になってお越しいただいたかなと思うんですが、しっかりいい質問ができるように頑張ります。

まず最初に、教育県大分の創造に向けた学校教育について質問します。

教育は、国家百年の計とも言われるとおり、国家や地域の未来の発展に向けた礎を築く非常に重要な役割を担っています。そのため、どのような教育行政を行っていくかについて、しっかりとした思想を持って取り組んでいくことが大切だと考えています。

現在、誰一人取り残さないや教育の多様性という言葉が飛び交っています。実際に特色のある学校も増加し、学校の自由度も幅広くなっていると感じています。誰一人取り残さないために、認め、許すだけではなく、具体的にどのようにやる気を引き出すのか、子どもたちが自ら、取り残されないぞと自覚し、自主的に努力できるようにしていく環境をどのようにつくっていくのかということです。

例えば、トマト栽培においては、水を多くやり過ぎないことや、塩を混ぜた水を与えるといった、トマトにある程度ストレスをかけ、自ら甘くなるぞとものがくように促すことで、甘くおいしいトマトができると聞いています。私は、人間も同様に、どんなに頑張っても報われないと思うような体験など、ものがく時期がある程度必要なのではないかと考えています。学校教育においてそうした環境をいかに整えていくか、本県でも議論が必要だと思っています。

また、学校は学力だけを磨く場ではありません

ん。今年は兵庫県知事に関するニュースがちまたをにぎわせました。話題になった方は、誰もが羨む学歴を持つ、正に絵に描いたような優等生であり、成功者としてもはやされていました。しかし、報道等で知る限りでは、実は良好な人間関係を築くことができない、コミュニケーションに難があったのではないかという印象を私は受けました。これは個人的な問題だけではなく、これまで我が国が推し進めてきた偏差値重視、より具体的に言えば、答えが決まった設問を解答するための勉強に重きを置くといった教育の在り方に根本的な問題があったのではないかとも考えます。同時に、教育現場ではテストの成績だけが重視され、社会に出ても学歴が評価されるといったような社会の在り方の問題でもあると考えます。

現在、全国の高校生がグループを組み、研究発表を行うQ-1というイベントが話題になっています。知の甲子園とも言うべきこの大会のように、特に高校生時代には、何かに熱中し、友人との人間関係を構築していくという時期も私は必要だと考えます。

真の教育とは、子どもたちのやる気を引き出すとともに、何のために学び、誰のために働くのかを常に自分に問い続け、利己的ではなく利他的な行動、人や地域の役に立つことが自分の喜びにつながると感じられる人間をつくらせていくことと考えています。つまり、学力だけではなく、人間教育という観点をもっと重視すべきということ、そして、それこそが、本県が進める教育県大分の創造にもつながっていくものと私は思います。

そこで、教育県大分の創造に向けた学校教育をどのように推進していくのか、知事のお考えを伺います。

あとは対面席で行います。

〔首藤議員、対面演壇横の待機席へ移動〕
井上副議長 ただいまの首藤健二郎議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕
佐藤知事 首藤健二郎議員の教育県大分の創造に向けた学校教育についての御質問にお答えし

ます。

学校教育の使命は、将来の予測が困難な時代において、子どもたち一人一人が豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会のつくり手として成長できるように育むことであると考えています。

現在、教育委員会では、先般策定した長期総合計画を踏まえ、長期教育計画の策定を進めているところです。

計画案では、10年後を見据えて、変化が激しく将来の予測が困難な社会を生き抜くことができるよう、七つの基本目標の下、各種施策を計画的、総合的に推進することとしています。

議員御質問の学校教育については、次の四つを基本目標に掲げることとしています。

一つ目は、学びを保障し、可能性を引き出す学校教育の推進です。学習に係る個別の支援や一人1台端末を活用した家庭学習の充実などにより、確かな学力を育成するほか、豊かな心の育成や健やかな体の育成に取り組みます。

また、遠隔配信等次世代型の教育システムの推進など魅力・特色ある高校づくりを推進するとともに、特別支援教育の充実にも力を入れていきます。

二つ目は、社会の変化に対応する教育の展開です。先端技術の活用など教科の枠にとらわれない横断的な学びの充実などにより、イノベーションを担う人材を育成するとともに、世界で活躍する人材に触れる機会を充実させ、グローバル人材を育成していきます。

三つ目は、安全・安心で質の高い教育環境の確保です。子どもたちが抱える不安や困りの早期認知、早期対応などにより、いじめ・不登校対策の充実、強化を図っていきます。

四つ目は、信頼と対話に基づく学校運営の実現であり、学校、家庭、地域の協働や、教職の魅力発信等を通じた優れた教員の確保など、教育指導体制の充実、強化を図ります。

こうした基本目標の下で、令和7年度からの計画開始を目指して、誰もが夢や希望に向かって意欲的に挑戦することができる学校教育を推進していきたいと考えています。

井上副議長 首藤健二郎議員。

首藤議員 答弁いただきました。ありがとうございます。今言っていたいただいたとおり、正に誰もが夢や希望を描けるような学校であってほしいと願っています。もともと僕は勉強好きでもなかったし、学校もつまんなかったんですが、やっぱり人に出会うとか、先生に出会うとか、刺激を受けるとか、そういった環境があって初めて目標を持って、あるいは好きなことが見つかって努力ができたと思っていますので、誰かがきっかけを与えてくれるような、そういうものに出会える学校現場であってほしいなと思っていますので、今後もよろしくお願いします。

次に、デュアルスクールについて質問します。

近年、地方と都市の二つの学校の行き来を容易にし、双方で教育を受けることができる新しい学校の形であるデュアルスクールという取組が注目されています。

これは、地方と都市の交流人口や関係人口の増加による地方創生と少子化への対応、子どもの豊かな体験機会の提供の観点から、地方と都市の学校とを結ぶ教育環境を創造することによって、地方と都市双方の視点に立った考え方でできる人材を育成するとともに、2地域居住や地方移住を促進することを目的としたものです。

現在、徳島県で取組がなされており、令和5年度は8市町で15件実施されたと聞いています。現行の学校教育制度では、二つの学校に籍を置くことは認められていません。そこでデュアルスクールでは、区域外就学制度を利用することによって、都市部に住民票を置いたまま、保護者の短期居住に合わせて地方の学校に学籍を異動させているほか、1年間に複数回の行き来も可能としています。学籍を異動させているので、受入学校での就学期間も出席日数として認められます。

その効果として、都市部の児童生徒には、地方と都市双方での生活を体験することによる多様な価値観の醸成が図られるほか、その保護者にとっても、新たな働き方やライフスタイルの実現につながる可能性があります。さらに、受入側の学校や児童生徒には、新しい人間関係づくりの体験や学校の活性化につながるほか、そ

の地域にとっても交流人口や関係人口の増加による地域の活性化や移住の促進につながるというメリットを生み出します。

私は本県においても、このデュアルスクールの制度を活用し、まずは大分市の小中学校の児童生徒を暑い夏場や秋の早い時期の限定で、例えば、私の生まれ育った竹田市など山間部の比較的涼しい小中学校で受け入れることができないかと考えています。記録的な猛暑の中で、都市部では夏季の野外活動が難しくなっていることを鑑みても、児童生徒にとって有益な取組であると考えます。高地トレーニング等、地域の特徴をいかした効果的なメニューの考案などを行い、将来的には県外の都市部から児童生徒を呼び込み、移住の促進等につなげていくことができないかと考えています。

そこで、本県におけるデュアルスクールの取組について、教育長の見解を伺います。

井上副議長 山田教育長。

山田教育長 近年、コロナ禍がもたらした行動変容に伴い、転職することなく、テレワークを活用しながら本社等への遠隔勤務を行う転職なき移住や2地域居住の機運が高まっています。

こうした中で、デュアルスクールは、移住者の増加やライフスタイルの多様化に対応した取組の一つと認識しています。全国的には、徳島県以外にも、長野県松本市、愛媛県今治市など、いくつかの自治体で取り組まれています。

子どもにとっては、二つの学校で豊かな体験ができ、受け入れた学校にとっても、新たな人間関係が生まれ、子どもたちの社会性を育成することができるというメリットが考えられます。一方で、使用する教科書や学習進度の違いによって、学習内容の定着が難しくなるといった課題もあると伺っています。

これらを踏まえ、市町村や学校現場の意見も伺いながら、先行事例の情報収集に努めていきたいと考えています。

井上副議長 首藤健二郎議員。

首藤議員 答弁をいただきました。私が言ったことを、何か説明をまた受けたみたいな答弁でしたが、やるのかやらないのか。

私、以前からも移住・定住とかいろんなことを自分なりに考える中で、例えば、一生大分県にとか一生ここに移住してくれとか定住してくれというのはやっぱりハードルが高いと思うんですね。それはそれなりに時間もかかるだろうし、逆にいろんな苦勞等も多いかと思うので、短期間だけだったら、何年間かだけだったら、あるいはこの目的のためだけならとか、そういった、ちょっと絞り込んで大分県にどうですかというのを全国にアピールして、その短期間がいずれは長時間につながるとか長期間につながるとか定住につながる、その後につながるというふうにいけばいいなとって、いろいろ自分で考え取り組んでいます。

こういういろんな事例だとか取組がまだまだたくさんありますから、是非そういう移住・定住を考えるとときに細かいところからもつなげていくようなアイデアを今後も考えていただきたいと思います。

次に、中小企業の支援について質問します。

最近、スーパーやコンビニで食材や弁当などを買っていると、この商品がこんなに高かったかなと思うことが頻繁にあります。これは私だけではなく皆さんも同じ感想を抱いているのではないかと思いますし、県民の方々とお話する中でもそういうお声をよく耳にするようになりました。

正直、生活者としては、懐具合が苦しいと思うこともあります。経済学的な観点からは、経済が成長していくためには一定の物価上昇も必要であり、今後の我が国の発展のためには必要なことだとも言えます。

他方、物価上昇を経済成長につなげるには、着実な賃上げを伴うことが不可欠です。賃金が上がっていけば、食品などの値上げに対する抵抗感も薄くなると思いますし、何より県民生活の安定を図る意味で、県においても賃上げは重要な課題の一つと考えます。

こうした中、現在、官民を挙げた賃上げの取組が進んでいます。国においては、最低賃金の全国加重平均1,500円の達成時期を一層早めることが議論されていますし、先般、連合が、

次の春闘における中小企業の賃上目標を6%以上とする方針であると報道もありました。

賃上げを進める上では、こうした動きは正に歓迎すべきことですが、さきほども議論になりましたが、他方、中小企業における対応が重要です。既に、ここ数年の最低賃金などの大きな伸びを受け、人材確保の観点から収益の増加を上回る賃上げに取り組んでいる中小企業は多いと言われており、それだけの要因ではないと思いますが、実際に足下では倒産は増加傾向にあります。その上で、今後も近年と同程度、またそれ以上の賃上げが進むのであれば、耐え切れない中小企業が続出してしまわないかと懸念しています。

もちろん、中小企業の経営は一義的には各経営者の責任ではありますが、倒産が続出し、雇用の機会が失われてしまうのであれば、賃上げどころの騒ぎではありません。賃上げに加え、原材料価格も高騰している中、それに耐え得る経営体力を付けていくことが重要であり、いかに生産性を高めることができるか、また、円滑な価格転嫁に向け、相手先との交渉力の源となる自社独自の強みをいかに構築できるかが、今、中小企業経営において重要な課題です。

他方、足下の経営に追われる中小企業の経営者だけではそうした取組を進めていくことは難しいのが現状であり、雇用や県民生活の維持の観点から、県としてもしっかりと中小企業支援に取り組んでいく必要があると考えます。

こうしたことを踏まえ、中小企業の支援にどのように取り組んでいくのか、知事のお考えを伺います。

井上副議長 佐藤知事。

佐藤知事 中小企業への支援についてですが、長引く物価高や深刻化する人手不足が企業活動を圧迫しており、景気への影響が懸念されるどころです。

こうした中、経済成長を持続可能なものとするには、賃金と物価の好循環創出が不可欠であり、本県経済の大宗を占める中小企業が賃上げに踏み出せる環境整備を進めていきたいと考えています。

本日追加提案した補正予算案では、深刻化する人手不足と物価高騰に対応すべく、二つの事業を盛り込んでいます。

一つは、業務効率化と生産性向上のさらなる後押しです。デジタルツールやロボット等の導入について、より多くの中小企業に取り組んでもらえるよう、国の支援策への県独自の上乘せ補助を行います。

二つ目は、エネルギー価格高騰対策です。国の支援の対象外となっているLPガスや特別高圧電力を使う中小企業に対し、県独自の負担軽減策を講じるものです。

また、賃上げへの環境づくりについては、労務費を含む価格転嫁の円滑化が不可欠です。9月の価格交渉促進月間には、価格転嫁を促進するための実践的なセミナーを開催し、約70名が参加いただきました。このほか、商工団体による同様のセミナーが各地で開催されています。さらに、業種別で最下位となっているトラック運送業の価格転嫁を後押しすべく、国のよろず支援拠点と連携し、個別企業に対する原価管理等の伴走支援を新たに実施しています。

加えて、中小企業の賃上げを持続的なものとするには、金融面からの下支えも重要であり、9月補正予算で創設した生産性向上や、新事業展開等に取り組む中小企業に対する保証料を免除した経営力強化資金は、早速、複数の県内企業に活用いただいているところです。他の制度資金も含めて、中小企業の資金調達を支えていきます。

今後とも商工団体等と連携して、県内の中小企業が持続的な賃上げに踏み出せる環境づくりに取り組むとともに、事業継続や成長に向けたチャレンジを後押ししていきたいと考えています。

井上副議長 首藤健二郎議員。

首藤議員 答弁いただきました。取組ありがとうございます。さきほどの原田議員の質問にも利光商工観光労働部長の方から持続的な賃上げが必要だという答弁もいただき、是非よろしくをお願いします。

もう一点、近年の最低賃金の急激な上昇は様

々な分野で影響を与えており、県有施設の指定管理も例外ではないんですね。実際、とある県の指定管理施設の関係者のお話では、自社の人件費はもとより、警備、あるいは清掃などの外注経費についても賃上げにより上昇しているとのことで、指定管理の契約は5年間継続というケースが多いんですが、5年間の途中でそういう賃上げとか方針が示され指導が来ると、契約の変えようがないので、自助努力のしようもないという状況もあると聞いています。物価や賃金が上昇傾向にある昨今の情勢においては、その手当も考える必要があるのではないかと考えています。

先般の9月補正で指定管理施設における賃上げを支援する経費が措置されましたが、これは賃上促進の面で非常に有意義なんですけど、県有施設の適切な管理、あるいは民間の賃上げの促進という観点からは、外注経費についても適切な算定が必要と考えていますので、この点、今後の御検討をお願いして、次の質問に移ります。

県立図書館についてです。

県立図書館は、県民の教養・文化の向上に寄与するため、社会教育法及び図書館法並びに本県教育の基本施策に基づき、県民の生涯にわたる多様で自発的、継続的な学習要求に応えるキーステーションとして、県公文書館、県立先哲史料館と一体となって、誰でも、いつでも、どこからでも利用できる社会教育施設としての機能を果たしており、文化的な県民生活に不可欠な施設です。

その沿革を振り返ると、創立は明治35年、県共立教育会附属大分図書館としてスタートして、昭和6年に県立に移管されました。戦火により官舎及び蔵書が焼失するなどの苦難もありながら、県民にとって最も身近な県施設として運営を続けてきました。現在の大分市王子西町で開館したのは平成7年2月のことで、本県出身の世界的な建築家である磯崎新氏が設計した印象的な建築物が大きな特徴となっています。

その後も、本県の知の拠点とも言うべき施設として県民から愛されてきた県立図書館ですが、昨年度の入館者数は約31万人で、開館直後か

ら比べると半減しています。これは本県の県立図書館に限ったことではなく、世の中全体として活字離れが進んでいることがその大きな要因であると理解していますし、実際に学校現場でも学生の本離れが進んでいるというデータも拝見しました。

県立図書館では、私が県の広報番組のレポーターを務めていたときから、インターネットを活用した貸出予約の実施、返却の利便性向上などの入館者増加対策に取り組んできていると承知していますが、厳しい現状です。なかなか即効性のある対策というのは難しいとは思いますが、私はやはり地道に本に親しむ環境づくりや本を読む習慣づくりを、特に若い方々に向けて取り組んでいくことが重要ではないかと考えます。私の拙い経験からいえば、いかに感銘を受ける文章に出会えるかが大切であり、多くの書物に触れ合うことで必ず自分と相性のよい作家、あるいは文体に出会えると思いますし、実際私はそうでした。

情報があふれる世界であるからこそ、厳選された知識を手に入れられる良書との出会いは貴重であり、その拠点たる県立図書館が今後も発展することは、県民にとっても非常に重要であると考えます。

そこで、県立図書館の利用者の増加に向け、どのように取り組んでいくのか、教育長に伺います。

井上副議長 山田教育長。

山田教育長 県立図書館は、県民の生涯学習の拠点として今年度で移転開館30周年を迎えました。これまで延べ1,480万人の利用があり、令和5年度の蔵書冊数は全国で11位、個人貸出冊数も10位と、全国上位となっています。一方で、議員御指摘のとおり、入館者は減少しています。

本県の小中学生の不読率は全国平均を上回っていることから、特に若い世代が本に親しむ機会の提供に力を入れているところです。具体的には、未就学児童等が本と出会うおはなし会や、大規模商業施設などにおける本との出会い広場の開催により、子どもや保護者への啓発を行っ

ています。

また、小学生を対象にした子ども読書リーダーの育成や、中高生に対して、お薦めの本を持ち寄って紹介し合うビブリオバトル大会の開催などを通じて、読書の楽しさを共有することで、読書意欲の喚起につなげています。

県立図書館の新規利用者獲得に向けては、電子書籍の導入や郷土資料をインターネットで閲覧できるデジタル資料室の開設、地域の図書館で県立図書館の書籍が利用できる遠隔地貸出しなど、非来館型サービスの充実も図っているところです。

今後も、時代のニーズに対応した読書機会の提供を通じて、利用者の拡大に努めていきます。

井上副議長 首藤健二郎議員。

首藤議員 答弁いただきました。是非取組をお願いします。私も余り本を読む子どもではなかったんですが、学校で行われる読書何とかとかいうのはですね。ただ、大学のときに——大学にも余り行ってないんですが、通うときに東京だとやっぱり電車で結構乗るので、当時何も、スマホもなかったですから、本を読んでいて、北方謙三という作家に出会って、もうどはまりというか、今の私ができているのも全部北方謙三によるというぐらい、男とはこうあるべきだ、話すとき長くなりますが。そこから他の本を読んだり、音楽とか、好きなこともそうなんですが、自分とぴたっと合う、感性が合う、おおっと思うような文体に出会えれば本当にしめたものというか、そこからずっと興味がいきますので、そういう機会をやったり、チャンスというか、それを与える場を是非つくっていただきたいという思いで質問しました。

続いて、動物愛護の推進についてです。

人の心を和ませ、楽しませてくれる、人によっては生きがいさえなっているかけがえのない存在がペットです。その歴史は古く、猫は古代エジプトの時代からネズミの駆除などの実用目的でも飼育されていたと言われていまして、犬も太古から、私たち人間のパートナーのような存在でした。

ペットは人の生活の質の向上にも貢献し、孤

独感の緩和のほか、子どもたちには思いやりの心を育て、情操教育の効果もあると言われていまして。また、ペットを散歩に連れていくことで運動するきっかけにもなりますし、交流することで安心感が生まれ、血液や心拍数が下がるという研究結果もあります。

このように、ペットは昔から人間と共に歩み、人間の生活を豊かにしてくれる貴重な存在ですが、その飼育には当然ながら大きな責任が伴います。ふん尿の処理、しっかりと餌をあげることは飼い主としての当たり前の義務ですが、それを果たさないばかりか、飼えなくなったペットを捨ててしまうといった、人としての倫理感を疑うような事例もいまだ発生しているのが現状です。

身勝手な飼い主により野良になった動物は、近隣の住民の迷惑となってしまうこともあるため、最悪の場合、不本意ながら殺処分という運命をたどります。本県では、平成31年2月に開所したおおいた動物愛護センターを拠点に殺処分の減少に向けた動物愛護の取組を推進してきました。その成果で、犬、猫の殺処分頭数は減少傾向にあるようですが、私はその取組の趣旨を鑑みると、あくまで殺処分ゼロを目指していくべきではないかと考えます。

私も、以前担当していた「おおいた捕物帳」で、毎年、現場取材してきました。処分される予定の犬や猫は、次は自分の番だなというのを本能で感じ取っているように感じていました。長屋のような部屋に入れられて、殺処分が行われるたびに隣に移っていくんです。端っここの部屋に近づくごとに本当に鳴き声が変わっていきます。そうした姿を見るたびに心が締め付けられ、大変悲しい気持ちになったのを今でも鮮明に覚えています。そして、現場に携わるスタッフの御苦労、御心痛たるや言うに及びません。このような悲しい動物たちを出さないためには、適正飼育の周知徹底を含めた動物愛護のより一層の推進が不可欠であると考えます。

そこで、動物愛護の推進にどのように取り組んでいくのか、生活環境部長に伺います。

井上副議長 島田生活環境部長。

島田生活環境部長 県では、動物愛護センターの開所以来、ボランティア団体等の協力もいただきながら、犬と猫の殺処分数は開所前の1,853頭から令和5年度には564頭と7割減少したところです。今後、さらなる削減に向け、次の三つを重点的に展開していきます。

一つは、適切な飼い方の啓発です。しつけ教室や児童を対象とした命の授業などを通じ、飼い主が愛情と責任を持ってペットを最後まで飼育する意識の醸成を図っていきます。

二つ目は、地域猫活動の強化です。県は、所有者不明の猫の不妊去勢手術を無償で行っており、センターでの対応実績は累計で5千頭を超えたところです。また、地域猫活動団体などが身近な動物病院で行う手術に対しても、今年度は7市町が県の補助金を活用して支援しており、実施していない市町村には引き続き働きかけを行っているところです。

三つ目は、譲渡の推進です。センターでは月3回、譲渡会を開催しています。譲渡対象となる犬や猫の情報をホームページやSNS等を活用して積極的に広報し、譲渡会への参加者の増加を図っています。また、保護ボランティア団体への譲渡についても強化していくこととしています。

今後も適正飼育の啓発と殺処分減少の取組等を一層進め、人と動物が共生できる社会を目指していきます。

井上副議長 首藤健二郎議員。

首藤議員 答弁いただきました。ありがとうございます。本当に動物愛護の啓発というか、もっと広げてほしいんですが、今譲渡会の話が出ましたが、譲渡会も毎回取材させていただくんですが、これもやり方を少し考えた方がいいと思うんです。もてる子というか、人気のある子というのは最初から、僕らでも分かるぐらい。ただ、くじ引になって抽選して、ああ、よかったね、大事に育てるんだよと僕らなんかインタビューをするんですが、次々と何回も行われて、もてない子なんか毎回そこに出されるわけですよ。そうすると、いや、どうせ俺また駄目だろうみたいな顔で出てくるんですよ。

だから、何かその譲渡会も、ちょっとこういろんな、変わったやり方というか、何かやっばり方法もいろいろ考えてやっていただきたいと思います。

次は、産業動物獣医師の確保についてです。

先のペットと同様に、我々人間にとってなくてはならないのが、牛や豚、鶏などの産業動物たちです。その貴重な命をいただいている以上、我々はやはり日々の食事を感謝の気持ちでいただかなければならないと思います。

こうした産業動物たちは、当然ながら生き物ですので、様々な病気に罹患するリスクがあります。その健康を守る重要な役割を果たしているのが産業動物獣医師です。

獣医師といえば、一般的には動物病院で小動物等の病気治療を行っている方々をイメージしがちですが、産業動物獣医師も我々の生活になくってはならない存在です。命ある産業動物たちが病気にかかって苦しむのではなく、心穏やかに育てもらうことは、動物愛護、福祉の観点からも、また、私たち人間の健康という意味でも重要だと思います。

本県においても、農林水産部や生活環境部を中心に、産業動物獣医師の職員の皆さんが畜産業の基盤を支えています。特に、口蹄疫や鳥インフルエンザ、豚熱などの伝染病がまん延すれば、畜産業への影響は甚大であることから、その防止に日夜尽力いただいている県職員獣医師や民間の産業動物獣医師の皆様には頭が下がります。

しかしながら、全国的な問題として、獣医師希望者の人気はどうしても小動物等を担当する獣医師に偏っているようで、産業動物獣医師は官民ともに人手不足が常態化していると聞きます。本県職員の募集においても、やはり定員を満たしてはならず、また、残念ながら退職される方もいるようで、その確保には苦慮しているようです。産業動物獣医師の不足は、畜産業の基盤低下にもつながりかねない深刻な問題であり、県としてもしっかりと対策をしていく必要があると考えます。

そこで、産業動物獣医師の確保にどのように

取り組んでいくのか、農林水産部長に伺います。
井上副議長 渇野農林水産部長。

渇野農林水産部長 産業動物獣医師は、農家に対する獣医療の提供と病原体侵入防止のための衛生管理指導など重要な役割を担っていますが、人材不足とそれに伴う緊急時の体制整備が課題となっています。

そこでまず、人材確保のため、獣医系大学生を対象に大動物獣医師及び県獣医師への就業を条件とした修学資金制度に加え、県獣医師を志す高校3年生を対象とした地域枠入試制度も設け、入学準備金等を給付しているところです。

また、県の業務を体験するインターンシップや獣医系大学の就職説明会へ県獣医師を派遣するリクルート活動も実施しています。

さらに、採用選考の受験者数を増やすため年4回の試験を実施しているほか、資格保有者には、要望に合わせて個別に受験日を調整するなど柔軟に対応しているところです。加えて、処遇面でも昨年度から初任給調整手当を増額したところです。また、最近、全国で発生している鳥インフルエンザ等の緊急時の体制整備については、今年から農業共済組合との協力体制を構築しています。さらに、九州各県や全国との派遣協力体制も既に確立させ、備えを強化しているところです。

今後も、こうしたことを通じ、なお不足する産業動物獣医師の確保と防疫体制の強化に取り組んでいきます。

井上副議長 首藤健二郎議員。

首藤議員 答弁をいただきました。ありがとうございます。私は専門でも何でもなく、現場も分かりませんが、聞くところによると、獣医師の方の心労というか、やっぱり精神的な御負担が非常に多いと伺っていますので、その辺のケアとか、あるいは働き方とか、様々な工夫なり努力をされて、不足のないように是非していただきたいと思いますので、よろしく願います。

それでは最後に、人権が尊重される社会づくりについて質問します。

我が国では、基本的人権の尊重を原則の一つ

とする日本国憲法の下で、これまで人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきました。私もかつて取材させていただきましたが、本県でも、全ての人の人権が尊重される社会づくりを進めるため、条例に基づき、様々な施策が実施されています。

しかしながら、昨年度本県が行った人権に関する県民意識調査では、人権への関心は高まった一方で、全般的に人権が尊重されていると思うかどうかを問うと、尊重されていると思うと答えた人は約7割で、5年前の調査からこれはほとんど変わっていません。

いくつか理由はあると思いますが、やはり次々と顕在化する人権課題に即座に対応していくことが大事なのではないかと思います。例えば、意識調査の中で、関心のある人権課題として前回から約10ポイントと大きく上昇したインターネットによる人権侵害も比較的新しい人権課題ではないかと思います。インターネットの普及に伴い、その匿名性や情報発信の容易さから、個人に対する誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害、SNS等におけるネットいじめなど、人権に関する様々な問題が発生しています。

このように、時代の変化に伴い新たな人権課題が生まれてくる上に、既存の課題についてもさらなる対策が求められています。さらには生活様式も目まぐるしく変化していく中で、人権施策のアップデートが必要になってきていると考えます。

また、同調査において、この5年間で、人権に関する講演会や研修会等に一度も参加したことがないと回答した人が7割を超えています。差別をなくし、県民相互の人権が尊重され、多様な価値観を認め合う社会を実現するためには、やはり県民全体の人権意識を高めることが大事です。県民一人一人が人権に関する知識を学び、人権意識を高める基本的な教育、啓発を一層推進することが必要ではないでしょうか。

本意識調査は、これまでの施策の効果を検証するとともに、調査結果に基づき実情を鑑みた施策を実施する目的で行われたものであり、県では早速この調査を踏まえて人権尊重施策基本

方針を改定されると聞いています。

そこで、人権が尊重される社会づくりにどのように取り組んでいくのか、生活環境部長に伺います。

井上副議長 島田生活環境部長。

島田生活環境部長 県では人権尊重基本方針を定め、教育・啓発の推進、相談・支援体制の充実の二つを柱に人権施策を推進しています。性的少数者やヤングケアラーといった新たに顕在化した課題には相談窓口を強化するなど、全庁を挙げて対応しているところです。

基本方針については、社会情勢や県民意識の変化を踏まえて5年ごとに見直しを実施しています。今回の改定では、県民の関心が高まっているインターネット・AIの人権侵害、職場でのハラスメントなど働く人の人権問題、国が救済制度を拡充した犯罪被害者の人権救済、この三つを重点課題に追加しました。こうした新たな人権問題を可視化して、今後、必要な対策を強化していきます。

また、御指摘のとおり、県民の人権意識を高める教育・啓発のさらなる推進も必要となっています。このため、人権啓発講師の派遣やWeb研修等により地域や企業等の学びの機会を増やしていきます。さらに、県民一人一人の理解を深めるために、人権問題を自分事として学ぶ参加型の研修の充実も図っていきます。

今後も社会情勢の変化に対応しながら、県民全体の人権意識を高め、人権が尊重される社会づくりに粘り強く取り組んでいきます。

井上副議長 首藤健二郎議員。

首藤議員 答弁をいただきました。私がここで言いたいのは、人権啓発、告知啓発イベント、それぞれ工夫されてやっていると思うんですが、人権啓発です、皆さん来ませんか、こういうイベントをやると、やっぱりちょっと敷居が最初から高いんですね。ですから、関心のある方々が行くようなスタイルにどうしてもなりがちといますか。ですから、やっぱり人権に関する講演会や研修会等に参加していない方が7割となっている、少ないというのは、もうちょっと身近なところで感じられたり、接するとか、

気付きが起こるような、そういう取組を是非考えて進めていただきたいと思います。

私もその人権、何か啓発とかということちょっとこっぴどかしくて、何かちょっと照れくさかったんですが、この年になっていい年をこいて、親の介護とかしている中で、やっぱり優しさがあるなというのはつくづく感じていますので、皆さん暮らしていく中で、どこかで自分の中に人に対する優しさとか思いやりとか、そういうところがあるんだなというところを気付くような、そういった人権啓発を今後も取り組んでいただきたいと思います。私の一般質問を終わります。(拍手)

井上副議長 以上で首藤健二郎議員の質問及び答弁は終わりました。

次に、上程案に対する質疑に入ります。発言の通告がありますので、これを許します。堤栄三議員。

[堤議員登壇]

堤議員 皆さんこんにちは。日本共産党の堤です。今日は今議会に上程された議案に対する質疑等を行いたいと思っています。よろしくお願ひします。

まず、暮らし応援の予算についてです。

国は物価高騰対策として経済対策の補正予算案を閣議決定しましたが、物価高騰、社会保障費負担増などによる暮らしの疲弊が続いています。

日本共産党中部地区委員会が行った市民アンケートでは、「毎日の生活と暮らしはどうか」との設問に対し、「少し不安を感じる」「先行きが大いに不安」が91%を占めています。さらに、「年金が目減りした」「物価が上がった」「税金や社会保障の負担増」などがその理由として挙げられています。

県政として県民の暮らしを守るを第一義的として補正予算等を組むようにするべきと考えます。

その具体例の一つとして、今日も知事が議案提案の中でも物価高の問題について影響を大きく受けている方々を支えていくという発言もありました。そういう点で、物価高騰により生活

に困窮している世帯に対して、厳しい冬をしのぐためにも灯油の購入費などの一部を支援する福祉灯油の助成策など検討するべきだと思います。

そこで、福祉灯油を含め、生活者や事業者への支援となる経済対策をどう実行していくのか、答弁を求めます。

〔堤議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

井上副議長 ただいまの堤栄三議員の質疑に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 堤栄三議員の令和6年度大分県一般会計補正予算に対する質疑についてお答えします。

本日提出した補正予算案は、先月公表された国の総合経済対策を踏まえ、物価高騰の影響を受ける生活者、事業者への支援や中小企業の生産性向上支援など、早急に対応が必要な経費を計上したものです。

そのうちエネルギー価格高騰への対応としては、追加される重点支援地方交付金を活用して、国の支援対象とならないLPガス利用料金の一部助成や、地域公共交通事業者の燃料費に対する支援などを行うこととしています。

このほか国の経済対策では、物価高への対応として、低所得者向けの給付事業のほか、農業者や漁業者等、物価高の影響を受ける事業者への支援策なども幅広く掲げられています。

これらの施策については、詳細が未定の事業も多いことから、引き続き情報収集を行い、必要に応じて、改めて県の補正予算を編成することとしているところです。

なお、灯油に関しては、ガソリンと同様に国からの補助が元売の方に出ています。消費者に対し直接購入費を支援することについては、厳冬期に灯油需要が大幅に増加する寒冷地において検討されているということではないかと考えているところです。

これからも国の対策を活用しながら、物価高などの影響を受けている方々を支えていきたいと考えています。

井上副議長 堤栄三議員。

堤議員 確かに低所得者対策の1世帯3万円とか2万円とかいろいろ制度的にはあります。ただ、これは低所得者としての非課税世帯という限定が付くわけですね。そういう点で、この非課税世帯となると、かなり所得的には低い数字になってくるが、こういうものだけではなくて、その境界線にある方々、そういう方々でも低所得者層と言われるんですね。それに現金給付するというのは別問題として、そこで一つの提案としては、さっき知事も言われたとおり、重点支援地方交付金、この中身はいろいろ推奨事業メニューというのを示されているんですね。この中で灯油に対する補助もメニューとして今度初めて追加で示されているわけです。そういう点、確かに厳冬対策として寒冷地というのは分からなくてもないんです。しかし、今、大分県内でも竹田などの地域に行けばやっぱりかなり寒くなってくる。そういう地域は灯油を使うという状況の中で、元売に支援したとしても、今、灯油代は18リットルで2千円を超えている。そういうところで、直接灯油代そのものに補助するということが、いかに低所得者にとってても非常に助かる制度かということが言われると思うんですね。

ですから、せっかくそういう新たな事業メニューとして閣議決定されているわけですので、是非それは来年2月の——2月ではちょっと遅いかも分らんが、補正予算として追加提案すべきだと考えるが、そこら辺は再度どうでしょう。

井上副議長 佐藤知事。

佐藤知事 今、議員から御指摘あったとおり、推奨メニューの中に入っているということも承知しています。そのようなことも含めて、ただ、さきほど言ったとおり、大変多く灯油を使う厳冬期、厳冬地域において措置を検討されているということは伺っていますが、そのような状況も見ながら、さらに全般にわたり検討を進めていきたいと考えています。

井上副議長 堤栄三議員。

堤議員 是非それは検討方よろしくお願ひしたいと思います。

次に、高齢者の県営住宅の1階への住み替えの問題について聞きます。

新たな総合戦略の骨子の中で人口減少の抑制とうたっていますが、高齢者が安心して地域で暮らしていくための低廉な家賃の公営住宅も必要です。しかし、そこに住んでいる高齢者も年齢とともに足腰が弱まり、障がい等で1階への住み替えが必要となってきました。現在、1階が空いているにもかかわらず、過去、退居修繕が未実施ということで募集されていないところも多数ありますが、住み替えの希望がかなうような予算の拡充が必要です。

そこで、大分市内の県営住宅で1階への住み替えを待っている方は何人いるのか、また、退居修繕が必要な対象戸数は何戸あるのか、あわせて、住み替えの希望をかなえるため予算を拡充し、1階の退居修繕を加速していく考えはないのか、答弁を求めます。

井上副議長 五ノ谷土木建築部長。

五ノ谷土木建築部長 県営住宅の住み替えについては、入居者が高齢、けが、病気などにより、階段の昇降が支障となり、現在入居している住戸に住み続けることが困難となった場合、例外として認めています。

その多くは、上層階から1階への住み替えを希望しており、申出の早い方から順番に住戸の修繕を実施し、準備が整い次第、案内しているところです。

現在、大分市内において、住み替え希望者は57名います。そのうち修繕を行えば入居ができる住戸は33戸となっている状況です。そのため、管理代行者である住宅供給公社と緊密に連携し、入居者の希望に可能な限り早期に応えられるよう、まずは修繕予算のより効率的な執行を検討していきます。

引き続き、専任職員による多様な要望、相談等への対応、また、高齢者への毎月の見守り訪問など、入居者の声にしっかり耳を傾けながら、県営住宅の管理を丁寧に進めていきます。

井上副議長 堤栄三議員。

堤議員 予算の効率的な執行は当然のことやな。効率的な執行をしたとしても今こういう現状な

わけですよ。そういう点で、私の地元の県営住宅は結局1階が7戸空いている。そこに住み替えをしたいという上層階の高齢者の方、障がいを持っている方もいる。そのうち1戸しか修繕対象になっていないわけね。7戸空いていて1戸しか退居修繕できないのに、4人待っているわけです。7戸空いているなら4戸を退居修繕すれば、4人が一遍に上層階から住み替えできるのに。その理由は結局予算がないということ。予算の効率的な執行というのは言葉はいいが、しかし、効率的ということは、そういうところに目が向かないわけね。そういう点で、実際に障がいを持って、高齢でなかなか下りることも大変、ままならないという状況の方々がおられれば、やっぱりそこは臨機応変に対応して、退居修繕して、すぐに入れてもらうように、これは県としての役割だし、大分県住生活基本計画にもちゃんと高齢者、障がい者の住環境の整備等が書かれているでしょう。その基本計画に基づいた県の今後の住生活のやり方を本当に踏襲していかないと、これは今から高齢化する地域だから、高齢化が進んでいる。そういう方々が多くなってくる。これは是非今後対応を強めていっていただきたいし、そういう対応を、住生活基本計画に基づいて対応していくということを再度確認するから、どう。

井上副議長 五ノ谷土木建築部長。

五ノ谷土木建築部長 今、住生活基本計画の話がありましたが、正にその計画のっとして公営住宅の管理も進めていきます。

また、管理代行者である住宅供給公社、こちらでも今までもきちんと対応させていただいているところですが、33名の待機者がいるということについては、私どももしっかり反省しなければならぬと思っています。

また、この33名の方々に対して、決してそのまま放置しているわけではありませんで、声かけをさせていただいたり、状況を聞かせていただいているところです。33名のうち、今年度に入り11名の皆様に対しては、いろいろ物件で、希望に近い住戸であったりとか、希望の条件そのものの住戸を御紹介したりということ

もしていますが、この結果、全て御辞退されたという経緯があります。

そういった意味でも、この住戸の住み替えを希望されている皆様に対して、適切に時間を置かず御要望を確認しながら、住み替えの希望に早期に沿えるように対応していきたいと考えています。

井上副議長 堤栄三議員。

堤議員 是非早期に対応していただきたい。結局なぜ1階に住みたがるかという点、1階はバリアフリーなんですね。2階、3階と風呂の高さとか全然違うんですよ、2階以上はできないからね。だから、そういう点でやっぱり1階に住み替えをしたいという要望は本当に強いです。是非そういう点は、この住生活基本計画の中でも必要度に応じ適切な規模の住み替えを促す取組を進めるときちっと書かれているわけだから、そういう予算配分もやって、そういう地域の高齢者、障がい者の方々の要求を実現させていくという立場に是非立っていただきたいと思います。

では最後に、日本製鉄のばいじんの問題について聞きます。

人口減少を抑制したいのであれば、良好な環境をつくる必要があります。そのためにも、日本製鉄のばいじん問題の解決が急がれます。

この問題で地域活動をしているばいじん公害をなくす会大分が、近隣住民向けにアンケートを行いました。「ばいじんを感じている生活上での被害は」という問いでは、「窓や網戸が汚れる」「ベランダが汚れる」「部屋の中がざらざらする」という回答が多数を占めています。また、健康上で感じていることでは、「目がざらざらするなどの症状がある」「せきやたんがよく出る」「くしゃみ・鼻水がよく出る」などの健康不安を回答しています。これ以外にも100を超える要望が寄せられています。

近隣住民のこのような声を真摯に受け止め、さらなる低減を目指して、ばいじん及び粉じんの低減対策を大分市と共同し、実施することが必要です。

これまで日本製鉄に対し、どのような指導と

低減策を実施されてきたのでしょうか。また、そうした指導や低減策により住民が日常感じるような低減が図られていると考えているのでしょうか。あわせて答弁を求めます。

井上副議長 島田生活環境部長。

島田生活環境部長 降下ばいじんについてですが、県は公害防止協定に基づき、大分市と連携し、事業者によるばいじん等の低減対策が確実に実施されるよう求めてきたところです。

事業者においては、粉じん対策計画などに基づき、集じん機の増強やコークス炉の炉蓋などの補修、また、事業場内の散水の徹底などに取り組んできているところです。

この結果、敷地境界線における降下ばいじん量の1キロ平方メートル当たりの月平均値は、平成18年度には5.2トンという数字でしたが、令和5年度は3トンと着実に低減してきています。

今後も公害防止協定に基づき、さらなる低減対策が実施されるよう求めていきます。

井上副議長 堤栄三議員。

堤議員 私たちも散水しているだとか、また、防じんネットだとかベルトコンベヤーのフルカバー化とか、いろんな対策を企業として本当にされている、低減をされているというのは分かります。実際に私もその地域に住んでいますから。しかし、まだまだそういう状況は続いているんですね。集じん機とかバグフィルターの改修とか、常に点検、改修しないと目詰まりしちゃうわけね、あれは。そういうところまで含めて指導されているのかなというのが一つあるわけね。

もう一つは、確かに3トンという数字を聞くとむちゃくちゃ多いように感じるけど、敷地境界線だからね、重たいのはあそこに落ちますから、軽いやつが全部風に乗って明野方面へ行くわけですね。だから、そういう点からすると、軽いものが我々に、人体に入ってくる可能性もあるわけね。住環境を汚す可能性もあるわけですよ。

だから、敷地境界線で3トンに下がったからよいではなくて、現実にその地域に住んでいる

方がどのように感じて、どのように住環境に対して影響が出ているかというところはやっぱりきちっと調査しないとこれはいけないと思うんだよね。

だから、3トンについての部長の考えと、そういう改修、修繕というか、清掃管理、そういうところはどういう形でしているのかを再度質問します。

井上副議長 島田生活環境部長。

島田生活環境部長 まず、事業場での設備更新等のチェックというか、そういったところですが、県自体は大気汚染防止法に基づく立入権限はありませんが、公害防止協定に基づいて大分市と合同で立入検査を実施しています。令和5年度ですと12回、また、今年度ですと11月までに13回立入検査をしており、集じん機の設備の更新状況、ばい煙発生施設の維持管理、さきほど議員が言われた日常的な散水の状況だとか、そういったところを確認しているところです。

また、市民の方々のお声の部分ですが、県や大分市に意見、苦情、相談という形で寄せられたことについては、大分市、県、事業者と設けている降下ばいじん検討会において共有しているところです。令和5年度でいうと県、市では12件寄せられたような状況です。こういったところを、場合によっては職員が現地へ赴いてお話を伺っているという状況もあります。

引き続き公害防止協定等に基づき、事業者と

しっかり話し合っ対策を進めていきたいと考えています。

井上副議長 堤栄三議員。

堤議員 確かにそういういろんな声が聞かれるというのは当然だよ。だから、さきほどちょっと言ったが、アンケートの中で数百の要求が出ているわけ。こういう問題がある、こういういろんな汚れるとかね。そういうことに対してなかなか、確かに低減はしたが、皆無ではないわけ。だから、そういう点で皆無を目指すという、そういう立場に県としてもまた大分市と共同しながらしないといけないと思います。でない、住んでいる人の身になったらそれは分かりますって、実際にあそこにいるとどういう状況かというのはね。

だから、そういう点は是非強く強調しておきたいと思いますから、是非よろしくをお願いします。

以上で質疑を終わります。(拍手)

井上副議長 以上で堤栄三議員の質疑及び答弁は終わりました。

これをもって一般質問及び質疑を終わります。

ただいま議題となっている第108号議案から第122号議案まで及び第2号報告は、お手元に配布の付託表のとおり所管の常任委員会に付託します。

なお、他の委員会にも関連のある案については、合い議をお願いします。

—————→…←—————

付 託 表		
件 名		付 託 委 員 会
第108号議案	令和6年度大分県一般会計補正予算(第4号)	総務企画 農林水産 土木建築
第109号議案	大分県使用料及び手数料条例の一部改正について	総務企画
第110号議案	当せん金付証票の発売について	総務企画
第111号議案	大分県産業廃棄物税条例の一部改正について	総務企画
第112号議案	大分県の事務処理の特例に関する条例等の一部改正について	総務企画
第113号議案	物品の取得について	福祉保健生活環境

第114号議案	保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	福祉保健生活環境
第115号議案	損害賠償の額を定めることについて	農 林 水 産
第116号議案	工事請負契約の変更について	土 木 建 築
第117号議案	工事請負契約の変更について	土 木 建 築
第118号議案	宅地造成及び特定盛土等規制法による規制区域の指定に伴う関係条例の整備について	土 木 建 築
第119号議案	工事請負契約の締結について	土 木 建 築
第120号議案	警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部改正について	文 教 警 察
第121号議案	令和6年度大分県一般会計補正予算（第5号）	総 務 企 画 福祉保健生活環境 商工観光労働企業 農 林 水 産 文 教 警 察
第122号議案	職員の給与に関する条例等の一部改正について	総 務 企 画
第 2 号報告	令和6年度大分県一般会計補正予算（第3号）	総 務 企 画

—————→…←—————
井上副議長 以上をもって本日の議事日程は終わりました。

お諮りします。9日、10日及び11日は常任委員会のため、12日は議事整理のため、それぞれ休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

井上副議長 御異議なしと認めます。

よって、9日から12日までは休会と決定しました。

なお、7日及び8日は県の休日のため休会とします。

次会は、13日定刻より開きます。日程は、決定次第通知します。

—————→…←—————
井上副議長 本日はこれをもって散会します。

午後2時59分 散会

令和6年第4回大分県議会定例会会議録（第5号）

令和6年12月13日（金曜日）

議事日程第5号

令和6年12月13日

午前10時開議

- 第1 第108号議案から第122号議案まで及び第2号報告
（議題、常任委員長の報告、質疑、討論、採決）
- 第2 第123号議案、第124号議案
（議題、提出者の説明、質疑、討論、採決）
- 第3 議員提出第18号議案
（議題、提出者の説明、質疑、討論、採決）
- 第4 特別委員会の報告
- 第5 選挙管理委員及び同補充員の選挙
- 第6 議員派遣の件
- 第7 閉会中の継続調査の件

本日の会議に付した案件

- 日程第1 第108号議案から第122号議案まで及び第2号報告
（議題、常任委員長の報告、質疑、討論、採決）
- 日程第2 第123号議案、第124号議案
（議題、提出者の説明、質疑、討論、採決）
- 日程第3 議員提出第18号議案
（議題、提出者の説明、質疑、討論、採決）
- 日程第4 特別委員会の報告
- 日程第5 選挙管理委員及び同補充員の選挙
- 日程第6 議員派遣の件
- 日程第7 閉会中の継続調査の件

出席議員 43名

議長 嶋 幸一 副議長 井上 明夫

志村 学	御手洗吉生
梶田 貢	穴見 憲昭
岡野 涼子	中野 哲朗
宮成公一郎	首藤健二郎
清田 哲也	今吉 次郎
阿部 長夫	小川 克己
太田 正美	後藤慎太郎
森 誠一	大友 栄二
木付 親次	三浦 正臣
古手川正治	元吉 俊博
麻生 栄作	阿部 英仁
御手洗朋宏	福崎 智幸
吉村 尚久	若山 雅敏
成迫 健児	高橋 肇
木田 昇	二ノ宮健治
守永 信幸	原田 孝司
玉田 輝義	澤田 友広
吉村 哲彦	戸高 賢史
猿渡 久子	堤 栄三
末宗 秀雄	佐藤 之則
三浦 由紀	

欠席議員 なし

出席した県側関係者

知事	佐藤樹一郎
副知事	尾野 賢治
副知事	桑田龍太郎
教育長	山田 雅文
公安委員長	平川加奈江
人事委員長	石井 久子
代表監査委員	長谷尾雅通
総務部長	渡辺 淳一
企画振興部長	若林 拓
企業局長	高野 信一
病院局長	井上 敏郎
警察本部長	種田 英明
福祉保健部長	工藤 哲史
生活環境部長	島田 忠

商工観光労働部長	利光 秀方
農林水産部長	淵野 勇
土木建築部長	五ノ谷精一
会計管理者兼会計管理局長	馬場真由美
交通政策局長	嶋川 智尉
防災局長	首藤 圭
観光局長	渡辺 修武
労働委員会事務局長	一丸 淳司

午前10時 開議

嶋議長 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

嶋議長 日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

まず、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、11月の例月出納検査の結果について、文書をもって報告がありました。

なお、調書は朗読を省略します。

次に、第122号議案職員の給与に関する条例等の一部改正について、地方公務員法第5条第2項の規定により、人事委員会の意見を聴取した結果、適当と考える旨、文書をもって回答がありました。

次に、広報委員長から出前県議会について報告したい旨の申出がありますので、これを許します。広報委員長井上明夫議員。

〔井上議員登壇〕

井上広報委員長 おはようございます。去る10月10日に日田市において開催した出前県議会について御報告します。

報告書はタブレットに載せています。

今年度は、「日田市の地域振興について」をテーマに掲げ、県議会から14名の議員が出席しました。

地域で活動されている3名の方から意見発表していただき、現場が抱える様々な課題について意見交換を行いました。

お伺いした御意見等については、今後の議会、議員活動に反映させていきたいと考えています。

報告書については、御一読の上、御活用いただきますようお願いいたします。

以上で出前県議会の報告を終わります。

嶋議長 以上、報告を終わります。

嶋議長 本日の議事は、議事日程第5号により行います。

日程第1 第108号議案から第122号議案まで及び第2号報告

(議題、常任委員長の報告、質疑、討論、採決)

嶋議長 日程第1、日程第1の各案件を一括議題とし、これより各常任委員長の報告を求めます。福祉保健生活環境委員長三浦正臣議員。

〔三浦(正)議員登壇〕

三浦(正)福祉保健生活環境委員長 福祉保健生活環境委員会の審査の経過と結果について御報告します。

本委員会で審査した案件は、今回付託を受けた議案3件です。

委員会は去る10日に開催し、部局長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査した結果、第113号議案物品の取得について、第114号議案保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について及び第121号議案令和6年度大分県一般会計補正予算(第5号)のうち本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定しました。

以上をもって福祉保健生活環境委員会の報告とします。

嶋議長 商工観光労働企業委員長木付親次議員。

〔木付議員登壇〕

木付商工観光労働企業委員長 おはようございます。商工観光労働企業委員会の審査の経過と結果について御報告します。

本委員会で審査した案件は、今回付託を受けた議案1件です。

委員会は去る10日に開催し、部局長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査した結果、第121号議案令和6年度大分県一般会計補正

予算（第5号）のうち本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと、全会一致をもって決定しました。

以上をもって商工観光労働企業委員会の報告とします。

嶋議長 農林水産委員長井上明夫議員。

〔井上議員登壇〕

井上農林水産委員長 農林水産委員会の審査の経過と結果について御報告します。

本委員会で審査した案件は、今回付託を受けた議案3件です。

委員会は去る10日に開催し、部長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査した結果、第108号議案令和6年度大分県一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会関係部分、第115号議案損害賠償の額を定めることについて及び第121号議案令和6年度大分県一般会計補正予算（第5号）のうち本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定しました。

以上をもって農林水産委員会の報告とします。

嶋議長 土木建築委員長古手川正治議員。

〔古手川議員登壇〕

古手川土木建築委員長 土木建築委員会の審査の経過と結果について御報告します。

本委員会で審査した案件は、今回付託を受けた議案5件です。

委員会は去る10日に開催し、部長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査した結果、第108号議案令和6年度大分県一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会関係部分について、第116号議案工事請負契約の変更について、第117号議案工事請負契約の変更について、第118号議案宅地造成及び特定盛土等規制法による規制区域の指定に伴う関係条例の整備について及び第119号議案工事請負契約の締結については原案のとおり可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定しました。

なお、第118号議案については総務企画委員会及び福祉保健生活環境委員会に合い議し、その結果をも審査の参考にしました。

以上をもって土木建築委員会の報告とします。

嶋議長 文教警察委員長大友栄二議員。

〔大友議員登壇〕

大友文教警察委員長 文教警察委員会の審査の経過と結果について御報告します。

本委員会で審査した案件は、今回付託を受けた議案2件です。

委員会は去る9日に開催し、教育長及び警察本部長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査した結果、第120号議案警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部改正について及び第121号議案令和6年度大分県一般会計補正予算（第5号）のうち本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定しました。

以上をもって文教警察委員会の報告とします。

嶋議長 総務企画委員長麻生栄作議員。

〔麻生議員登壇〕

麻生総務企画委員長 総務企画委員会の審査の経過と結果について御報告します。

本委員会で審査した案件は、今回付託を受けた議案7件及び報告1件です。

委員会は去る12月10日に開催し、部局長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査した結果、第108号議案令和6年度大分県一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会関係部分、第109号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正について、第110号議案当選金付証票の発売について、第111号議案大分県産業廃棄物税条例の一部改正について、第112号議案大分県の事務処理の特例に関する条例等の一部改正について、第121号議案令和6年度大分県一般会計補正予算（第5号）のうち本委員会関係部分及び第122号議案職員の給与に関する条例等の一部改正については原案のとおり可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定しました。

次に、第2号報告令和6年度大分県一般会計補正予算（第3号）については承認すべきものと全会一致をもって決定しました。

なお、第109号議案については土木建築委員会及び文教警察委員会に、第111号議案及び第112号議案については福祉保健生活環境

委員会に合い議し、その結果をも審査の参考にしました。

以上をもって総務企画委員会の報告とします。

嶋議長 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

別に御質疑もないようですので、質疑を終結し、これより討論に入ります。

発言の通告がありますので、順次これを許します。三浦由紀議員。

〔三浦（由）議員登壇〕

三浦（由）議員 皆さんおはようございます。日本維新の会、三浦由紀です。第122号議案職員の給与に関する条例等の一部改正について、反対の立場で討論します。

第122号議案は、県職員等の給与の引上げ、期末手当などの支給月数引上げなどを目的とした条例改正案です。もちろん一般職などの引上げなどに反対するものではありませんが、これには議員の期末手当の支給月数引上げなどが含まれています。日本維新の会としてはこれらの引下げを逆に求めており、党の立場として引上げには賛成することができません。一般職などと議員の給与に関する条例改正案が二つに分かれていけばよいのですが、今回もこれらが一つの条例案として提案されています。したがって、残念ながら今回の条例改正にも反対します。

また、今後、同様の条例改正案を上程される場合は、これらを分け、複数の条例改正案として出させていただきますよう要望します。

嶋議長 猿渡久子議員。

〔猿渡議員登壇〕

猿渡議員 日本共産党の猿渡久子です。日本共産党を代表して討論を行います。

まず、第121号議案2024年度大分県一般会計補正予算（第5号）についてです。

今回の補正予算は、物価高騰や人手不足など喫緊の課題に対する国の交付金を活用した支援策と、それを補完する県独自の支援策となっており、賛成すべき内容です。特に、LPガスや中小企業への県独自の支援策については評価するものですが、以下の内容についてさらなる拡

充を求めたいと思います。

LPガス等価格激変緩和対策事業は、国の支援の対象外となるLPガスについて支援するものですが、1,600円1回限りの助成では少な過ぎます。県民はあらゆる物価が高騰し疲弊している中で、助成額をさらに引き上げるべきです。

また、中小企業等省力化・生産性向上支援事業は、ロボットやデジタルツール等の導入に助成するものですが、もっと幅広く活用できる使いやすいものにすべきだと考えます。国からの補助金は先端設備等導入や経営革新に偏ることなく、幅広い中小・小規模事業者にも門戸が開かれ、より使いやすい補助金が必要であり、その予算の増額が必要だと考えます。小規模事業者の販路開拓など事業の持続化につながる取組を広く支えるための恒久的な支援も必要ではないでしょうか。

以上、補正予算等に関する指摘及び要望を行いました。是非今後反映されるよう求め、賛成討論とします。

次に、第122号議案職員の給与に関する条例等の一部改正についてです。

今回の改正案では、人事委員会勧告等を尊重し、職員の給料表の改定、期末勤勉手当の引上げが実施されます。そして、知事等特別職、県議会議員の期末手当も同時に引き上げるものです。

公務員は、憲法第15条によって、全体の奉仕者としての役割が規定されています。また、地方公務員法第24条では、職員の給与は、その職務と責任に応じるものでなければならないと規定されています。地域経済浮揚のためにも、職員の給与の引上げは必要なものであり、その役割にふさわしく、さらなる引上げが必要だと考えます。

職員や会計年度任用職員の給与等のさらなる引上げを求め、本改正部分には賛成します。

しかし、特別職や県議会議員の期末手当の引上げについては、多くの県民が物価高騰で苦しんでいる中、引上げを実施することは県民が納得できるものではありません。

よって、この部分には反対します。

今回の条例改正では、県職員と知事等特別職の引上げが一つの議案で提案されています。是非次回の条例改正では、職員と特別職の給与等の改定について別々の議案として提案いただくことを要望し、討論とします。

嶋議長 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結し、これより採決に入ります。

まず、第108号議案から第121号議案まで及び第2号報告について採決します。

各案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、各案は委員長の報告のとおり決定しました。

次に、第122号議案について起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

嶋議長 起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

—————→…←—————
日程第2 第123号議案、第124号議案
 (議題、提出者の説明、質疑、討論、採決)

嶋議長 日程第2、第123号議案及び第124号議案を一括議題とします。

—————→…←—————
 第123号議案 教育委員会委員の任命について

第124号議案 公害審査会委員の任命について

—————→…←—————
嶋議長 提出者の説明を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 おはようございます。ただいま上程された人事議案について御説明します。

第123号議案教育委員会委員の任命については、岩崎哲朗氏の任期が来る12月26日で満了するため、藤田敦氏を新たに任命することについて、第124号議案公害審査会委員の任命については、大分県公害審査会委員の任期が令和7年1月7日で満了するため、井田雅貴氏、安部茂氏、貞永明美氏、斉藤功氏、前原理佳氏、影山隆之氏及び大上和敏氏を再任し、並びに吉田祐治氏、定金香里氏及び田中朋子氏を新たに任命することについて、それぞれ議会の同意をお願いするものです。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同いただきますようお願いいたします。

嶋議長 以上で提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

別に御質疑もないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。各案は、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、各案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結し、これより採決に入ります。

各案は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、各案はこれに同意することに決定しました。

—————→…←—————
日程第3 議員提出第18号議案
 (議題、提出者の説明、質疑、討論、採決)

嶋議長 日程第3、議員提出第18号議案を議題とします。

—————→…←—————
 議員提出第18号議案 「バカンス法(仮称)」の制定を求める意見書

→…←
嶋議長 提出者の説明を求めます。大友栄二議員。

〔大友議員登壇〕

大友議員 ただいま議題となった議員提出第18号議案「バカンス法（仮称）」の制定を求める意見書の提案理由の説明をします。

「バカンス法」は、休暇や余暇に関する新規立法、又は労働基準法のその他休暇や余暇に関する法令の一括整備法を想定した仮の名称で、本県議会では過去、平成15年8月及び平成25年12月の2度、同趣旨の意見書を提出しています。

我が国では、心の豊かさを求めて、滞在型余暇活動の推進を図り、国民の心身の健康の増進と新たな雇用の創出を進めていくことが期待されています。

本県においては、これまで、グリーンツーリズムなどの滞在・体験型観光の推進に積極的に取り組み、実績を上げてきたところですが、我が国における観光旅行は短期滞在が主体であり、滞在・体験型観光本来の機能が十分に発揮されているとは言えない状況が続いています。観光交流人口の拡大を図るため、一旅行当たりの宿泊数を増やすには、休暇に対する国民意識の変革を促し、休暇の分散化や長期化を促す取組や、子どもの休みの多様化、柔軟化の取組などに一体的に取り組む必要があります。そのためには、休暇に関する新規立法も含めた制度的な措置が必要です。

よって、国会及び政府に対して、「バカンス法（仮称）」の制定をするよう強く要望するものです。

案文はお手元に配布しているので、朗読は省略します。

以上で説明を終わります。御賛同くださいますようよろしくお願いいたします。

嶋議長 以上で提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

別に御質疑もないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略し

たいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結し、これより採決に入ります。

議員提出第18号議案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

→…←
日程第4 特別委員会の報告

嶋議長 日程第4、特別委員会の報告を議題とし、これより特別委員長の報告を求めます。経済活性化対策特別委員長井上明夫議員。

〔井上議員登壇〕

井上経済活性化対策特別委員長 経済活性化対策特別委員会の調査結果について御報告します。

本委員会は、コロナ禍から回復基調にある県経済を持続的な発展につなぎ、経済活動の活性化や産業の基盤強化を目指すことを目的として、令和5年10月4日に設置されました。

付託事件は、1、県産品の輸出や観光消費の拡大等、競争力強化、市場開拓について、2、市場ニーズにマッチした商品開発と高付加価値化について、3、これらの活動を支える人材の確保・育成についての3件です。

今回、これまでの調査を取りまとめ、委員会として報告、提言を行うものであり、その内容については、お手元に配布の報告書のとおりです。

詳細な報告は省略しますが、調査の概要を述べさせていただきます。

本委員会では、食と観光、農林水産業のさらなる振興と人材の確保・育成に向けた方策について、調査研究を進めてきました。

インバウンドを中心とした観光産業は、今や日本経済を牽引する成長産業の一つであり、農

林水産業をはじめとした他産業との相乗効果を通じて、さらなる経済波及効果、誘客促進が期待できます。

県経済を発展させるこうした好機を逃さずに、競争的な他の観光地から抜きんでて、外国人観光客にも選ばれる大分県となるためには、他産業との相乗効果を図った分野横断的な施策をいち早く推進し、今正に訪れる観光客に対応した、喫緊の環境整備が必要だと考えています。

近年、食の魅力やサステナビリティが外国人観光客のニーズとして大変高まっており、これは観光産業と農林水産業をつなぐ重要な視点です。

こうしたトレンドを踏まえた多種多様な観光商品を県内の各地域と連携して造成し、観光客の周遊促進や地域経済循環の仕組みをつくり、ひいては地域住民と観光客双方にとって満足度の高い観光地域づくりに取り組むことが期待されます。

そうした観点から、農林水産業と観光業の連携・相乗効果の創出として、食の魅力やサステナビリティなど、多様なニーズに応えた体験・滞在型の観光商品の造成や、農泊をはじめとした県内各地での農山漁村の観光商品化などに取り組む必要があります。

また、インバウンド需要や海外も見据えた市場へのアプローチ、情報発信を考える上で、市場ニーズの適切な把握に努めることも大変重要です。旅行者や消費者のニーズや実態などについて、情報収集・分析能力を高め、農林水産業なども含めた幅広い関係者に情報提供やアドバイスをすることで、県下の多様な事業者のマーケティング能力の向上に資する取組が必要です。

あわせて、こうした取組の強化にあたっては、県やツーリズムおおいたなどの推進体制を強化し、統一的な観光戦略に基づく部局横断的な協力体制の整備を推進する必要があります。

支援体制の構築にあたって大切な視点は、観光地域づくりは地域の人々と共に育て上げるものであり、農林水産業など1次産業も含めた多様な関係者や地域住民との合意形成の構築が不可欠だということです。

これらの活動を支えるには、人材の確保・育成が大変重要です。地域おこし協力隊や外国人、異なる産業からの協力者など、外部人材が活躍しやすい環境整備に関係機関で連携して取り組む必要があると考えています。

持続可能な農林水産業を実現していくためにも、中山間地域など農業生産条件が不利な地域等も含め、成長産業である観光の活力をいかして地域を支えていく必要があります。

今後とも本県が観光産業の大きな変化に乗り遅れることなく、経済活動の活性化や産業の基盤強化に向けて、地域一丸となって取り組んでいくことを期待して、経済活性化対策特別委員会の報告とします。

嶋議長 これをもって特別委員会の報告を終わります。

—————→…←—————

日程第5 選挙管理委員及び同補充員の選挙

嶋議長 日程第5、県選挙管理委員長から、選挙管理委員及び同補充員の任期が今月24日をもって満了する旨、地方自治法第182条第8項の規定に基づき通知がありましたので、同条第1項及び第2項の規定により、同委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

まず、選挙管理委員に、角山光邦氏、山本章子氏、千野博之氏及び川田菜穂子氏を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名した4名の方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した4名の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員に、原口祥彦氏、岡田雄氏、須藤智徳氏及び大畠美津子氏を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名した4名の方を補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した4名の方が補充員に当選されました。

お諮りします。ただいま当選された補充員の順序は、議長において指名した順序としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、補充員の順序は、ただいま指名した順序と定めることに決定しました。

—————→…←—————
日程第6 議員派遣の件

嶋議長 日程第6、議員派遣の件を議題とします。

—————→…←—————
議員派遣

その1

1 目的

大分県議会ユースモニター制度意見交換会出席のため

2 場所

大分市

3 期間

令和6年12月14日

4 派遣議員

後藤慎太郎、井上明夫、御手洗朋宏、澤田友広、猿渡久子、末宗秀雄、佐藤之則、三浦由紀

その2

1 目的

議員出前講座出席のため

2 場所

国東市

3 期間

令和6年12月16日

4 派遣議員

後藤慎太郎、木付親次

その3

1 目的

議員出前講座出席のため

2 場所

大分市

3 期間

令和6年12月19日

4 派遣議員

井上明夫、御手洗朋宏、澤田友広、猿渡久子、佐藤之則、三浦由紀

その4

1 目的

議員出前講座出席のため

2 場所

大分市

3 期間

令和7年1月16日

4 派遣議員

御手洗朋宏、澤田友広

その5

1 目的

九州各県議会議員交流セミナー出席のため

2 場所

宮崎県

3 期間

令和7年1月30日から令和7年1月31日まで

4 派遣議員

穴見憲昭、今吉次郎、小川克己、太田正美、後藤慎太郎、福岡智幸、吉村尚久、澤田友広、末宗秀雄

その6

<p>1 目的 議員出前講座出席のため</p> <p>2 場所 竹田市</p> <p>3 期間 令和7年2月7日</p> <p>4 派遣議員 宮成公一郎、猿渡久子</p> <p>その7</p> <p>1 目的 議員出前講座出席のため</p> <p>2 場所 大分市</p> <p>3 期間 令和7年2月19日</p> <p>5 派遣議員 御手洗朋宏、三浦由紀</p> <p>—————→…←—————</p> <p>嶋議長 お諮りします。会議規則第125条第1項の規定により、お手元に配布のとおり各議員を派遣したいと思っております。これに御異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>嶋議長 御異議なしと認めます。</p> <p>よって、お手元に配布のとおり各議員を派遣することに決定しました。</p> <p>次に、お諮りします。ただいま可決された議員派遣の内容について、今後変更を要するときは、その取扱いを議長に御一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>嶋議長 御異議なしと認めます。</p> <p>よって、そのように決定しました。</p> <p>—————→…←—————</p> <p>日程第7 閉会中の継続調査の件</p> <p>嶋議長 日程第7、閉会中の継続調査の件を議題とします。</p> <p>—————→…←—————</p> <p>閉会中における常任委員会、議会運営委員会の継続調査事件</p> <p>総務企画委員会</p> <p>1、職員の進退及び身分に関する事項につい</p>	<p>て</p> <p>2、県の歳入歳出予算、税その他の財務に関する事項について</p> <p>3、市町村その他公共団体の行政一般に関する事項について</p> <p>4、条例の立案に関する事項について</p> <p>5、学事に関する事項について</p> <p>6、県行政の総合企画及び総合調整に関する事項について</p> <p>7、国際交流及び文化振興に関する事項について</p> <p>8、広報及び統計に関する事項について</p> <p>9、地域振興及び交通対策に関する事項について</p> <p>10、出納及び財産の取得管理に関する事項について</p> <p>11、他の委員会に属さない事項について</p> <p>福祉保健生活環境委員会</p> <p>1、社会福祉に関する事項について</p> <p>2、保健衛生に関する事項について</p> <p>3、社会保障に関する事項について</p> <p>4、県民生活に関する事項について</p> <p>5、環境衛生、環境保全及び公害に関する事項について</p> <p>6、男女共同参画及び青少年に関する事項について</p> <p>7、災害対策、消防防災及び交通安全に関する事項について</p> <p>8、県の病院事業に関する事項について</p> <p>商工観光労働企業委員会</p> <p>1、商業に関する事項について</p> <p>2、工・鉱業に関する事項について</p> <p>3、観光に関する事項について</p> <p>4、労働に関する事項について</p> <p>5、情報化の推進に関する事項について</p> <p>6、電気事業及び工業用水道事業に関する事項について</p> <p>農林水産委員会</p> <p>1、農業に関する事項について</p> <p>2、林業に関する事項について</p> <p>3、水産業に関する事項について</p> <p>土木建築委員会</p>
--	--

- 1、道路及び河川に関する事項について
- 2、都市計画に関する事項について
- 3、住宅及び建築に関する事項について
- 4、港湾その他土木に関する事項について

文教警察委員会

- 1、市町村教育委員会への助言に関する事項について
- 2、県立学校の施設及び設備の充実にに関する事項について
- 3、教職員の定数及び勤務条件に関する事項について
- 4、義務教育及び高校教育に関する事項について
- 5、へき地教育及び特別支援教育の振興に関する事項について
- 6、社会教育及び体育の振興に関する事項について
- 7、文化財の保護に関する事項について
- 8、治安及び交通安全対策に関する事項について

議会運営委員会

- 1、議会の運営に関する事項について
- 2、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について
- 3、議長の諮問に関する事項について

—————→…←—————

嶋議長 各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第73条の規定により、お手元に配布のとおり閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

—————→…←—————

嶋議長 以上をもって今期定例会に付議された諸案件は全て議了しました。

—————→…←—————

嶋議長 これをもって令和6年第4回定例会を閉会します。

請 願 処 理 結 果 (令 和 6 年) (第 3 回 定 例 会 採 択 分)

受理番号	受理年月日	提出者の住所及び氏名
7	令和6年9月4日	大分県日田市若宮町5-4 大分県私学助成をすすめる会 廣 光 保 彦 (1 , 1 4 4 人 署 名)

件 名 及 び 要 旨

学費と教育条件の公私間格差をなくすために私立高校生の負担の軽減と教育環境の充実を求める請願

2020年7月から私立高校生に対する国の高等学校等就学支援金制度が大幅に拡充され、大分県でも単独補助事業として私立高校の授業料支援制度を行っている。これにより私立高校生の学費負担は軽減されているものの、進学時の入学金については、大分県には全国22の県で存在する補助制度がないため、低所得世帯が私立高校への進学を選択する際のハードルになっている。

また、大分県内の高校生(全日制)一人当たりの公費を比べても、私立高校は公立高校の3分の1にも満たない水準であり、公立高校に比べ非正規教員数が大きく上回っていることから、各学校法人の財政状況は厳しいものと推測される。

さらに、国が推進している学校でのICT環境の整備について、財政的に厳しい私立学校では十分なICT機器やネットワーク環境の整備ができておらず、公立高校との格差が生じている。

については、大分県の私学助成のさらなる拡充について、以下のとおり求める。

- 1 私立高校への入学を選択する高校生とその家庭の負担軽減のために、入学金補助制度を創設すること。
- 2 国に向けて経常費助成の拡充を要請すること。
- 3 教育のICT化が公立高校並みになるよう補助を拡充すること。

処 理 の 経 過 及 び 結 果

国では、全ての意思ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、高等学校教育費の経済的負担の軽減を図っている。授業料については、就学支援金制度により、590万円未満世帯で実質無償化となっており、入学金についても同様に、まずは国において家庭の教育費負担軽減の施策全体のなかで検討すべきと考える。

教育のICT化については、令和6年度から、国の補助率1/2に加えて県独自に1/6上乗せ補助するとともに、国の補助対象外の100万円以上500万円未満についても県単独の補助対象とするなど、私立学校のICT教育環境の整備を拡充したところ。

今後とも、国に向けて、私立高等学校等経常費助成費等補助の拡充のほか、一人一台端末整備を含めたICT教育環境整備に対する補助の拡充及び家庭の教育費負担軽減について要請していく。

紹介議員氏名	付託委員会
福 崎 智 幸	総務企画